秘

康德三年度

黑河省璦琿縣
農村實態調查一般調查報告書

臨時產業調查局

農村實態調查一般調查報告書

（璦琿縣）

凡例

一、本報告書は曩に発表せられたる「[illegible]調査之部」と共に一体を為すものにして、[illegible]た[illegible]に調査地の実態を明かならしむることを得る。

二、調査年月は「[illegible]調査之部」の場合と同じく、調査の[illegible]昭和[illegible]年十一月[illegible]日[illegible]迄[illegible]調査した。

三、[illegible]を[illegible]調査事項に大別したが、記述の関係上[illegible]入で行ひ又其の反対に他の説明を要する部分で行つたものも一部分ある。

四、報告書[illegible]項目は別表の如くである。

臨時産業調査局

調査部第一科

擔當項目＼縣名	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	榆樹	磐石
庶務一般	縣技士 持永	縣技士 中 藤岡	技士 中 藤岡	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 矢頭 伊藤	技士 矢頭 伊藤
毛ノ沿革	屬官 横地	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 矢頭	技士 矢頭
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井
土地所有關係並慣行	岸	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 矢頭	技士 矢頭
家族制度並人事情	屬官 横地	技士 額田	技士 額田	中島	中島	縣技士 清水	縣技士 田中
度量衡	岸	技士 中	技士 中	岡村 瀬崎	岡村 瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井
交通關係	屬官 横地	技士 額田	技士 額田	岡村	岡村	縣技士 清水	縣技士 田中
小作關係	縣技士 持永	技士 宮下 佐藤	技士 宮下 佐藤	縣技士 高田	中島	技佐 大沼	技佐 大石
雇傭關係	屬官 山本	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田渕	田渕
勞賃	—	—	—	—	—	田渕	田渕
農業經營	岸	技士 中	技士 中	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤
租稅公課負擔	岸	技士 赤池.中	技士 赤池.中	長瀬	長瀬	伊藤	伊藤
副業	屬官 横地	技佐 佐藤	—	岡村	岡村	技士 矢頭	技士 矢頭
金融	屬官 横地	技士 宮下.中	技士 宮下.中	中島	中島	農務司 田上	農務司 田上
農家經濟	岸	技士 中	技士 中	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤
社會關係	愛澤	額田	額田	長瀬	長瀬	縣技士 清水	縣技士 田中
畜産	岸	—	—	—	—	縣技士 清水	縣技士 安井

擔當項目＼縣名	梨樹	遼中	盤山	西豐	新民	洮南	鳳城
庶務一般	技士 村岡	八幡原	松見 北坂	松見 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山
毛ノ沿革	技佐 西村有	技佐 西村有	佐々木 北坂	佐々木 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山
自然的條件	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足
耕種概要	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足
土地所有關係並慣行	技佐 西村有	技佐 西村有	福田 北坂	福田 北坂	大川	大川	中山
家族制度並人事情	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	技士保田 縣技士 小野	佐藤(鎮)	技士 永山
度量衡	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山
交通關係	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山
小作關係	氏家	氏家	北坂	北坂	鍛治	鍛治	技士 永山
雇傭關係	平田	氏家	福田 北坂	福田 北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	縣技士 廣安
勞賃	—	—	北坂	北坂	—	佐藤(鎮)	—
農業經營	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山
租稅公課負擔	技士 村岡伊達	技士 村岡伊達	松見	松見	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野
副業	八幡原	八幡原	—	—	蛯原	蛯原	内田 中山
金融	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野
農家經濟	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山
社會關係	平田	松尾	川田	川田	技士 篠田	技士 篠田	杉田
畜産	八幡原	八幡原	—	—	技士 篠田	縣技士 渡辺 技士保田	技士 永山

擔當項目＼縣名	莊河	寧城	豐寧	延吉	敦化	黑山	慶運
庶務一般	中山	片岡 久保田	片岡 近岡 久保田	矢袋	矢袋	西村	縣技士 [illegible]
毛ノ沿革	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	縣技士 山口 [illegible]	山縣
自然的條件	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地所有關係並慣行	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	山縣	山縣
家族制度並人事情	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	氣田	近藤
度量衡	技士 永山	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通關係	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	技士 三田村	近藤
小作關係	縣技士 杉野 田	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	安田 矢袋	安田 矢袋	西村	西村
雇傭關係	愛澤	近岡	縣技士 山本 近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
勞賃	—	縣技士 恒吉	縣技士 恒吉	—	—	—	—
農業經營	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	—	—
租稅公課負擔	農務司 谷野	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	近藤
副業	内田 中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	農務司 谷野	久保田	近岡	安田 矢袋	安田 矢袋	氣田	氣田
農家經濟	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	—	—
社會關係	杉田	屬官 木村	屬官 木村 久保田	矢袋 神保 石橋	矢袋 神保 石橋	氣田	近藤
畜産	技士 永山	縣技士 山本	縣技士 山本	神保 石橋	神保 石橋	技士 三田村	縣技士 [illegible]

永持縣技士
横地屬官
中技士、藤岡
鈴木技佐
矢頭技士 伊藤
村岡技士 八幡原
松見 北坂
小柳技士 佐藤(鎮)
中山、杉田
久保田、近岡
矢袋 神保
西村 山縣

目次

総説

第一編 縣勢一般

總説

一　縣

本縣は黒河省の南に位し、黒竜江に沿つて西南より東北に細長き縣で、黒竜江を隔てて蘇聯と相対して居る。

縣内の地勢は西部縣境を小興安嶺山脈が南北に縦走し、其の東側は極く緩慢な傾斜を為して黒竜江まで續いて居る。従つて縣内には山多く平野は僅かに黒竜江岸に沿ふて帯状をなし、その中心は黒河及び璦琿を含む璦琿平野と為つて居る。

本縣の總面積は五三一四四、四二八方里（八一八七〇八七八町歩）で、中可耕地は僅かにその一八四五七二八四〇〇町歩に過ぎない。

土壌は璦琿平野並びにそれ以南の平坦地は沼土及び半沼土で、この点から考察すると農業には稍々困難並びに北の附近一帯は湧石を有して居ると思はれる。

氣候は冬の期間が長く、十月下旬から五月上旬まで七ヶ月に亘る。結氷期は一、二月で気温は零下三十度乃至四十度に達することもあるが、風少なく比較的凌ぎ易い。夏季は六月中旬から八月下

旬に至る期間で特に七月中旬から八月上旬が酷暑期となつて居り、日中は三十四、五度に昇ることもあるが夕刻になれば気温は急に降下する。

黒竜江の結氷期解氷期は殆んど一定し、十月下旬に結氷を完了し、解氷期は五月上、中旬となつてゐる。

陸地に於ける凍結は地下六尺と称せられる。

降雨は六－八月の候に最も多く、年雨量五〇〇粍内外である。

本県は中心市場たる大都市から遠隔の地にあり、康徳二年黒北線の開通を見るまでは陸路としては僅かに黒河から璦琿を経て嫩江、斉々哈爾に至る線があるのみで、此の線は道路も比較的良好で大車により所要物資を黒河地方に搬入してゐた。之に反し黒竜江は大量貨物の輸送上唯一の交通路となつて居り、その交通は本地方に重大な恩恵を与へ、専らこの地方の発展は黒竜江の水運に依ると見てよい。黒竜江は毎年五月中旬開江し十月中旬結氷、僅々五ヶ月の開江期に過ぎないが、この期間に哈爾浜、富錦方面から黒河に至る航路は江船一週二回上下してゐる。

次に県の沿革に就いて見るに

本地方は清朝時代は封禁の地であり、漢人の移住は之を禁止せられたが、斯くては露国の侵略に対抗し得ない所から茲に旧来の方策を一擲して漢人移殖と共に治防に当らしめた。即ち康熙二十三年に璦琿市が建設され、此所に黒竜江将軍が駐察されると共に満洲八旗約一万人の兵が置かれ辺境の防衛に当らしめられることになった。此等の人々が常置されると共に食料自給政策から屯田兵制

夜に移され、家族の招致、山東からの移民の流入によって漸次江の東岸及び中洲が開墾されて、民田兵部落と一般漢人の移殖民部落が発生した。当時本地方一帯の土地は自由に耕作され、何等規則的に区分されたものではなかった。其故に彼等の所有地は彼等の耕作した土地であって別に確固なる所有権が認められて居た訳ではなかった。

光緒二十六年義和団事件が起るや、露国は秩序回復の名の下に兵を進め暴虐の限りをつくし、ために住民は難を避けて各々哈爾方面に逃避しその虚に乗じて露人はこの地に進出するに至った。併るに光緒三十一年日露戦争終了と共に其の勢力は駆逐され治安回復せらるるに及び住民は漸次帰還して来た。光緒三十四年には人口地の分類と成り、民国三年頃にかけて盛んに文明内地より漢民族の招致が開始され、之と同時に本地方も大いに開発されて行った。

其の后民国六年露国大革命起り、近年の経済及び生産機関は破壊し、物資は欠乏し、之が供給を他方に求めたるため当地方は異常なる盛況を呈し、之に加へた砂金景気は其頂点に達し全盛時代を現出した。然るに民国十二年露国の貿易禁止と共に漸く下向線を辿るに転じ、之に加へて多年馬賊の跳梁と相俟って遂に衰微して行った。更に民国十七、八年の大水害、同十八年の露支紛争、更に民国二十年の満洲事変引続き、馬占山の反乱等連続災害兵禍に見舞はれ、農村は全く疲弊の極に達した。

建国后は治安の確立と共に漸次回復の途上にあるが昔日の面影はない。

本地方の産業の主なるものとしては産金業と農業である。

産金業は此の地方発展の最大原因を成したものであつて、民国十二年頃所謂ゴールドラツシユ時代を現出し、黒河地方一円は砂金の洪水を来し、黒河の人口四万五千、之等金廠に働く工夫は十四万に達した。しかし多年濫掘の結果産金量を減少し、次第に凋落の途を辿つて行つた。主なる金廠としては逢源金廠外十三、四ヶ所あるが、最近の年産額は五、六百万円程度と観られてゐる。

農業は本県は黒河省としては比較的耕地に恵まれ、当地方有数の農耕地帯となつてはゐるが他省に比べれば極めて微々たるものである。

不振の原因としては気候の関係もあるが人口及び交通不便の結果農産物を他地方に搬出出来ないことが大なる原因と思はれる。

現在本県の耕地は黒竜江に沿つて展開され、其の中心地は瑷琿及び黒河を含む瑷琿平野である。康徳二年度に於ける耕作地は僅かに一二、七四九晌で全面積の〇、六八％、全可耕地面積の三、七七％にすぎない。主要作物は小麦、鈴当麦、黄豆、谷子で、高粱は気候の関係上全然栽培されてゐない。商品作物として市場に出廻るものは小麦のみと云つてよく、鈴当麦、大豆等は殆んど問題とならない。出廻は黒河市で此の外極く少量が瑷琿に出廻る。

本県現在の農業状況では県内の自給自足も不可能で大量の小麦を移入してゐる。

次に商工業の発達について見るに、黒河市は黒河省唯一の商工業中心地で、往時対露貿易の根據地として発達したものである。併して現在は富錦方面より麦粉、小麥等を、哈爾浜方面より綿、食料品、雑貨等を移入し、砂金、木耳、木材、毛皮類を哈爾浜方面に移出し、此の地方の物資の集散

向上して居る。

工業状況は、大正八、九年から十二年頃迄好況時代には対露輸出を目的として製粉、油房、酒造・製氷・醸造等の近代的機械工業が隆盛を極めたものであったが露国との交易杜絶以来次第に衰微し、特に最近年には休業工場の閉鎖されるもの多く、本県の工業は一時休止の状態である。現在に於ては幾分回復しつつあるが一般に規模は縮少され昔日の俤は無い。

最近の本県に於ける治安状況を見るに、治安は一般に良好で殊に鉄道の東部の農業地帯は良好であるが、唯本県の南部、即ち奇克・遜克両県境及び山岳地帯の全般にはまだ匪賊が多く出没してゐる。

二　調査屯

本屯は県城より東方十五清里、鉄道線の西方一八清里の地点にあり、北、中央より南、西北東に主要道路に至る交通路に通じ、県城迄は一六清里、鉄道迄は二三清里の距離にある。附近の地勢は西方は小興安嶺の山脈が丘陵状を成して迫つてゐるが、東南北の三方は広漠たる璦琿平野が展開してゐる。其の地方の土壌は沖積土或は半沼土で、表土は黒色で厚さ六、七寸。心土は黄色の粘土でこれが為比較的排水悪く地味は上等とは云ひ難い。水質は概して良好で飲料水としても適当なものと思はれる。

気候は県一般の状況と全然変りない。調査年度に於ける気象状態は順調で、収量は平年作を示し

てゐる。

災害については屯民の談を綜合するに、水害は最近では民国十七、八年及び二十年と引続いてあり特に民国十八年が被害最も大であった。旱害では民国七年大被害を受けたことがあったが最近では特記すべきものはない。虫害としては谷子に黒虫が発生するが部分的のもので大被害と称すべきものはなかつたやうである。

本屯の大量貨物運輸機関としては専ら大車が用ひられてゐる。取引市場は黒河市及び璦琿城で、黒河までの距離は七五満里で往復二日を要し、璦琿城までは一八満里で往復半日の行程にすぎない。本屯の出廻穀物は大部分小麦で、其の他鈴当麦、大豆等が僅かに売却されるのみであって、小麦は全部黒河に、鈴当麦は黒河八、璦琿二、大豆は黒河六、璦琿四の割合で出廻ってゐる。璦琿城は巨离、所要日数、搬出費等の出廻り諸條件に於てはるかに黒河市より有利なるにかゝはらず然も本屯民が黒河市に売却する所以は販路の豊富及び穀価の高値と云ふ点に左右されてゐるのである。物資の購入は専ら璦琿城で行はれ、黒河での購入は農産物販売のついでに購入する程度でわざ／＼黒河まで購入に行く者は稀である。

本屯の治安は極めて良好で、未だ一度も匪襲を受けたことはない。只大同元年馬占山の反乱当時馬匹及び食料を若干掠奪されたのみである。

本屯の沿革については詳でないが、屯民の言を綜合するに本屯は康熙年間に初まる漢軍八旗の駐屯とその食料自給政策に発する屯田兵的な定着に依つて成立されたものらしく、屯成立后約百五十

年見当経つてゐると思はれる。

光緒二十六年義和団の乱起るや屯民は難を避けて斉々哈爾方面に逃避し、当時約四十戸の本屯は空しく空屋のみを残し耕地はやがて荒野と帰した。事変終了后、漸く治安の回復と清朝の帰来勧告に応じて、短かきは二年、長きは七、八年を経て帰来した。本屯の家屋は不思議にも焼打ちを免れてゐたため嘗て江東岸の部落に住んだものも他屯に住んで居たものも皆此の部落へ入つた結果、現在見られるやうに六十三戸中十一戸のものゝみが以前から本屯に居住してゐたものに過ぎなくなつた。帰来した農民は既に全く荒野と化つた耕地を土地の良否に応じて勝手に耕作し始めたため以前の耕作者が帰来した場合其処に紛争を生じ、遂に収拾すべからざる土地紛争が生ずることになつた。此処に於て清朝政府は光緒二十四年防備政策を兼ねて此の土地問題処理のために移民数人を招致し東は旗人に対し耕地として毎一人に既墾地二晌を与へた。

其の後は全く順調に発展し、露西亜革命后は小麦の対岸輸出が特に旺盛であつて本屯の農業は著しく成つたため、此処に本屯の農業的発展の最盛時が到来し、本屯での耕作面積約二千晌に達して居た。然るに民国十七、十八年と打続く水害、民国十八年の露支紛争、民国二十年の満洲事変、之に引続いて馬占山の反乱等に依り大打撃を受け、更に建国以来の罌粟栽培の禁止政策は農家経済上に大きな影響を与へたため農村は極度に疲弊した。

斯くして最盛時は官地を含めて二千晌の耕作面積は現在僅かに三百三十晌となり、一千七百晌の廃耕地を生ずるに至つた。

調査当時（康徳三年四月）にあつては徐々たる回復の途上にあり、春耕資金も稍々出来、種子も整つたから、今年度（三年度）は作付面積を増加すると云ふ農家が殆んど全体に見られる。

当地方は、本屯も全然そうであるが、現在まだ未耕の荒野が殆んど無限に存在し、土地自身の価値は殆んど持たない。

民国十五、六年の最盛時に於てすら普通の耕地一晌の価格が七、八円見当で、現今のやうに対露貿易が完全に杜絶し、農業が衰微した場合は特に著しく、普通の耕地は三円内外、熟荒地は一、二円迄にすぎない。然して耕地を獲得したいものは好む所の官地の払下げをうけて開墾すればいいのである。

更に安価な手段として官地の無断耕作がある。

斯うした事情の下にあつては事実土地は価格をもたず、売買、典、押は市街地を除けば全くない。小作も殆んどなく、調査年度本屯では五戸程小作料を支払つてゐるものがあつたが、その中三戸は其の土地が無所有地＝官地だらうと思つて耕作したところが所有者から文句が出て、それではと証文を入れてともかく小作料を出すことになつたので、はじめから正式な小作契約が行はれたものではない。

他の二戸は廟地たる菜園を耕作してゐるものである。

斯くの如く土地を所有するのみでは毫も価値を生まないから、本屯民の貧富は土地の所有面積ではなく、当該家族中の労働員数、所有役畜数、農具数で決定されると云へよう。

次に各年に於ける主要作物は鈴当麦、小麦、谷子、大豆で、康徳二年度に於ける作付歩合は鈴当麦の二六%を筆頭に、小麦の二三%、谷子の一八%、大豆一六%となつてゐる。小麦、鈴当麦、谷子等は開墾当初から作付されてゐたものであるが、大豆は民国十三年頃から栽培が取入れられたとのことである。

一般に採用されてゐる農法は、開墾と同時に小麦を四、五年連作し、次いで鈴当麦三年――大豆一年――谷子一年の順に輪作する。

斯くして地力減耗すれば他の肥沃なる新地を開墾し、此の畑は六―八年休閑さし、地力の回復を俟つて再び耕作する。

第二回目の耕作に当つては、たとへ休閑さしても地力は新地程には回復しないから、小麦、鈴当麦の生産期間も自ら短縮されて

小麦三年――鈴当麦二年――大豆一年――谷子一年

[illegible]通と[illegible]、[illegible]る。

次に地力の減耗状態を見るに大体次の如くなつてゐる。

	新開墾地	熟荒地
小麦	五〇前後	二五前後
鈴当麦	五五 〃	三五 〃

大豆	三五角度	二五角度
谷子	四〇〃	三〇〃

尚当地方に於ける農業経営上特記すべきことは、耕作に当り各れも役畜に依る大農式農具が使用されてゐる点である。之等大農式農具の移入されたのは義和団事変以后のことで、現在本屯で使用されてゐるものは民国十五、六年の農業最盛時に購入されたものが多い。

第一篇

第一編　縣

第一章　面積並戸口

第一節　面　積

總面積	一、八七〇、八七八町
既耕地面積	四八、五九五、
耕水地	一二、七四九〃
撿荒地	三五八四六〃
可耕未墾地	二八九、八〇五〃
不可耕地	一、五三二、四七八〃

第二節　戸口

一　種族別戸数並人口表（康徳二年六月末現在）

部市農村別	戸口別	種族別 満人	蒙古人	日本人	鮮人	露国人	其他	計
黒河市	戸数	（二、二八四）	（一）	（三七〇）	（六三）	（八一）	（一）	（二、七七九）
	男	七、〇五一	三	四九九	七六	一〇〇	一	七、七三〇
	女	三、一七五	一	三六八	六二	一一四	一	三、七二一
	計	一〇、二二六	四	八六七	一三八	二一四	二	一一、四五一
瑷琿城	戸数	（五三七）	－	（四）	－	－	－	（五四一）
	男	一、三〇四	－	六	－	－	－	一、三一〇
	女	九七九	－	四	－	－	－	九八三
	計	二、二八三	－	一〇	－	－	－	二、二九三
農	戸数	（四、一〇七）	－	－	（五三）	（三）	－	（四、一六三）
	男	一一、五七七	－	－	一三二	五	－	一一、七一四

[illegible]		總計			
女	計	戸數	男	女	計
七、七三〇	一七、三二七	（六、九二八）	一九、九三二	一二、一〇四	三二、〇三六
－	－	（一）	三	一	四
－	－	（三七四）	五〇五	三七二	八七七
七三	二二三	（一一三）	二〇八	一五五	三六三
八	一三	（六四）	一〇五	一二二	二二七
－	－	（一）	一	一	二
八、〇五一	一九、七六五	（七、四八三）	二〇、七五四	一二、七五五	三三、五〇九

二　職業別人口表（康德二年六月末現在）

警察署		戸數	男	女	計
戸口總數		二、三三七	七、七一九	三、七二七	一一、四三六
職業別	農		四八六	二六八	七五四
	牧		四二	二七	六九
	林		一一四	二九	一四三
	水產		九	－	九
	鑛		一一	－	一一
	工		九八四	－	九八四
	商		二、三七六	二、七六一	五、一三七
	交通		三〇七	三二	三三九
	公務		九九九	一二九	一、一二八
	自由業		八五〇	七三	九二三
	其他		一、三六〇	二三七	一、五九七
	無業		二八一	六一	三四二

	璦琿城警察区				西四嘉警察区				東尚化警察区				大三警察		
	戸数	男	女	計	戸数	男	女	計	戸数	男	女	計	戸数	男	女
	一、二四五	三、二七三	二、六八六	五、九五九	一、〇二四	二、七一一	一、七三七	四、四四八	七八二	二、一九八	一、六三〇	三、八二八	八五二	二、四六五	一、五一四
		一、四五六	二、一三〇	三、五八六		二、二〇三	一、五一〇	三、七一三		一、九七九	一、六二六	三、六〇五		二、〇二〇	一、四一七
		五	四	九											
						一五	七	二二							
						三二	ー	三二							
										三〇	ー	三〇			
		一一〇	ー	一一〇		二〇九	一六一	三七〇		一五	ー	一五		七	ー
		二六六	一二〇	三八六		三三	一六	四九		二〇	四	二四		二四六	二〇
		八五	四三	一二八											
		三八	ー	三八		一一	ー	一一		一三八	ー	一三八			
		七一二	三二	七四四		七	ー	七							
		五三九	三二〇	八五九						一六	ー	一六			
		六二	三七	九九		二〇一	四三	二四四						一九二	一二

[illegible]	[illegible]	男	女	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	八〇一	[illegible]	一,四六八	三,八五九	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	一,四四〇	三,六四六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	六〇	二八		八八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]			[illegible]	[illegible]	[illegible]	七五	[illegible]
	一二六			一二六	[illegible]	[illegible]	一二九	[illegible]

第二章　縣の特質

第一節　自然的條件

一　位置、地勢

瑷琿県は黒河省の稍〻中央に位し、県の東北は黒竜江を距てゝ蘇聯邦と相対し、西北は北寛河を以て呼瑪県と境し、西及び西南は小興安嶺山脈を以て竜江省嫩江県及び竜鎮県と境し、東は遜爾莫津河を以て奇克県に接してゐる。

県内の地勢は西部県境を小興安嶺山脈が南北に縦走し、其の東側は極く緩慢な傾斜をなし、黒竜江に至る間に拡がつてゐる関係上山岳地帯多く、平地は僅かに黒竜江岸に沿ふて展開され、其の中心は瑷琿及び黒河を含む所謂瑷琿平野となつてゐる。其の他小興安嶺山脈に源を発し、東流する諸河の流域に沖積層の平地が散在してゐる。

河川の主なるものとしては、黒竜江本流の外、坤河、遜別拉河、法別拉河、法別拉河、遜音河、大小窮泥河、額爾爾河、阿陵河等があり、すべて小興安嶺山脈に源を発し東流して黒竜江本流に注いでゐる。其の他無数の所謂『沙河』と称せられる支流及び小流があり、之等は乾いてゐると きは全然涸凋してゐるが、黒竜江本流の増水、或ひは雨期に際しては毎年氾濫するのが常である。

又之等の地域も始めは山稜で[illegible]地帯多く、全然耕作に適しないのみならず、[illegible]地が大きい箇所が多くある。

二　気象概況

一、気温

気温は大陸性で春秋の二期間は甚だ短かく、之に反して夏冬の期間割合に永く特に冬期の期間永く一年の約大半を占めてゐる。

冬季は著しく酷寒にして気温著しく低下する。四月頃に至れば気温の上昇急激にして[illegible]は高温常になく、寒さも[illegible]てゐる。七月半ばから八月上旬に至り気温は最高[illegible]に達し、[illegible]下旬より気温は下降し初め、九月下旬の[illegible]は急激に低下する。

冬期の最寒期は一月中下旬で零下三〇度以上に達[illegible]最高[illegible]二十度以上に達することもある。

黒河に於て観測せる各月別、平均、最高、最低気温を示せば次の如くである。

一九二五—一九三四年間は黒河税関所にて観測せるものなり。

註　但し一九三二年八月より一九三三年一月は馬廿山兵営に於ける観測結果。

一九三五年は黒河地方観象台の観測せるものである。

平均気温

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一九二五（民国十四年）	(一)二五、三	(一)二〇、二	(一)一〇、四	五、四	一二、七	二〇、一	二三、〇	二〇、三	一四、三	四、六	(一)七、二	(一)二〇、一	一、五八
一九二六（〃十五〃）	(一)二三、五	(一)一七、一	(一)七、五	〇、三	一二、〇	一七、九	二二、四	二〇、六	一四、九	一、二	(一)八、五	(一)二〇、二	一、〇四
一九二七（〃十六〃）	(一)二二、四	(一)二〇、〇	(一)八、八	三、六	一〇、六	一八、〇	二二、四	一八、二	一三、八	四、五	(一)六、九	(一)二〇、五	〇、六三
一九二八（〃十七〃）	(一)二四、三三	(一)一八、三九	(一)七、六九	(一)一、三三	一〇、四四	一七、九七	二一、四五	二〇、七八	一一、六二	三、九八	(一)一一、九七	(一)二一、〇三	〇、一一
一九二九（〃十八〃）	(一)二四、五三	(一)二〇、〇九	(一)八、三四	一、八七	一三、〇〇	一九、三一	二一、二五	二〇、六四	一一、六一	一、二〇	(一)八、八一	(一)二三、〇六	〇、三四
一九三〇（〃十九〃）	(一)二四、三六	(一)二一、七〇	(一)八、三六	三、〇六	一一、五六	一七、九七	二二、八一	二〇、九四	一三、四五	六、三一	(一)一二、三五	(一)二六、八四	〇、二二
一九三一（〃二十〃）	(一)二九、一七	(一)二七、〇六	(一)九、六一	(一)〇、七五	八、五三	一七、二六	二二、九六	二〇、七一	一三、四六	三、六九	(一)八、八一	(一)二五、二〇	(一)一、一五
一九三二（大同元〃）													
一九三三（〃二〃）		(一)二〇、七五	(一)一一、〇七	三、一五	一三、一五	一八、五三	二二、三四	二一、九四	一六、六一	五、三七	(一)八、七〇	(一)一六、一九	
一九三四（康徳元〃）	(一)二〇、五五	(一)一二、五八	(一)八、七四	一、三九	一四、一八	一九、七三	二〇、六九	一九、六〇	一三、四三	二、七三	(一)八、五一	(一)一七、二七	二、〇一
一九三五（〃二〃）	(一)二一、四一	(一)一二、八三	(一)七、四〇	三、〇二	一〇、七八	一八、一二	二三、七五	一九、三八	一二、七三	四、三〇	(一)一四、七九	(一)二三、一九	〇、九五
累年平均	(一)二三、九五	(一)一九、〇七	(一)八、七九	一、七七	一一、六九	一八、四九	二二、三〇	一八、八一	一三、五九	三、七九	(一)九、六四	(一)二一、三五	〇、六三

	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	累年平均
一月	(一)二〇、六	(一)一八、四	(一)一七、七	(一)一九、八三	(一)二一、一三	(一)二〇、八三	(一)二五、三三			(一)一六、五五	(一)一五、二一	(一)一九、五三
二月	(一)一三、二	(一)一〇、三	(一)一三、七	(一)一二、〇〇	(一)一四、〇六	(一)一七、七二	(一)二一、五一		(一)一五、四八	(一)七、二七	(一)五、七五	(一)一三、一〇
三月	(一)三、三	(一)〇、九	(一)二、六	(一)一、四四	(一)三、五六	(一)三、〇〇	(一)三、六四		(一)五、二一	(一)三、六八	〇、一三	(一)三、七三
四月	一二、五	七、一	九、四	一〇、〇六	七、五六	九、一一	四、七一		七、八二	六、八三	八、三八	八、三五
五月	一九、六	一九、六	一六、八	一六、八三	二〇、二二	一八、五〇	一三、九九		二一、〇八	一九、五八	一七、一六	一八、三四
六月	二六、七	二五、一	二四、七	二三、二四	二七、七二	二三、八九	二一、九八		二七、二五	二三、七五	二四、一四	二四、九七
七月	三〇、三	二八、一	二七、九	二六、一七	二六、〇六	二八、九四	二八、五二		三一、四八	二四、八一	三〇、四八	二八、二八
八月	二五、五	二六、三	二三、九	二五、一七	二五、七八	二五、九四	二六、〇四		二八、〇八	二四、三七	二四、六〇	二五、五七
九月	一九、〇	一九、八	二〇、二	一五、六七	一五、九四	一八、一七	一七、三〇		二一、九八	一八、三五	二〇、〇三	一八、六三
十月	一〇、四	五、八	八、六	九、〇八	四、八三	一〇、八三	八、二四		一〇、八七	八、一五	九、四三	八、六二
十一月	(一)二、五	(一)四、二	(一)二、五	(一)八、一一	(一)四、〇六	(一)九、二六	(一)四、五三		(一)三、三三	(一)四、〇〇	(一)九、二八	(一)五、一七
十二月	(一)一五、三	(一)一六、〇	(一)一六、四	(一)一七、五六	(一)一九、五〇	(一)二三、八九	(一)二四、二八		(一)二三、一三	(一)二二、一九	(一)一八、二三	(一)一七、五五
年平均	七、四三	六、八三	六、五五	五、七一	五、四七	五、〇八	三、四六			六、八三	七、一七	六、〇六

平均最低気温

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一九二五	(-)三〇、一	(-)二七、二	(-)一七、五	二、〇	五、九	一三、四	一五、七	一五、一	九、五	(-)一、三	(-)一一、九	(-)二四、八	(-)四、三七
一九二六	(-)二八、六	(-)二三、九	(-)一四、一	六、七	四、三	一〇、八	一六、七	一五、〇	一〇、〇	(-)三、五	(-)一二、八	(-)二四、三	(-)四、七六
一九二七	(-)二七、一	(-)二六、二	(-)一五、〇	(-)二、三	四、四	一一、二	一六、九	一二、五	七、四	〇、四	(-)一一、三	(-)二四、五	(-)四、四七
一九二八	(-)二八、八三	(-)二四、七八	(-)一三、九四	(-)一二、七三	三、六一	一一、五〇	一六、七三	一六、三九	七、五六	(-)一、一一	(-)一五、八三	(-)二四、五〇	(-)三、四九
一九二九	(-)二七、七三	(-)二六、一一	(-)一三、一一	(-)三、八三	五、七八	一〇、八九	一六、四四	一五、五〇	七、二八	(-)二、四四	(-)一三、五六	(-)二六、六一	(-)四、七七
一九三〇	(-)二七、八九	(-)二五、六七	(-)一三、七三	(-)三、〇〇	四、六一	一三、〇五	一六、六七	一五、九四	八、七二	一、七八	(-)一五、三七	(-)二九、七八	(-)四、六三
一九三一	(-)三三、〇一	(-)三三、六〇	(-)一五、五九	(-)六、二三	三、〇六	一三、五四	一七、六七	一五、三八	九、六二	(-)〇、八五	(-)一三、〇八	(-)二六、二一	(-)三、七六
一九三二													
一九三三		(-)二六、〇二	(-)一六、九四	(-)三、五二	五、二一	九、八〇	一三、〇〇	一五、八〇	一一、二三	(-)〇、一三	(-)一四、〇七	(-)二〇、二四	
一九三四	(-)二四、五五	(-)一七、八九	(-)一三、一一	(-)四、〇五	八、七七	一五、七二	一六、五六	一四、八二	八、六〇	(-)三、六九	(-)一三、〇三	(-)二三、二四	(-)二、八二
一九三五	(-)二六、七九	(-)一九、三七	(-)一三、九四	(-)四、五三	四、三七	一一、九九	一七、六一	一四、八六	六、五六	(-)〇、三一	(-)一七、二〇	(-)二七、六〇	(-)四、七〇
平均	(-)二八、二九	(-)二四、九八	(-)一四、七七	(-)三、一五	五、〇〇	一一、九九	一六、四〇	一五、一三	八、六五	一、〇二	(-)一四、〇〇	(-)二五、〇八	(-)四、六三

一年中に於ける変化は比較的少いが冬季は概して北西風が優勢で、春季に於ては[illegible]

[illegible]

が多い。

[illegible] 降水

降雨は六、七、八月に最も多く、年降水量は五〇〇粍内外である。

冬季に於ては[illegible]一月二月最も少なく、四、五、六月により漸次増加し七月八月[illegible]

[illegible]十月に於て減少し、十一月十二月には極めて少なく[illegible]

[illegible]は次の如くである。

降水量

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
[illegible]	[illegible]	[illegible]	六.五	一七.八	二四.〇	六五.五	[illegible]	一一八.五	[illegible]	三九.〇	三二.五	二.三	四三五.四
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	五.五	二〇.三	六九.三	三七.七	一六五.〇	一四五.〇	六〇.五	一三.〇	〇.八	七二八.七
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇.三	[illegible]	一八七.三	一九八.三	一四七.八	四八.八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一二.三	二九.五	五五.五	三三.五	六六.三	〇.三	一四.八	一.二	四〇四.四
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二四.五	二八.八	四〇.五	一一三.八	一七三.二	四四.〇	一三.〇	—	[illegible]

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
一九三二													
一九三三		｜	三、〇	一九、五	三四、三	一一三、一	九四、七	一三九、三	八七、四	二、〇	一、七	三、〇	
一九三四	〇、九	｜	九、九	五、五	一四七、九	四七、一	七五、一	九六、五	三〇、九	四、八	二、八	一、五	四二三、六
一九三五	〇、六	一、八	一、〇	一七、九	四四、〇	五五、四	六一、三	一四三、八	一三、二	七三、六	二二、五	四、二	四三八、三
累年平均	二、四	二、五	五、〇	一〇、八	四一、二	九七、六	一〇五、五	一四三、三	七四、三	三一、八	一一、五	三、一	三二九、〇

註　一九二七ー一九三四は黒河税関所調、

但し一九三二及び一九三三年一月は馬占山兵変のため観測結果缺。

一九三五年は黒河地方観象台調。

4　蒸発量

蒸発量は極めて多量である。一月二月最も少なく三四月に至り次第に増加し、五、六、七、八の各月最も多く、十一月十二月に至りて漸次減少する。

蒸発量（康徳二年度）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年

〇、三七	〇、八一	一、五七	二、九九	三、一三	六、〇二	六、九四	三、三六	三、一三	一、三四	〇、五六	〇、四二	一二七、八五

5　無霜期間

古老の言によれば、本地方の初霜、晩霜は大体次の如し。

初　霜　　白露（陽暦九月七日前后）

晩　霜　　立夏（〃　五月五日〃）

無霜期間　　一三〇日内外

黒河地方観象台の観測結果に依れば次の如くなつている。

初　霜　　九月十七日

晩　霜　　五月　七日

無霜期間　　一二七日

6　結氷及解氷

陰暦十月中旬頃になれば結氷し始め、十一月下旬或ひは十二月上旬頃になれば黒龍江の通航が不可能となる。

氷の厚さは三－五尺に達す。

解氷は四月下旬或ひは五月上旬頃に開始される。

今黒河省公署調査にかゝる黒河に於ける解結氷状態を示せば次の如くである。

黒河ニ於ケル黒龍江ノ解結氷表

	解氷開始期	解氷期	流氷開始期	結氷期
	5—1	5—12	11—2	11—15
	5—2	5—17	10—28	11—8
	4—20	5—1	11—4	11—17
	4—30	5—11	11—1	11—15
	5—1	5—10	11—4	11—13
	4—22	5—1	10—30	11—11
	4—29	5—10	11—4	11—18
	4—29	5—12	10—30	11—10
	5—5	5—17	11—3	11—20
	4—28	5—7	11—1	11—15
	5—1	5—10	10—27	11—10
	5—2	5—13	10—25	11—21
	5—2	5—10	11—2	11—13

年
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935

7　地下凍結状況

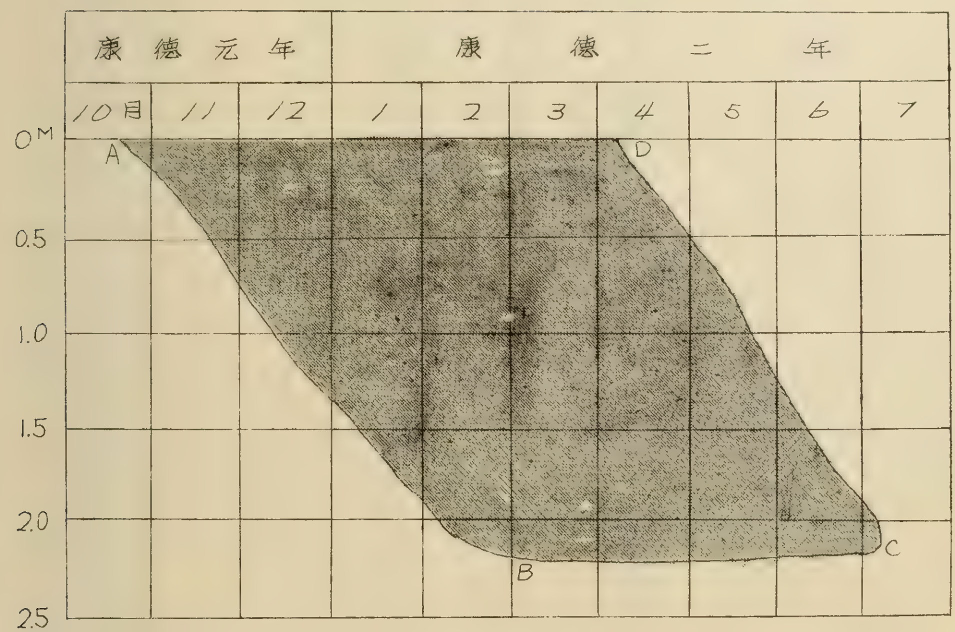
地表の凍結は十月中—下旬からはじまり、次第に凍結深度を増し、終に地下五—七尺位まで深[illegible]。

[illegible]月上旬になれば地表は解け始め、全部解けるのは[illegible]月上旬頃である。

湟河地方観象台の調査に依る地下凍結状況を図示すれば次の如くである。

黒河ニ於ケル地中凍結状況

（黒河地方観象台調）



A. 10月24日

B. 2米2

C. 7月11日

D. 4月1日

斜影 凍結区域

三　土壌と地味

（一）瑷琿平野

瑷琿平野に属するものは黒河、瑷琿附近と公別拉河下流一帯を含む[illegible]、[illegible]
[illegible]は[illegible]、土壌は[illegible]、大体の[illegible]一尺[illegible]の厚さの黒土の層で、その下部は黄土（二尺）、以下は砂土である。
[illegible]で耕作し易く、地味は[illegible]、果として[illegible]

（2）公別拉河中流（[illegible]、[illegible]）[illegible]、[illegible]、大[illegible]一帯
此の[illegible]地味は[illegible]、地味としては県下で第二番目にある。

（3）[illegible]、[illegible]
[illegible]

（4）[illegible]

此の地方の地味は県下で四番目に位してゐる。

（5）[illegible]

[illegible]

（6）[illegible]
[illegible]、土質は黒土で腐植質を多分に含有し、[illegible]
下第一の所である。

第二節　沿　　革

一　開拓以前の状況

1　土　地

本地方は土地から見ると清朝の領有地で、現在の観察を以てすれば国有地であるが、旗人の佐領となり、屯田兵的に開発されたものであるから南満地方の所謂旗地とは若干趣きを異にしこれに準ずる土地とすることが出来やう。

（土地及び沿革の項を参照）

2　自然状況

西に小興安嶺を控へ、その山脈は概ね六百乃至七百米、高さも一千米を越えない程度のもので、これが素晴らしい緩傾斜をなして黒竜江まで続く。たゞ瑷琿平野はやゝ広い平原を形成してはゐるが、矢張り極く緩漫に江の面する方向が低い。

瑷琿平野並びにそれ以南の平坦地は土壌が泥土及び半泥土で、この点から考察すると過去に於ては黒竜江のこの附近一帯は湖沼をなしてゐたと思はれる。

開拓以前の状態を推察して見ると、現在の平原、丘には蒙古櫟の林やダフリカ落葉松、欧洲赤松等の樹林を見るが以前は恐らく針葉樹林であつたと観察される。

それが人為的に荒廃せしめられた結果として蒙古櫟や白樺、黒樺等の闊葉樹が進出して来た

[illegible]

土壌が良好でないことは楢の林と春季に咲きほこる鈴蘭の原によって北海道帯広を中心とする十勝平原に髣髴たるものがある。

[illegible]

[illegible]

う　開拓前の居住民族

旗人の来住前はツングース族に属するオロチョン人、ダウール人等が居住していて県一帯の山地を相手に狩猟をしてくらしてゐたやうである。

満人は彼等を捜林人と呼んでゐる。

二　県　史

[illegible]シア人は驚くべき速度を以て反対にその馬首を東へ東へと進めた。シベリアの第一植民地はトボルスクに置かれたオストログをばその東征の第一鎮とするのであるが、トムスク、エニセイスク、ヤクーツク、オコックといふ順序で、早くも一五八七年から一六三八年に至る間に建設せられたと云ふから、西伯利亜全土は僅々五十年内外で占領されたといふことが出来る。

このオストログ（山寨乃至要塞）によって、それが増加と共に西伯利亜在住の土民は圧迫と誅求を受け始め、ややもすれば大動乱を起し、コサックに抗するか、[illegible]

禁に置いた。

コサックは一六三九年代にオコツック海に到達したと云ふ。

一六五二年に露人の先鋒は今の尼布楚（ニプチユ）河々口に一要砦を建造し、之をネルチンスクと命名した、ついでハバーロフの一遠征隊は黒竜江を下りて松花江を溯江し、その地方のホルカ寨を攻略した。清露両国の葛藤は斯くして始った。彼等は雅克薩にアルバジンの要砦を建造し、順治十年より十一年春に亘って警報は頻々と北京政府に達し、政府は寧古塔の昂邦章京沙爾虎達をして朝鮮の鉄手一百名を帯同してそれに向はしめた。

ハバーロフ遠征隊は微力であり、地理も不案内勝ちであったから、三姓以東の江中の戦で散々敗北した。

順治十五年春にも又々衝突があった。

斯うした状況のために康熙大帝が一六七一年以来満洲の官吏に命じて戦備を急がせたと云ふことは寧ろ当然の措置であらう。

一六八一年、台湾を平定し、雲南の禍乱も既に鎮定されたので、八二年康熙大帝は満洲巡遊をなし、露国南下に対して劃策してゐる。

帝はこの年、将軍郎談、彭春、巴海、薩布素等をして小戦斗をネルチンスクの官府と開始せしめてゐる間に着々水陸の戦備を整へつゝあった。

斯くして一方遼河、伊通河、松花江を連絡する水運を利して、大規模なる粮食の輸送を行ひ、

小興安嶺を越えて瑷琿に到達した。

この戦斗は満洲側の大勝利に終つて、尼布楚（ネルチンスク）條約となつたのである。

條約の大要

一、ゴルビチ（格爾必斉）河及びスタノボイ山を以て清露の境界とし、山南黒竜江に注ぐ支流は清国に属し、山北は露国に属するものとす。

二、アルグン（額爾古納）河を以て他の一方の清露両国の境界とし、右岸は清国に属し左岸は露国に属す。

三、シルカ、アルグン両河合流の北方、烏特河一帯を保留して公平地帯とすること。

四、アルバジン（雅克薩）城を毀ちて両国の平和を保つこと。

五、狩猟に国境を越えて他国領に入るものを処分すること。

六、逃亡者を互に還付すること。

又満、漢、蒙古、羅甸の四国語にて書かれたる界碑を立つること。

これによつて露人の過去六十年間に亘つた黒竜江占領の雄図は挫折した。

爾来凡そ百七十年間、黒竜江上には露人の隻影も止めず、一八五〇年代に新東部西伯利亜総督に任ぜられたる露国の陸軍中将ムラヴィヨフは親しくアルバジンの廃塁を離々たる荒草の間に見出してその風霜両折の悲哀な遺像の涙を洒いだといふ。

× × × × ×

アルバジン要塞繁栄の当時、この城を中心としてロシア人の耕作地は二千七百エーカーに達したといふ。』

稲葉君山ー満洲発達史より抜粋

× × × × ×

『ネルチンスク條約は順治九年（一六五二年）から康熙二十八年（一六八九年）に至る三十七年間に亘り、璦琿及び漠河県、額爾古納（Argun）河口の対岸たる露領雅克薩（Albazin）間の黒竜江上で展開された露支戦争の結果であって、当時の清朝政府は支那統一の余力を以て露国極東の前線根據地たる雅克薩の哥薩克兵を撃壊し、黒竜江上露兵の侵影をとゞめざるに至たらしめた。

此等の戦斗に清朝政府が吉林及び奉天地方から動員した軍兵延べ人員二万余人、砲二百余門に達すべく、当時としては如何に大規模であったかを察知し得られる。

而して以上の軍兵中には多数の漢人があって、是等は両国和平に帰したる後も璦琿城外江岸の各主要地に駐まり、漸次家族を呼び定住するに至り、実に本省に於ける漢人移民の先駆者として、其の基礎を確立するに至った。

註――遠征軍の満漢蒙軍八旗の軍兵が屯田兵を形成する場合に二千人に減ぜられたことは土地沿革の項に述べたが其の方が正しいやうである。

第一次露支戦争に派遣せられた清国八旗軍の民族別の編制について見ると、[illegible]
ところは次の如くである。

イ 漢人

奉天省及び吉林省から出て、其の数二千六百戸、一万二千四百八十二人にして四旗に分たれてゐた。戦争に際つた後、第一、二旗は[illegible]に、第三旗は璦琿―旧都城街道の各所に、又第四旗は[illegible]
旗は今の璦琿県及び旧都城―各々屯―璦琿街道の各地に散在してゐる[illegible]
移住せしめられた。

ロ 蒙人

[illegible]現在の[illegible]より出で、其の数十六百五十三戸、[illegible]人[illegible]
[illegible]せしめられた。

ハ 達呼爾人

[illegible]から出で、[illegible]に入りたるもので、其の数[illegible]
三千五十一人であつた。

ニ 索倫人

達呼爾と全一地方より出で、其の数十二戸、四十七人であつた。
[illegible]を一時に[illegible]し、[illegible]を[illegible]に編入せしめ、[illegible]
軍以下各長官に任命してゐる。

他方、清朝政府は康熙二十三年黒竜江城（璦琿城）を建設してゐる（盛京通志）

旧城の城壁は眞中に土を入れた松の垣根に囲まれ、高さ一丈八尺、周囲一千三十歩で、東西南北各一門あり、西南北三面には立木を以て外郭とされてゐる。南面には門が一つ、西北両面は門が二つづゝあつて東は黒竜江岸に臨む。周囲十里にして清朝康熙二十三年、将軍薩布蘇氏監督の下に建設された。

此の城は当時建設された北満の墨尓根、斉々哈尓等の諸城と連絡のため、駅站制度を設けて居る。

駅站設置

最初の動機は勿論軍事的意味を有したものと推察されるが、後には漢人の移植民政策に重要な役割を演じた。

康熙二十一年、中博奇は駅站設置の命を奉じて測量し、吉林、伯都納及び黒竜江城間千三百四十支里を南北両路に分ち、二十站を設け、各路に站官を置き站丁を管轄せしめた。

南路は茂奇、寧年間の十站とし、站丁二百七十名、北路は寧年、黒竜江城間の十站にして站丁二百名を有し、各站丁には家族の呼寄を許した。

この站丁とは清朝が受験任官を許さざる三藩（呉三桂、尚三侍及び耿精忠の三叛臣）の旧部下漢人を文報の遞送に使用すると共に官有地を配給し、農事を兼営せしめたるものである。

註——調査北松樹溝六十三戸中八戸は雲南から来住したものであつて、彼等はこれによると

站丁たるべき叛臣呉三桂の旧部下にあたるが、彼等の居住地は江東岸で[illegible]

站丁以外に移民としても移住せしめられたのではないかの疑を生ず。

更に官荘を設けて兵糧の豊富を計つてゐる。

黒竜江分駐の漢人の一にして康熙二十五年、奉天八旗人が兵糧を豊富にするために耕地を設け司墾をなせるがその嚆矢である。康熙二十八年清朝は官荘を編制し、璦琿城には壮丁四百名、墨爾根城には壮丁五十名を配置して各城に戸部派員一名を置き耕墾を監督した。毎個人各年壮丁から年貢として雑穀二十倉石を徴収し、兵糧として凶年に備へてゐる外、壮丁に対しては一切の職役を免除し、農事に専念せしめたるため壮丁の生活は[illegible]し、[illegible]り、農野は耕地と化し、江省農業隆興の基本となつた。

注　戸部官倉の設置は現地についての調査では全く不明であつて、どの位の区域に設けられ[illegible]尚又その内容詳細も不明である。

斯くして八旗の戸口は次第に増へ、雍正十二年璦琿副都統管内に於ける人口数[illegible]人であつたが、百五十年後の光緒十三年には二万九千二十九人に達し、[illegible]たが、此の増加は決して急激な増加とは云ひ得ないのである。

次に雍正十二年から光緒十三年に至る黒竜江各層の八旗人口を黒竜江志稿より摘録すれば

年次 清朝	年次 西暦	戸数	人口
雍正十二年	一七三五年	—	四、四四〇
乾隆三十六年	一七七一〃	—	六、六五〇
嘉慶十三年	一八〇八〃	四、一九九	一九、八三八
光緒一三年	一八八七〃	四、三二六	二九、〇二九
※〃三十三年	一九〇八〃	—	一八、一九二

この時の人口減少は光緒二十六年以降の拳匪の乱の影響によるものである。

註　※東三省政略誌による。

一般封禁時代に於ける漢人移民の此の地方への流入はさほど大きいものではなく、恐らく当時にあつては北満小興安嶺以南の地にあつて充分な土地が発見出来た時代であつたからこの地までの流入はあまり考へられない。

しかし駅站設置によつて特許漢人商人の往来があり、彼等の手を通じてのみ必要な日用品雑貨類が供給されたから、斯うした行商漢人の手によつて本地方へ流入するものも無いではなかつた

であらうが、義和団事件以前は殆んど云ふに足りない。

一方ロシア側は一六八九年のネルチンスク條約以来一時退去の有様であつたが決して彼等は東進を試みて居なかつたのではなく、遂に一八四七年ムラビヨフ將軍が東部シベリアの總督として着任、爾來精力的な經營を以て武装移民団を率ゐてアムール河を下航し、黑竜江の本流を出て、哈薩ることに成功したのである。

遂に一八五八年愛琿條約に依り愛琿副都統管轄區域を割讓せしめて黑竜江を兩國の境とし、一八六〇年北京條約に依り沿海州を割讓せしめ、黑竜江・松花江・ウスリー三河の航行權を得て中國東北侵略の端緒を作つたのである。

又露國は一八九六年東清鐵道の敷設權を獲得し、一八九八年旅順・大連を租借してその附屬地一帶を領有しロシアの勢力圏とした。

光緒二十三年（一八九九年）義和団の事件が起ると、ロシアは翌二十六年七月、武市に於いて露人数名が清国兵のために殺傷されたのを理由として江東六十四屯（瑷琿対岸より北西ゼーヤ河口迄、ゼーヤ河口より南下三十二哩の一帯）及び武市に於ける数千名の清国人を黒竜江に追ひつめて殺戮を敢行し、一方、瑷琿を攻撃し、清国軍隊は江を渡つて瑷琿並びに江東一帯三各部隊を撤回し、之に依つて江東六十四屯は以後三年間は露国占領区域として露兵の駐屯への移住を禁じたため本地方の移民事業は之に完全なる破壊に到達した。

この事態は光緒二十八年（一九〇二年）四月「中俄所訂交收東三省條約」の締結まで續き、

の條約によって一部露国軍隊の撤退と共に瑷琿副都統府の復活を見、同三十四年（一九〇八年）には龍北の地に興東道台府が新設され、漸次本地方の秩序は回復し、避難民の帰来と、新移民を見た。

斯くして本地方の民戸は光緒三十三年（一九〇七年）には一万八千百九十二人（東三省攻略誌による）になった。

次いで宣統に入るや対露政策上本地方の開拓を急ぎ、瑷琿道姚申五なるものが極力移住農民の招来に努むると共に仝二年から三年にかけ、奇克遜河両地方に於て是等の移住農民に対し開放したる荒地は八千五百晌に達したと云はれてゐる。」

満洲北辺地方開拓史の一節　佐久間勝森　より抜粋

「世移り人変り幾星霜、当局の北辺充実政策は極めて執拗に続行せられたるが、是等の諸政策が未だ充分其の効果をもたらさゞる時再び多年の努力を根こそぎ吹き飛ばす北満の嵐が又々巻き起った。

民国十三年露支の奉露両協定に基く東支鉄道（北満鉄路）沿線に於ける国権の実力回収に端を発して民国十八年東三省政権の把持者たる張学良軍と蘇聯軍の交戦であって、勿論之の戦斗は科学的に武装せる蘇聯軍の一撃に東北軍はもろくも潰走したが、これが本地方開拓上如何に大打撃を与へたるか。

次に黄河県参事官の報告書を引用しよう。

（前略）

黄河の融氷を早めたるものは露支紛争である。当時支那全土は悪病の如き国権回収熱に侵され到支、中支の大小都市は伝統的な反感を煽りて進出した女子軍は打倒不平等条約、回収……を叫んで狂奔しみたる奮斗を試みた。これが東北の驕児学良政府にも伝染して、先づ各鉱業権益に、東支鉄道の理事会、監事会に於ける平等なる権利の享有を口実に鉄道守備隊の回収、電信、電話の回収等を連発してモスクワ政府を驚倒せしめた。

以上は一九二九年（民国十八年）に勃発せる紛争の直接的な発火点となり、ソ軍は八月、十月、十一月、黒竜江両省に越境して……、支那側は当時蘇聯の敵ではなく、専ら烏合の衆に、戦意を失へる軍隊としてゐる。

斯くて陰暦十月二十五日には結氷せるアムールを渡河して沿辺の各県に進入し、掠奪、放火をほしいまゝにしあらゆる暴虐を尽し、奪ひ去つた五十の生霊を犠牲として、斯くて……本……亡の生靈……荒野に転落して昔日の面影を偲ぶに由なく、今日に至つてゐるのである。

……云々。

尚本地方開拓事業遂行を阻害したものはこれのみに留まらない。即ち翌年の民国二十年九月には満洲国……、これは匪賊の本地方侵入……更に……本地方……

智なる彼の輩下等の蠻行によりてあらゆる社会経済機構は粉砕せしめられたり。

窮乏の原因は只に以上の人禍のみならず、民国十七、十八年の大アムールの氾濫と云ふ自然の冷酷な仕打ちも手伝ひ、是等の悪條件は幾重にも覆被つて本地方の農村経済を破局におとし入れた。

是に関しては次の瑷琿県参事官の報告はつくして余すところがない。

（前　略）

今日当県農村の困苦の原因を探ぬるに、当県は民国十二年まで年々四十万甫度の麥粉をロシアに輸出し、又民国十五年までは小麥の生産高百二十万甫度に達しました。

然るに蘇聯邦の樹立以来貿易の国営及び私辺密輸入の取締り厳重を加ふることゝなり、年三十四十万甫度に減じました。

翌十七年にはアムール及びゼーヤ河は氾濫し、農村は未曾有の水災を受け、農産物は殆んど全減してしまつた。次いで十八年も同程度の水害を受け、其の上七月には露支紛争が起り、戦禍の影響を受けて愈々窮迫を重ねました。

民国十九年には幸ひに水害はなかつたのでありますが匪賊が全農村に横行し、前二ケ年の疲弊を回復することは到底出来なかつたのであります。然るに翌二十年九月には満洲事変となり、各地に兵変起り、農村は混乱重圧の下に暮し、翌民国二十一年即ち大同元年には馬占山の反乱となり、百六十万円の馬占山紙幣の強制流通は農村を搾取して余すところなく、困憊は窮極に達しま

した。

即ち民国十七年以来三ヶ年間上述の如き農村困苦の原因が連続し、約七百七十萬の[illegible]は二百萬に激減するに至り、農民即ち貧民なりと称せざるを得ぬ状態になりました……云々」

（第一回全国最参事官会議々事録）

大同元年三月一日突如アジア大陸の一角に五色旗をひるがへし、三千万民衆の独立建国の叫びを挙げてより星霜移りて四周年、今や我が満洲帝国は全面的に治安第一主義より産業開発への[illegible]に出でんとしつつあり、三道溝下の嫩北の地黒竜江沿辺の各県も政情刷新し、交通は開け、産業の[illegible]移入を見、各種資金の貸付等政府当局諸般の施設により農民は[illegible]、[illegible]は[illegible]土匪の横暴の跡も見えない。日満両軍の努力並びに治安維持会等の設立により、[illegible]今日[illegible]は一段落となりたると、我が国の重要な国境地帯たる黒竜江沿辺の[illegible]認識を深めることが必要なのであらう。」

満洲北辺地方開拓史の一節　佐久間勝森　より抜粋

三　政治組織の変遷

康熙二十三年（一六八四年）瑷琿市を建設し、黒竜江将軍を駐在せしめた。

康熙二十九年（一六九〇年）清朝は副都統を瑷琿に駐在せしめた。其の后瑷琿一円の地は副都統の管下に所属して居た。

咸豐八年（一八五八年）、露国の強要によつて瑷琿條約を締結し、清朝は黒竜江以北の地を失ふ。

光緒二十六年（一九〇〇年）、北清事変に際会し、瑷琿、黒河及び黒竜江沿岸の各都市は露軍に占領され、其の地方の住民は凡て逃走した。露軍は其の占領中一時瑷琿市の復興並びに黒竜江沿岸五露里の満漢人の居住を禁じたので、清朝は三站（斉々哈尔――瑷琿街道　現在の北黒線辰清駅）に善後局を設けて、又三家子に其の支部を置いて退去する住民に対して金銭及び食糧、補助を与へた。

光緒三十二年（一九〇六年）東三省條約の改定に基き、ロシアは占領地を引き渡したから、清朝は瑷琿副都統府を復旧し、又興東道尹府を設けた。新任副都統は瑷琿に満洲八旗を駐屯せしめて其の任務遂行に着手す。

光緒三十三年（一九〇七年）竜江に黒竜江省々政府設立さる。

光緒三十四年（一九〇八年）黒河に副都統府を設け、一九一二年まで存続す。

宣統元年（一九〇九年）黒河副都統府が設置されたため瑷琿副都統府を廃し、これを兵備道台

府として道台を瑷琿に駐在せしめた。

而、瑷琿城を中心とする黒竜江沿辺一帯の地――上流は額尔古納河から下流は興凱湖に至る迄河に至る分境二、一一四満里の区域に亘つて卡倫制度を設立し、右瑷琿道台が之を管轄する事になつて、その卡倫制度は全境を次の如く四管区二十卡に区分す。

一、漠河総卡
額尔古納河、呼倫貝尔界から安南界に至る七百余里
（総卡官駐在地一、卡官駐在地七）

二、呼瑪総卡
依西肯北界から庫瑪尔南海に至る六百余里

三、黒河府
黒河県北界から瑷琿分水に至る四百余里
（卡官駐在地 卡官駐在地三）

四、瑷琿庁
瑷琿地方から興東辺道分界に至る三百六十余里
（卡官駐在地一 卡官駐在地三）

之と同時に中国は瑷琿廠を設置す。

民国元年（一九一二年）黒河副都統衙を廃し、其の所管事務をもって瑷琿直隷庁及び兵備道台に移管され、兵備道台は黒河に移駐された。

民国二年（一九一三年）、黒河府を廃して瑷琿庁に合併し、同時に瑷琿庁は黒河に移駐された。

仝年瑷琿庁は瑷琿県と改む。

民国三年（一九一四年）兵備道台は観察使と改称する。

民国三年（一九一五年）観察使は道尹となり、黒河道尹と称す。

（観察使、道尹は管下各県を統轄す。）

民国十七年（一九二八年）黒河道尹を改組し、市政籌備処を設置す。

民国二十年（一九三一年）一月、馬占山鎮守使となり入黒す。

大同元年（一九三二年）四月、満洲帝国の成立と馬占山の叛変によって、地方は紊乱と変転にあえぐ。

大同二年五月、一月に日本軍隊の入黒によって治安は全く確保されるに至り、黒河市政籌備処を改めて黒竜江省駐黒弁事処となる。

仝年八月、弁事処を廃して瑷琿県公署とす。

康徳元年十二月、黒河省創設され黒河省管下に入る。

四　中小都市の発達

一　黒河

黒河はむかしブラゴベシチエンスクに依存して貿易の関係から発達したと云ふことが出来よう。[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]日本商店が三戸あり、[illegible]

等があつた。

当時武市は人口六万、軍隊も五千人位居て、現在の人口七万と余り変りなかつた。

当時の黒河は全くの寒村で土人の数戸の家があるにすぎず、又一面の沼地とそれに続く森林

[illegible]

[illegible]義和団事変[illegible]

[illegible]茶店等が出来てゐた。

しかし露国は自国の採金夫の慰安地と物資共給地にしやうと云ふ意嚮をもつてゐた。

義和団事件の焼打ちに遭ふ直前には戸数は四一五〇戸の部落で、下流の現在の小黒河と大左

[illegible]

[illegible]

[illegible]、先づ[illegible]

計画を作らしめ、彼に金を与へて埋立　を行はした。

王と相前后して副宗礼なるものがハバロフスクから来て現在の市街の六分の一位建設した。又市街西南の約四分の一を対雲祺が開拓した。彼は家屋を建て、劇場を建設する等の事をなし光緒三十二年（一九〇六年）に始まつて約半ヶ年を経て、戸数は百五—六十戸となつてともかくも町らしくなつて来た。

一方この町が出来ると共に奥地の金砿へ入る労働者の足溜りともなつた。

翌年（光緒三十四年一九〇八年）戸数は三百戸となり、この翌年（宣統元年一九〇九年）に火災があつて市街の大部分は烏有に帰し、家屋建築に制限を附した結果、現在のやうな煉瓦による建物になり、著しく市街全体が露国風を帯びるに至つた。

当時此の土地は商埠地でなく、支那側から課税されるため、外国人には極めて不便であつたが、宣統元年（一九〇九年）三月露国の領事館が設置されるに及んで璦琿の延長として商埠地となつて未開放地ではあるが特別として扱はれ、外国商人はこれによつて利益する処が大きく遂に繁栄の一助になつた。

爾来繁栄を続け、一方では密輸の策源地として、貿易は次才に隆盛に赴き、又他面金砿の存在は彼等への物資の供給、砂金の集中地として、又賭博地として栄へた。

当市の日、支、露人間の感情は役人の代る度に多少の変化はあつたが概して良好で、宗文都道尹時代は若干感情がよくなかつた。

黒河省内の金廠は

一、達源
二、興安
三、餘慶
四、吉溪
五、源利
六、德源

等であつて、大正三、四年頃が採金の黄金時代で達源公司は三万五千人の苦力を入れ、一週毎に[illegible]居た。

現在は愛琿県下の金砿労働者も五、六千人で、採掘地は多く二度掘りであるため成績はあまり振はない。

[illegible]止されて居たが、冬期、食糧[illegible]密輸出隊も武装し、武装の監視隊と衝突するやうなこともあり、一ヶ月二百五十万円にも上つたが現在では殆んど絶へてしまつた。

現今は官衙及び金砿苦力へ物資の供給地にすぎない町となつて、かつての数万の人口は減じて僅か一万一千にすぎない。

しかしながら、県税収入中、大部分を占める十二、三万円の賭博税が本市の賭博場からあがる。

主なる市街は西興路、迎原路、迎恩路、官衙路、大東路、大興街、戊通路、興隆街、南大街、中原街である。

主なる官公衛其の他諸機関としては、

黒河省公署
陸軍混成第十五旅
日本領事館
ソ聯領事館
日本守備隊
森林事務所
観象台
税捐局
中銀支行
県公署

等がある。

2 璦琿城

瑷琿市は最初明朝（一三六八——一六四四）の永楽年間に黒竜江東岸のゼーヤ河々口附近に建設されたが、十七世紀に露人が訪れた時には既に廃止となつて居た。

瑷琿城は旧名を黒竜江城と云ふ。

康熙二十二年（一六八四年）に黒竜江西岸、現在の地に瑷琿城を建設し、黒竜江将軍の駐在地であり、康熙二十九年（一六九〇年）駐在地は墨爾根に移されたが、咸豊八年（一八五七年）再び此の地に置かれた。

宣統元年（一九〇九年）副都統を廃して瑷琿道隷庁を設置し、民国元年（一九一二年）東河府を合併し、黒河には別に分県を置いた。次いで民国三年（一九一四年）に至つて庁を廃して治県にせられたもので現在の県は此の時に始まる。

此の城市は清政府に於いて商埠地として開放されたが、往時は官署又は副都統の衙署として繁栄を極めたが、露匪の乱の際に露兵のために焼打ちされ、副都統衙門を始め市街は兵燹の為めに灰燼に帰し、市民は鋭意回復を計りつゝあるが、その繁栄は黒河に奪はれて昔日の俤を全く失つてしまつた。

県下は田畑約七十萬畝、瑷琿平野の要衝をしめ、黒竜江に臨む。

戸数及び人口

満人　　五三七戸

日人　　四戸

男　一、三一〇人
女　七八三八
計　二、二七三八
（康徳二年六月末現在）

市街の状況は城内、城外に分ル、城内は東西南北の二大街からなる。東西約二満里、南北約二満里半で、高さ約五尺余の土壁と深さ丈余の外濠に囲繞され、東西南北の四門がある。

城外は江岸に沿ふ南北約三百支里で人家櫛比し、商況殆ど殷賑するも、市街の体裁は露国の色調を帯び、露国式建築の模倣の煉瓦造りと木造の平屋である。

商工業とまつたく見るべきものなく、露国との貿易が完全に閉鎖された今日、商店は少く、に逼迫してゐる。

第三節　主なる産業

一　農業

本県の農業は黒河から璦琿に至る一帯の所謂璦琿平野を控へ、此の地方有数の農耕地として、往時は対岸露領並びに盛んであつた金鉱地域を市場として相当の盛況を呈し、民国十二年から十

五年の間は耕地面積は五万晌と称し、小麦の生産額は八百二十万[illegible]に達したが、其の[illegible]係から其の産物を南方に搬出することが経済的に殆んど不可能な状態に至る関係からも、民国十二年対蘇聯交易の禁止並びに産金量減少に因る採金鉱夫の離散等に基き、更に其の[illegible]か、次第に衰微の途を辿れる折柄、更に民国十八年の露支紛争、引続く共匪、満洲事変、[illegible]の匪賊等のために大打撃を受け、現在甚だしい疲弊の状況にある。調査年度は徐々に回復の途上にあるとは云へ、耕地面積僅かに一万二千晌余で昔日の面影はない。

本県に於ける農業の中軸をなす主要作物は小麦、鈴璫麦、黄豆、谷子の四種で、小麦は主要食料品である小麦粉の原料、鈴当麦は家畜の飼料、黄豆は搾油原料、谷子は常食として[illegible]栽培される。

黄豆の耕作状況は、黄豆最も多く全耕作面積の二四・九%、次いで[illegible]、谷子一五、三八%、小麦一一、八三%の順となつてゐる。

小麦は民国十一年頃迄は露西亜に百二十萬布度の輸出をしたこともあつたが、民国十八年[illegible]今事変では小麦の生産激減し、現在では逆に、富錦方面から移入する有様である。[illegible]て自給自足し得る程度である。

蔬菜は気候の関係上発育期間に長きに失し、且つ熟期に危険性を伴ふことと及び一般に[illegible]しないため殆んど栽培は行はれない。

又珍らしいことは水稲が栽培されてゐることである。康徳二年度一九〇晌余の作付けがあり、

老斉屯、托力木屯、大頼屯附近で主として鮮人によって耕作されてゐる。品種は北海道の赤毛糸らしく、沿海州方面から渡来したものと思はれる。

次に康徳元年度及び二年度に於ける各作物の作付面積及収穫高を示せば次の如くである。

農作物の作付面積並収穫高

農作物名	康徳元年度 作付面積（晌）	作付歩合（％）	収穫高（新制石斤） 晌当収量	総収量
黄豆	二、四三三晌	二三・七六	八・五二石	二〇、七二九・一六石
其他豆類	一九四	一・九〇	八・三四	一、六一八・八〇
谷子	一、七五二	一七・一二	一二・七八	二二、三九〇・五六
包米	七三〇	七・一三	一二・七八	九、三二九・四〇
稲子	一〇七	一・〇五	四二・六〇	四、五五八・二〇
小麦	一、〇一八	九・九五	一二・七八	一三、〇一〇・〇四
大麦	二八四	二・七七	一二・七八	三、六二九・五二
鈴璫麦	二、三七一	二三・一七	一七・〇四	四〇、四〇一・八四
黍子	五二〇	五・〇八	八・五二	四、四三〇・四〇

康徳二年度

[illegible]	作付面積(畝)	作付歩合(%)	収穫高(新制石斤) 畝当収量	総収量
[illegible]	[illegible]四六	四・[illegible]六	一七・[illegible]四	七、五九九・八四斤
[illegible]	一[illegible][illegible]	二・九三	二[illegible][illegible][illegible]斤	六[illegible]・[illegible]斤
[illegible]	八〇	[illegible]・七八	—	—
合計	一〇、二三五	一〇〇・〇〇	—	—
[illegible]	三、〇八五畝	二四・一九	五・一一石	一[illegible]六[illegible]・[illegible]石
[illegible]	二〇〇	一・五七	四・[illegible][illegible]	[illegible]
[illegible]	一、[illegible][illegible]一	一五・三八	四・[illegible]八	八[illegible][illegible]・八六
[illegible]	[illegible]	六・八[illegible]	六・[illegible][illegible]	五五五[illegible]・[illegible]一
[illegible]	一九二	一・五一	四一・六〇	八、一七九・二〇
[illegible]	一、五〇八	一一・八三	六・三九	九、六三六・一二
小麦	[illegible][illegible]二	二・四五	六・三九	一、九九三・六八
大麦	[illegible]八七〇	二二・五〇	八・五二	二四四五二・四〇

黍子	七四三	五・八三	四・二六	三、一六五・一八
蕎麦	五八四	四・五八	八・五二	四、七七五・六八
馬鈴薯	三三五	二・六三	二三〇・〇〇斤	七七〇、五〇〇・〇〇
蔬菜	九〇	〇・七一	—	—
合計	一二、七四九	一〇〇・〇〇	—	—

本県内に於て一般に採用されてゐる農耕法は、開墾と同時に

小麦（三―五年）
鈴璫麦（　三　年）
大豆（　一　年）
谷子（　一　年）

の順に輪作し、地力栽耗すれば之の畑は七・八年休閑さし、次の耕地を開墾するか或ひは更に引続いて小麦―鈴璫麦―大豆―谷子の輪作順序によつて耕作する。

播種は小麦、鈴璫麦は撒播し、大豆、谷子は条播するのが普通である。

肥料は一般の畑作の場合に於いては殆んど施さず、僅かに菜園に於いて馬糞を施用するのみである。

尚本県の農業経営上特筆すべき点は本県居住の農家が対岸露領よりの移住者多く、且つ同国との往来盛んであった往時の影響を受けた関係上、役畜による大農式農具を使用してゐる点である。使用される農具は耕地機、播種機、刈取機、精穀機等で、主として小麦、燕麦等の耕作に[illegible]て使用されてゐる。

此等農具は民国十二年から十五年にかけての所謂農村好況時代に購入されたものであって、既に[illegible]等農村の不況とともにこれ等農具の数も次第に減じ、県公署の調査にかゝる[illegible]の台数は次のやうである。

[illegible]	七三〇架
播種機	三五〃
刈取機	二四八〃
脱穀機	五四〃
送種機	一六〃

二　林業

本県は往時は一帯の大森林地帯であったと伝へられるが、長年月に亘る[illegible]されて殆ど伐採しつくされ、現今では僅かに小興安嶺地方に白樺及びその他の[illegible]此れとても薪炭材程度のものにすぎない。

しかも県内の薪炭需要さへも充たすに足らず、上流漠河、鷗浦、呼瑪地方から[illegible]

に多数移入する状況である。

林野面積及立木蓄積量（康徳二年末現在　実業部林務司調）

全面積（単位陌）	林野面積（単位陌）				立木蓄積量（単位立方米）		
	立木地	無立木地	計	全面積に対する%	針葉樹	濶葉樹	計
一、三七九、三六一	一五〇、七〇〇	九九一、四一三	一、〇九七、一一三	七九・五四	一、一〇九、八五〇	一四・七四五、一五〇	一五、八五五、〇〇〇

水材移出入数量

一　移　入

種目＼年次	大同二年度	康徳元年度	康徳二年度
木数	—	八、五九二本	一四、三六八立方尺
薪	七、〇八八沙甲	五、〇五五沙甲	六、八一一沙甲
丸材	三一、〇七六根	八四、七一六根	五四、一一二根
杆子	—	五、〇七五本	—

年次		枕木	総金額
大同二年度		—	三八、四九二円
康徳元年度		六八、四九九本	三〇八、〇九二円
康徳二年度		—	—

但し康徳二年度は九月までとす

乙　被　二

年次＼項目	木材	薪	木炭	種子	苗木	損害額
大同二年度	一二六、〇一三石	—	—	—	—	四九、八三〇円
康徳元年度	七〇、一〇一石	三〇層	一五、九八一瓩	二〇〇本	八、七四三本	一二三、八七九円
康徳二年度	三〇、五一二石	—	三、三九七瓩	—	—	—

但し康徳二年度は九月迄とす

三　畜産業

本県に於ては畜産を專業とするものなく、馬、牛、驢、騾は農耕労力の供給源として存在してゐる程度であり、羊、豚等は副業として飼養せられるのみである。

本地方では役畜として主として馬、牛が使役され、驢、騾は殆んど使用されない。馬はロシア種と蒙古種の雑種が多く、全頭数の七〇%を占め、残り三〇%が在来種である。

役畜の農業上使用される程度は南満や北満の他地方には見られぬ程高くなつてゐる。之は本県に於ては土地は豊富であるが人口過小にして無霜期間短かい故に農業経営は役畜を主体とする粗放形態を有利としてゐることを明示するものである。

康徳二年度末に於ける全県の畜類頭数は璦琿県公署の調査によれば、

牛	一、六二三頭
馬	五、四七一〃
騾	八七〃
驢	四〇〃
緬羊（山羊を含む）	二三三〃
豚	五、三二五〃
鶏	一二、一五〇羽
鴨	九二三〃

となって居る。

尚こゝに注目すべきことは、家畜頭数は民国十七年以后の打ち続く兵乱水旱と、[illegible]農業恐慌とに依って、著るしく減少しておることであり、今年度別比較を示せば[illegible]れる。

年代別／畜	民国十四年	民国二十年	康徳二年
馬	一二、一七〇	七、二四五	五、四七一
牛	四、三三三	一、二一一	一、六二三

畜産物としては獣毛、皮革、バター、ソーセージ等がある。

今これが数量を示せば次の如くである。

畜産物産出数量（康徳元年度　黒河省公署調）

種別	産出量	種別	産出量
鹿皮	一〇〇張	香鼠皮	四、〇〇〇張
灰鼠皮	五、〇〇〇〃	羊毛	二〇〇斤
羔皮	五〇付	山羊毛	五〇甫皮
猚子皮	一五〇張	馬尾	五〇〃
貉皮	六〇〃	豚鬃	四〃
黄鼠皮	二、五〇〇〃	バター	四六〇斤
狐皮	五〇〃	ソーセージ	一、六〇〇〃
狍皮	五、〇〇〇〃		

四　鉱　業

本県に於ける鉱業は金鉱業のみで他に見るべきものは無い。

本地方は古くから産金地として知られ、民国八、九年頃より有望な新鉱の発見が相次ぎ、民国

十二、三年頃には然ゆ的砂金熱を煽つて、所謂ゴールドラッシュの時代を現出し、黒河地方一円は実に砂金の洪水を来たし、黒河の人口四万三千、之等金鉱に働らく工夫は実に十四万人、総額六万人に達した。

[illegible]

漸くして益々凋落の途を辿りつゝあつた折柄、民国十八年の露支紛争或ひは又満洲事変の突発[illegible]

現在採掘中の金鉱は残鉱或ひは旧鉱を再採掘せるものが多く、金粒も小さく産金量も著しく減[illegible]

[illegible]の改良等の結果漸次回復の機運にある。

[illegible]

黑河附近各金廠鉱業状況（康徳二年末現在）

金廠名称	鉱業権	経理姓名	出資金額
全源金廠	民有	徐翔九	一〇〇、〇〇〇元
德安 〃	採金会社	王天宮	三〇、〇〇〇
德源 〃	民有	徐宗家	一〇〇、〇〇〇
古溪 〃	〃	刘画舫	七五、〇〇〇
阿凌河 〃	採金会社	王丙岩	六、〇〇〇
裕辺 〃	民有	顧德礼	三六、〇〇〇
振興 〃	〃	刘琴堂	三五、〇〇〇
源利 〃	〃	仲子元	二〇、〇〇〇
至誠 〃	〃	林佩鄉	二〇、〇〇〇
大吉 〃	〃	王紫屏	一〇、〇〇〇
甫泰 〃	採金会社	宋殿文	不明
宏業 〃	民有	曲勤斎	〃
福源 〃	採金会社	呂鼎洲	五、〇〇〇
奇利 〃	民有	梁亜屏	三、〇〇〇
麒麟 〃	〃	王樹廷	五、三〇〇

経営主体	所在地	作業開始年月日	停業年月日
合資	法別拉河右岸	民国八年	民国 十二年／十三年／十四年
〃	(1)五站溝基 (2)金陽河 (3)二道伯尔德利	康徳元年七月	不明
〃	五里雅河	民国十三年五月	民国十三年五月
〃	満別拉河支流 東南河 西南河	〃 十四年六月一日	〃 十四年五月六日
〃	阿濱河	不明	不明
〃	鄂尔浜河	民国十五年六月	民国十三年八月
〃	十金溝	不明	不明
〃	托泥河	民国十六年四月廿日	民国十六年三月十日
〃	二道河子	不明	不明
独資	余家屯	民国十四年四月	民国十四年四月
合資	小大平溝	不明	不明
〃	達音河	〃	〃
〃	八里刀河	民国十三年五月	民国十三年四月
〃	小楊樹林子	不明	不明
〃	戴家園	民国十三年七月	[illegible]

金廠名称	成分	鉱丁類	生産量(瓦)	備考
逢源金廠	九一%	六三〇	二三、六六五・四七	
德安 〃	九〇%	六三〇	三五、六四六・五七	
德源 〃	八三%	二六〇	一、五九七・一七	
古溪 〃	八二%	七〇	二、三九一・九〇	
阿凌河 〃	六五%	一七〇	七、四一〇・七八	
裕辺 〃	九三%	三〇	四二六・二八	
振興 〃	不明	不明	不明	
源利 〃	九〇%	四〇	〃	
至誠 〃	八八%	二〇	〃	
大吉 〃	八八%	一六	〃	康德二年十月停弁
開泰 〃	八四%	五〇	〃	
宏業 〃	不明	｜	｜	休業中
福源 〃	六七%	一六〇	不明	
奇利 〃	八〇%	一五〇	〃	
麒麟 〃	八五%	二五〇	〃	

五　漁業

漁業專業の者はないが農民及び移民の消費地を控へて、往還沿いの湖沼を利用して零細的に営まれるにすぎない。

主たる魚の種類は鯉及び鮒で、一ヶ年四、五〇〇円の漁獲高がある。

六　工業

農村に於ける工業は従来依然手工業的の形態を有する程度にすぎなかったが、近年新種類の機械工業が発達し其の種類は製粉、酒精、豆腐又は醤油の製造を主體とし、他地方に見るを得ない工業が多い。

而して之等大規模の工場は民國七、八年から十一、二年迄好景時代に於て最盛期を出現し目的に民國るの字島を今、東北事變の国際紛争と共に漸く製粉生産の減退を来し、貿易の衰退を來し輸入貿易を主要とする各種工業は致命的大打撃を被り、且つ沿岸一帯農業生産の減少、民國十七、八年の大水災、民國十八年の露支紛争、満洲事變に於ける馬占山の反亂等により著しく人口の減少を来し、従って国内市場を失ふ結果となり、更に農村の衰微は其の原料たる農産物の生産を減少せしめる等の原因により現在各種工業は甚だしく衰微し、僅かに余喘を保って居る状態である。

工廠名称	類別	出資額（円）	生産総額（円）	主要生産品目	備考
恒曜電灯公司	発電業	一九八、〇〇〇	八三、九七四	電気	
泰和油房	豆油製造業	五、〇〇〇	八、六四〇	豆油豆餅	
振辺油房	〃	—	—	〃	振辺酒廠の附帯事業
卜内門公司	洋鹸製造業	一、〇〇〇	一一、七〇〇	洋鹸	
福和堂	葯舗	一、〇〇〇	二〇四	丸散葯	
福盛炉	鉄匠炉	五〇	三八四	馬蹄	
金山炉	〃	二〇〇	四八〇	〃	
鴻順祥	銀匠舗	三〇〇	九六〇	手工	
新美金店	〃	一、九一〇	一、五二五	〃	
黒璦聯合麪粉廠	麪粉製造業	一五〇、〇〇〇	一二八、九二六	麪粉	
三合湧	豆醤製造業	一、〇〇〇	一二、三一四	醤油等	
永八醤園	〃	二、〇〇〇	六、四七五	〃	
信義隆	粉房	五〇〇	九〇〇	粉條	

福信合	〃	二〇〇	一四一〇		
泰聚永	豆腐房	二五〇	一五八四	豆腐	
義合発	〃	四〇〇	一、二六〇		
振亜酒厰	醸造工業	八〇〇〇〇〇	—	酒精	附帯事業として焼酒及醤房を営む 目下休業中にして焼酒及油房のみを営業す。
振亜焼鍋	〃	—	二二〇〇	焼酒	振亜酒厰の附帯事業
永興恵号	〃	二、〇〇〇	七〇二〇	黄酒	
復海居	〃	二〇〇	四、三二〇		
永興号	〃	二〇〇	三、八八八		
徳裕号	着色酒製造業	三、〇〇〇	不明	着色酒	
[illegible]	[illegible]製造工業	二八、〇〇〇	二七、四〇〇	比瓦汽水	
玉興祥	糖菓製造業	三〇〇	二、七〇〇	糖菓	
三友火鋸	木器工業	五〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	木材	
天合義	〃	三〇〇	六、三八〇	木器	
東亜印刷局	印刷工業	一、〇〇〇	二九〇〇	印刷品	
縫興	〃	一、〇〇〇	九八〇	〃	
協新	〃	一〇〇〇	六、五〇〇	〃	

宏記染房	染色工業	五〇〇	五、八九〇	染色布疋	
福興東	〃	一、〇〇〇	九、三六〇	〃	
永豆興	裁縫	一〇〇	五二五	手工	
三合皮廠	皮舗	三、〇〇〇	一三、五〇〇	叺拉	
広拓工廠	〃	二、一四〇	一、五二〇	〃	
広興発	鞋舗	一〇、〇〇〇	八、四九二	鞋	
鴻盛德	〃	二、〇〇〇	七、一七一	〃	

ロ、璦琿

工廠名称	類別	出資額	生産総額	主要生産品目	備考
永清電灯公司	発電業	一四、〇〇〇	四、五四六	電気	
復隆泰	豆油製造業	五、〇〇〇	一三、〇四〇	豆油豆餅	
德豊泰	鉄工廠	五〇〇	二、一四五	鉄器	
永吉木舗	木匠舗	七〇	一、一六〇	木器	

源合[illegible]木鋪	〃	七〇	八三四	〃
長順永	〃	一〇〇	八七六	〃

七　黒　河

黒河省の中心地にして、黒河は黒竜江沿岸の中間に位し、往時対露交易の根拠地として発達したものであつて交易禁止後は国内的取引に局限されたるものであるが、依然此地一帯の商業中心地としての地位を保つてゐる。

黒河は日本貿易交易に仲介的地位を有し、物資集散の商業中心地として発達し、輸出は主に農産物である。輸入は衣類、食料品、雑貨を移入し、其の外哈爾浜からは綿布、綿糸、砂糖、煙草、食料品等を輸入する。而して輸入物資の一部は更に奥地方面へ、漠河方面へ送つて金鉱地、其の他奥地へ再移出されるのである。

主要貿易品は砂金が第一で、他に毛皮、木耳等が主要産物として多く哈爾浜方面に向けられる。

輸送路は鉄道によるものと黒竜江及び松花江を利用する二つの方法があるが、緊急を要するものを除いては概して汽船に由つて居るものが多い。

商業者は貿易商が代表的商は雑貨店であつて、専門的な商品を販売してゐるものでも一応は雑貨店の形をとつてゐる。

販売されてゐる商品は九〇%まで日本商品である。

因みに現在の商戸は黒河一二九戸、璦琿三五戸で、これを営業種目別に示せば次の如くである。

商業状況統計表

市別	商業種類	家数	出資額 金額	出資額 %	従業員	営業状況 盈余額	営業状況 虧損額	盈虧者之家数 盈余者	盈虧者之家数 虧損者	盈虧者之家数 無盈虧者
黒河	雑貨商	五四	二一四、六〇〇	八四、二八	三七六	七四、五七一	二、一六〇	三六	一五	三
	旅店	二四	三、九〇〇	一、五三	五九	二、三二六	六〇	二三	一	
	鮮貨	七	三、一〇〇	一、二二	一五	一、七五〇	一七〇	五	二	
	五金	四	二、一五〇	〇、八四	一一	一、一二〇	二〇〇	三	一	
	糧米	一二	五、〇五〇	一、九八	二四	六八五	一九五	七	五	
	估衣	七	六、二五七	二、四六	四五	五、六五〇		七		
	典当	一	一〇、〇〇〇	三、九三	一五		六、三六七		一	
	銀行	一	(国立)	—	一三		八、六七一		一	
	照像	二	六〇〇	〇、二四	九	五〇〇		一	一	
	飯館	五	五、一〇〇	二、〇〇	六七	六、三〇〇		五		

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	計
三	三	三	三	一二九	一八	二	五	五	二	[illegible]
一、二〇〇	三〇〇	二、一〇〇	二八〇	二五四、六三七	二五、三三〇	四〇〇	九五〇	一、四〇〇	一〇〇	二七、一八〇
〇、四七	〇、一二	〇、八二	〇、一一	一〇〇、〇〇	八九、五一	一、四七	二、四〇	五、一五	〇、三七	一〇〇、〇〇
二一	一三	七四	二四	七六、六	七〇	一〇	一〇	一六	五	三一一
三、〇〇〇	一、七〇〇	三、二〇〇		一〇〇、六二五	六五〇	二七〇	一四〇	二二七	四	一、二九一
				一七、八二三	二八二〇		一〇〇	四〇	七〇	三〇三〇
二	三	二		九五	七	三	四	四	一	一九
				二七	[illegible]		一	一	一	[illegible]
一			三	七	二	一				[illegible]

第四節　土地利用状況

本県は西側は小興安嶺山脈を以て限られ、それから黒竜江に至る間に拡がつてゐるのであるが、小興安嶺山脈自体があまり高くなく、八百米から千米内外の山々が起伏し、其の東側の傾斜は実に雄大なる緩傾斜をなしてゐる。

概して山地が多い関係からして可耕地面積は割合にないことは考へられるが、何分にも璦琿県面積は約百八十九万晌あつて、人口は僅かに三万二千見当しかないのであるから、将来ともに開発が進めば斯うした山地の一部も耕地になることも考へられるから現在の所では可耕地面積が幾許に上るかは正確には判断出来ない。

省公署の康徳二年十月末現在の調査によると次表の如くである。

土地利用状況

	総面積	可 既 耕作地
面積（単位晌）	一、八七〇、八七八	一二、七四九
総面積に対する%	一〇〇、〇〇	〇、六八
可耕地面積に対する%	—	三、七七
既耕地面積に対する%	—	二六、二四

	耕地				
	耕地		未耕地	合計	不可耕地
	撩荒地	小計			
	三五、八二六	四八、五九五	二八九、八〇五	三三八、四〇〇	一、五三二、四七八
	一、九二	二、六〇	一五、四九	一八、〇九	八一、九一
	一〇、三九	一四、三八	八五、六四	一〇〇、〇〇	—
	七二、七六	一〇〇、〇〇	—	—	—

即ち不可耕地は一五三二、四七八晌で、全県面積の八一、九一%を占め、可耕地は僅かに三三八、四〇〇晌で全県面積の一八、〇九%を占め、その内既耕地は四八、五九五晌で全県面積の二、六〇%、可耕地面積の一四、三八%に当って居る。

康徳二年度の作付面積は一二、七四九晌であるから既耕地の二六、二%しか耕作されなかつた訳で更に可耕地面積からすれば三、七七%に當るから耕作地は可耕地に比しても少ないし、可耕地に対しても全く云ふに足りないと断言することが出来る。

現在瑷琿県の耕地は黒竜江に沿つて展開され、其の中心地は瑷琿及び黒河を含む瑷琿平野であるが、其の他は黒竜江に沿ふ細長い川辺りの平地と小興安嶺山脈に源を発し東走する諸河の[illegible]

の平地である。

其等の地方にある耕地も満洲で普通に見られるやうに相連ってあるのでなく、各処に点在する。瑷琿平野を除けば耕地は荒野の中に埋れて散在すると云へる。

此等のことからの帰結は

一、瑷琿県には耕地は実に少ない。

二、既耕地及び可耕地は余りにも多い。

三、土地は過剰に存在する。

次に土地開放から見ると

（康徳二年十月末現在　黒河省公署調査）

総面積	一、八七〇、八七八晌
既開放地	
既耕地	四八、五九五
未耕地	一一、九〇五
不可耕地	—
小計	六〇、五〇〇
未開放可耕地	
既耕地	—

未耕地	二七七、九〇〇
小　計	二七七、九〇〇
既耕地合計	二八、三九三
未耕地合計	二八九、八〇三

総計すれば以上のとおりであるが、某参事官の言葉によると現在官地の無断耕作が約三千晌あるとのことであつたし、調査そのものを以てしても官地の無断耕作地で未墾地と称しているものが一千四百晌見当もあることを考へ合わせるとこの統計も信を置き難いが、既に開放された土地が約六万晌に上ることは信じられる。

この土地開放と耕作面積を拡大する未墾地そのものが歴史的に現れると、光緒二十六年の拳匪の乱の後、ごく十年前に二十三晌の耕地があつたのみで、それが民国十二年の開墾時には六万晌であつたが、未墾地の開墾されたものは面積は僅かに八万晌を放棄したものと考へられる。

開墾された土地の其後、民国十七、十八年の水害、民国十九年、二十年の蒙文戦争、さらに満洲事変の後、民国二十三年以降の匪賊の叛乱、七月の満洲事変等の多くの連続的な騒乱の蒙村を襲い、村落をして完く窮乏のドン底に追ひ込んだ結果である。

康徳四年（康徳三年以降）やゝそうした災害の痕跡も回復しつゝあつたし、その途上であつた。

しかしながら農民の最大の苦痛は対蒙貿易の杜絶であつて、これは当地方の小麦の輸出が皆無に

なつたことである。満洲国成立后の農業政策で農民に影響を与へたものは罌粟栽培の禁止であらう。

更に愛琿県の耕地の所有状況を見やう。

現在斯うした方面の資料統計が皆無であつて殆んど調査の仕様が無いが、大体以下の資料からして次のことが云へると思ふ。

一、耕地は各耕作農家の現状には却しろ過剰なほどあつて、将来の発展の余地は充分ある。

二、現在は小作農と認め得べきものが皆無で、土地を借りて耕作するものはあるが無料である。

三、各農家の所有耕地は光緒三十四年に初まる土地分給であつて、一戸当りその人口によつて多きは三〇晌、少なきも数晌は与へられて居り、其の後の増加は富裕な農家が新たに官地の拂下げによつて附加されたものである。

耕地面積対人口比率表

種別	面積	全県人口に対する比率	農家人口に対する比率
耕作地	一二、七四九晌	〇、三八晌	〇、六八晌
既耕地	四八、五九五〃	一、四五〃	二、五八晌

[illegible]	三三八、四〇〇〃	一〇、[illegible]	一八、[illegible]

備考　全県人口三三三、五〇九人、農家人口一八、八〇一人にて割りたるもの

第五節　労働事情

本県の労働事情の特色と思はれることは、本県の位置が余りにも北に偏し、[illegible]、[illegible]且つ[illegible]一帯の地方は砂金の産地で、[illegible]ましても十指に余る。それ等の事情は他県より、主として小興安嶺以南の地方から砂金採取を目的とする採金苦力の需要を可成り大きいものにする。

[illegible]金[illegible]して、北方に集まる労働者が[illegible]、[illegible]其の他の職業労働者[illegible]

[illegible]

[illegible]見て労働者の不足とこれに起因する高賃銀がある。

[illegible]である。

之れは過去に於ても左く、現在に於ても左い。

県外から流入する苦力群は一たび黒河へ流入し、其処を足溜りとして黒河にある彼等の親戚友り

知人なりの世話によつて、或るものは金廠へ、又或るものは農業労働者となる。

民国初年の頃は有名な蓬源公司の全盛時であつて、蓬源公司のみを以てしても約三万五千人の苦力を擁して活動し、採金量も非常に多かつた結果、個々の苦力の収入も非常によく、流入労働者も多きを加へたが、其の后金廠の不況に際会し、当時の流入苦力は大半帰国し、現在では瑷琿県下の金廠労働者の数は五千乃至六千である。

現在の農業労働者の数は、之の金廠の労働者の約十分の一見当と見積られて居て、地域的な分布状況は南方の奇克県境方面に八〇人乃至一〇〇人、瑷琿平野とその北方を含めて約三〇〇人、黒河より北の河岸にそふ地方に二〇〇人見当であると云ふ。

其の他の労働者としては、木炭製造をなすもの、木材伐採に従事するもの、木耳採取、鉄道従業員、雑役的な苦力等であるがその数は少ない。

労働賃銀は何と云つても黒河市内が普通の労働者から云へば最上であるが、金廠に働らく苦力（採金労働者）はその仕事の性質上非常に苛酷な苦しい労働であるために高賃銀で、労賃の支払ひもその採取した金の量に関係するから一定はしてゐないが、最高年間一千円から最低年間二百円見当である。

この所得は食費、衣服、住宅費一切を差引いたものであつて、出産金は市場価格五円のものを公司が二円五十銭で買ひ上げ、出産金の販売総額が収入になり、其の中から公司専売の極めて高価な日用品を購入しなければならないのである。

それにしても断然高賃銀を得られることになるから、農民の中にも金廠へ吸引されるものが出て来る。農業が不況に逼迫すると斯うした方面への出稼ぎが勢ひ増大するから、一層悪循環に増大する傾向になる。

但し農家中金廠への出稼ぎはあまり多くなく、戸数二十戸中三、四戸程度のものであると云はれ、調査屯松樹溝ではずつと少なかつた。

県外よりの流入状況は前述の民国初年、民国三、四年の頃から民国七年位までは金廠の黄金時代であつて、当時の流入は実にすばらしいもので、この頃は対岸露領への進出、露領より金廠への出稼ぎも実に多く、年間苦力の往来は二、三万人にも上つた。

ところが民国六、七年頃からは漸次に金廠景気は沈衰したが、この原因は新金鉱が発見されず、従来のものが採掘し尽くされ、現今では二度掘りの状態になつた結果であるが、このためにそれ以後は平均して金廠労働者は減少し、四千、五千、六千見当であつた。

採金労働者の流入状況を見てみると、現時は春季三月四月頃に流入し、十月一〇日頃に帰郷する。

秋に流入するものは殆んどない。

農業労働者の賃銀は金廠労働者の高賃銀の刺戟を受けて、又全体的に見ての労働者の不足は、全満に比しては勿論、北満に比しても異常と云ひ得る程の高賃銀に導く。

勿論これは満洲に於ける高賃銀の意味であって、日本的に云ふ意味では無い。

年工の賃銀は一年十ヶ月働らき、普通の労働者で一百円である。この一百円は小麦八十甫度を購入し得る。更にいゝ労働者は百二十円乃至百四十円で、余りよくないもので八十円見当である。

民国十年頃より以降の農業的発展の最盛時にあっては普通年工の賃銀は八十円であったが、此の頃の八十円で小麦百二十甫度を購入し得たから、現在よりも当時は実質的には穀物に換算すると一倍半程の賃銀に当って居た訳である。

年工は旧暦一月中旬から十一月中旬までの期間で、この中、休日は端午節と中秋節のみである。

月工は普通七月から傭って二ヶ月間位で賃銀は一ヶ月十円前后である。

日工は旧暦五月、六月頃が一番多く、雇傭する年工、月工の労働力で不足する場合にのみ日工を雇傭する。

賃銀

陽暦七、八月最多忙時	一日	一円
五、六、九、一〇月	〃	八十戋
一一、一二、一、二月	〃	七十戋

食物は年工、月工、日工共に傭主が支給する。

昔は年工には烏拉靴を与へる習慣があったが、現在はあまりその習慣は無く、むしろ烏拉靴の費用として月額五十戋見当賃銀を増す。そうすると年間五、六円の増額になるからそれを以て各人が

購入する。
衣服類を支給するといふことは無い。
現物の賃銀を与へることもない。
一般的に見て当地方面の農業労働者は先島、台湾の労働者に比して、それは労働条件で著しく一部分にすぎないのではあるが、封建的でなく稍々近代化してゐるやうに見うけられる。
このことは一方に全国的に存在する全般労働者の圧力と、かつて対岸への出稼ぎが顕著に見られたため、斯うした影響によつて変化したのであらう。
本県には労働の一変種である傍青は全然ない。

職業別の[illegible]と労働

雇傭人
- [illegible]
  - [illegible]
  - 二[illegible]
- [illegible]

値更的（夜警）
[illegible]
拉夫的（運搬人）

打拌子
採木耳
伐木的
砂金的
焼炭的
修路工人

其の他

第六節　交通事情

一　鉄道

北黒線は北安を起点として大黒河に至る線で、北安、辰清間は大同二年六月起工、康徳元年三月竣工、同年七月より本営業を開始し、辰清・黒河間は康徳元年五月起工、康徳二年二月竣工、直ちに仮営業を開始し、同年十一月一日本営業を開始し現在に至つてゐる。

二　水運の沿革及び現状

支那政府が黒竜江に汽船を航行せしめたのは民国七年（一九一八年）であるが、露国に於てはそれよりずつと以前一八二七年に黒竜江汽船会社が出来、汽船の運航を開始してゐる。其の后約七〇年に亘つて黒竜江の水運は全然露国の手に委ねられ、旅客貨物の輸送量は漸次その量を増加

したが、一九一七年の露国革命后松花江に於ける露国の勢力は漸次衰弱の一路を辿りつゝあるを見て そして此の間交通部に於ては更に露国船を買収し、官公私有船舶の航行も相当の数に上った が其の営業状態は不振を続けた。

満洲国の成立に及び交通部に於て黒河に哈爾浜航政局黒河分局を設置し、直接国境河川航行船舶を管理せしめ、本江の水運も漸次隆盛に向ひつゝあり。

康徳二三年度の水運概況

解氷に伴ふ水運開始及び結氷による終航状況

水運開始		終航	
四月二十三日	解氷始り	十月二十一日	哈爾浜——黒河
五月　五日	流氷同右	十月二十二日	富錦——黒河
五月　十一日	航行支障なし	十月二十三日	黒河——漠河
五月二十一日	哈爾浜より汽船黒河へ入航	十月二十五日	黒河——奇克特

黒竜江に於ける汽船運行コース

哈尔浜——黒河

富錦——黒河

黒河——漠河

黒河——奇克特

漠河——室葦（奇克県）

の五線にして、各線共専属船を有し円滑なる輸送状況を示しつゝあり。

運航状況を見るに之の五線に使用する船舶数は二十二隻で、本年度に於ける黒河往来延船数は二七四隻、往来客数二三、三〇〇余名に及び、その主なる客は苦力（採金関係）及び沿岸農民の出稼による移動である。

三 道路

黒河より主要都市への主なる道路

民国時代に於て対露軍事道路の幹線として黒河、斉々哈尔線がある。即ち

黒河——璦琿——科洛站——納河——寧年站——斉々哈尔

と結んだ線である。この外民国時代に、軍事上、貿易上の重要地聯絡路となつたものは次の二線である。

一、黒河——璦琿——霍尔莫津——奇克——烏雲——佛山——蘿北——綏浜

一、綏遠——黒河——三道卡——呼瑪——金山鎮——鷗浦——漠河

但しこれ等の諸道路も殆んど平地に僅かに改築を加へたにすぎない粗悪な道で、夏期降雨の際は殆んど利用出来ない悪道路と化し、しかも河川には大部分橋梁の設備なく交通の杜絶を見る状態であつた。

満洲国建国以来は道路の新設補修が企てられ、国道、県道、区道、里道に分け、之が建設補修に当りつゝあるも現在のところ依然旧態を持続するもの多し。

現在建設中の国道は左の如し。

一、嫩江——四站——裏壱子——黒河（大同二年施工、目下八分方完成）

二、嫩江——[illegible]嶺——[illegible]嶺——黒河間、康徳元年施工。

二、水運の運営

水運の経営を大別すると次の二線がある。

線路	区間	粁数	開通年月	経過地
納黒線	納河——黒河	三三六	康徳元年三月	納河、嫩江、二站、璦琿

黒干線	黒河—干達季	一二四	康徳二年十二月	興安金廠、公司金廠、新開岑、山神府

第七節　出廻状況

穀物の出廻地は県城黒河で、此の外極く小量であるが小麦、大豆が瑷琿城に、小麦、谷子等が金廠に出廻る。

本県に於てはその生産量の大部分が農村で消費され、都市の消費量を満すだけの出廻量なく県外から多量の小麦、麦粉を移入してゐる。

小麦以外の穀物の出廻量は僅少で、その出廻状況は明らかならず。

小麦の出廻状況

（黒河商務会及び黒河聯合製粉所に於ての聴取に依る）

黒河市に出廻るもの約七千石

県内鉄道沿線及び鉄道で黒竜江の中間地帯より出廻るもの約二千八百石。

瑷琿黒河間黒竜江沿岸地方より出廻るもの約九百石。

黒竜江上流沿岸地方より出廻るもの約二千六百石。

瑷琿城より出廻るもの七百石。

瑷琿に出廻るもの

瑷琿城附近農村及び黒竜江下流沿岸地方より出廻るもの約千三百石、この中その半分は更に黒河に出廻つてゐる。

次に県外より黒河市に移入される小麦の量は概略次のやうである。

克山県	四千石
富錦県	千石
遜河県	四千石
奇克県	千石
合計	一万石

第八節　金融事情

一　金融機関

事変以前に於ける黒河には金融機関として黒竜江官銀号、東三省官銀号、辺業銀行、中国銀行及び交通銀行の五行の各支店が存在し、何れも堅実な営業をなしたが、大同元年七月前三号が合併して中央銀行を設立するに及び、中国銀行及び交通銀行は時勢非なるを見て退却し、現在中央銀行一行を数へるのみである。

他方庶民金融機関として黒竜江官銀号系同済当及び民向当鋪同順当、恵民当の三戸を数へ、月利四分、期限十八ヶ月、其の貸出江洋二十万元を超過した。

民国十五年恵民当は財東の蹉跌から遂に閉業し、同順当、同済当の二戸に減じた。満洲事変に次ぎ馬占山の反乱、所謂黒竜江仮政府を組織したが、此の騒ぎで当鋪二戸は再起不能の打撃を受け遂に閉店した。

同済当及び同順当が閉店して后庶民金融の途が全く塞がれるや、馬占山は一方人民窮乏の急を認めると共に他方人民の信頼に騰へ、大同元年七月、命じて当鋪利民当を開設せしめた。月息三分期限十二ヶ月と云ふ比較的好條件の下に開店し、相当の業績を収めつゝあつたが、開店后七ヶ月馬占山の平定と共に政府の接收するところとなり、大同二年七月、中央銀行の手によつて整理解体を見た。

同済当、同順当の没落、利民当の解体により庶民金融の途が全く絶へ、窮乏甚だしいのに乗じ大同二年九月八日利に賢い満人相計り、日本人に対する課税権の無いのを幸ひ脱税の目的を以て畠山重幸名義の下に新民当と称し新たに当鋪を開設した。

経理　姜清軒
理事長　畠山重幸
財東　新民樓　畠山重幸外八名
資本金　一万円

利息　月六分
期限　三ヶ月
質物　金銀首飾類四割、衣服其の他六割
・流質率　九分の一

月利六分、期限三ヶ月の苛酷な条件にもかゝはらず他に当舗がなかつたため開業一ヶ年で満たずして早くも資本二万五千円を突破し、毎日質入平均百件、金額二〇〇—二三〇円に達する盛況を呈したが、合作社信用の設立と共に業績は著しく低下するに至り、まもなく閉店のやむなきに至つた。

次に現在全舗機関について其の営業状況を述べれば次の如くである。

一　当舗

前述の如く質屋営業は新民当の経理に約一ヶ年を経過したが、さきに閉店せる利民当に代り其地位を回復すべく予て進出を企図してゐた六興公司は愈々其の機熟し康徳二年七月三十一日太信当と称し当舗を開設した。

経理　劉金声
副経理　周説
資本金　一万円

利息　月三分
期限　十八ヶ月
質物　金銀首飾類四割、衣服毛皮類六割

月利三分、期限十八ヶ月で、新民当に比しはるかに有利な条件のため新民当の営業を圧迫し優秀な成績をあげ、終に同当をして閉店の止むなきに至らしめた。

今開設以来の営業状態を示せば次の如くである。

年3月末月別営業状態調査表

3年4月4日造

質物種類					
金銀類			雑品類		
票数	金額		票数	金額	
53	798	40	14	36	00
110	2,706	90	25	58	00
113	2,000	40	14	40	50
127	2,601	00	18	51	00
176	2,833	00	33	98	20
579	10,939	70	104	283	70
215	5,383	50	27	73	80
196	5,546	90	34	76	20
221	4,078	30	48	153	50
231	4,220	90	57	159	50
257	4,823	20	84	217	70
299	5,724	20	53	119	20
312	5,627	40	58	175	00
331	5,505	10	48	104	00
356	8,134	10	58	122	00
322	6,274	40	60	163	80
294	6,179	30	71	141	60
433	7,863	00	102	217	90
3,467	69,360	30	700	1,724	20
478	9,609	20	75	202	90
228	4,796	00	77	196	70
338	7,083	60	99	321	60
1,044	21,488	80	251	721	20
5,090	101,788	80	1,055	2,729	10

[illegible]

康徳

[illegible]	[illegible]												
[illegible]	衣服類			金銀類			[illegible]類			[illegible]類			
月別	票数	金額		票数	金額		票数	金額		票数	金額		
8 月	2,445	9,125	00	293	6,516	80	47	155	50	601	1,179	60	
9 〃	1,706	5,442	10	222	3,344	00	36	99	50	1,160	3,122	00	
10 〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	40	23	[illegible]	50	[illegible]	4,344	[illegible]	
11 〃	1,830	5,101	40	207	4,035	30	27	64	40	1,238	4,214	70	
12 〃	2,877	7,321	40	292	5,587	50	47	112	50	1,469	3,791	40	
小計	10,836	33,481	30	1,225	24,117	00	180	505	40	5,780	16,652	10	
2 年 1 月	2,760	8,304	80	337	8,837	10	50	174	20	1,582	4,257	50	
2 〃	2,415	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	70	1,339	[illegible]	[illegible]	
3 〃	3,181	9,864	90	377	7,197	70	62	188	60	1,940	4,635	10	
4 〃	3,249	9,827	80	304	5,510	10	62	156	60	2,114	4,765	40	
5 〃	3,727	10,246	40	416	6,985	90	90	244	30	2,313	5,129	50	
6 〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	133	[illegible]	[illegible]	5,171	[illegible]	
7 〃	2,789	7,167	30	432	7,573	00	49	142	00	1,942	4,731	80	
8 〃	2,308	4,992	60	332	6,025	50	40	94	00	2,901	6,553	90	
9 〃	2,591	5,703	30	329	6,787	60	58	99	90	3,944	10,358	20	
10 〃	3,020	6,801	40	320	7,079	40	63	121	00	3,638	10,513	40	
11 〃	3,549	8,367	70	316	5,947	90	96	210	60	3,424	11,090	80	
12 〃	2,826	7,870	00	327	6,748	10	106	279	00	2,760	8,244	80	
小計	35,913	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	20	788	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
3 年 1 月	2,318	7,769	20	325	7,309	20	108	449	10	2,082	6,265	10	
2 〃	2,677	8,987	70	276	4,745	00	88	255	70	1,651	4,423	60	
3 〃	3,112	10,768	00	307	4,864	00	117	371	90	2,235	6,200	80	
小計	8,107	27,524	90	908	16,918	20	313	1,076	70	5,968	16,889	50	
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	

2 銀行

前述した如く事変前には黒竜江省官銀号、東三省官銀号、辺業銀行、中国銀行及び交通銀行の五行を数へたが、現在中央銀行黒河支行あるのみである。

中央銀行支行は唯一つの新式金融機関として現金、貸付、為替等一般銀行業務は勿論、更に産金買上の為積極的に努力しつゝある等各般の業務旺盛である。

今本行の康徳二年度後半期に於ける営業状況は次の如くである。

満洲中央銀行黒河支行康徳二年度後半期営業状況

月別	預金		貸出		為替			
					受入		拂出	
	国幣	金票	国幣	金票	国幣	金票	国幣	金票
七月	五四五、六八〇・〇三	三〇、四〇四・八一	二一、九三三・二〇	―	六六〇、六三三・五二	一五、九一三・八〇	二一三、八〇二・五四	五、〇〇〇・〇〇
八月	八七七、二九七・二八	三〇、五九八・九四	二九、四一〇・四二	―	六五五、四三六・九四	二二、三三二・五〇	三二七、〇八〇・七二	五、〇〇〇・〇〇
九月	六二三、八八一・八六	一四、九八六・九九	二八、三三六・二八	―	七三七、九五三・一八	三〇、二八四・〇〇	二四二、〇〇七・七八	二、〇〇〇・〇〇
十月	六八八、八〇三・五七	三七、三二一・四三	六六、六五〇・八三	―	六一四、一六五・九六	二五、五三六・四四	三四六、九六四・〇五	―
十一月	三八八、三九一・九一	四〇、九六九・六三	三九三、四七八・九三	―	五三一、八六六・二三	一八、四九九・四五	一七三、九七六・九七	一、〇〇〇・〇〇

十二月	四五四,四三・〇六	一一,〇八八・九六	九七,四六五・一四	—	七三〇,四四一・七三	八,八八一・〇二	一九七,三四〇・三二	—
計	[illegible]三六八,四[illegible]・[illegible]	一五五,三[illegible]・二六	六二七,二六四・八〇	—	三,八六六,四九七・五五	一三一,四三七・一一	一,四〇一,一[illegible]・二七	[illegible]

一 [illegible]

大[illegible]の営業と並ぎ、[illegible]貨店[illegible]舗、金店、大[illegible]寺、本業の[illegible]務を取扱[illegible]、[illegible]主として[illegible]本店に[illegible]を置く[illegible]舗の代理店[illegible]、並金等は主として山東、大[illegible]

[illegible]

営業店名は次の如し。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

営業昌

二 [illegible]

一 [illegible]

春耕貸款は大同二年春、貧農春耕のため一ヶ年の期間と月利八厘で百円を限度として貸出されたのである。

瑷琿県は奇克、遜河の両県と合せて二十万円を振当てられた。しかし貸付手続の煩瑣及び中央銀行側と県分会との見解の相違等のために予想以上の日時を費し、熟地二万五晌の地券を担保に九万二千六百九十二円が農民の手に交附されたのは同年七月五日であつた。

しかし此の春耕貸款も、農村では春耕に必要な種子、役畜、農具の諸経費に充当されたものは殆んどなく、大部分負債の利子拂とか生活費に向けられて消費されたので実質的には何等効果をもたらさなかつたやうである。

康徳元年度の春耕貸款は県の査定額は十二万六百九十二円であつたが、長年に亘る借金と、前年度債務のため、返償不可能な農村にとつては画餅同然で、実際には貸出は行はれなかつた。ただ僅かに利息の支拂い、証書の書き改ためを行つて利息を八厘より七厘へ減額されたにすぎなかつた。

春耕貸款貸放回收状況　（中央銀行黒河支行調　康徳三年一月三十一日現在）

年度別	原放額		收回額	現在金額		收進利息
	戸数	金額		戸数	金額	

大同二年度	一三六五	九二、六九二・〇〇	九二、三四二・〇〇	六	一五〇・〇〇	七、[illegible]
康徳元年度	一三五四	九二、二九〇・〇〇	七、八七五・六〇	一三〇三	八四、四一四・四〇	八、三三一・九五

備考

一、大同二年度貸款について原利完済の者は同年度貸款として止め、利子納入者に限り（原利完済者は此の限りにあらず）康徳元年度貸款として継期貸款せしめたるものである、依つて康徳元年度貸款としては現実的に新規のもの尠し。

二、康徳元年度春耕貸款は三ヶ年分期償還としたるを以て、引続き同二年度及び三年度に亘つては新規に貸款を行はず。

2　商工貸款

満洲事変以来経済に窮乏せる熱河及び承徳所在商民に対し、政府は中央銀行熱河支行を介して、商工貸款を行はしめ、被害の苦境を救はんとしたが、果して此の貸款は此等商民から非常に喜ばれ、その回収状況も比較的順調に進んで居る。

商工貸款貸放回収状況（中央銀行黒河支行調 康徳三年一月三十一日現在）

	原放額		収回額	現在金額		収進利息
	戸数	金額		戸数	金額	
愛琿	一二	二一、〇〇〇・〇〇	八、三三五・一六	一一	一二、六六四・八四	四、〇二七・四五
黒河	一三	二九、〇〇〇・〇〇	二九、〇〇〇・〇〇	―	―	二、四三六・九八
合計	二五	五〇、〇〇〇・〇〇	三七、三三五・一六	一一	一二、六六四・八四	六、四六四・四三

三 通貨

現在流通貨幣は国幣及び金票で、旧幣は既に九分九厘まで回収済みである、国幣統一前は黒竜江官銀票、東三省官銀票、辺業銀行票、中国銀行票、交通銀行票及び私票としては馬占山の発行した馬大洋票が流通してゐた。

馬大洋票は大同元年四月馬占山が黒河に黒竜江省政府を樹立して反旗をひるがへし、七月に利民当を開設すると共に裕国便民と称し、軍費支弁のため、所謂馬大洋票を発行し、其の額百七十万円に達した。

之がため交通杜絶に依り物資の欠乏甚だしく金融亦逼迫した市況を一時混乱した為、物資の供給がないため益々物価の昂騰を来し、住民の困憊は其の極に達した。しかし大同二年一月、馬占山逃亡、二日下旬日本軍の入黒と共に哈爾浜方面との交通恢復し、物価も亦漸次低落の途を辿つたので、三月下旬から馬大洋の回収を開始し、発行額百七十万円中、百三十二万円の回収を終つた。

然しながら発行当時哈大洋と同価を以て通用した馬票の交換率を馬票百円対国幣二五円と定めた結果手持住民は莫大な損失を余儀なくされた。

第九節　治　安

民国十八年の露支紛争の際には財宝は掠奪され、家屋は焼かれ、之に続いて大水害を受け、住民は多大なる打撃は惨苦の極に達した。

更に満洲事変に際して馬占山の反乱があり、地方の住民を苦しめ、経済力を破壊し、極度に民心を不安ならしめたのであるが、現在は民心安定し、治安は一般に良好で、殊に鉄道の東部即ち[illegible]、地帯は非常に良好である。

しかし県の東南部即ち奇克、龍鎮両県の境及び山岳の金鉱地帯には小匪賊が出現してゐる。

第三章　縣の政治

第一節　県公署の組織

県公署の組織を表示すれば次の如くである。

- 総務科(科長　金廷貢)
  - 経理官(汐従藤太郎)
  - 庶務股(股長)　科員一名
  - 文書股(股長)　科員三名
  - 会計股(股長)　科員二名
  - (庶務股・文書股・会計股)　雇員五名　夫役十名
  - 通訳二名
- 内務局(局長　謬英多)
  - 産業指導官(長友憲三)
  - 行政股(股長)　科員一名
  - 実業股(股長)　科員一名
  - (行政股・実業股)　雇員一名
- 璦琿県警察隊(隊長)　巡官一名　警長一名　警士一八名　夫役二名
  - 警務股(股長)　科員九名　ノ

承理縣公署
- 県長(秦炳熹)
- 参事官(井上八郎)
- 参与官(三留義晃)

- 警務局(局長 蔵 敏)
  - 指導官 — 警士七名
    - (植田安太郎、藤沢哲蔵、三村勝生、越智直明、鈴木 秀、樋口政次)
  - 司法股(股長) 科員一名
  - 保安股(股長) 科員二名
    - (司法股・保安股) 雇員八名 夫役六名
  - 黒河警察署(署長) 巡官二名 警長七名 警士七八名 夫役八名
  - 承理 〃 (〃) 〃 四名 〃 二名 〃 三三名 〃 四名
  - 西四嘉 〃 (〃) 〃 二名 〃 七名 〃 一名
  - 大岡子 〃 (〃) 〃 二名 〃 七名 〃 一名
  - 大五家 〃 (〃) 〃 二名 〃 七名 〃 一名
  - 張家営子 〃 (〃) 〃 二名 〃 七名 〃 一名
- 財務局(局長 趙湘波)
  - 財務股(股長)
  - 理財股(科長兼任)
    - (財務股・理財股) 科員五名 僱員一名
- 教育局(局長 王文波)
  - 視学一名
  - 学務股(科長兼任)
  - 礼教股(科長兼任)
    - (学務股・礼教股) 科員一名 僱員一名

第二節 県財政

本県は黒河省唯一の自立縣であつて、何等国庫の補助を受けることなく、自收自支の状態にある。今最近三ヶ年の歳入、歳出状況を簡單に表記すれば次の如くである。

歳入

年度	税收入	税外收入	県收入計	国庫補助額	歳入計
康徳元年(決算)	一三七、六九四	六、八九二	一四四、五八六	―	一四四、五八六
〃 二年(決算)	八九、八二六	一〇、三二八	一〇〇、一五四	―	一〇〇、一五四
〃 三年(予算)	一八一、五四九	一六、〇七九	一九七、六二八	―	一九七、六二八

歳出

年度	公署費	警察費	教育費	其他費	歳出計
康徳元年度(決算)	五三、二四〇	四七、六五四	二七、六四八	一六、〇四四	一四四、五八六

〃二年度(決算)	二六、七八三	一二二一三	一九三一八	三八八五六	一〇二〇五三
〃三年度(予算)	五七、三四七	四一、七一三	四〇、九三六	三七、六一二	一九七、六二八

右歳入の部に於て注目すべきことは、歳入の七割弱を雑収入に[illegible]

即ち本県の諸税は[illegible]許り、三百一日二十七円、[illegible]一日二十三[illegible]

一月四十五円の諸捐を徴集してゐる。之れは何れは廃止の已むを得ざる運命にあるけれども他に代るべ

き財源なく[illegible]

今康徳二年度の予算について県の歳入の内訳を表示すれば次の如くであります。

一 [illegible] 二、一〇〇

[illegible] [illegible]

戸別捐 一九、四〇〇〃

[illegible] [illegible]

雑捐 一二〇、八九九〃

[illegible]捐 二五一六〃

路捐 七〇〃

漁業捐 三〇〃

不動産取得捐	三〇〇圓
屠宰捐	三、六二〇〃
観覧捐	一四〇〃
粮捐	九、七五〇〃
賭捐	一〇二、四七三〃
総計	一八一、五四九〃

第三節　保甲制度

本県の保甲制度が実施されたのは康徳元年一月であつて、実施の主旨及び組織方法は次の如くである。

本県の保甲制は警察力の不足を補ふと共に農村自治生活の活用を計り、隣村相倚り農村の治安を保持せしめ、特に農村集団部落に重点を置き、暫行的に実施せられたものである。

されば先づ戸に基礎を置き、牌を最小単位として凡そ十戸を以て編成し、屯内（小屯は二屯）牌を以て甲を編成し、一警察区管内の甲を以て保を組織してゐる。

各保、甲及び牌には各長を置き、又保及び甲には弁事所を設け、各区警察署長の指導監督を受けて盗匪の警備、自衛団の事務監督、諸経費の徴収、戸口調査、銃器の取締り、農民の褒賞救済等に

イさ、警察隊の出動にあたらしめる。又その治安確保のため連坐法をとり、保内の各家族は連帯責任がある。

更に各甲に自衛団を組織し、保内甲自衛団を以て保自衛団を編成し、保自衛団には団長、副団長を、甲には団長及び副団長を任して警察隊の不足を補つてゐる。自衛団員は常備団員と予備団員とに分け、予備団員とは十八才から四十才の壮健なる男子で同一土地に一ヶ年以上在住の者は全部有する義務があり、有時の場合の防衛に当らしめ、常備団員は一甲に数名で、二十二、三才の壮丁を以て組織されてゐる。

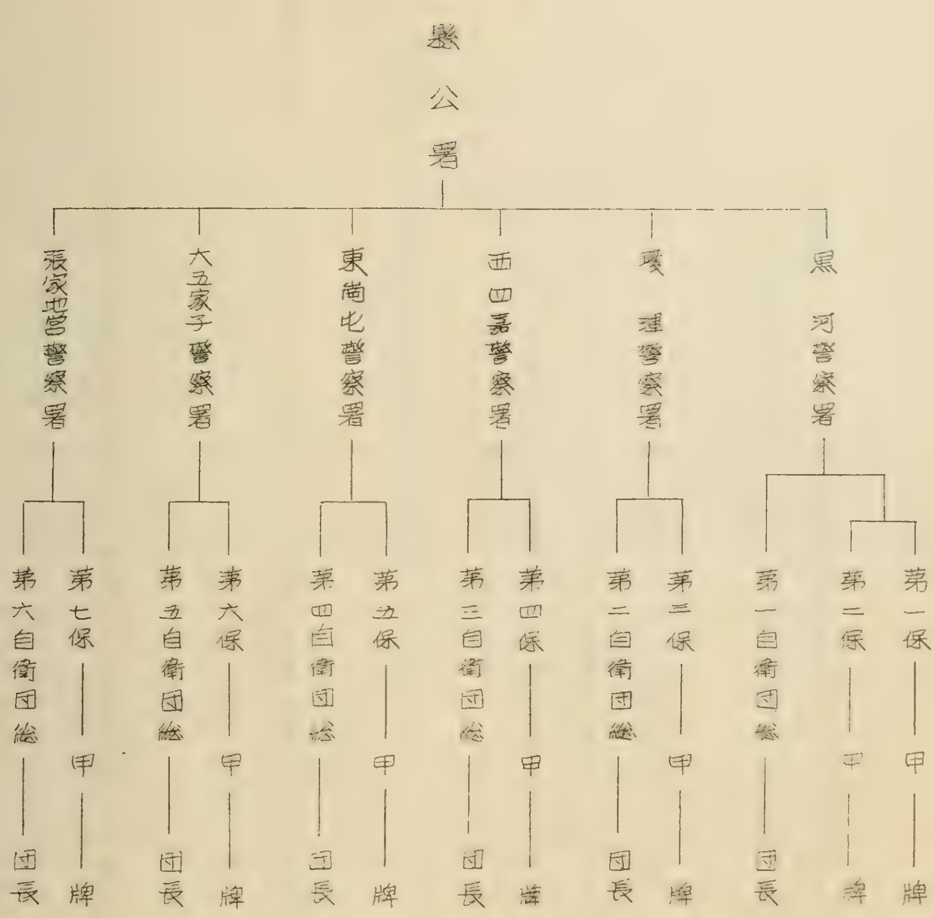
之等自衛団には三銃器の所有は禁じてゐる。

農民の組織

農村に於ける最下層の政治単位は屯を主体とした自治体で、その長を屯長又は百家長と呼び、八屯乃至十屯を以て保として居たのは現在と同一形態である。但し各屯が各々独立した政治形態をなして居り、区村制度等はなく、各屯の綜合的行政機関がなく、屯と屯との縦横の連絡を欠き、統一されてゐなかつた。

僅かに民国十二年に農会が出来、県内を三農区に区分し、各区に区農会を置いて各区の農村指導に当らせたのみである。この区農会は建国以来廃止されたが、その后は区警察署の統轄を受けるやうになつた。

本県の保甲組織は次のやうである。


縣公署
黒河警察署
愛琿警察署
西四嘉警察署
東尚屯警察署
大五家子警察署
張家地営警察署
第一保—甲—牌
第二保—甲—牌
第一自衛団総—団長
第三保—甲—牌
第二自衛団総—団長
第四保—甲—牌
第三自衛団総—団長
第五保—甲—牌
第四自衛団総—団長
第六保—甲—牌
第五自衛団総—団長
第七保—甲—牌
第六自衛団総—団長

成し若干の保甲は自連合入されるので、警察区の第一保とし、以下順次第二保、第三保と呼ばれる。

寶山の保甲区劃と保甲数及自衛団員数

警察区	保	甲数	戸数	自衛団員数	
				常備団員	予備団員
[illegible]鎮	第一保	一二	一二一	三八	六七〇
三四區	第二保	一〇	一〇一	四〇	四三〇
[illegible]	第三保	六	六九	二〇	四七五
大王家宅	第四保	七	八〇	六〇	三一四
[illegible]家宅	第五保	八	七八	二〇	一四五
計	五	四三	四五〇	一七八	二〇七四

保甲費は保甲事務所の費用として徴集される。保長、甲長、団総、団長等は名誉職で無給としてゐる。

保弁事所の費用としては書記其の他要員の給料、事ム費、通信費、家屋費、光熱費等に使途される。

保、甲長及び弁事所の仕事は警察署の補助をなすものであるが、自衛団の監督、諸公費の徴收、戸口、地積等の調査、銃器その他取締事項、賦役の徴発、上級官廳委任事項の執行、宣佈の徹底等である。

第四章　農会及商会

第一節　農会

璦琿県農会の創立は民国十二年五月で、最初之を璦琿城に設置されてゐたが、康徳元年五月之を黒河に移転した。

分農会は県下百四屯を五区に分ち、その各々に設置され、各区の農村指導に当ってゐたが、この区農会は建国以来廃止された。

現在の農会は民国二十年発佈の農会法によって改組されたもので、これを踏襲して今日に至って

農会の意味については何等見るべきものはない。

愛琿県農会章程

第一章 総則

第一條 本会遵照農会法第七條之規定定名曰愛琿県農会

第二條 本会依據農会法第一條宗旨及第四條各事項以発展全県農民知識技能及改善生活為旨

實現右宗旨

第三條 本会設立於県城

第四條 本会々員以本県各区農民充之

第二章 職員

第五條 本会職員之名額如左

幹事長　一人

副幹事長　一人

幹事　五人

評議員　八人

第六條 前條職員由会員大会用記名投票法選挙之

第七條　幹事長総理全会事務副幹事長佐理会務幹事承幹事長指揮分掌会務幹事長遇有事不到会時副幹事長得代行其職权評議員籌議事業之設施並議決指導各区農民工作事項

第八條　本簡章第五條之職員均以一年為一任期但連選者得連任之

第九條　職員有農会法第二十四條各款情事之一者由会員大会過半数議決得令其解任並応同時選挙職員递補之其递補之職員以補足原任之任期為限

第三章　会　議

第十條　本会分会員定期会議会員臨時会議評議員会議三種

一、会員定期会議　毎年一次

二、会員臨時会議　得臨時召集

三、評議員会議　毎月一次

第十一條　前条評議員会議時会員代表亦得参加討論但無議決权

第十二條　本簡章第十條会議均由幹事長召集之以出席過半数議決為有効

第四章　事　業

第十三條　本会事業如左

一、関於農事之改良及森林之保護

一、関於救済水旱養老済貧之事業

一、関於農村教育之啓廸及有関文藝之設備

一、関於水旱荒地之開墾及備荒与調治
一、関於妨害農業之請願及答覆官府農事之諮詢
一、関於農事試験場陳列所之設置及農民調査統計

第五章　経　費

第十四條　本会收入如左
一、会　費　由各区農民分攤繳納其每年数目由評議員定之
一、募　集　由本会自行募集或由地方公款補助之

第十五條　本会支出如左
一、会所公用款　二、会議費　三、事業費

第十六條　本会経費之收支每年除呈報監督機関転部備案外得向会員公佈之

第六章　附　則

第十七條　本簡章如有未盡宜經会員三分之二以上之同意得修改之並呈報監督機関備案

第二節　商　会

本県には黒河及び璦琿に黒河商会及び璦琿商会の二つの商会が設立されてゐる。共に往時対露貿易及び産金業の華かなりし時代を背景としてその活躍は目ざましいものがあつた。現在に於ても昔日の面影はないがなほ相当な業績をあげてゐる。

一　黒河商会

宣統元年十一月に商ム分会を設立したのが始めで、后これを鎮商会と改ためた・民国二十年、命により委員制に改組し、本席一名、常ム委員四名、執行委員十名、監察委員七名をおいたが、大同元年十一月委員制を取消し、以前の会長、会董制に改められ、現在の役員は会長一名、副会長一名、常ム会董四名、会董十六名となつてゐる。

経費は年一万五千円とし、之を商工各商店よりその営業状態に依つて左記各等級に分ち、分担納附せしめることになつてゐる。

特等	毎月	四十八円
第一級	〃	三十円
第二級	〃	二十八円
第三級	〃	二十二円
第四級	〃	十六円

第五級	〃	十円
第六級	〃	六円
第七級	〃	三円六角
第八級	〃	二円四角
第九級	〃	一円

二 蔡運長商会

宣統三年、商民代表者たる周紀綱が之を発起し、商会を創立したが、民国三年十一月に至りおよそ三年にして之を解散し、三年を経て城内民商工商組合に定め会長、副会長各一名宛、会董・三名を選挙し、任期二年として、民国十八年に至る迄、五回の改選を経過した。又特別会董二十、会董十六人を増設した。

民国二十年まで続けたが、同年五月に令によって委員制に改組し、主席一名、常務委員三名、執行委員十二名、監察委員七名を設置した。

民国二十三年に至って又委員制を廃止して以前の会長、会董制に恢復し現在に至ってゐる。

現在の役員は次の如くである。

会長	一名
副会長	一名

特別会董　二名
会董　十七名
経費は年一千九百八十四円とし、商工各店より規定した等級に依つて捻出するものである。

第五章　縣倉

県倉は民国六年、黒竜江常平倉社倉章程を基本法とする璦琿県社倉規則により創立され、九年社倉積穀簡章に則り、改訂を加へ、更に民国二十年黒竜江省暫行県倉管理細則を以つて社倉を県倉と改称せり。
県倉は旧県城璦琿に在つて、倉庫及び弁公処各一棟、敷地八百坪を有す。
其の要項は次の如くである。

一、天災時及び凶年に穀類を以て救済及び平糶を行ふを以て主旨とす。
二、徴収額は平年毎戸熟地百晌以上所有のものは毎晌二升

五十畝以上一升半

十畝以上　一　升

十畝以下及び凶年にはこれを免除す。

三、徴収穀類は谷子及び小麦とす。

四、納入期日は収穫翌年の三月一日とす。

五、穀物の貸付を行ふも一戸二石を以て限度とす。

六、貸付利息は二分とす。

七、最高在庫高は二千石を以て限度とし、毎年貯蔵高の四分の一を更新の為貸付け、新穀積の代替を行ふ。

右のやうな規則により、毎年の納入高も谷子及び小麦を合せて三百五十石余に上り、又一方貸付高も年々の入用に充てられたが、其の後凶年相次ぎ、遂に民国十九年在庫穀類全部売却し、約二千三百石を購入し、之を全部貸出したが、其の回収は今日に至るも不能で、貸付残高谷子六四〇石、小麦二〇〇石に達し県倉の活動は全く停止した。

大同二年四月、新に県倉管理弁法を基本則として県の特殊事情を加味し、健全なる県倉の再建を期し再び穀物の徴収を始めた。

第二篇

第二編　調査屯

第一章　自然的條件

第一節　位置及地勢

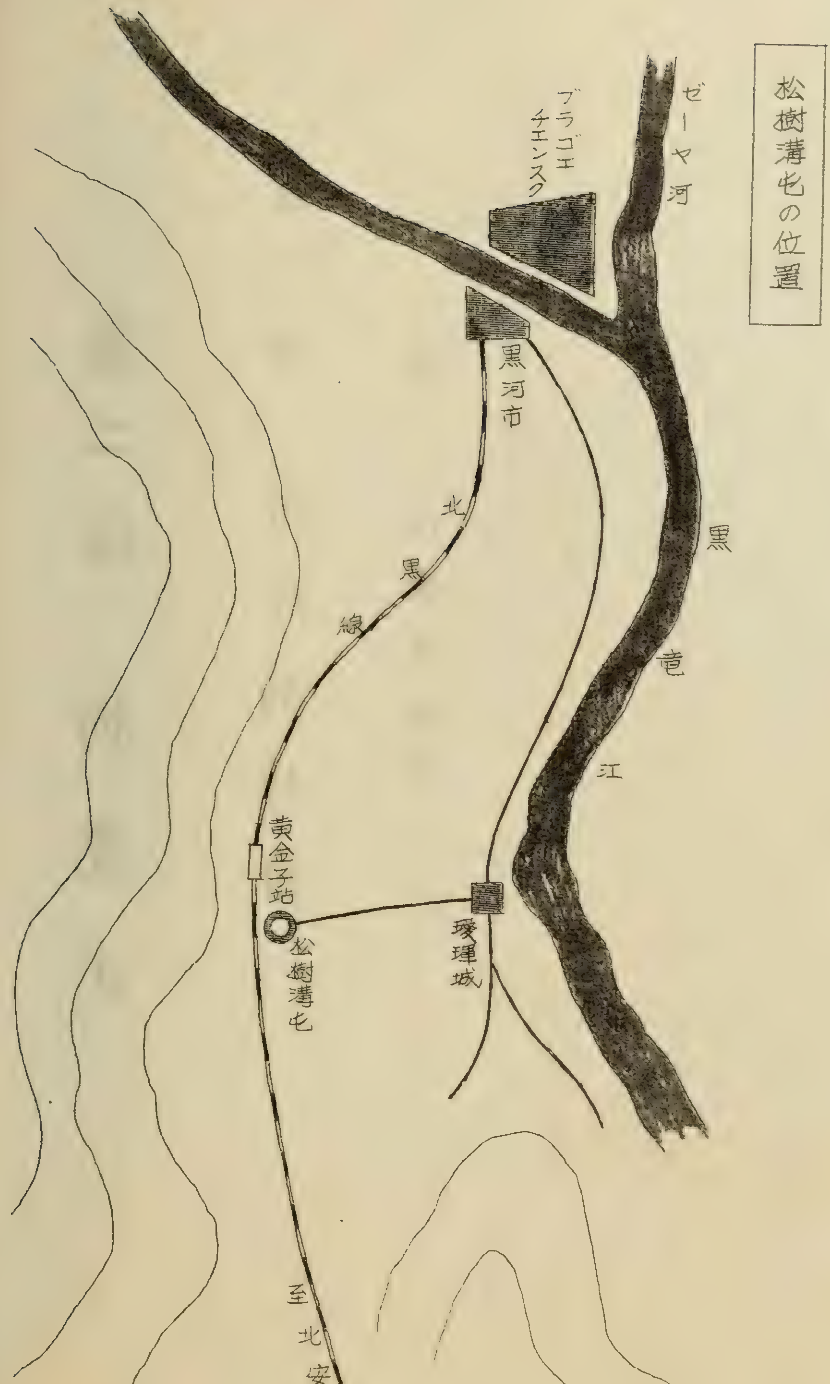
松樹屯は黒河省瑷琿県瑷琿警察区に属する一部落で、黒河市の南方約七五満里、瑷琿街の西方約十八満里の地点にある。緯度的の位置から云へば大体北緯五〇度一五〇分、東径一二七度三八、分に位してゐる。

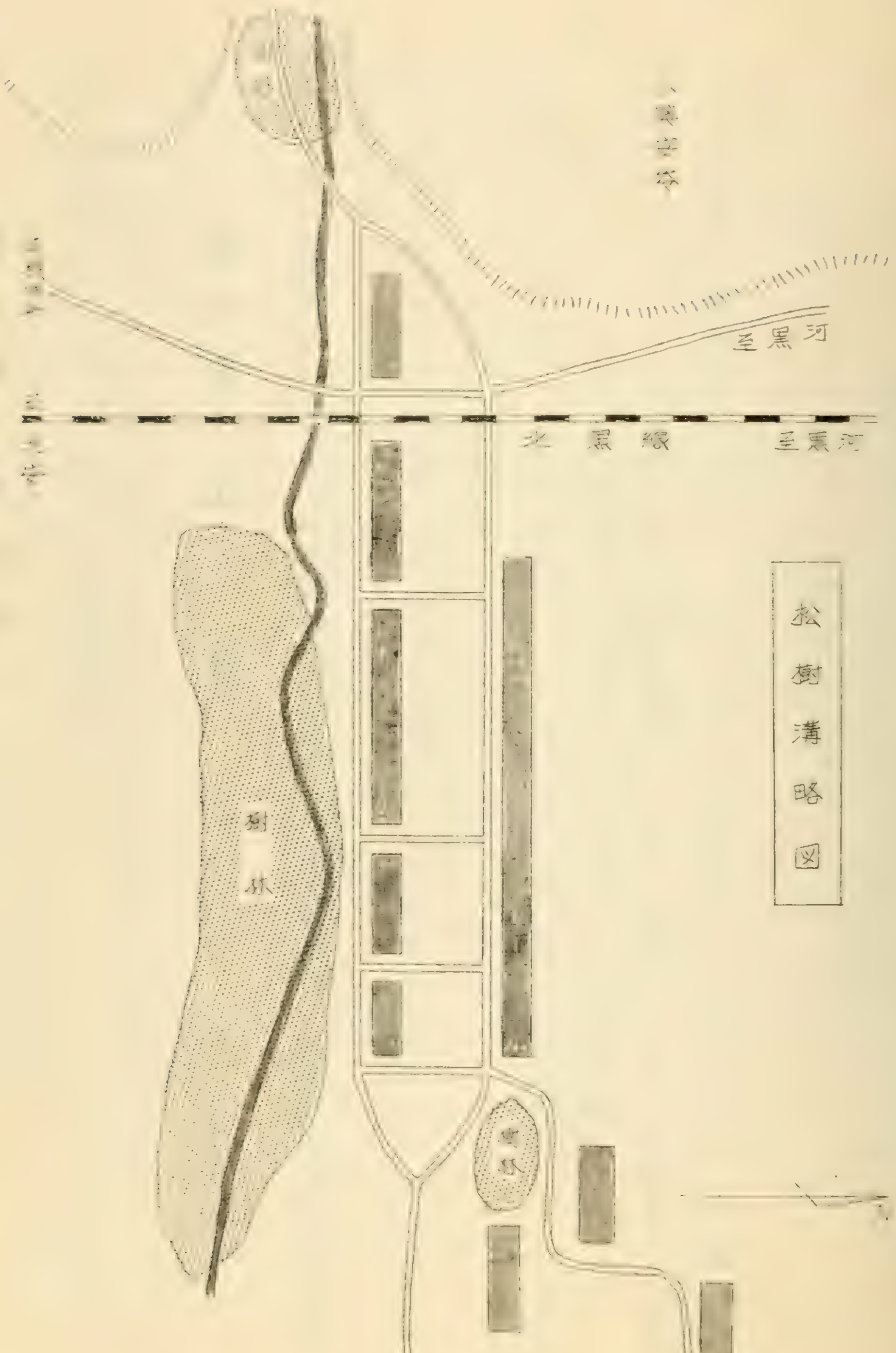
又本屯の東側を、西崗子より北黒線が南北に通過し、黄金子地より約十六満里、瑷琿屯から約[illegible]満里の距程である。

本屯の東方は低い山脈が丘陵状をなして迫つてゐるが、他の三方は広漠たる瑷琿平野を控へてゐる。

本屯西方には一帯の落葉松の樹林があり其の間を中央を西方の山峡から細い渓流が流れてゐるので[illegible]本屯が松樹屯と呼ばれるやうになつたのであると云はれてゐる。

此の溪流は東流して屯の南方を流れてゐる。又屯の南方には東西に流く一帯の樹林があり、白樺、黒樺、唐松、楊樹、柳樹、榛子（ハシバミ）等が雑生してゐる。




松樹溝略図
至黒河
北黒線
至黒河
樹林

第二節　気象概況

県勢一般の項で述べておいたからその方を参照されたし。

第三節　土壌

当地方一帯の土壌は壌土で、その成因については明瞭でないが、沼沢土壌或ひは半沼沢土壌の変化したものと考へられる。

屯民の談によれば次のやうな構造を有してゐると云ふ。

即ち、

平　地

黒土（五―六寸）――灰色土（五―六寸）――黄砂（二―三尺）石礫を含んでゐる――稍々赤味がかつた黄砂（一尺位）石礫あり――灰色の層（二―三尺）石礫あり――黒味を帯びた層

山　地

黒土（五―六寸）小さな石の粒がある――黄土（三尺）石礫を含む――黄色の砂土（二―三尺）礫あり――赤味がかつた黄色（一尺位）砂と石礫あり――灰色（二―三尺）砂

ころ築あり ―黒味を帯びた層（二―三尺）石礫あり

れ、[illegible]著者が此の北方の平地で観察せるものは次のやうな構造を有してゐた。[illegible]黒色で腐植質を多分に含有してゐると思はれる花崗岩の小粒を含む層で、厚さ約六寸余[illegible]一尺位の厚さをなして赤黄色乃至褐色の層があり、次いで黒色の粘土の層がある。此の層[illegible]は約六寸位で乾けば灰白色を呈す。此の層には処々に褐色の斑点がある。[illegible]の下で約二尺の層で、褐色の斑点多し。之れ等の褐色の斑点は、鉄粒が酸化したものと思はれる。

[illegible]土壌は比較的良好く、無肥料でも可成相当の収量を挙げてゐる。[illegible]上の西北及び西南は排水良好であるが、其の他は概して土壌粘重にすぎ、排水悪く、特に東北部は排水最も悪い。

第四節　地下水位及水質

地下水位は実測の結果によれば平均一五―二〇尺位で中位の程度と思はれる。農会長の談によれば県内の地下水位は大体次の如きものであると云つてゐる。

河溝附近　一三―一五尺
平　地　二五尺
大　山　三五尺

水質は概して良好で、多少混濁してゐるが臭気なく、塩分も殆んど含まず、飲料水としても良好である。

第二章　屯の構成

第一節　農家群別戸数及人口

本屯に於ける全戸数六三戸についてその群別戸数、人口を示せば次の如くである。

農家群別戸数及人口

群別	戸数		人口		
	戸数	戸数%	男	女	計
地主、自作	二	三・一八	七	八	一五
自作	二七	四二・八五	八五	八七	一七二
自作、小作	二	三・一八	九	六	一五
自作、雇農	五	七・九四	一九	一九	三八
小作	三	四・七六	四	五	九
小作、雇農	二	三・一八	三	二	五
[illegible]業	一一	一七・四六	二四	二五	四九
雑業	一〇	一五・八八	二四	一四	三八
無職	一	一・五八	一	一	二
計	六三	一〇〇・〇〇	一七五	一六七	三四二

[illegible]の中農家と見做すべき戸数は五二戸で全戸数の八二・五四％[illegible]である。他に一〇戸の雑業者と一戸の無職業者がある。

農家中自作階級の之の断然多く二七戸、全戸数の四二・八五%を占め、次いで雇農の一一戸一七・四五%となつてゐる。

本屯の人口は男一七五名、女一六七名、計三四二名で一戸当五・四三名となつてゐる。

第二節　所有地目別土地面積

本屯に於ける総所有面積を主なる地目により別けると次の如くである。

総面積	六九一、一二三畝
普通田	三一一、二〇〇〃
菜園	一九、〇四〇〃
宅地	八、八七五〃
撩荒地	三四三、七四八〃
荒地	五、〇〇〇〃
其他	三、二六〇〃

第三節　耕地所有状況

前述の普通畑、菜園及撂荒地を以て耕地と見做し、それについて耕地所有状況を示せば次の如くなる。

耕地所有状況

	戸数	戸数%	所有面積	所有面積%	一戸当所有畝
無所有者	一二	一九、〇	―	―	―
五畝以下	一八	二八、六	二四、九五〇	三、七	一、三九
五―一〇畝	一一	一七、五	七〇、八八〇	一〇、五	六、四四
一〇―二〇〃	一三	二〇、六	一八六、三四八	二七、六	一四、三三
二〇―三〇〃	四	六、三	八九、九四〇	一三、四	二二、四八
三〇―五〇〃	三	四、八	一〇七、四〇〇	一五、九	三五、八〇
五〇―一〇〇〃	一	一、六	八五、五〇〇	一二、七	八五、五〇
一〇〇畝以上	一	一、六	一〇八、九七〇	一六、二	一〇八、九七

計	六三	一〇〇・〇	六七三、九八八	一〇〇・〇	一〇、六七

備考

一、無所有者一二戸を除外して一戸当平均を求むれば、一戸当一三、二一畝となる。

二、一畝以下の所有地を菜園と認めて之を除外して普通の耕地所有者のみを平均すれば所有農家四〇戸、所有面積六六九、五八八畝、平均一戸一六七四〇畝である。

即ち本邑六三戸中一二戸は耕地無所有者で、五一戸が耕地を所有してゐる。此の五一戸中五畝未満の農家が最も多く一八戸、全戸数の二八、六%、次いで一〇―二〇畝、一三戸二〇、六%、五―一〇畝、一一戸一七、五%、二〇畝以上は僅かに七戸、一四、三%となつてゐる。しかし之を所有面積より割合を見るに二〇畝以下は二八二、一七八畝、四一、八%なるに反し、二〇畝以上は三九一、八一〇畝、五八、二%を占めてゐる。

第四節　耕地利用状況

本邑の耕地は六七三、九八八畝であるが、中その半分以上の三四三、七四八畝は撂荒地となつてをり耕作地は僅かに三三五、一四〇畝にすぎない。之は対露貿易の禁止と共に本地方の農業が衰微の途を辿

[illegible]ツゝあつたに加へ、民国十八年の露支紛争、民国十七、八年の大水害、同年事変、更にこれに引続いた馬占山の反乱等の打続く災害のため耕地能力の欠乏のため斯かる多数の撩荒地を生じたのである。

今耕地利用状況を示せば次の如くである。

耕作地利用状況

	戸数	戸数%	耕作面積	耕作面積%	一戸当耕作地
無所有地	一一	一七・五	－	－	－
一畝以下	一四	二二・二	五・二五	一・六	〇・三七
一－五畝	一四	二二・二	三五・一五	一〇・五	二・五一
五－一〇〃	一三	二〇・六	九一・〇〇	二七・一	七・〇〇
一〇－一五〃	五	七・九	五九・五四	一七・八	一一・九[illegible]
一五－二〇〃	三	四・八	四七・三〇	一四・一	一五・七六
二〇－三〇〃	一	一・六	二五・七〇	七・七	二五・七〇
三〇畝以上	二	三・二	七一・二〇	二一・[illegible]	三五・六〇

計	六三	一〇〇・〇〇	三三五・一四	一〇〇・〇〇	五・三二

備　考

一、無耕作者一四戸を除外すれば一戸当耕作面積六、四五畝なり。

二、無耕作者並びに一畝以下の耕作者は事実上菜園の为の耕作で、之を除いた平均は一戸当耕作面積八、六八畝である。

即ち無所有者は一一戸で、五二戸が耕作に従事してゐる。

一畝以下及び一―五畝のものは各一四戸で全戸数の二二、二%を占め、五―一〇畝、一三戸、二〇、六%、一〇畝以上のものは一一戸一七、五%となつてゐる。本屯に於ける最大耕作者は農家番号(三)の四〇.五畝となつてゐる。

しかしその耕作地面積の割合を見るに、一〇畝以下のものは一三一、四〇畝で、全耕作面積の三九、二%にすぎないが、一〇畝以上のものは二〇三.七四畝で六〇、八%を占めてゐる。

本屯の一戸当耕作面積は五、三二畝となつてゐる。

第三章　沿　革

第一節　概　説

[illegible]の土地制度の沿革の項に述べたやうに、康熙年間に至りて八旗の[illegible][illegible]兵丁の定着によると思はれる。

しかるに[illegible]の歴史は此処に於て完全に[illegible]り、[illegible]し居住し、其の後永くして引続き居住するもの[illegible][illegible]全く不明で、歴史は此処で完全に煙幕の彼方へ去つてゐる。

其故にその以前の歴史――発生過程から推移が　は杳として康熙時代の瑷琿城附近に設置された[illegible]か、又本屯が発生に於て漢軍八旗[illegible]であるが、本屯に以前から居住するものは全六十一戸中十一戸で、[illegible]双城府より約四十年来住し一名、不明二名であるところを見ると、漢軍八旗、若しくはそれに従属した漢人の移民部落とも推定されるが明瞭でない。

[illegible]全部漢人で、[illegible]全部旗人、[illegible]

れる。

其の故に本屯の歴史は義和団事変に初まる。

第二節　開拓以前の一般状況

本屯は小興安嶺の支脈が将に終らんとして居るところであつて、屯の西部は山地である。屯中央及び東部は黒竜江に向つて極めて緩やかに低くなつてゐるが、見渡す限りの平坦地である。

本屯は開発されてから約百五十年を経てゐると思はれるが、それ以前は恐らく西部の山地より引続き森林地帯であつたと思はれる。今屯名の源となつてゐるダフリカ落葉松の林が屯の西にあつてその真中を小さな小川が流れて、ほゞ屯中央を西より東に貫流する。この落葉松の林は過去に於てはもつと大きなものであつたと想像され、現在の山腹地及び諸処に見られるモンゴリ櫟の林及び屯南部の白樺林は、以前は落葉松林若しくは僅かに名残りを止めてゐる欧洲赤松との混作の針葉樹林であつたと推定される。

それが其の后の開拓、伐採によつて荒廃、濶葉樹の進出を見たものであらう。

更に本屯の土壌が沼土若しくは半沼土である関係から見ると、本屯が璦琿平野と共にかつては黒竜江に直接接した湖沼であつたことが考へられる。

それ故に、一面低湿地たる草原地帯と森林とが相錯綜して居た無人の地であつたであらう。

[illegible]り、乞民は彼等を森林人と呼んで居るが、この本乞附近には以前から居住して居なかったやうである。

[illegible]云ふ。

第三節　開墾

[illegible]地の開墾は現在三ヶ所進行中である。

[illegible]

[illegible]十円以下で手に入るのに対して、より有利な場合が多い。

第四節　光緒二十六年拳匪の叛乱以後の屯の歴史

本屯が屯成立以后百五十年見当であることは既に述べたが、本屯が拳匪の乱后比較的早く回復した理由は、黒竜江沿岸の諸部落及び江東岸の部落が全部焼打にされて、家屋を破壊され、璦琿城も亦その例に洩れないのであるが、本屯は比較的山地寄りのためか不思議に家屋の焼打を免れ、家屋のみは無住となりつゝも無事に残った。

拳匪の乱直前には約四十数戸の戸数があった。

事変を経て、居住者は全部小興安嶺を越えて斉々哈爾附近に大部分、更に奉天、吉林方面に逃亡したのであるが、漸く治安の回復と清朝の璦琿庁官吏の帰来の布告に応じて、光緒二十七、二十八、二十九、三十年とボツボツ帰って来たが、避難民は勿論貧しいために帰来してもすぐさま家屋の建築は思ひも及ばないため、早く帰来したものは本屯の無住の家屋に取り敢へず住むことにし、附近の土地を耕作し始めた。

其のためにかつて江東岸の部落に住んだもののみ、他屯にかつて住んだものも皆この部落へはいった結果、現在見られるやうに六十三戸中十一戸のもののみが以前から本屯に居住してゐたものにすぎなくなった。

しかして事変前四十数戸の戸数は事変后数年を経て略々全数に達した。

その後は全く之は順調に発展して、ロシア革命後は小麦の対露への輸出が旺盛で、かくて一面価も又素晴らしくなつたため此処に本地の農業的発展の最盛時が到来した。

之の最盛時は民国十四、十五年当時であつて、本地では耕作面積が約二十晌に達し、曹、劉、高等の大農家は各々一戸で西洋式の大経営をなし、三百晌―四百晌を耕作してゐた。

しかし本地は土壌から見るとあまり良好でなかつたため、此等三戸の大経営者は、曹は民国十八年、克東県に新たな耕地があるところを得て去り、劉は民国二十年同じく克東県へ、高は民国十七年、黒河県方の未墾地へ去つた。

露国との小麦中心の貿易は、民国十七年、十八年と打続く水害で大影響をうけて出廻量の方面から大きな損害を被ることとなり、十八年、十九年には露支戦争が起り、此のためにまた或は大きな限界を被らざるを得なかつた。

この露支戦争の結果の最大の損害は対露貿易の完全なる杜絶で、此の影響は農民を全く再び立ちなほらせることを不可能にした。

民国二十年にはじまる馬占山軍の当地方への侵入は、或いは略奪、或いは大規模の徴発の形態で本地を甚だおびやかし、代表たる馬匹の徴発とあつて、調査当時は老馬の数少しという悲観すべき事態を見せ、更に満州国建国以来の罌粟栽培の禁止政策は、これまた農民経済上、大きな影響をもたらしてゐる。

かくして最盛時、官地を含めて二千晌の耕作地は、現在僅かに二百三十晌の耕作地となり、所有

地は地券面だけで六百六―七十畝に達するから其の約二分の一の耕作地となつて、農業の沈衰期に彷徨せざるを得ない状態にまで導いた。

調査当時（康徳三年四月）にあつては、斯うした状態からやゝ回復しつゝある過程であつて、春耕の資金もやゝ出来、種子も整つたから、今年度（康徳三年度）は作付面積を増加させると云ふ農家が殆んど全体に見られて居り、なほ県公署を中心とする小麦種子配布も順調に行はれつゝあつたので、耕作面積は康徳三年度には倍加とまでは行かなくとも、それに近い結果が恐らく得られてゐるであらう。

第四章　土地関係並ニ慣行

第一節　土地制度沿革

一　漢籍族土地制度の沿革　拳匪の乱まで

清朝初年、[illegible]、康熙年間に露国の東漸政策の影響を受けて、此の地方が危険に瀕し、これに至[illegible]として康熙大帝は満、蒙、漢軍八旗を此の地に駐屯せしめて、屯田兵式に土着させて、[illegible]共に、当時は糧食の輸送が非常に困難であつた為め、これを自給自足[illegible]

糧食自給は次の三種で行はれた。

一　[illegible]を中心とする五部官荘の設置、これは荘丁四百八十[illegible]

[illegible]

一、[illegible]によること、漢軍八旗の定着。

二　[illegible]の耕種奨励による自給自足主義。

『康熙二十四年（西暦一六八五年）に於て盛京官兵を分ち黒竜江に到りて副都統監督の下に、一千五百余晌を開墾せしめ、仝二十五年又墨尔根地方に屯田を設け、戸部の遣官及び副都統等監督の下に達虎里索倫官兵をして地一千六百五十晌を耕作せしめ、仝年また盛京官兵の耕地一千七百八十九晌に達せしめたるの事実あり。

これ恐らく該省開墾の濫觴たるべし。

けだし当時支那はあたかも露国と第一回の交戦を漠河の東方アルバジン（雅克薩）に開き、辺境防備の必要上漢人をゼア（精吉河）河畔の黒竜江（瑷琿城附近）及び墨尔根、斉々哈尔等、地に移したる際にして、之が永久の駐紮に便にせんがため半農半兵の法をとらんとせるなり。后雍正十三年（西暦一七三五年）奉天八旗兵を呼蘭河流域に移し、耕種して軍糧の不足を補はんとしたるも漢人種たる一般農民の移住は固く之を禁止したり。』

旧慣調査報告　民地下　一一三P

最初約二万人の軍隊が遠征して来たが、后、ネルチンスク条約が締結された后、北辺の危機も一応去り、糧食の輸送に困難を感じたから、これらの軍隊は二千名に減じられた。

当時この軍隊は漢、満、蒙軍八旗であつた。

この軍隊の構成は、

正黄旗　三佐　二百人

正白〃	二〃	二百〃
正藍〃	三〃	二百〃
正紅〃	三〃	二百〃
鑲黄〃	三〃	二百〃
鑲白〃	三〃	二百〃
鑲藍〃	三〃	二百〃
鑲紅〃	四〃	四百〃

これらの軍隊が半農半兵化することに依つて、其の家御から妻子を呼ぶことが許されたため、漸次に農業を完遂するやうになつた。

これ等の土地の占有開墾は各人の自由に委ねられて居り、別に旗の構成若しくは其の他のために農業な土地配分が行はれたやうな事実は全然なかつた。

従つて土地への農業開発が企図されたため、山東省其の他の農民が八旗中に編制されてからして、此等の農業開発に彼等の力が与つて大きかつたと推察される。

註　別説として、県史の項に述べた露人メンシチコフ氏の調査による当時の派遣軍、満、漢、蒙八旗の内訳があり、更に盛京通志によると璦琿附近の戸部官倉の設置があるが、現在にては茫洋たる歳月の彼方に巨てられて不明であり、この戸部官倉の設置からして旗籍人蒙人の部落と一般満漢人の移植部落とに分れて居たかも知れないと考へら

れる節もある。

派遣軍と定着の八旗との人口の相違はむしろ前に述べた八旗二千人が正しいやうで、それは県史中雍正十二年（一七三五年）の人口が四、四四〇人になつてゐる点でもわかる。

斯くしてネルチンスク條約の成功は平和が確保され、江西岸の屯田兵式な農業は歳月と共に漸次隆盛におもむいたのである。

この二千人の旗人の開発過程と其の推移は審らかにするを得ないが、約二百年前、乾隆初年の頃には、既に約一万晌（旧晌、現在の約五千晌）に達して、江の東岸と西岸を比較するならば西岸の方がや丶多いと云はれてゐる。

当時の作物は谷子を第一とし、小麦、大麦、燕麦を主とし、之に黒大豆が加はり、蕎麦は概して少なく、黄豆はまだ全く作られてゐなかつた。

役畜について云ふと、最初及び可成り后まで全部牛が使用され、当時の一晌は現在の約五畝に当るがこれは牛の一晌であると云はれてゐる。

その后次第に人口が増加し、（光緒十三年一八八七年戸数四、三二六戸人口二九、〇二九人）（牛は最初清朝から耕作用として与へられ、后屡々補充された）開墾が推し進められたのであるが、義和団事件直前には江の東西両岸を中心として約六万晌（旧畝、現在の三万晌）の耕地が作られ

るやうになつた。
江の東西両岸の耕地の配分は、江西岸六五%、江東岸三五%見当である。
しかして江東岸はゼーヤ河、河口平野一帯の地を占め、約五十満垧平方、六十四部落あり、江西岸は瑷琿を中心にし、江岸及び南部瑷琿平野に発達し、当時既に砂金の存在が発見され、これが採掘も漸次隆盛におもむきつゝあつて、此の地方の繁栄に拍車をかけた。
此のとき丁度拳匪の乱が勃発したのであるが、これから四年を経て、光緒三十年の[illegible]れるまで、清初から光緒三十年まで此の地方は封禁されてゐた。

イ嘉慶二年（一七九七年）二月上諭を下して東三省は根本の重地なるが故に、民人の入り[illegible]しく旗人の生計を妨ぐるを許さず、貿易を業とするもの及び黒竜江省に到りて[illegible]と異なるところとして、其の通商致富の説をとり、内地民人の移住は禁止すべきであるがこれを許すべきにあらずとして、私に黒竜江省に潜留するものを駆逐すべきを命じたり。

前掲書　一一三頁

ロ光緒二十六年、斉々哈爾副都統程徳全荒務を弁理するに及び、黒竜江将軍達桂と会同し、章程を定めて旗人、民人共に荒地の報領開墾を許さんことを奏請し、従来旗民人間に諸種の関係ある耕地の整理をなすと共に未墾地開放を実行するに及び、初めて数百年来の禁令を解くを得、其

勢の興隆勃然として旧趣を脱するに至れり。」

前掲書　一一四頁

二　土地制度沿革、拳匪の乱以後

拳匪の乱（北清事変）は、かねて侵略の好機を窺っておたロシアに取っては好機置くべからずとし、直ちに兵を送って先づ江東の一部を掃蕩し、此等東西両岸の屯田兵たる部落民は武器をとって抗争したが一溜りもなく潰滅して、多くのものは婦女子を連れて小興安嶺の彼方へ逃れた。このとき武市を中心として江東に残存したものは虐殺され、五千人の多きに上り、江流もために赤きを呈したと云ふ。

勢ひに乗じた露国は江西岸をも併せて占領し、爾来六年間、光緒三十二年に至るまでこの地は露国に占領され、江東、江西の住民は相共に率いて、斉々哈爾、吉林、奉天にのがれざるを得なかった。

漸く政名的解決によって、対岸にロシアは退いたが、なほも引き続き江西を、満洲を脅威しつゝあった。

時の清朝当局並びに東三省総督はこの事態を憂慮し、在来居住の旗人の呼来と、積極的な土地開放によって植民をなし改めて防備を厳にする政策をたてた。

江辺の事態の鎮静と当局者の勧励によって、小興安嶺の彼方に逃れた避難民も光緒三十二年を

前記としてゐたのは退去したが、かつての耕地は六年の星霜を経て元の荒野と化し去つて
瑷琿平野には一片の耕地すら見出されなかつた。
かつて荒野に帰来した農民は、その土地が以前誰の耕地であつたかを問はず、勝手に耕作を開始し、又帰るべき土地を失つた江東岸の住民も西岸に於て耕作を始めたので、早く帰来したものと遅く帰来したものとの間に、土地所有者と耕作者との間に、土地を中心にした紛争が至る所に捲き起らざるを得なかつた。
かゝる事態に直面した当局は北辺防備の意味を持つ植民政策と相俟つて、光緒三十四年劃期的な土地分配政策が実施されたのである。

三　光緒三十四年の土地分配

光緒三十四年の土地分配は、江東の回收を第一義として、先づ旧来江東に居住した旗人の生計を安定せしめ、併せて土地に関する紛争を解決せんとせしものであつて、次いで行はれた開放移民と共に注目すべきものであつた。
土地分配については光緒三十四年四月に奏准施行せられた「瑷琿で行はんとする墾務章程」(翻訳参照)によつて見れば極めて詳細に委曲を盡して説明されてゐる。
今その土地分配の状況を述べるならば、先づ村落について精密なる清丈を行つて地図を作製せしめ、村落の境界を定めた後、今までの所有者如何に拘はらず土地を全部取り上げ、しかる後

に之れを分給してゐる。

『光緒三十四年四月以后着手せる璦琿地方の清丈は、従前旗人の占耕せるもの及び拳匪の乱后全界の混乱せるものを整理せんとし、旗人、民人に論なく、人口一人毎に熟墾地二晌宛を発給し既墾地不足なる場合は未墾地を給すべく、其の撥給額以上に多くの土地を望むものに対しては、地価を徴して承領せしむるものとせしが、このほか新たに荒地を丈放せるもの少なからざりしが如し。

又該地方には従来居住の旗人以外に露人のために占據せられたる対岸の地より駆逐せられたる旗人及び民人等をも當時收容安居せしむる必要ありしを以て、これらの人に対しては旧来居住の旗民人に同じく、仮りにその生計を支持せしむるため土地を撥給し、其の地の典売を禁じ、露人の対岸を还付せる后は各希望により原住地に帰还せしめ、該貸下地を撤回するものとし、原地に帰还せず、璦琿より上流又は下流地方に在りて開墾に従事せんことを希望するものに対しては、荒価を免じ、任意に荒地を選択して開墾するを許すも、必らず本人の居住耕種するを要し、代人を置きその名儀を用ひて大段地を独占するを禁じたり。

但し璦琿の上下流地方に農業経営を目的とする公司を設けて大段地の開墾に着手するものには開墾前にその地を転売するを禁ずる條件の下に荒価を納入して之を承領するを許し、このほか係荒（江岸の俯生地）、林荒（樹林）、山荒（原野）あるときは、吏員を派して踏査評価せしめた

る上これが残余をなさしむるものとせり。

又其の清丈地内に於ては

一、墳墓あるときは之を丈留し、無代価にて照を給し、該墳墓の所有者に所有を許し、その周囲の余地は既墾、未墾を区別し、地価を徴して該墳墓所有者の所有を許し、

二、各屯の肥沃荒地内よりは大屯は五十晌、中屯は四十晌、小屯は三十晌及び残余荒地あるときは更に其の内より幾分を酌量添劃して学田となし、

三、耕種に堪へざる各屯下等の地は公共牧場として大屯には二十晌、小屯には十晌を残留せしめて其の余を希望者に丈放し、

四、沿岸及生地及び草生地はこれを出放又は出租して、警察及び学堂の費用に充て、[illegible]とせり。

清丈の際、右の丈放地に対して徴集する地価は既墾地（熟地）、半開墾地（生荒）、未墾地の三種に分ち、既墾地は毎晌銀二両一銭、半開墾地合一両四銭、未墾地合三銭五分とし、外に経費額として地価の一割五分を徴収し、旗人民人に撥給せる毎一人の割当地二晌に対しては右の荒価及び一割五分の経費を徴せずして、単に丈放に関する経費即ち手数料として毎晌中銭四百文宛を徴収するものと定めたり。」

前掲書　一七三頁より一七四頁

愛琿地方土地分給地帯は左図を参照して戴きたい。

さて此の際の土地分給と開放が幾許の面積に達したかについて、據るべき記録はないのであるが、東三省政略誌に光緒三十三年の黒竜江地方の人口一万八千百九十二人とあるから、一人当り二晌当の分給なれば総額三万六千晌見当の土地が分給されたと思はれる。（聴取調査では二万晌であつた。）

もつともそのときに銀価を納めて報領した土地があるであらうが、これは不明である。

この総額三万六千晌（二万晌）は名目的な呼称で、清丈が実に不正確であるから、もし之が正しいとすれば実質的には尚大きい。


瑷琿県売放地略図
（日満調査・一般民地附録より）
シベリア鉄道
ゼーヤ河
黒竜江
瑷琿県
売放地方
数字は露里
（露里は九町四十六間五尺）

附録二〇六頁 ―― 二一四頁翻訳（終）

参考第六四

黒竜江省墾務要覧

璦琿地方の墾務整理に際し、光緒三十四年四月東三省総督徐世昌署巡撫程徳全等の発布施行せる規則にして、四章に分ち、清丈、授田、放荒、公利に関する事項を定めたり。

璦琿で行はんとする墾務章程

第一章　清　丈

璦琿に所属する村落は従来境界の区分がなかったため、耕作する土地は大部分相錯雑してゐた。庚子事件后に及んで己は甲の所有地を耕したり、又丙は丁の荒地を開墾したり、或ひは境界を越えて佔有する等のことが起りたるために肥沃なる土地を棄てゝ顧みない等の事実があり、農業を振興せんとしたならば先づ境界をたゞすことを第一としなければならない状態となった。

謹んで此処に清丈の章程を定めた。

第一節

清丈の方法は先ず江岸全県を東北西の三区域に分け、清丈委員若干名、測量者を派して各地を巡視せしめ、民戸に土地を調べて荒民を測量する。免漏を生じても再度の測量は行はないこととし、之をかくせず、高い所にある上流下流の地は先づ本税委員に委任し、何処を開墾地、何処を熟地、何処を荒地、何処を巡漢地にする等の事情を順次に調査せしめ、地図を作らして呈出させ、然る后収入を減量し熟民を待して清丈し完成する。

第二節

測図方法は先に着く區に先づ経石で南北を定め、標識を立てゝ后、東西南北の面積を実地測量する。

次に測量者が手本図に則して東西南北の通りの図を画き、然る後山林、熟地、荒地、墓地、道路、溝、池沼、湖地の面積を記入し、一々面積を書く。

又一区毎に更に分図を作製し、面積及び所有者名、官有地等を文字で明らかに記して置き、源泉の生へて居るところ、草地、河流等があればすべてゆるがせにせずに記入する。一地毎に之を十冊に綴り、そして二処には其の隣地との境界線が各図の境界線と全く照合しなければならない。

第三節

清丈の方法は省内各処を問はず一律に二百八十八弓を一畝とし、一〇畝を一晌とする。若し傾斜地や凹凸地で明確に計算することの出来ないものは其の凹凸のところの長さを前記し

加へ、其の中に池沼があればその状態を書き込み、后測量しておき、いゝ加減に面積を割引して計算する等を許さない。

清丈終了を待ち、当局は解放に際して調査し、割引して算定する。

第　四　節

清丈する場合には一ヶ所につき

清丈員　一名
製図員　一名
書　記　一名
人　夫　二名

派遣する。

経費不足のため、局員には俸給の外に別に手当を支給しない。

局員以外のものは期間によつて手当と遠近に相応する公平なる車馬費を支給す。

すこしでも一般人民より経費を徴収するを許さない。違反者調査をして処罰を加へ、忠実に清丈したものには褒奨を与へる。又区長、屯長、測量者等は、清丈の整理完了を待つて手当を支給する。

第　五　節

屯の境界が数屯と相連り、犬牙錯綜して明確でない場合は其の屯の戸数、人口、土地の状況を

分配して適当に区劃する。

之を二[illegible]して、[illegible]量を[illegible]を二つである。若し天気の[illegible]、[illegible]

[illegible]二[illegible]区分する。

第　六　節

甲屯のものが乙屯の土地を耕作する場合に、その土地をば乙屯の区域内に入れ、甲屯の人の姓[illegible]甲屯へ[illegible]二屯を[illegible]に編入することは[illegible]い。

第二章　[illegible]

[illegible]に於ける[illegible]、[illegible]して[illegible]土地[illegible]作、私かに典売せんとするもの等があつて、実子事件以后は土地台帳が失のため、以前の熟地の所有者を調査すべき方法がない。官給の地照がない為め所有の証明書を作ることも出来ない。其の上[illegible]りは一戸にして一～二百畝或ひは三～四百畝を持つて居て、后に帰つて来たものは天を仰ぎ徒らに[illegible]

[illegible]して土地を与へ、地価を取りすに[illegible]以て[illegible]する。

其[illegible]。

第一節

現在の土地所有者は其の土地が自己の所有地であるか代理で開墾されたものであるかに関せず一様にその个所に各戸人数によつて分配する。

一人に付き二晌を標準とする。

先づ以前所有されて居た熟地を分配し、熟地が分給に足らない場合には更に附近の荒地を奏准して許可を受け、旗丁生計成案を参照して処理する。

第二節

現在各戸が所有する土地であつて前條の通り分配し、若し各戸が占有した后土地に残余があれば土地を所有してゐないものを調査し、前條のやうに熟地荒地を分けて配分する。更に残余がある場合は附近のものに優先权を与へ、比較的人が多く確実に農業を営んでゐるものに前記分給額以外に地価をとつて開放する。

第三節

分配された各戸の土地が若し額領熟地であれば其の升科されたと否とに拘はらず省城と一律に処理し、暫時升科せずにおき、若し額領地の畝数以外にあるものは本年より升科すべし。若し開墾せるもの未だ熟地とならず、或ひは熟地であつても拋棄されたものは全部分給后三年を経て升科し、一晌につき暫時省の規定に依つて三百三十文を納租させる。

第四節

分給したる土地に熟地を除き、其の他のものは開墾したが未だ熟地となさないもの或は熟地であつても拋棄されたものは総て三年以内に一律に耕作を命ずる。

若し期間内にまだ耕作することが出来ない場合はその土地を没収する。

第 三 條

以前の所有者であつて清丈后に帰つて来たものに対しては、残余の熟地、ないしは荒地を給する。

第 六 條

各戸に分給した土地はただ自作或いは小作の方を許し、売買を許さない。そして兼併の利益に依らんとするものを絶無ならしめる。若し無力であつて耕作出来ないもので分給を願はないものはこれを許可する。

第 七 條

分給した土地は地価をとらない。

一畝につき毎年四百文を公益費として徴收する。此の他は一文もとることを許さない。違犯者は厳罰する。

第 八 條

各地の以前の所有者の房屋も又清丈しなければならぬ。城内に居住する者の方法に照らして土地を取らずに地券を与へる。

列に毘連図冊を作製し、割印を押す。

此の他の土地は一律に清丈し、廟宇、墳塋の外はすべて官有地にする。学校及び警察等の使用地を準備し、且つ新戸の所有を許すから各戸が家屋を新築する場合は排列を正しくして街路の邪魔にならぬやうにする。

第三章　放　荒

附近にある各屯の土地で土着者に分給した残余の比較的大きい荒地をそのまゝにして、之を牧場となす。

現在調査によると江の東岸のもので未だ帰って来ない避難民が非常に沢山ある。それで當時江の二岸各屯で安住させねばならない。他家の土地及び設坎地、牧場等であって荒地を含んでゐるものは當時江の東岸の各戸に分給し耕作さす。若しその二荒、下流地で荒地があれば踏査して、開墾し得るや否やを調べ、可墾地ならば彼等に価格を徴して所有させる。

放荒章程を次のやうに定めた。

第一節

各屯の下等の土地で耕作不可能の土地は公共牧場とすることを許可する。大屯は二十晌、小屯は十晌を取っておきその残余は全部官有地となす。

第二節

江の東岸の地に、募集した住民に、戸口の多寡に応じて荒地を分給する。江[illegible]一律にして荒地の地価はとらない。暫時小票を与へておくが典売を許さない。江の東岸の土地から[illegible][illegible]して工業[illegible]つかせる。彼等が[illegible]江の西岸[illegible]土地[illegible]で生活することを希望するものは之を許す。

[illegible]一般民人等の差別なく、上流、下流地方で開墾を希望するものは[illegible]荒地価格を徴収しないで優待する。たゞ其の地に[illegible][illegible]面積の土地を領有するやうなことは許さない。

第三條

三姓[illegible]熟地一晌につき地価銀[illegible]、[illegible]は一晌につき地価銀一両四銭、荒地一晌につき地価銀三銭五分とし、徴収すべき経費は章程によつて処理する。

[illegible]徴収する。

若し草地を含んでゐてそれのみを切り離すことが不便である場合は合せて所有することを許可する。

第四條

[illegible]墾業公司の設立許可を願ふものに対しては其の納付す[illegible]を規定に照し地価をとりて許可する。

導ち地下下の諸員ひをなし、まだ開墾しない前に転売して暴利を貪るといふやうなことは許されない。

第五節

凡へ又は蒙古公旗の名義で誤って未墾地を取得して后これを典売して利益を得たものは発見次第それを全部没収した上改めて招墾開放する。

第六節

柄の生じてゐるところを柴荒と云ひ、樹木を林荒と云ひ、鉱山、石灰をぞく塞、岩石を山荒と云ふ。これが採掘権を得たいものは先づ申請書を提出せよ。役所は申請によつて役人を派遣し、実地に踏査させ、該地の遠近や優劣の如何によつて、何時でも公平に価格を相談して定める。

第七節

墾地をまだ清丈し地照を支給する。地価を取らない例によつて一定の面積は許可するが次一分土地はゆるさない。広面積を希望するものは、残余の土地を荒地、熟地に分けて代価を納入させる。

第八節

紛争が訴訟となり、地券を偽造したものに対しては其の土地を没収して改めて開放する。

へ才を養成するには広く学校を設けることが第一である。領土をまもるためには警察の武力が何よりも肝要である。そして領土地方はやつと変乱がおさまつたばかりで満身創痍である。そのため私財を集めて公の費用にあてやうとしても到底出来ない。公利を図らなければどうして仕事をして行くことが出来やう。

公利営産を規定した次の如くである。

第一節

各邑の肥沃な荒地を先づ学田とし、大邑は五十垧、中邑は四十垧、小邑は三十垧の割合で成し更に満文后残余があれば更にこれを適当につけ加へる。

学田は皆これを人に貸して耕作させ、収穫した粟は教員又は用度費として支給し、余つたものは全部を公議所の学校及び修繕費等として、引きつゞき、経費の欠缺を補つて補充する。

第二節

山谷の野草は自然の恩恵であつて、邑民の家畜の飼料として、又は燃料として供すべきものであるが、此の外は人煙稀少の地帯となり弱者はこれを買はねばならぬ価値は値段で、之を全部官有にして人民に払下げ、個人の所有するを許し、又各戸の採取を許し、それから得られる価格、税金をば警察の経費にあてる。

山林、砿山、石灰山等、人民に払ひ下げたならば、その金員は学校、警察及び地方公共の費用にあてる。

第四節

瑷琿地方は毎年旱魃、水害が多く、凶作の年が多い。それは一に農政を講じないためや灌漑排水の便を知らないためである。

それがため溝渠池沼を棄土とみなしてゐる。

今后払下げの際これらを皆三割引とする。若しこれらを治水に用ひないならば又何時の日か沃土となることが出来るだらう。

土地五十晌所有するものは四辺の低地に溝渠を設け、これを江河に通じて水災に備へ、窪地に於ては池を堀って旱魃を防ぐ。五十晌に足らないものは二三戸共同せよ。又河川溝渠の乾涸せるところには耕地の多寡に応じて人夫を出し共同で浚渫し、築堤官はこれを監視し、三年を経ても従事しないものは其の土地を没收して官有とする。

蓋し地価をとらない所以は農民の元気を養はんがためで、産業を興さんとすれば章程を厳重に守り、上下力を合せて努力しなければならぬ。

その難易、利害は智者でなくとも明らかである。

以上四章は清文、墾田、成荒、公利等を示し、土地によつて可[illegible]、[illegible]

い点もあると思ふ。今后の通達によつて適宜に定める。

願はくば変通を期し利を盡さんことを合せて声明す。

四　蒙疆地方の開放と招墾

蒙疆地方の開放が前記光緒三十四年の土地分給と文放に端を発してゐる。

しかして招墾と一般民人に開放されたのは今年十二月に立案された

「沿辺三招民章程」

並びに「[illegible]江省召墾荒務酌定変通弁法」

であつて、この状況は

「蒙疆地区に於ける蒙民の招墾状況」

によつてやゝ明かに見られる。

これらは以下翻訳添附せるものを参照されたい。

ワ　瑷琿地方の開放、

瑷琿地方の荒地は曾て旗人の佔耕に帰したりしが、后民人の居住するもの多きを加へ、且つ拳匪の乱に際し一部住民の逃亡せるに乗じ他人の土地を横領せるもの尠少ならざりし上、黒竜江東岸の地は露人のために佔據せられたるため、該地方住民を同江西部の地に安居せしむる必要を生じたるに因り、光緒三十四年四月、東三省総督徐世昌、巡撫程徳全、会同奏請して随缺地未墾地の整理、大放に着手し、原住旗人に対しては其の自ら耕種せると農民を招きて代墾せしめたるとに論なく、毎晌圣費中銭四吊文を徴し、旗人毎一人につき既墾地二晌を分給し、既墾地不足のときは未墾地を給すべく、なほ残余既墾地あるときは同じく附近在住農民に給することゝし、定額面積以上の荒地を承領せんとせば、既墾地は一晌につき地価銀二両一銭半、半開墾地同一両四銭、未墾地同三銭五分及び各一五経費を徴して之が報領をゆるすものとせり。しかも農民の承領するもの予期の如くならざりしを以て、宣統元年、江省沿辺荒務酌定変通弁法を奏定し、露国と境界を接する沿辺地方の開放を速了せんとせり。

即ち湯旺河地方の荒地に対し押租を收めず、圣費毎晌中銭四吊文を徴收せる例に倣ひ、毎晌圣費銀四銭を徴し、各農民の報領面積に制限を附せず、随意に貸下げをなさしめんとせり。しかるに農工商部より地の肥瘠を問はず、圣費銀のみを徴するは公平を欠くの恐れあるを以て許可すべからずとの会奏をなしたるを以て、黒竜江巡撫は沿辺の寥遠にして食貨奇難なるむねをのべ、湯旺河地方の如き圣費僅かに中銭四吊文を收めたるもなほ開放着手后十数年間之が報領を希望する

農民たらしめし実例を引き、興安各省の荒廃たる地方においては全農地の[illegible]入れ、[illegible]
することのなかるべしとして、前回奏請せる如く毎晌圣費銀四元宛を徴して招墾せ入ことを奏し、其の許可を得、今年冬期より農民の移住勧誘を開始することゝし、愛琿直隷由三ば前貢員、全属各地として招墾事ムを弁ぜしめ、宣統二年には移住農民五十三戸に対し、噶因奇克特地方の荒地に十一百八十三晌、高源地方二千零二十五晌、乾岔地方九十九晌、奇乾地方四百五十晌、遜河地方五十晌、其の他合計五千七百晌を開放し、全三年には回々教民三十余戸を洛奇落依に移住せしめて地三千五百晌を発放し、又元享公司他十一戸に対し、奇克特地方荒地二千七百八十晌を開放し、二ケ年分合計八千四百八十晌を出放するを得たり。

しかるに民国四年一月、清丈、放荒、招墾規則にてらし、該地方を清丈するに及び、[illegible]丈すべき荒地に対しては毎晌荒価三角を徴し、并未墾に圣費の分を徴して地価を[illegible]き土地にありては改めて荒価毎晌三角を追徴して所有权を賦与するものとせり。

前掲書　一四三頁—一四六頁

文放機関

右瑷琿一帯の丈放に従事した機関名は不明。

主任局員名は愛琿道尹由三、然委員李瀛海にして、設置せられた時期は光緒三十四年四月以降

である。

これによって援琿一帯は丈放されたものである。凸

前掲書　一五〇頁

丈放地価

	開放地の種類	押租又は地価の別	数目	丞貢	合計	摘要
援琿	旧墾地	押租存し	—	中銭四〇〇文	中銭四〇〇文	旗人に限り毎人二晌宛を承領せしむ。残余あれば附近の民人に承領せしむ
	既墾地（熟地）	地価	銀二、一〇〇両	銀、三一五両	銀二、四一五	右二晌以外に多額の地を得んとする時及開墾せる無主の地を承領せんとするとき
	半開墾地（将荒）	地価	〃一、四〇〇	〃、二一〇	〃一、六一〇	
	未墾地（荒地）	地価	〃、三五〇	〃、〇五三	〃、四〇三	

宍	地	ちし	ー	〃、四〇〇	、四〇〇

直隷昆王以后

前揭書　一九一頁―一九二頁

ヘ、安国後

安撫地方

宣統二年	奇克蔔地方	二、一八五畝
	荒　地	
仝	仝　馬雅地方	二、〇二五〃
仝	仝　乾當地方	九五〃
仝	仝　奇朝地方	四五〇〃
仝	仝　達河地方	二〇〃
仝三年	仝　崇奇克優地方	三、五〇〇〃

宣統三年	奇克特地方荒地	二、七八〇晌
小計		一一、〇八九〃

前掲書　二〇一頁

民国に入りてより新たに従前丈放未済荒地の出放に鋭意し、省内の墾ム漸く面目を改めんとし、今三年四月に及び普く全省に通用すべき黒竜江省清丈兼招墾章程、黒竜江省清丈規則、黒竜江省放荒規則、黒竜江省招墾規則等の制定実施を見るに至れり。」

前掲書　一一五頁

光緒三十四年十二月、東三省総督徐世昌署黒竜江省巡撫周樹模の喚同制定に係る沿辺招民章程にして、五章二十二條より成り、宣統元年以后公放の臚濱国境上與安嶺等八か所未墾準両省民地及各地方荒地は本章程の適用を受けたるものなり。

第一章　総　則

一　本章程は東荒地方の開墾事業の有利なることまだ内地の農民に充分知られて居ないことを憂慮して、此際に督撫へ奏請して許可されたものを持つて本省の荒地図説を刊記した冊籍を印刷して、これを奉天、吉林、直隷、山東、山西、河南、江蘇、安徽、江西、湖北各省の都督、撫憲に送付し、各省の開墾志願者へこれを伝達させると共に勧業員を派し、章程図説の説明をしてこれが普及をなさしめる。

そして荒地を墾種する希望者があるならば各地属官衙の最寄りの江省墾務招待所に出頭させ、旅行に便宜をはかりやるものとす。

一　営口、上海、天津、烟台、営口、長春等の各地に黒竜江省招墾招待所を設けて、各省から来る農民又は公司の招集した多数の農民及び自発的にやつて来た一戸二戸の農民をこの招待所で規則に従つて世話をさせる。

一、農民を招墾するためには農民の出身地に在住する保証人を必要とする。

確実に農業をやる良民たるを要す。

辺墾招待処を経て黒竜江省におもむき、開墾に従事する農民には鑑札を無料にて発行する。

一、辺墾招待処の発行した鑑札を所持して黒竜江へ開墾に来る農民には、芝罘、営口間の招商局の汽船、奏請許可を経て船賃を割引し、哈尔浜よりの松花江、黒竜江の官営の汽船及び昂々渓、チチハル間の官営鉄道は半額とする。

その附随する家族に対しては一切金を取らない。

しかして開墾に従事する農民を奨励する。

一、来住者はなるべく毎年三月以内に黒竜江省に到着して、時期に間に合ひ開墾耕作に便宜であるやうにすること。

各省所属機関及び各招待処は其の主旨を明白にさせておき、日程を計算してやり、ときどきになつて耕作をあやまるやうなことがないやうにせよ。

第二章　授　地

一、一般農民であつて開墾地に行き土地の払ひ下げを受けるものは租貢として銀四毛徴収し、各其地の開墾事ム所理の費用にあてる。ただ本省の畢拉尔路に住む土人は従来牧畜、狩猟を業としてゐたが、其の他は佐領へ清の制に駐防各旗営は皆佐領をおく。副都督の下、佐領の上に正三品しに属するため、農民を招き耕作させる土地を与へる場合は暫らく租貢をとらずに、

墾未開墾して熟地となった后規則に徴して徴収し一律にする。

一、一戸の所有地は四十五晌を限度とする。

但し開墾会社はこの限りでない。

一、各所に与へる荒地は其の地に到着次第直ちに与へる。

但し発給地が熟地になり、升科した后でなければ其の面積の拡張又は引続き土地を与へることはしない。

一、公司に払ひ下げた広面積の荒地は開墾して熟地となった后でなければ他に譲渡売買することは出来ない。

若し土地の払ひ下げを受けて開墾せず転売して利益を得んとするとか、又坐して荒廃せしめ開墾しないときは一度調査して確実に荒地を販売した事情が判明すれば[illegible]、収し以前納入した経費は返却しない。

一、払ひ下げたる荒地は、其の年は計算に入れないで所有第三年目から一律に升科する。

一、各戸の開墾地は其の年は計算に入れないで第二年目に一度調査し、熟地か否かを明かにした上、地券を与へる。

一、各戸の開墾地であって、検査に際して其の熟地が全体の三分の二以上に達して居れば其の残余の荒地と一緒に地券を与へ、規則に照して升科する。

若し熟地がまだ三分の二に足らない場合にはすでに開墾した部分だけに地券を与へ、残余

の土地は没收して改めて開放し、以前に徴收した経費は返戻しない。

一、荒地をもらつて林業を経営するものに対しては、既に植林した部分を熟地と見做して升科する。

前條に定めた開墾期間は天災事変によつて止むを得ない理由があつて期間までに熟地となし得ない場合はその旨を陳述すれば審議の上処理する。

一、農民は土地発給を受けた後は荒地の四囲に溝を掘つて、溝渠の傍に適宜に樹木を植へ、所有地の境界を簡明にする。

第三章　資金の援助

一、一般に時期を失して来り開墾するものに対しては、近くの官立銀行からその墾戸の実際の人口を調査し、相当なる資金の援助をする。しかして分期償還すること。其の章程は随時別に定める。

第四章　奨　励

一、各省所屬官庁で招墾した農民が五千人以上あれば其の所有地は六万晌以上になる。或るものは二千五百人以上にしてその所有地は六万晌以上になり、あるものは二千五百人以上であつて所有地三万晌以上になる。

その成績によつて褒賞を与へ、若し墾に努力しないことがあれば直ちに其の職を解かれることになる。

一、各新開地に於て新たに地方官又は試弁委員をおくが、この場合に凡て其の開墾者、功績あるものはその順位に依つて候補者に挙げ、そして試弁三年を経過しそれでも規営加戸数二十五百人に達しないか、新開墾地二万畝に達しないものは其の職一を免ずる。

一、荒地の地主であつて独立で小作人を招き開墾をなし、升科地六百畝以上に達したものは七品頂戴、八百畝以上は六品頂戴、一千畝以上のものは五品頂戴に任ずる。若し本人が以前から官位を持ち、若しくは其の官位を欲しないものには其の子孫、親族に譲ることが出来る。

一、会社を組織し小作人を募集して荒地を開墾するものには、其の発起人に対しても六品頂戴を与へて官位を与へる。

発起人が多数の場合は開墾面積を基として与へる。若し其の会社の開墾面積十万畝、移墾農民二万人以上であれば特に朝廷から上級官職を授け、しかして勧業を明らかにする。

第三章　附　則

一、本省各級の文武官で満了した者で各省に駐在してゐる文武属官で、……

ので開墾に従事する場合は租賦は徴収せず救済を施す。

各鎮の退役の兵士の各省より派遣されたるもの、又本省で募集した屯田兵等は営各所の招待処で指導する。

一、本章程の適用区域は辺境兴安岺外側興東瑷琿、呼倫貝尔等の所管地方である。

一、所有地の清丈地券発行割引等一切の荒地開放の章程は、すべて本省の従来の章程により弁理する。

参照第六六　　宣統元年三月十九日政治官報五五六号

江省沿辺荒務酌定変通弁法に対し、農工商部の会奏議覆せるものにして、土地の上下を問はず荒価を免じ、租賦のみを徴するの不公平なるを云ふ、其の施行をゆるし難きを述ぶ。

（上　略）

黒竜江省の辺境一帯、呼倫貝尔西境、瑷琿興東の境界は皆蘇聯と連って居り、湯旺河を開放する外、其の他の広大な土地は問題とされなかった。

（中　略）

黒竜江省は土地広く、人稀であつて、重三の租率は麦、黍、粟、豆一等に限られ、

（中　略）

湯旺河荒地が開放されて久しく許るが未だ何等の成功を収めてゐない。

しばしば圣貢の徴収に於ても改正され、一晌僅か圣貢銀四百文徴収し押租は取らない。

かつて黒竜江将軍の奏請による原案がある。今興、綏、呼三城の近隣荒地の[illegible]合、これを小さい土地に比較することは出来ない。

（中　略）

これを此項の荒地に於てはたゞその大略をつまんで云ひ、土地の肥瘠を論ぜず一様に荒地の価格を取らずにたゞ圣貢のみを徴収するは公平でない。

（中　略）

[illegible]耕作を勧める見解からであつて、[illegible]

[illegible]

（中　略）

宣統元年七月十三日政治官報六六二号

参照第六七

前項農工商の駁議に対し江省巡撫より再たび該地方の実情を陳べて、原議の如く単に差費のみを徴収して開墾を速成せしめんことを奏し、其の勅許を得たるものなり。

（上略）

調査するところによると本省の湯旺河一帯の荒地は開墾の事業も多年停滞し、このため地価を取らず、一晌僅かに四百文を徴収した。やっと十数年間二回の招墾にも誰も報領しなかった荒地が続々と開放することが出来た。しかし僻遠寥遠の地であるから生活必需品にもこと缺き、将来完全に開墾されるかどうか予想することも出来ない。いはんや興東、璦琿、呼倫貝爾等のやうの荒地は更に遠く興安嶺の外にあつて、従来はたゞ二、三人の猟師が時々往来する位のことである。一般人民良農は土地を遥かに望み見て行かうとはしない。土地の高下肥瘠があつても大部分は寒冷の地であつて、一晌四銭だけの差費を徴収しやうとしても恐らく所有するものがないのではないかと心配してゐる。若し地価を取らうとすれば勢ひ尚更墾戸はないだらう。開かうと思つて閉ざすやうなものである。時勢に応じ、前議のやうに処理して速やかに招墾するのが得策のやうである。

又専ら精文に専念して無駄な費用を費してはならぬ。

三城（中略）同時に行ふべし。

一時毎に徴収したところの丞貴（中略）将来とし丞貴支出に不足の場合はすでに拓持の丞貴
[illegible]足りところがある。
職員が来て官吏に調査し、適当に斟酌して処理する。

参照第六八

宣統三年八月二十七日遠東報
[illegible]三年八月二十九日盛京時報 所載

蒙旗地方に於ける移民の招墾情況を述べたるもの次の通り。

[illegible]蒙旗直轄中五旗勘務員李濬之の拓殖及び開墾成績が非常に優秀であるのを見て、更に彼に命じ、東荒一帯及び奉天吉林両省から小作農を招かせ、漸次開墾を進行させやうと計つたことは前に本報が報道したところである。

近頃蒙旗道よりの情報によれば該招墾委員李濬海は本年小作農三十余戸を招き、蒙旗総管下の余荒地に荒地三千三百余畝開放し、既に分配を終つた。且つ彼は蒙旗招墾委員として、専らその任に当らしめて居り、又本年夏季彼の報告によると宣統元年十二月招墾事務のために派遣されて本で農学校内に招墾分所を設けて招墾の事務に当らせた。
現在まで正に二年にならうとしてゐる。

吉林、本省各処に赴き開墾農民を招き、既に下流の奇克、高灘、乾岔奇克勒等の地に編入した。土地を測量した結果十万晌あまりになつたから往復に四十日もかゝつた。地図を書いて詳細に役所に報告しておいた。今招墾した農家と徴収した経費を詳細に報告しようとしてゐる。調査して見ると宣統二年全年中に合計五十三戸を招墾し、開放した荒地は合計五千七百晌に達し、下記の各所に分配して入植せしめた。

奇克に　二千一百八十一晌
高灘に　　　四百五十晌
遜河に　　　　　五〇晌

以上は合計して五千七百晌に当り、現在既に熟地となつたものは五百余晌であつて、宣統三年正月より同六月二十一日までに合計富家九戸を招き、元亨公司二ケ所等合計十一戸で、開放荒地は二千七百八十晌である。

既に奇克特各所に分配した。

宣統二、三年の二年間に開放した荒地は総計八千四百八十晌で、徴収した経費は露貨六百二十九元二角五分、現銀八十八両である。

以上によって略々明らかなやうに、移民情況は清末に於てはあまり芳ばしいものではなかった。そのために民国政府に於いても躍気となって次々に招墾の布告を発布してゐる。其の効果を俟待が期待に沿ふべくもなかった。

「民国に入るや、北満洲への漢人移民を一層組織的に行はんがため、全三年三月行政公署訓令第八〇八号を以て、「黒竜江省招墾規則」を公布して、移植民の募集及び開墾の督促等に関し、統制せられることゝなった。

要旨

1 移植地域

移植地域は黒竜江地方の呼瑪、璦琿、烏雲、佛山各県及び現三江、浜江、竜江各省の一部にして、既に出放又は未だ出放されざる地域を以て定む。

2 移植民に対する保護

イ 移植民一戸に対し、種子代及び犂代五十元を貸付け、これを第二年目に十元、第三年目に二十元、第四年目に全部を償還せしめる。

ロ 移植民にして他人の所有の荒地を開墾せる場合は収穫物を地主と折半若しくは四分六分の分配し、移植民の家屋及び井戸の建造に要する費用は地主と折半若しくは四分六分の割合で

て出資す。

ハ、移植地僻遠にして未だ警察機関なき地に於ては軍隊を派遣して之を保護せしむ。

3 開墾年限

イ 開墾年限は五ヶ年とし、其の第一年に於ては、器具備付、家屋の建築、井戸の堀鑿の準備を行ひ、第二年目より開墾を開始し、第五年目を之が完成期とす。

ロ 移植民にして第三年目に至るも開墾せざる部分が其の十分の四に及ぶときは其の荒地を接収し地価は返却せず。

其の后民国十六年四月に至り、黒竜江省長より「黒河道辺移民簡章」が公布され、以前本地方に植民するものに対しては旅費その他の移住費用一切を官から補助したのを改めて、現に生計の力量あり、且つ旅費を支出し得るものに限って、これに土地の支給及び其の他の保護を加へんとし、之が取扱機関として督墾局を設け、黒河道尹の直属となした。

しかるに本地方各県の荒地は払下げを行ひて相当の年月を経るも、実際現地に至って開墾に従事するものは比較的少く、寧ろ一手に大区域の払ひ下げを受け、地価の値上りを待ち、之を転売して巨利を占めんとするものが出て、植民政策の根本義に反する結果を生じたるを以て、更に翌十七年九月黒竜江省長公署訓令第三四六号を以て「黒竜江省沿辺各県荒地招墾章程」を公布して、これ等北辺地方の荒地にして払ひ下げを受けたると受けざるとに拘はらず、事実上

開墾に着手せんとする土地を新たに出放し、之に一定の期間内に競争開墾せしめんとするもので、其の
章程は其の后民国十九年四月に至り、黒竜江省民政廳によって修正されたが、其の要旨は次の
如くである。

1 競争開墾区域を湯原、呼瑪、愛琿、遜河、烏雲、佛山各県及び三江、兵江、虎林各局の一部とす。

2 競争開墾者は中華民国の国籍を有するものにして、競争開墾執照受領の日より一ヶ月以内に家屋建築、十戸の居住等に取りかかり、之を三ヶ月以内に完成し、三十日以内に開墾に着手し、満二ヶ年を以て全地域の開墾を完成すべく、期限満了后未開墾地価値の半ば以上に及ぶものは其の競争開墾権を取消す。

3 競争開墾者は毎一ヶにつき二方地（一方地は四十五畝）の払い下げを得けるものにして、一戸四十畝以下は許さず。

4 競争開墾者の開墾地にして民有地なる場合は、地主三割、開墾者七割の割合にて分配し、其地代の半額は荒地の等級、生産高等の地価を官に納付すべし。

5 競争開墾者は大豆畝として各畝一元、警察、教育、建設各費として一畝三角を納入し、畝一畝につき一元を納入し、此の外一切の地方税を開墾期間中之を免除し、開墾後は六年目から徴収するものである。

斯くして治黒竜江地方の中心である瑷琿県も其の后発展の気運に恵まれて発達はしたが、なほ既開放地は六万晌にすぎない。尤も官有地の無断耕作の多いことは后に述するが、現在のやうな農業的衰衰期に入つたことゝ、且つ本地方のやうな僻遠の地はその農産物の販路に重大な苦心が必要であるため、殆んど既開放地の五倍に達する未開放の可耕地があるに拘はらず、この方面には全く手を出し得ない状態にある。

第二節　土地に関する権利関係

一　土地所有権並に確認方法

１　所有権の沿革

この地方は既に述べたやうに、清朝当初、満漢蒙軍八旗によつて屯田兵的に開墾が開始され光緒三十四年の土地分配、開放までは全然封禁され、移民も殆んどなく、完全に旗人の開墾耕作によつたものであつた。

そのために此の地に居住した旗人は兵隊になる義ムこそあつたが、耕作に対する、土地所有に対する税は一切納入しないでよかつた。

税金なるものが存在しなかつた。

当時にあつては、現在に於いても全様であるが、土地が沢山あつて、自分でいゝ土地があれ

し十二年に達し、借手は耕作し、所有者は[illegible]をとつて決定し、残[illegible]は所有二分するとこ[illegible]
[illegible]ゆる土地を複有する不文律が存在した。
当時は地割、質入に関するもの限定はなく、以上の不文律と並んで耕作への[illegible]を
認めてゐたわけである。
[illegible]　明治三十二年の土地[illegible]、[illegible]以後、初めて[illegible]が出来、土地台帳が出来たのである。
近代的な所有権はこのときから認められたと云ふことが出来る。

不動産執照

黒竜江財政庁　為発給執照事案照民間荒熟地畝地基房間各不動産已逕験契或税契過割各項手続均応発給此項執照除将該業主所管不動産田畝幾間按照註冊外所有応行記載事項応照後開不動産種類分別填注合行発給以憑管業而便納租此照

計開

業主姓名　鄭成玉　布籍貫　瑷琿　居所

不動産種類	已升科地	街基	原領荒地	園基	房間
等第 上					
等第 中					
等第 下					
細数			晌　畝　分　厘	方五百六十丈〇尺〇	間
坐落				松樹溝屯	
四至					

応納園街地基租

中華民国三年十二月三十日

瑷琿県公署

小票

署直[illegible]墾務總局　　號

發給小票事今勘境[illegible]戶[illegible]

地[illegible]畝[illegible]分[illegible]其[illegible]合行發給[illegible]至

地[illegible]小票為此照仰該戶收執可也須至小票者

右仰正白旗頭佐小全收執

宣統三年十二月十一日發

[illegible]道

蒙部全

二七

三三七

[illegible]

大租執照

黒竜江国税籌備処　為

発給執照事案奉

財政部釐定税契案内載凡関於不動産各契據均応一律註冊給予新照等語查大租執

照係為不動産契據之一種自応遵章弁理今據瑗琿県西段松樹溝屯社○甲佃民梁進

財原領共升科地坰晌坰畝捌分七厘毎年毎晌応交大小租銭六百六十文応即遵章完

納不准蒂欠除将原有照繳銷外合行発給大租執照為此照仰該佃戸収執以憑查此照

計開

坐落松樹溝屯　東西至　南北至

生計毛荒坰晌坰畝捌分七厘按七成折扣実地　晌　畝　分　厘

一原領熟地　晌　畝　分　厘永領浄多地　晌　畝　分　厘

晌　畝　分　厘安　成折扣実地　晌　畝　分　厘

右照仰佃戸　梁　進　財　収執

中華民国三年八月三十一日

欽差大臣署理陸軍部尚書[illegible]都督[illegible]三[illegible]

[illegible]公[illegible]

[illegible]江[illegible]

[illegible]呈報[illegible]

[illegible]

[illegible]

至大照者

宣統三年十二月十七日

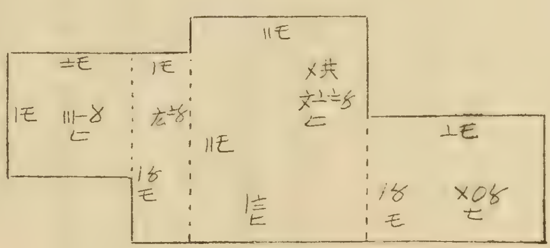
右照[illegible]

土地執照

黒竜江省長公署　為
発給執事今有援理県松樹溝屯人鄭義公取得後開
第　号土地所有権特此発給執照為據

坐落	種類	面積	納租地数	四至		升科年限	取得産権事由	附記		
								附帯建築物数	已繳地価	其他記載
松樹溝	毛荒	玖晌陸畝七分五厘	陸晌七畝七分三厘	東孫徳福	南崗	民国廿二年	由官価銀		照章收訖	
				西荒	北道	租賦等則				

（地形）



中華民国十七年十二月二十七日　印

右給　鄭義公　收執

二　土地に関する紛争

土地に関する紛争は、土地が殆んど無限に近い程沢山あるために殆んど起らないと云へる。しかし民国十年頃に初まる対露貿易の躍進は小麦耕作を中心として、この地方の農業に飛躍的な発展をきたした。その当時に多く、その后現在に至るまでの農業的発展期においては、農耕地も当時に比すれば非常に増加したため、こうした紛争も后を絶つに至つてゐる。

本県に於ては現在も官地の無断開墾耕作は約三千晌に上り、当時に於ては更に多かつたらしくあるが、主としてこうした官有地に関するものであつた。

先づ調査による官有地耕作の不文律を述べると、開墾の場合には相当の労力が必要とされ、最初の后す年間は収穫が非常に多く、無肥料で耕作出来、その后は収量が少なくなつてしまふので、それ以后は一応休閑させて他処を耕作するのが例である。この場合最初の開墾者が二年目より他処へ行き年数がたつたと云ふやうな場合には最初の開墾者の権利は消失する。

このやうな場合には最初の開墾者は埒外にあるから相談もしないで行はれる。

第二者がその官有地の所有を欲するものは、この場合県公署に届出れば其の所有権は確認され、何等の紛争も生ずる余地がない。

しかし斯うしたすべての條件が整つてゐない時に第三者が登場すると、第一に四至の者が承知しないし、最初の開墾者も其の権利を主張することが出来る。この場合には、最初の開墾者によく実際を求めた后でなければ、紛争を生じたとき、第三者に取つて不利な判決をされる場合が多

い。

だと村で甲長が調停する普通の場合は地券の取得以前の無断耕作で、地主（開墾者）に発見されたときは詫びるか、又は若干の小作料を納入してその年だけ耕作し、翌年は返還する。

第一例

Aは生計地二三晌を所有し、充分に生計を維持することが出来た。彼はBが五、六年引続き官地を続けて耕作し、民国十五年頃この地を放棄して廃耕地（休閑地）にしたので、早速県公署に届出て官地四晌の地券を貰った。　Bは彼の耕作権を主張して譲らない。Aは地券を得たのであるなら全様に承知しない。其処で紛争が惹起したのであるが、この場合Aの親戚が調停に立ち、Aはこの新たに得た四晌の土地がなくとも充分に生活出来ると云ふ理由で、Bも親戚の面子を立て、一応県公署に地券を返還し、Bが改めて申請して地券を貰った。

第二例

Aは官地三晌の地券を貰ひ、隣接して官地があったのでその隣接地二晌を合せ、五晌の土地を耕作してゐた。

このとき第三者Bが此の隣接地二晌の地券を得たので、こゝにAとBとの紛争が起きた。この紛争は県公署まで持ち出されて争つたが、Aは三晌の地券の中に隣接地二合を含まれるべうに主張した結果、Aは罰金に処せられ、Bはこの地を獲得した。

此の場合Aが隣接地二晌は開墾后多年耕作したことを主張してBに地券の譲り受けを願った

ならば、恐らく罰金に処せられるやうなこともなく、その通りになつたと思はれるが、自己の地券内に含まれると頑強に主張したために斯うした結果を招いたと思はれる。

県公署としては其の実地に斯うした事実があるか何うか不明であるし、一般的には官地の無断耕作は好まないから誰でも申請したものには地券を与へ、耕作の権利を確立するやうにしてゐるのは当然である。

現在こうした官地は一晌につき一円程度の手数料で地券の発行が得られる。原規では地券発行后六年目位から升科される。

三 土地並に房子売買の慣行

黒河省一帯、瑷琿県に於ても未だ未墾地が非常に多く、土地は過剰であつて、民国十四、五年頃の農業の最も繁栄した頃でも土地は充分にあつたために、土地は他の地方のやうに高い値を持つことが出来ない。

現今のやうに対露貿易が完全に杜絶し、農業が衰微した場合は特に甚だしく、彼の最盛時に比して耕作地は県下に於て略々所有地の半分にしか達しない。斯うした事情の下においては売買の対象になり得ない状態にある。

更に土地の担保金融も、典、当、押のすべてを通じて全く意味のないことになる。即ち土地の売買はその土地が県城（黒河）、若しくは瑷琿城の市街地であるとか、又それに極めて接近してゐる場合であるとか、若しくは房子、菜園等が附属してゐるとか、特殊の場合に限られその価

格を生み得る。

されば云つて土地価格が全然零と云ふわけでは無く、極く安価な価格、例へば開墾には普通一晌に一〇円以上かゝるが、屯（松樹溝）の普通の土地が民国十五、六年に七円見当したといふやうな価格はあるが、売買の対象にならないのである。

耕地を獲得したいものは好むとこあの官地の払ひ下げを受けて開墾すればいゝのであつて、開墾費が購入するのより多少多くはかゝるが、処女地のもつ素晴らしい生産力は購入よりも開墾の方が耕作者にとつて有利なのである。

以上の事柄からして瑷琿県一般では土地の売買は殆んどないこと。あつたとしてもそれは黒河若しくは瑷琿城の市街地か接近地であることである。

仝様の理由からして典、当、押は無い。

土地の賃貸借は農村では小作関係になるが、これも調査当時は調査地では全く無く、無償で貸与されて居り、一戸程小作料を支払つてゐるものがあるが、此れはその土地が無所有地＝官地であるだらうと思つて耕作したところが所有者から文句が出て、それではと話を入れてとにかく小作料を出すことになつたので、初めから正式な小作契約が行はれたものではなく、他人の休閑地を官地と間違へて耕作した結果である。

土地の売買がなければ譲与があると考へられるが、これもあまりなく、土地が財産視されてゐない。

現在では建国以来土地に対して租税を納入してゐないものが多く、地券で所有を主張しようとすることかなりの額に達するので買ひ手をさがして居るが、今では買ふと税金の負担がかゝるので買ひ手さへも見出されない現状である。

房子はしかし価格を持つ。これも生活が楽なためと思はれるが、調査地では房子の賃貸借が全然なく、他人にも無償で貸してゐる。

調査地内には房子の貸借はかなり有つたけれども一人として家賃を支払つてゐるものはなく、此の地方の風習として房子は無料で貸すものだと云ふ。

土地の比較的無価値に比し、房子は寒冷を防ぐため、生活につくべき習慣から、相当の費用がかゝる。

農民の住む家は普通三間房子で、草房で、材料と労賃で三百円乃至四百円かゝる。

材木——百二十円—百三十円。

草——五十円。野草、禾本科の植物。

土——六十円。大車があるときは自分で運搬する。

労賃

大工——五人十日間一人一日二円　合計百円

左官——二人二十日間〃〃一円五十銭　合計六十円

総計三百九十円、若しくは四百円である。

房子は売買されるときには必らず菜園と敷地が共に売買される。

借地家屋の慣行は市街地及びその近郊では見られ、土地を借りて家屋を建築するときに予め借地年限が定められ、普通十ヶ年であるが、その間は地代は無料で、期限が来た場合には房子は土地所有者の手に帰する。

一 土地、房子の売買

土地、房子の売りたいと思ふものが説和人へ仲介人の意、此の地方では斯く呼ぶが契約書には仲介人と書くしに依頼する。説和人は専業のものは無く、知人の中から斯うしたことに慣れてゐるものに頼む。

説和人は買手を物色し、買手が出来ると、売主、買主の間を奔走して値段の相談をし、漸くべきまつた場合には売主、買主と更に地隣者、土地の有力者を中見人に加へ、中見人に代価を入れて買契を作る。

買ひ主の土地検分は立ち合ひの上で行はれるが、農村では土地が熟知されてゐるやうな場合には単なる検分に終ることがあるが、市街地では高価なために縄をもつて正確な地積を測量する。

市街地面積の単位は平方丈である。

黒河市街について云ふと、普通の街は

十六　価格は一万円

であるが、一等街から四等街まではこれよりも更に高価で、以上の価格から一〇〇〇〇円までである。

売買の文書は売主、買主、土地の位置、面積、価格で、それを中介人、中見人へ一通づつ渡し、その証拠とするもので、必らずあとで欲しくなっても駄目だと念を押した記載をする。このとき買家と中見人が保管し、[illegible]、全部の[illegible]、[illegible]する。

売買は数々の場合に於て、それが価格の少なしとき、一畝十円見当だから[illegible]売られたのに、四円見当のものが売買された場合は売主が[illegible]契約されるもので[illegible]中介人、中見人、買主であれば、人数は普通で、[illegible]

内の有力者は中見人になってはいり、この土地の売られたことを証明する。

饗応費は売価百円につき三円見当が普通で、中介人には何等お礼はしない。中介人がそうした世話をするのは交際上の義ムであると云はれてゐる。

調査屯松樹溝では餐応費は一円見当で、売価には関係がないとのことであった。

税契、登記であるが、登記は売買価格の百分の六である。十年以前は百分の九であったといふ。普通買主が支払ふ。

調査屯では登記(順契)をしたものはかつて一人もないと云ふ。

先買権は、第一地隣、第二屯内、と云ふものと、第一地隣、第二親戚、第三家隣と云ふものがあった。

土地、房子の売買の時期等は別になく、いつでも行はれる。

買契

立売房園文約人楊韓氏因有需款之急今将故楊定小所遺留房園一所東至晒係西至道南至道北至道面積七畝九分二厘正房二間上下土木相連売与孟富生名下永遠為業言明価洋国幣七十元当交四十元其余三十元至旧暦十一月一日交清自売之後永久為業决無返悔倘有返悔及異人争競等情有中証人担負責任空後無憑立此文約存証

売房園人　楊　韓　氏

買房園人　孟　富　生

中証人　関　恵　臣

大満洲帝国康徳二年三月一日立　　代筆人　郭雅堂

翻訳文

売買契約書

立売契人　張鶴氏は急に金銭を必要とするところから、三人協定の上、自己所有家屋及び其の敷地一ケ所、地域は東は張誘保に至り、西、南、北は道路と境をなし、面積は七畝九分二厘である。家屋は正房二間房子あって破損してはゐない。これを孟富生に売る。彼の永久の所有となることを認める。価格は国幣七十四元で、今四十四元を受け取り、残額三十四元は明年十一月一日に交附する。売却後は孟富生の所有に帰するものであって、後悔はしない。若し後悔したり、同族中の或る者が反対して紛争を起すような場合には中証人が責任を負う。後日のための証拠としてこの売約書を作製する。

売主　張鶴氏
買主　孟富生
証人　関恵臣
代書人　郭雅堂

康徳二年八月一日作製

買契

立売房園文約人張立生 因有需要今將正房二間 [illegible] 情願売至 [illegible] 下
倉西至 [illegible] 北至街 四至分明 [illegible] 人 [illegible]
為業永無返悔
恐有返悔人等 [illegible] 中証人担負完全責任 恐後無憑 立契文約為証

売房園人　張　立　生
買房園人　劉　閔　武
中証人　周　憲　臣
　　　　蔡　万　倉
代筆人　郭　雅　風

大同二年一月十三日

立文約人孤莊藍松樹灣屯居住陶小全將自己宅園一所土房五間四面土牆三間東園坡子一段坡子

坐落于西角北至張舊為界南至大道西至張家坡子為界將四圍杜絕賣本屯居住鄭成玉名下

言明原賣價佰吊合家言明現交京錢二百吊下秋季交京錢二百吊全交人代國二三合人四之

家當花白吊以其交清如若不肯時中說人一面承擔空口無憑立字為證

賣房人 陶小全

買房人 鄭成玉布

中見人 曹寶山

代筆人 閔恩錫

中華民國元年二月三十日

買契

買主姓名	鄭成玉布
不動產種類	房園
坐落	松樹溝屯
面積	五百六十丈方
四至	東至夏勝全
	南至道
	西至梁進
	北至道
賣価	江戋五百吊
應納稅額	折合羌洋弍元七角五分
原契幾張	壹張白契乙張
立契年月日	民国元年二月三十日

賣主 陶小全

中人 曹慶柱

中華民国三年十二月廿日

璦琿県公署給

三　典、押の慣習

[illegible]一[illegible]見るならば、二村についての典、押は皆無であると云ふことは出来る。

調査地に於ても全様で、昔からかつて斯うした事実はない。

但し春耕貸款を押と見れば、一度あつたと云へる。

春耕貸款は金融の項で述べられると思ふが、当地方に於て地券を担保として一畝に対して五円[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

この貸款は本地方では回収率がきはめて悪いが、斯く担保価格の安価なことが一つの原因と見[illegible]

[illegible]

[illegible]

下街地に於てすら典はない。

[illegible]

[illegible]

[illegible]である。

[illegible]房子三間[illegible]として百円を借り受け、房子の敷地である土地の地券

を貸主に提供する。金が出来たとき返済して地券を返して貰ふのであるが、この場合家屋に対して家賃を支払ふ。

貸借の期限のあるものと無いものとあつて、貧しいものは期限を付せられる。期限内に返済し得なかつた場合には家屋は土地と共に貸主の手に入る。

この実例は玫瑰城で見られると云ふが、調査屯では斯うした房子の典、当等もない。

四　屯内共同利用地の所有、利用関係

松樹溝の共同利用地は、屯基、放牧地、草甸子の三種に分れるが、草甸子に於ける採草は基に草甸捐を納入しなければならないから、厳密に云へばあてはまらないが、実質的には殆んど無償で採草してゐるから、之れを含めて差支へないと思はれる。

屯基は屯中央にあつて、東西長さ一満里、南北約五分の四満里で、約三十晌の面積がある。目下宅地及び菜園として利用されてゐるのは約十晌であつて、残部の二十晌は屯民には採草放牧を自由に許してゐる。

次に放牧地であるが、本屯は最初光緒三十四年土地開放当時三十晌の共同放牧地を指定され、現在では屯の稍ゝ東方にあるが、屯内全部の牛馬を一括して放牧するためには稍ゝ面積が不足するために、屯西方の山地及び谷間に数百晌に上る恰好な官地があるので、この方面に全部放牧されてゐる。

草甸地は屯西南隅から西方にかけて拡がつてゐるが、屯民が自由に採草してゐる。

この他、接荒地は誰でも自由に放牧出来るから、この意味から云つて、接荒地が一千六、七百晌も屯内にあるので、牧畜、用畜の放牧地は全く過剰と云へる。

更に屯西方にかけては山地で、山地一帯は官地に属してゐるが、木税を支払へば屯民は誰でも薪を自由に採取出来るから、この方面は副業として薪の採取に[illegible]、自由に利用され、現在では既に荒廃の傾きがあるが、広大な面積であるから薪の資源は無限にある。

この山地は木税を支払ふ入会山とでも云へる。

第二節　土地所有及其の配分利用関係

一　地積

1　土地台帳

現在の土地台帳は光緒三十四年以降に行はれた土地分配と清丈によつて作られたもので、其の後の官地の払下げの際更に土地台帳に書き加へられたものである。その土地分配の際又は払下げの払下げについての清丈は極めて不完全なものであつて、土地分配の際には地図の作製を命じているが、これは作製されなかつたやうである。

結果年、土地台帳の清丈は、分給土地と実際の面積と差異があり、[illegible]、これは清丈の不備に基づくと考へられる。

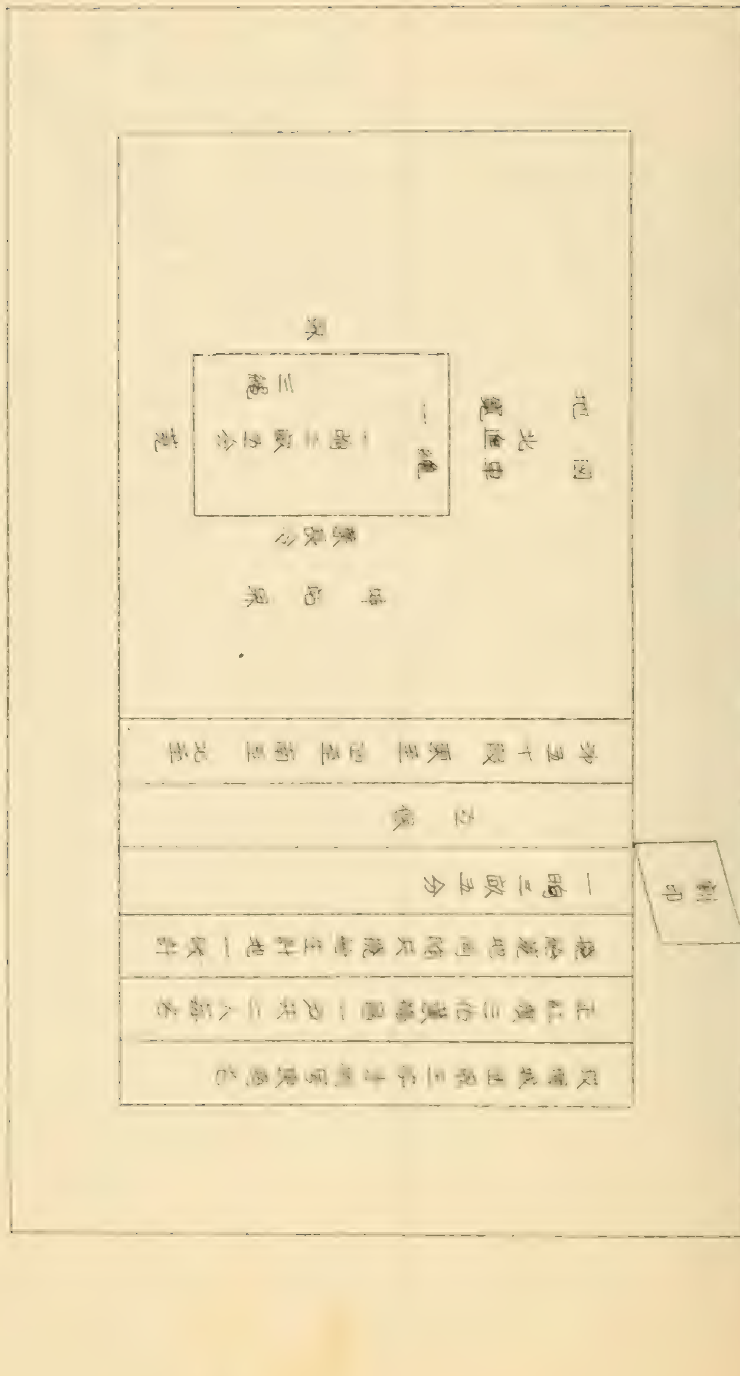
松樹甞の光緒三十四年の測量について云へば、八、九人の役人がやって来て半ヶ月ばかり逗留してゐたが、清丈未竣の中に帰来したと云ふ。

この際の測量は農民の手によって行はれ、役人は単に馬上から監視するに留ってゐたから、役人の監視がゆるむと土地面積は測量面積よりもすぐ大きくなる。そのために測量后地券面積記載面には一晌と記入されてゐても、実際には二晌ある場合もあるし、甚だしいものになると五晌の場合さへある。又きはめて稀ではあるが、一晌より少ない場合もあると云ふことであった。

其の后の官地払ひ下げも、多く農民の報告を規準にし、其の都度測量が行はれた場合も前述べた測量があるし、全然測量が行はれなかったときもある。

斯うした清丈、払ひ下げによって土地台帳が作製され、民国十六年以降の荒地の払ひ下げによるものは、其の后の政治的混乱によって未だ課税されてゐないから、土地台帳には記述されてゐない。

個々の地券の割印を取った写しが県公署に於て保存され、それが基礎となって土地台帳が作製された。



備　考　一晌は二、八八〇弓

度量衡は[illegible]の規定による

一縄は三六弓

断うした土地台帳記載面と実際面積との著しい不一致は、当地方では未だ土地が豊饒であつて、耕地の四隣が他の耕地の所有者と、直接接触してゐない関係から、この結果が生まれやすい。

光緒三十四年の土地分配に於ける地券面積は課税面積と一致してゐる。其の後に於いて下付によるものは異なる。

(二) 地券上の面積単位

面積単位は旧黒竜江省一円に行はれる晌が単位とされてゐる。

一晌は二、八八〇弓である。

弓は官尺五営尺である。

(三) 呼称する耕作面積

農民が耕作面積を呼称する場合には、挙匪の乱を境界として、一定して地券面積の基準のまゝと全一の二、八八〇弓一晌が使用されてゐる。

ロシアの地積デシヤーチンは使用されてゐない。

挙匪の乱以前、満洲旗人が絶対的な勢力を占めてゐた時代にあつては地積の単位は晌であつたが、これは現在の晌より少なく、約五畝乃至六畝のものであつた。

この晌は牛が一日に耕作し得る面積を単位とし、この耕作方法を示すと、成牛二頭を両側におき、仔牛二頭を中におき、並列させて首木として横に一本長い木をおいて牽引せしめたもの

で、お[illegible]一[illegible]がこゝにつく。

こうして一日に耕作し得る面積が面積基準となつた。

この面積は一、五〇〇弓とも、一、六八〇弓とも云ひ、不明瞭である。

たゞ、農民の呼称は

一晌は一壠で二〇〇〇弓と云ふもの

三、六〇〇平方弓一晌と云ふもの

[illegible]四〇〇平方弓一晌と云ふもの

があるが、これは農民の出身地及び成長した土地の面積単位が反映したものであつて、屡々混乱と不明確に陥入つてゐる。

4 壠の幅の実測

この地には大壠、中壠、小壠の別があつて、各々その壠の幅は二尺二寸、二尺、一尺八寸前后である。

しかし実測すると、

開[illegible]も松樹鎮に於ては、大壠、中壠はなく、日本尺一尺八寸前后で、[illegible]

少し足りない。

(三) 土地売買に於ける測量

売買、入出典、小作契約等の際の測量は農民の手でなされるが、畜舎面積と道の長さが測量されるのみで、実際に見聞することによつて殆んど解決する。これはそれ等の土地が熟知されてゐることが多いからである。

しかし市街地の土地は価格が高いために、平方丈（十尺平方）を単位として、厳密に測量される場合が多い。


瑷琿縣松樹溝
屯内土地所有並耕作地利用配置図
小サイ松ノ木アリ
松林
一満里
註
赤字番号ハ農家番号
外モトセルハ外屯居住者
安士王
仝
春祥丁
良慶令
財運甫
春祥丁


璦琿縣松樹溝
屯内土地所有竝耕作地利用配置図
註
赤字番号ハ農家番号
外モトセルハ外屯居住者
一満里
小サイ楢ノ木アリ
落葉松林
楢林
官有ノ草甸子（草地）
コレヨリ山間ニ至ル
松赤及ビ楢

二　土地所有面積並に耕作面積の配分別関係

松樹溝の全面積は約三千畝である。

本屯には西方が山地であつて、西方には数十清里に亘つて屯がないためにその屯界は極めて不明瞭ではあるが。

屯内の山地、荒地、窪地、草甸地、林地等を除くも、約二千畝以上の可耕地があろう。しかし、民国十五、六年の農業的発展の最盛時、それは対露貿易の躍進と小麦価格の昇騰のために小麦栽培の最も盛であつた時代であつて、この時代には耕作面積は約二千畝に達したと云はれてある。

現在の屯民の土地所有面積は、耕地と菜園で合計三百三十畝であつて、耕作面積は三百三十三畝であるから、当時の約七分の一見当に足るにすぎない。しかしてかつての二千畝が現在の三百三十三畝に減るためには、一千六、七百畝が廃耕地（撂荒地）になつたことを意味する。しかし調査当時の屯民所有にかかる廃耕地（撂荒地）は三四三畝であつて、結局残余の一千三百畝見当のものが行方不明である。

この一千三百畝見当の土地は、事実本屯に存在し、馬にて視察すると茫々たる荒野に化してゐる。

このことは、この一千三百余畝が、当時本屯に居住してゐた三人の大経営者と現在の本屯居住者によつて耕作されてゐたものであつて、耕地図によつて明らかなるやうに、曹、姚、藏の三人

が各一人三百晌乃至四百晌宛耕作し、残部三、四百晌は現在の屯民によつて耕作されてゐたと云ふことになる。勿論曹、姚、蔵の三人も合計一千晌の土地を耕作してゐたが、これを決して彼等の土地ではなく、彼等の地券面の所有地は百五十晌見当で、残りは官地であつた。

彼等が本屯を去つた理由は土地の不良に基づくもので、三人の中二人は奇克に、一人は黒河の東方へ赴いた。

本屯の土地が、沼土で粘重にすぎ、水の侵透性が極めて悪いため、よりよい土地がいくらでもある地方に赴いて現在も大経営を経けてゐると云ふ。

斯くして本屯は現在、屯民所有地は大約熟地三百三十晌、撩耕地（撩荒地）三百四十三晌で、耕作地が三百三十五晌あることになり、所有地の半ばが耕作能力の缺乏のために撩荒地、二荒地、となつてゐる。

屯内の残余の撩荒地は官有地で、その一部が前述の屯外者の所有地に属す、屯民がもし土地の獲得を欲するならば、いくらでもこれ等撩荒地の官地を届出でによつて獲得出来るし、更に安価な手段としては官地の無断耕作がある。

事実無断耕作が行はれてゐる。

斯うした実情に当面してゐるために、県公署も鋭意官地の無断耕作を整理しやうとして居り、康徳二年十一月、農ム会長は官地耕作者に付届出でをすれば所有地にすると云つて本屯にも来たが届出では一人もない。

このことは彼等によつて耕地を點々と換へることが有利なことゝ、[illegible]三年毎に耕地を休耕し、十年目[illegible]地を耕すものがあるからで、之れを嚴密に矯正することは不可能に屬する。即ち馬もかくれるやうな雑草の生い茂る荒野の中に耕地が各所に散在するために耕地の発見が不自然で、発見[illegible]、[illegible]耕作したのか農民さへ不明の場合がある。

以上のやうに土地自身の価値が無くなり、土地があまりにも過剰にあつて、自由に耕作のできるし、耕作出来ないやうなところで、土地の配分と利用関係を標準に分類することはそれ程意味がないことに属する。

このやうに土地の過剰と耕作能力の不一致は、黒河省一円、璦琿県下全般に共通するものであつて、土地は財産目録の中にはいらないと云へる。

本屯のやうな生産手段の中、最大のものの土地が無価値にも近いにも拘はらず、貧富の差は瞭然とあらはれて居る。

この事実から、農民が生活の基礎である限り、この貧富を分つ要因が奈辺にあるかを[illegible]見ると、

土地に次ぐものとして、労働、役畜、農具がある。

此の三者とも[illegible]に分析さるべきであつて、家族中働き手、優秀な[illegible]多く、役畜、[illegible]く且つ多く耕作するもの、性質の農具を所有するものが、結局本屯では最も富裕な農家と[illegible]来る。

耕地所有の配分状況を見るのに、現在熟地として所有されてゐるのは

普通畑	三一一・二畝
菜園	二〇・〇四畝
合計	三三〇・二四畝

であるが、別に撩荒地が三四三・七畝ある。

此の地方の撩荒地は実質的には耕地であつて、それが実際の内容は昨年度から耕作を停止されたものから十年以上耕作されないものまで諸種の差異は勿論ある。しかしこの附近では一般に土地に施肥しないで休閑する習慣があり、十年休閑すると大体に於て処女地に等しい地力を持つので、休閑させては耕作するのが普通である。

其故に所謂廃耕地は耕作を完全に放棄して耕作出来ないと云ふ意味ではなく、休閑的意味の含んだ撩荒地である。

それで、所有の熟地にこの撩荒地を附加したものゝ所有関係を求めた方が、耕地所有の本来の意味に近い。

耕地所有状況表

	無所有者	0～5晌	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100晌以上	計
戸数	12	18	11	13	4	3	1	1	63
戸数%	19.0	28.6	17.5	20.6	6.3	4.8	1.6	1.6	100
所有面積	0	24.95晌	70.88	186.348	89.94	107.40	85.50	108.97	673.988
所有面積%	0	3.7	10.5	27.6	13.4	15.9	12.7	16.2	100
所有地1戸当	0	1.39晌	6.44	14.33	22.48	35.80	85.50	108.97	10.69

備考

A. 無所有者12戸を除外して1戸当平均を求めれば13.21晌になる。

B. 1晌以下の所有地を菜園と認めてこれを除外して、普通の耕地のみの所有者を平均して見ると、所有農戸40戸、所有面積669.588晌、平均1戸16.74晌である。

耕作地利用状況表

	無耕作者	0～1畝	1～5	5～10	10～15	15～20	20～30	30畝以上	計
戸数	11	14	14	13	5	3	1	2	63
戸数%	17.5	22.2	22.2	20.6	7.9	4.8	1.6	3.2	100
耕作面積	0	畝 5.25	35.15	91.00	59.54	47.30	25.70	71.20	335.14
耕作面積%	0	1.6	10.5	27.1	17.8	14.1	7.7	21.2	100
耕作地/戸当	0	畝 0.37	2.51	7.00	11.90	15.76	25.70	35.60	5.32

備　考

A. 無耕作者14戸を除くとすれば1戸当耕作面積6.45畝なり。

B. 無耕作者並びに1畝以下の耕作者は事実上菜園のみの耕作で，これを除いた平均は，1戸当耕作面積8.68畝である。

第四節　地価

一　瑷琿平野

瑷琿平野が発展した理由は、土地の良否とは無関係であって、歴史的に見て政治経済の中心であった瑷琿及び黒河が存在したからである。

この区域は黒河、瑷琿附近と公別拉河下流一帯を含めて、地味としては全県で六番目位で、価格は一晌十円に足りない位である。

黒河市街附近は稍々高価で、河南屯、小黒河を含めて一晌二十円乃至三十円である。土層は黒土で表面一尺、その下部は黄土で二尺、以下は砂土であって、礫が多い。

二　公別拉河中流の老街基、業興屯附近及頭道営子・紅旗屯、大平溝一帯

この区域は公別拉河流域及び其の支流の流域に限られて土層が薄く、地味としては第四番目に当り、価格は一晌当り一二円乃至一四円である。

三　黒龍江に近い地方と法別拉河河口及び北の霍爾沁・張地営子附近

地味は第三番目で一晌一二円見当。

四　法別拉河流域

地味は四番目、価格一晌十一、二円。

五 呼瑪県境、老卡、三道卡地方

地味は五番目、一晌十円。

六 遜河流域下流地方（奇克県境）

本地方は遜河流域の冲積層に属して、土質は黒土で、腐植質を多分に含有し、地味は璦琿県下才一のところである。

地価は一晌当り一五円乃至二〇円である。

尚黒河市街地は

街　基（甲）	毎丈方	一三、〇〇円
〃　（乙）	〃	一〇、〇〇
〃　（丙）	〃	七、〇〇

璦　琿　城

城内街基（甲）	毎丈方	二、〇〇円
〃　（乙）	〃	一、五〇
〃　（丙）	〃	一、〇〇

調査も私有者に於ては、最近は売買が全くなしから地価は不明であるとのことで、民国十五、六年の最盛時に於ては、

当時上地一畝二円見当である。

中地	一畝	八円
下地	〃	五円

上地は高い。

現在は勿論この価格以下である。

[illegible]大荒・花店を除いて売買がなく、民国十五、六年の最盛時には若干売買が行はれた、

第五章 農具

第一節 概説

本地方の如く農業経営に於て自然的並びに経済的條件共に悪く、且つ面積広大なる農耕地を有する関係上、粗放農法行はれ、従つて播種法及び其の后の管理法等簡単なため、農具の種類も南満に比して少ない。

尚特記すべきことは、当地方の農民が対岸露領からの移住者多く、且つ対岸との往来旺んなりし往時の影響を受けた関係上役畜による大農式農具を使用してゐる点である。

第二節 在来農具

前述の如く粗放農法行はれる関係上農具の種類は南満に比して少ない。

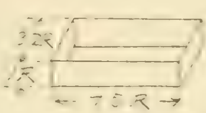
本地方では木材の入手が容易なため、農具も鉄製の部分のみを購入して木製の部分は大工を傭つて製作さすか或ひは自家で製作するものが多い。

修繕は殆んど全部自家で行つてゐる。

今本村で使用されてゐる在来農具の種類、価格、自家生産状況、維持年限を表記すれば次の如くである。

名称	購入 価格	購入 購入状況	自家生産 材料費	自家生産 工夫賃	維持 年限	備考
木[illegible]	—		一、五〇 二、〇〇	一、五〇	一〇年	本材は自分で伐採して来て大工を雇って製作する。[illegible] 大工 [illegible] 当たれば一日で出来る [illegible] いときは一〇年位。
（[illegible]手）	[illegible]、[illegible]〇			—	二年	
（[illegible]）	一、〇〇		—	—	二〇年	
[illegible]杷	—		一、八〇	三〇〇	一〇年	大工を傭って製作す [illegible]
（擂杷心子）	〇、五〇		—	—	二〇年	
[illegible]	一、五〇	鉄製の部分のみ購入	〇、一〇	—	五−八年	鉄製の部分のみ購入 [illegible]
[illegible]	[illegible]、〇〇	[illegible]	〇、〇五	—	八、一〇年	仝右
木[illegible]	—		〇、一〇	—	一年	自家で製作す。
[illegible]	二、二〇	釘 [illegible] 購入、一本二〇戔	一、〇〇	一、五〇	枠二年 釘二〇年	 釘の長さ六寸。大工を傭って製作さす。

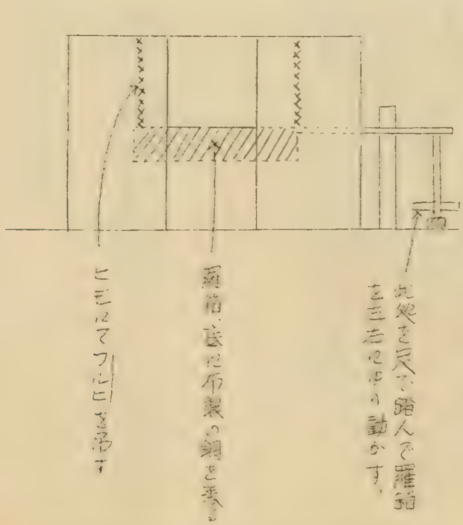
木頭耙子	―		〇、三〇	―	四－五年	自家製作
石頭耙子（打谷用）	三、〇〇	石の部分の購入	〇、二〇	―	一〇〇年	框は自家製作、框は三－四年毎に取りかへる。
二齒鉤	〇、六〇	鉄製の部分の購入	〇、〇三	―	一〇年	棒の部分は自家製作
鉄叉子	〇、八〇	〃	〇、〇五	―	五－六年	〃
糞鏟	〇、五〇		―	―	二年	
拉耙子	―		〇、一〇	―	一〇年	自家製作
小斗子	―		〇、二〇	一、五〇	二〇年	五升桝で播種の中之に種子を入れて播く。大工を傭つて製作す。一日で仕上る。
点葫蘆	―		一、〇〇	―	三〇－六〇年	自家製作
木鍬	〇、五〇		―	―	四－五年	
糞筐	〇、二〇		―	―	一年	
鋤頭	一、〇〇	鋤板（〇、三〇）鋤鉤子（〇、五〇）の購入	〇、〇五	―	鋤板二年 鋤鉤子一〇年	棒は自家製作
鎌刀	〇、四〇		―	―	三－四年	
扇刀二号	二、五〇		―	―	四－五年	刀の長さにより一号、二号、三号の別あり。現在一号のものは使用されてゐない。功程二号を一〇とすれば一号 一二 三号 七
〃三号	二、〇〇		―	―	四－五年	

叉子	−	〇、二〇	−	三年	自家製作
揚箕	−	〇、一五	−	一年	
萱筵	−	〇、四〇	−	三〜四年	
複三式籠子	〇、一〇	−	−	三〜六年	
擔棍	〇、三〇	−	−	四〜五年	
[illegible]車三		一、五〇	四五〇	一〇〇年	大工を傭つて製作さす。三日位で仕上ると云ふ。
[illegible]子	一三〇	−	−	一〇年	
[illegible]具	一〇〇	−	−	一五年	
[illegible]倉二		一、〇〇〇	一三〇	一〇〇年	 大工を傭つて製作さす。図の如きものを一つ作らす。[illegible]
蓆[illegible]	〇、四〇	−	−	二年	
[illegible]櫓子	−	一〇〇	一五八	一〇〇年	穀倉子に底を一ケ[illegible]入れて貯蔵す。大工二名を傭つて作らす。
計	六〇、〇〇	−	−	一〇〇年	六、〇〇〇は附属品を全部含めての価格なり。

篩羅	一、二〇	底に張る銅製の網の部分を購入	〇、四〇	―	銅製網一年 框一〇年
羅櫃	―		七〇〇―八〇〇	一二、〇〇	五〇―六〇年
碾子	八〇、〇〇	附属品一般にて	―	―	一〇〇年
荒登	〇、一〇―〇、一三		―	―	一―二年
龜車子	〇、三〇		―	―	一〇〇年

框は自家製作

大工を傭って製作さす。仕上りまで八日位を要す、羅箱（フルヒの部分）は製作に材料労賃共で二、〇〇、底部の布製の網は一年に一度位取りかへる（一、二〇）



鉄車	六〇、〇〇	車輪四五、〇〇 車棚一五、〇〇	―	―	車輪二〇年 車棚一五年	
花輪車	四五、〇〇	車輪三〇、〇〇 車棚一五、〇〇	―	―	〃	
箆	〇、二〇				一年	
畚坦	〇、五〇		―	―	一〇年	木製
扒力	―		一、五〇	一、五〇	二年	大工を傭って製作さす、仕上まで一日を要す
拉把子	―		〇、三〇	―	二年	自家製作
耙犁架子	―		一、〇〇	一、五〇	二年	大工を傭って製作さす、一日で仕上る
鋤刀	三、八〇	刄の部分のみ購入	〇、四〇	―	一〇年	鋤刀床子は自家製作
馬槽子	―		一、〇〇	三、〇〇	一〇年	大工を傭って製作さす。仕上に二日要す。
猪槽子	―		〇、三〇–〇、四〇	―	七–八年	自家製作
笸籮	二、〇〇		―	―	一〇年	
料斗子	〇、三〇		―	―	四–五年	
馬刷子	〇、一〇–〇、二〇		―	―	一〇年	
揚杈	〇、二〇		―	―	三–四年	

茶鍋	0、03	—	—	一〇年	
簾子	一、00	—	—	三年	
小簸子	一、00	—	—	一〇年	
鞍鞽	0、三0	—	—	二年	
韃腰孤子	一、二0	—	—	五—六年	
大肚帶	一、五0	—	—	五年	
挾板子	—	0、五0	—	五—六年	自家製作
套包子	0、三0	—	—	一年	
挾板皮子	二、五0	—	—	五—六年	
鞦上蓋	四、00	—	—	五—六年	
鞦	三、00	—	—	六年	
搭腰	三、00	—	—	五—六年	
馬咬子	0、四0	—	—	一〇年	
鞭子	0、二五	—	—	一年	
兜嘴	0、一0	—	—	四—五年	
牛様子	—	0、二0	—	一〇年	自家製作

耍杆子	―		〇、五〇	―	五―六年	〃
耍馬用鞭子	一〇、〇〇		―	―	一五年	
馬鐙子	三、〇〇		―	―	二〇年	

第三節　洋式農具

本省に於て使用してゐる洋式農具は、洋犂、収穫機、脱穀機で、在哈爾浜農具輸入商を経由して、在黒河輸入商に移入されたもので、主として米国製品である。

洋犂を除く洋式農具を所有してゐる農家は此の地方の篤農家に限られ、其他の農家は賃借りによつて之を利用してゐる。

之等洋式農具は公署及び縣當局の勸告に由つて使用され、從て馬匹牽引によるものである。

又本省に所有してゐるものはゐないが、賃借りによつて利用してゐるものは小麦種子選別機、風車子と稱んでゐるものがある。

この省に洋式農具が移入されたのは光緒二十六年（一九〇〇年）の義和団以後のことで、それ以前は小麦、其他農作物は全部在来農具を用ひてゐた。即ち義和団事件の平靖江東六十四屯から、

三―四年巨乱が静まって帰来して来たときは江東には多数のロシア移民が入って大農式農具を用いて盛んに耕作に従事してゐた。

当時は対岸との交易も自由だったので、之を見倣って洋式農具を購入する営農家も次第に現はれて来た。

次いで民国六年（一九一七年）露国革命勃発と共に難を避けて満洲国内に逃亡するものが多く、逃亡するに当り自己所有の農具を廉式に安価に売却して行った。

その后革命による対岸の物資缺乏は国内の産業勃発に拍車をかけ、特に小麦の栽培は急激に増加し、民国十二年から民国十五年にかけて全盛期を現出し、洋式農具の使用もますます盛んとなって行った。

現在本屯で使用されてゐるものは大部分其の当時購入されたもののみである。

以下これ等農具について其の概説を試みれば次のやうである。

一　洋　犂

現在本屯でこれを所有してゐる農家は十六戸で、所要台数二四台である。

本屯で始めて洋犂が使用されたのは宣統年間で、その后次第に増加せり。

現在のものは大部分農業全盛時に購入されたものである。最近購入したものは一戸もない。

洋犂には「三馬犂子」と称ばれるものと「割竹犂」と称ばれるものとの二種類ある。前者は

鍬を除く外の部分は大部分木製であるが、后者は全部鉄製である。

三馬犂子

写真貼付

割竹犂

写真貼付

共に新地式或は二荒地の開墾、又び開墾に引き続いて小麦、燕麦之に[illegible]場合に用いる。

開墾に使用するときは馬し、八頭に牽引さし、小麦、燕麦の播種に際しては馬[illegible]頭で牽引

さす。

洋犁の使用される以前は在来の犁丈を用ひて居つたもので、在来の開墾犁は馬一〇－一二頭で曳かしてゐたと云ふ。

一台の価格は新品で

三馬遼子　八〇円内外

割竹犁　一五〇円内外

である。

新品の購入先は黒河の孔士洋行或ひは秋林洋行で、米国製のものが多い。

次に修理状況であるが、最も修理を要する部分は鏵子である。

鏵子は黒河の孔士洋行或ひは秋林洋行の農具商で部分品として販売してゐるもので、一ケ一五円位、維持年限四－五年、普通の鍛冶屋製のもので八－一〇円位、維持年限は二年くらいである。

犁底も磨滅しやすく、三－五年で取りかへる必要がある。

農具商から部分品として購入すれば七－八円、鍛冶屋製のもので五－六円で、維持年限は前者で五年位、后者で三－四年位である。

2 収穫機(割乞機)

収穫機を本屯で最初に使用したのは韋吉壽で、民国初年黒河の孔士洋行から新品一台を二一五円で購入し、次いで曹壽新が仝じく孔士洋行から民国二年、一台二四三円で購入せり。その后耕作面積の増加と共に割乞機の所有者も次第に増加し、民国十二年～民国十六年の全盛期には屯内の所有数は十五台位に達した。

現在収穫機を所有してゐるものは次の七戸で、各一台宛所有してゐる。

今収穫機所有者姓名及びその購入状況を示せば次の如し。

姓名	康徳二年度耕作面積	所有台数	購入価格	購入日時	備考
韋吉壽		一	新品 円 二五〇.〇〇	民国十一年	現在のものは第三回目に購入したものである。第一回目は民国元年孔士洋行より新品一台購入(二一五円)第二回目は民国七年秋林洋行より新品一台購入(二二五円)旧品はそれぐ売却す。第一

					回購入したものは民国七年売却（一四〇円）第二回 〃 民国十一年 〃（一〇〇円）
丁梓春		一	中古品 二四〇、〇〇	民国十七年	
姚乃瑞		一	〃 一八〇、〇〇	〃 八年	
孔慶尭		一	〃 一〇〇、〇〇	〃 十一年	東吉詩より購入す
袁慶苓		一	〃 一四〇、〇〇	〃 七年	仝右
関魁平		一	新品 三五〇、〇〇	〃 十三年	孔士洋行より購入
曹慶準		一	中古品 一五〇、〇〇	〃 十年	

七台共民国十五年以前に購入されたもので、建国后購入せるものは一台もない。
現在一台の新品購入価格は二〇〇三七〇である。

元来収穫機は小麦、粟、黍等の収穫に使用するもので、
大豆、谷子は在来の鎌で刈取る。
収穫機は馬三—四頭で索引し、一日三晌分の刈取りが出来る。
収穫機を所有しないものは賃借りによつて利用してゐる。
賃貸料は
一晌につき二円
が普通である。

写真貼付

収穫状

次に修理状況を見るに、大修繕は黒河の農具商の手を経なければならないが、普通一般の修繕は、部分品及び農具等を購入して鍛冶屋に行けば、或ひは自家で修理を加へてゐる。一番破損しやすいのは刃の部分で、一〇〇晌の耕作面積があるとすれば一年に一回取りかへ

ほぼ存らない。

又一致の回数は三三歩である。（一日に二十一歩のくばりしてゐない）

次は主軸及び主筆の軸を要求しやすく、その修理状況はそのとどまつてゐる。一部に主軸一本の割を標準とする。

主車

大	一二円	大体二年に一回取りかへる。
中	四―五円	〃　三―四年に一回　〃
小	三・五円	〃　一年に一回　〃

軸　中小共	五円	〃　三―四年に一回　〃

3　脱穀機

民国七年韋吉貴が曹貴新（現在奇克県在住）と共同で私営洋行から一台一千六百二十円で購入使用したのが始めで、次いで民国九年、臧某（現在奇克県在住）一台、民国十一年韋吉貴が更に長発屯在住の王某から中古品一台を江洋八百五十円で購入してゐる。

民国十二年には地方瑞は袁秉今と共同で東崗子屯在住の宋世顕から中古品を江洋八百五十円

で購入し、当時本屯には四台の脱穀機があったわけである。

その后民国末年、耕作面積減少し、曹、蔵は奇克県に移住し、然しまた奇克県の親戚にあずけて当地で賃貸しを行って居り、現在本屯にあるのは、東吉寿所有のものが一台あるのみである。

脱穀機は小麦、鈴当麦の脱穀に使用され、

馬八―一〇頭で運転し、

人夫十二人を要す。

脱 穀 機

写真貼付

一日（十時間作業）

小　麦　五〇〇―四〇〇甫度

（新制斗一〇八―八六石）

鈴当麦　五〇〇―六〇〇甫度

（新制斗一〇八―二一五石）

を脱穀することが出来る。

農民は之れを賃借りによつて利用してゐる。耕作面積の少ないものは四―五戸共同で賃借使用する。

賃借料は一日（十時間作業）で普通十二円である。

賃貸の実例として姚了瑞及び袁慶孝は共同で奇克県で賃貸を行つてゐるが、大体一年に当二十円位の収益を挙げてゐる。

その内訳は次の如し。

収　入　三六〇円

脱穀期間を三〇日間とし一日の賃貸料一二円

支　出　一一〇円

籾摺機専属人夫賃　一日一円三〇日分　三〇円

油二石炭代　三〇円

修繕費　三〇円

差引純益　二三〇円

籾摺機の修理は附近の大工或ひは鍛冶屋を頼んで行はせる。一年間の修理費は大体二〇—三〇円位のものであると云ふ。

4　小麦種子選別機（転篩子と称んでゐる）

写真貼付

本屯には無いが、隣屯の前拉腰子屯、腰子屯、葉樹屯に各一台宛所有してゐるものがあり、屯民はこれを賃借りによつて利用してゐる。

この送風機は人力により運転する。

一日（十時間作業）小麦六〇麻袋（約三五〇甫度）を送風し得る。

賃借料は小麦一麻袋（約六甫度弱）につき十五銭である。

第六章　畜産

第一節　近年に於ける頭数増減の傾向及び其の理由

本屯に於いて家畜頭数が最大数を極めたのは民国十二年から民国十五年にかけての農業全盛期当時で、馬、牛、豚の頭数は次のやうな数に上つた。

馬　二一〇頭

牛　三〇〃

豚　三〇〇〃

然るに民国十七年及び十八年の水害、或ひは建国当初の馬占山の兵変等による農村の疲弊は家畜の頭数減少の原因となり、調査当時の頭数は次の如きものであつた。

種類	頭数		
	成	仔	計
牛	四四	二二	六六
馬	一〇三	二八	一三一
騾	二	一	三
豚	九四	九一	一八五
鶏			三七三
家鴨			三三

なほ特記すべきことは本地に於てロシア種の馬が飼育されてゐたことである。

即ち本地には民国十四、五年頃までは、約三、四〇頭のロシア種の馬が飼育されてゐた。このロシア種は飼育管理法は在来のものに比して大した差はないが、虻に対する抵抗力弱いため、此の発生による被害のため馬匹の寿命を縮め、次第に其の数を減少して行つた。又民国末年の農家経済の逼迫と共に、高価なロシア馬を売却し、在来種にかへて行き、現在では全然飼育されてゐないやうになつた。

なほロシア種は能力の点では在来種よりはるかに秀で、ロシア種の三頭は在来種の五頭に比敵する。

ただ前述のやうに虻に対して弱いのが缺点である。

第二節　家畜の能力、利用価値

一　役畜

本地に於ては牛は農耕に役畜としてあまり使用せず、専ら馬のみを使役してゐる。磨或ひは碾子に牛を使用してゐる。

一 能力

馬匹の輓曳能力は大体次の如きものである。

	冬季		夏季	
	積載量	一日行程	積載量	一日行程
二頭曳	五〇甫度	八〇華里	二〇甫度	六〇華里
三〃	七〇〃	八〇〃	三〇〃	六〇〃
四〃	七〇〃	八〇〃	四〇〃	六〇〃

耕運能力

木犁は馬三頭に曳かし、一日〇.五町、洋犁は馬五頭に曳かし、一日一.五町[illegible]

脱穀調整の場合、石磨挽きは馬二頭に曳かし、一日一[illegible]分の脱穀[illegible]

磨

一日の行程は馬一頭小麦四甫度

二頭なれば七甫度

牛による場合は一頭三甫度、二頭で五甫度を製粉することが出来る。

碾子

一日の行程は

馬一頭で十甫度

牛一頭で六甫度

の精白が出来る。

2 使用可能年令、年使用日数、使役年限

馬は生后五年目から使役し初め、馬令二十四才位までは使用出来る。

牛も生后五年目から使役し始め、十二才位までは使役出来る。

馬の一年使用日数は本地では冬季馬車運搬、或ひは薪材の採取等が行はれる関係上、約二三〇日位となつてゐる。

3 廃棄の場合に於ける処分法

馬は廃棄年令に達しても売却せず、飼ひ殺す場合が多い。

牛は十四、五才の廃棄年令に達すれば屠殺場或ひは肉屋に売却する。価格は一頭一〇〇―一五〇円位である。

4 各役畜の得失

牛は輓曳力は強いが、速度がおそいため、農耕にはほとんど使役されず、専ら馬のみを用

ある。

磨、碾子には牛も使役する。

飼育管理の点では在来種の馬と変りはない。

二 用畜

本邑に於いて用畜として飼育されてゐるものは、牛、豚、鶏、家鴨の四種がある。

1 畜種別飼育目的

牛は役畜として使役する外、繁殖を目的として用畜としても飼育されてゐる。

豚は肉或ひは繁殖、鶏、家鴨は肉及び卵を目的として飼育されてゐる。

2 生産能力

豚は生后二年位で体重七貫度（約二一〇斤）位となり、之を屠殺すれば骨付きで約四・五貫度（約一三五斤）の肉を、肉のみで約三・五貫度（一〇五斤）をとることが出来る。毛は約二斤余となる。

鶏の年産卵数は六〇—八〇箇である。

3 使用並に更新

豚は普通生后二、三才位で屠殺する。

馬は二十五才、牛は十二才位まで使役出来る。

第三節　飼育管理

一　飼育法

馬、牛は四月末から九月頃までは放牧し、その他は舎飼をする。畜舎は周囲は何等囲ひせず、ただ屋根だけあるものが多い。

舎飼期間給餌量は大体次の如し。

馬

野草
谷草
谷穂子 ｝約二車（四〇甫度＝一二〇〇斤）

牛

大体馬の半分にて足りる。

農繁期にはこの外鈴当麦或ひは豆粕等の濃厚飼料を与へる。

放牧中にも馬には夜間給飼するが牛には全然与へない。

給餌量は大体次の如し。

野草
谷草 } 約二〇萬斤度(六〇〇斤)
谷穂子

豚は房子内の一隅に簡単な豚圏を作って飼養する。昼間は戸外に放牧して、草根草を食はすに任す。

豚の主なる飼料は雑穀の穀殻の糠で、春から秋の温暖な時期にはこれ等の飼料に生のまゝ水に加へて給与するが冬季には煮沸して与へる。

其の他庖厨より生ずる残滓汚物等をも給す。

飼料の給与量は全然一定せず不明である。

二 繁殖

馬の交配年令は生后四年である。交配は放牧中の自由交配に任せる。

交配は春秋二季の発情期に行はれるが、殊に春季四、五月頃多く、次いで秋季九月頃が多い。

斯くして種馬は全部の牝馬に対してある。

種付料は不要。

牛も放牧中の自由交配に任せ、或ひは一区劃内に入れて自由に交配させる。交配期及び分娩期は馬に同じ。

種牛は本屯では車吉寺が一頭所有してゐる。

豚は生后五六ヶ月で交尾を初めるものあり、妊娠期間は大体一一三日位で、分娩后一ヶ月位で発情する。

二年間に大体四腹を産し、一腹の産仔数は十頭内外である。

三　育成

馬は生后一ヶ年間は専ら母乳で育成し、二年目から飼料を与へる。

牛も仝様である。

豚の離乳時期は大体生后二―三ヶ月である。

幼畜の飼料は成畜に給与するものと仝様で、特に仔畜用として準備されるやうなことはない。

又飼料の給与量も成畜と殆んど仝様である。

育成歩合は

馬　六割
牛　八割
豚　七割

程度である。

馬に於て歩合が悪いのは、軍吉青の談によれば仔を持つてゐる馬を役畜として使役するため、母乳の温度が上昇し、これがために仔は下痢を起して斃死するものが多いためであると。

四　去　勢

馬は大体生后三—四年、牛は三年位のとき去勢する。去勢は大体春先き行はれ、去勢を専業とするものに依つて行はれる。

去勢料は馬、牛共一頭に付き一円である。

豚は牝、牡共生后四十日頃去勢する。

去勢料は一頭につき十銭である。

五　役畜の装蹄

役畜の装蹄は一年一回、十月頃行ふ。瑷琿城の装蹄専門店で行ない、一頭の装蹄料は八〇銭である。

六　肥　育

牛、馬には行はないが、豚に行ふことがある。之は屠殺或ひは売却の時期を予定して数か月—

ヶ月前から飼料として特別に豆子を与へる。この間の豆子の給与量は、約五甬度（金額にして四円余）である。

肥育法を施したものは約三〇％体重を増加す。

例へば五甬度のものは六甬度半位になり、一甬度六円三〇銭として、差引き約五円の利益がある。

七　鶏の孵化、育雛、時期、方法

孵化は自然孵卵で、予め別に草藁等で巣を作り、此の内で抱卵させる。

一腹に約卵一〇ヶ位を抱かせる。

抱卵は五六月の候に最も多い。

第四節　飼料

飼料は前述の如くで、

（三飼育管理　4飼育法の項参照）

大体一年の一頭当飼料費は次の如くである。

馬	一頭	三〇円内外
牛	〃	一〇円〃
豚	〃	五円〃

購入飼料は豆餅がおもなもので、他は全部自給飼料である、

豆餅一塊は三十七銭である。

第五節　牧野

[illegible]

この放牧地を使用せんとするものは、一頭、一年につき、二銭宛、甲長に納入することになつて[illegible]

本屯には多数の荒地或ひは廃耕地が多数に存在して居り、自由に放牧出来るから牧野には不足することはない。

康徳二年度に於ては、本屯では屯共同で放牧管理者を傭ひ、馬一頭につき五—八月間の放牧料として一円一〇銭を徴集して共同放牧を行つた。

第六節　畜産物の利用

豚は五月節句或ひは年関等に自家屠殺して肉を食用に供し、毛は売却する。

家禽の卵は食用に供するか或ひは日用雑貨類と物々交換する。

馬或ひは牛の皮鞁は加工の上、帽子、手袋等を作つて利用する。

第七節　家畜の疾病、斃死

一　獣疫及一般疾病

馬に於ける疾病として一般的なものに炭疽病がある。当地では最近之が発生はない。人々は之を黄病と称んでゐる病気である。

これは馬の首又は内股に腫物が発生し、一―二日たてば死んでしまふ。一昨年七月頃発生し、五頭の馬がこれのために病死したと云ふ。

民国二十八年頃も之が発生したことがあって、約十頭位病死した。民国十六年にも、また一昨年も[illegible]かつては[illegible]と云ってゐる。それは康徳元年七月頃、腹部が腫れて病死したものが[illegible]頭程あった。

鶏には鶏コレラの発生多く、康徳元年度は之がため約五〇頭位病死してゐる。

二　予防又は治療の方法

これに対しては毎年春、当局から人が派遣され、之で予防注射をしてゐるが、牛は玻璃城まで行って注射して貰はねばならない。

治療は玻璃城に獣医が一人居り、これに依って行はれてゐるが治療を受けるものは少ない。獣医にかかつてもなほらないと云ってゐる。

獣医の診察料は出張診察の場合は大体一頭につき一〇円位となってゐる。

三　斃死

斃死の主因としては獣疫或ひは疾病によるものが多い。
斃死畜は焼却せずに地中に埋蔵する場合が多い。

第八節　畜産経済

一　家畜、畜産物の価格

馬は最低二十円位から最高百五十円位で、本屯には一五〇円位の馬は十二頭位居る。大体百円内外のものが大部分を占めてゐる。
平均して六〇―七〇円位である。
牛は大体一頭五〇円内外である。
豚は重量により売買し、屠体量一甫度、約六円五〇銭位である。

二　家畜及畜産物売却購入方法

馬、牛の売買は専門家を通じて行なうか、或いは家畜市場の仲買店を通じて売却する。農民同志の売買も相当ある。

売買は春期に、五月頃最も多く、次いで秋季に、十月頃が多い。

三　家畜労力の不足の状態

過去に於ける凶作、旱害、水害などに畜疫等の原因により、役畜不足し、労力の補足、農作業の遅延、特に小麦の優良種子配布等による農耕地の回復にともない、現在の頭数では不足の状態にある。

第七章　肥料

第一節　概説

肥料と云ふ問題に関しては土民は一向無関心で、畑作に施肥することは極めて稀で、僅かに熟地で大豆を栽培する年に多少施肥してゐる農家を見受ける程度である。これは当地方の地味比較的良好で、無肥料でも年々相当の収益あり、又未開墾地随所に散在し、地力減耗すれば之を休閑さし、他の肥沃なる新地の耕作に移ることが出来るためと考へられる。

然し菜園には毎年施肥するのが普通である。特に蔬菜には必らず施肥する。

本屯では包米は菜園で栽培されて居り、三年に一度位の割で施肥を行つてゐる。

第二節　種類及自給肥料の製造方法

本屯で使用してゐる肥料は全部馬糞で、金肥は全然使用されてゐない。

既舎より取り出した馬糞は之を院子の片隅、又は路傍に推積しておく。この際、土は全然加へない。

夏季、ひまがあれば一—二回切り返しを行ない、脱穀后或ひは早春早く、これを圃場に搬出して肥料とする。

第三節　施肥量及施肥法

前述の如く、畑作では熟地で大豆を播種する年に施肥されること多く、施肥量ははっきり一定とは分らないが大体的当十五車前后施用してゐるやうである。

菜園では包米は三年に一度位、蔬菜には毎年施肥してゐるが、施肥料は畑作に比べ稍々多く、大体的当二〇車前后を施用してゐる。

肥料の搬出は秋脱穀后、或ひは翌春早々行はれ、一車の馬糞は畦に沿って約八歩毎に一山を作り一車の糞で一〇ヶ位の山を作る。

斯くして一行を終るときは、之から六畦を隔てた畦に沿って全様においで行く。

熟肥は馬糞の方が多く行ひ、春先播種直前畑一面に撒布する。

第八章　耕種事情

第一節　主要作物栽培消長の概要

本屯では小麦は移民の入屯と同時に栽培され始めたものである。

本地方は気候の関係上高梁は成熟期に危険性を伴ふため、高梁の栽培は全然行はれず、従って本地方の住民の主要食料としては専ら小麦粉が用ひられてゐる。

又小麦粉は採金労働者並びに森林伐採労働者の主要食料品となってゐるため、小麦粉の原料である小麦の栽培は次第に増加して行き、民国初年ころには、すでに一五〇晌くらいの作付面積があったと云ふ。

実に民国六年（一九一七年）、露国に於ては革命起り、革命の余波シベリヤに波及するに及び、対岸に於ける各種の生産機構破壊され、ために彼等の食料である小麦粉に缺乏を来し、需要は喚起され、小麦の栽培はますます旺んとなり、本屯に於いても民国十二年から民国十五年頃には小麦の栽培面積は四一、五〇〇の晌に達した。

（当時の全耕作面積は約一千晌と称せられてゐる）

然るに民国十七年、全十八年の大水害、十八年の露支紛争、シベリヤとの交易の杜絶、之に加ふるに建国当初の三占山の天変は七民を全く打砕き、産業は漸次衰微の途を辿り、耕作面積は顕著に減少して来た。

満洲国建国工作と全時に農民に対する救済策を実施され、小麦優良種子の配布等行はれ、徐々に回復の途上にあるが昔日の面影は無い。

今康徳元年度及び康徳二年度の小麦栽培面積並びに康徳三年度小麦栽培予定面積を示せば、次の如くである。

	全耕作面積	小麦耕作面積	%
康徳元年	三一三、六二 晌	五八、三 晌	一九
〃 二 〃	三三五、〇	七六、五	二三
〃 三 〃	四一四、三四	九六、〇	二三

鈴当麦も家畜の飼料として古くから栽培されてゐる。特に本地方は地理的及び気候的の関係上冬期に於いては主なる交通機関である船舶の便が杜絶するため物資の運搬は橇によつて行はれ、又森林伐採行はれ、之がための役畜の使役多く、鈴当麦はこれ等家畜の濃厚飼料として大いに尊重されてゐる。

民国十二年から十三年の産業全盛時代には栽培面積も約二〇〇晌（全耕作面耕の三〇％）に達した。

現在は多少減少し、康徳二年度の栽培面積は一二七晌で、全耕作面積の二六％を占めてゐる。

大豆の栽培が旺んとなつたのは民国十四年頃からで、其以前は大豆の栽培は殆んどなく、専ら燕豆が栽培されてゐたと云ふ。

大豆栽培の理由として、屯民の談を綜合するに、民国十二年から民国十三年にかけての産業全盛時代に利殖されて油房の活動旺んとなり、大豆の価格騰貴し、屯民も大豆の栽培の有利なるを認めて来たためと称してゐる。

又一方、以前は当地方が新開墾地であるため、大豆の栽培には地味があまり良好すぎ、大豆は徒長に過ぎ、結実不良であつたため、その栽培はあまりかへりみられなかつたのであると云つてゐる。

又罌粟は現在は全然栽培されてゐないが、建国后栽培を禁止されるまでは、本屯には約二〇晌余の栽培行はれ、品質良好なるを以て有名であつたと云ふ。栽培品種は紫花と白花の二種があり、白

花の方多く、全体の七〇%を占む。

収量は晌当二五斤から三〇斤位で、一斤の価格三四円前後で、農民の現金収入の一源泉として重要な役割を務めてゐたものである。

第二節　主要作物及各作物作付歩合

本県に於ける主要作物は、春大麦、小麦、谷子、大豆で、康徳二年度に於ける作付歩合は鈴当麦の二六%を筆頭とし、小麦の二三%、谷子の一八%、大豆の一六%の順となつてゐる。今康徳元年、康徳二年及び康徳三年度（播種予定面積）の各作物の作付面積、及び作付歩合を示せば次のやうである。

	康徳元年度		康徳二年度		康徳三年度	
	面積	%	面積	%	面積	%
鈴当麦	九〇、〇〇〇	二八	八七、五〇〇	二六	一一六、〇〇〇	二八

小麦	五八、五〇〇	一九	七六、五〇〇	二三	九六、〇〇〇	二三
谷子	五九、一〇〇	一九	六〇、一〇〇	一八	六九、一〇〇	一七
黄豆	五一、五〇〇	一六	五三、〇〇〇	一六	六九、五〇〇	一七
糜子	一〇、五〇〇	三	一六、〇〇〇	五	一五、〇〇〇	四
蕎麦	一八、五〇〇	六	一四、〇〇〇	四	二二、五〇〇	五
包米	一一、六六九	四	一一、七六九	三	一二八六九	三
黒豆	二、五〇〇	一	二、五〇〇	一	一、〇〇〇	|
大麦	一、〇〇〇	|	一、〇〇〇	|	|	|
蔬菜類	一二、三七一	四	一二、二七一	四	一二、三七一	三
計	三一五、六四〇		三三五、一四〇		四一四、三四〇	

包米は本屯に於ては専ら菜園に於て栽培され、畑地の栽培は殆んど見られない。

蔬菜類としては次のやうなものが栽培されてゐる。

馬鈴薯　白菜

菠薐草　ミツバ

茄子　韮
甘藍　大根
人参　蕪
葱　胡瓜
南瓜　甜瓜
西瓜　牛蒡
[illegible]　菜豆
金豆

大麦圃には燕麦、小麥等、亞麻等を少し栽培されてゐる。

第三節　主要輪作様式

本地に於いて行はれてゐる主なる輪作様式は次の如きものである。

その一の方法としては、農主の原新地を開墾し、之はそのまゝで越年さし、翌年春小麦を播種する。小麦は四年乃至五年間連作して鈴当麦の栽培に移る。鈴当麦を三年間連作し、次いで大豆、

その翌年は谷子を栽培する。

此の場合、小麦・鈴当麦の栽培に際しては畦は立てず、撒播を行つてゐるが、大豆、谷子の場合は播種后の管理の都合上畦を立てゝ栽培する。

次いで之の畑は休閑さして他の新地を開墾して耕作するか、或ひは引き続いて

小麦ー鈴当麦ー大豆ー谷子

の輪作様式に従つて耕作して行く。

此の場合には小麦及び鈴当麦の栽培に際しても畦を立てる。

斯くの如く、熟地で小麦、莜大麦が栽培に際し畦を立てる理由として、屯民の語るところによれば、永年の無肥料栽培のため地力も次第に減耗してゐるため充分なる収量を挙げることは出来ない。畦を立てる結果として、溝の部分は充分日光に晒され、良く風化され、丁度之の部分は一年間休閑さしたと全様な結果となり、翌年は前年の溝の部分に新畦を作つて栽培するから、幾分でも地力を回復することが出来るのであると。

次に二荒地の場合であるが、休閑さす期間は四ー五年から十年位と云つてゐる。しかしこれ位休閑さしても地力は新地のやうには回復しないため、休閑地を復旧耕作するに当つては、小麦及び莜大麦の連作期間も従つて短縮されて、大体次のやうな様式をとつてゐる。

小麦（一二年目連作）——鈴当麦（二三年目連作）——大豆——谷子

この場合も、新地の場合と同様、小麦、鈴当麦は畦を立てず、大豆及び谷子は畦を立てゝ栽培する。

以上の外、熟地に於ては次のやうな様式も行はれてゐる。

小麦—鈴当麦—谷子
大豆—小麦—谷子
大豆—小麦—谷子—鈴当麦

何れも畦を立てゝ栽培する。

肥料は新墾地に於ても熟地に於ける栽培でも施さず、熟地に於て大豆を栽培する時は施肥することがある。

いづれにしても本地では施肥と云ふ問題には割合無関心である。

第四節 間混作の主なる様式

本屯に於ては、畑地に於ては間混作は全然行はれてゐない。ただ、菜園に於いて包米（本屯では、包米は菜園のみに栽培されてゐる。）の株間に、豆類を間作してゐる。

第五節 前作物、耕種作物及労力の多少による耕種法の変化

当地方に於ては、小麦、鈴当麦、糜子、蕎麦等は新地或ひは二荒地を開墾した場合と熟地の場合とで耕種法に大きな変化がある。

即ち前者に於ては畦を立てずに撒播してゐるに反し、熟地に於ては畦を立てゝ栽培してゐる。又使用する農具も異なり、前者では洋式の犁丈（洋犁）を用ひ、后者の場合には在来の犁丈（木犁）を用ひる。

熟地又は二毛地に於いては、播種に先立ち、秋又は早春、洋犂を用いて畑を耕起し、播種直前畑一面に耙をかけ、土塊を砕き土表を平にして畑一面に種子を撒播する。播種終れば再び耙をかけ、種子を良く地中に埋め、然る后木頭轆子で鎮圧する。

熟地に於ては撒播の方法によらず、畦を立てゝ栽培する。

先づ小麦の場合について述べん。

小麦は普通、谷子の跡地に栽培されるのであるが、此れに条克子を用す、

第一回目の往に際しては前年の第二の畦を割って、其の土を前年の第一の溝に鋤き落し、この溝に生じた新溝の上に播種する。

帰路には木犁は前年の第一の畦を割って進み、この土で覆土する。

第二回目の往に際しては、犁は前年の第三の畦を割り、復に際しては前年の第二の畦の残りの土を輸送して覆土する。

第三回目の往に際しては、前年の第四の畦を割り、帰路は前年の第三の畦の残りの土を輸送して覆土する。

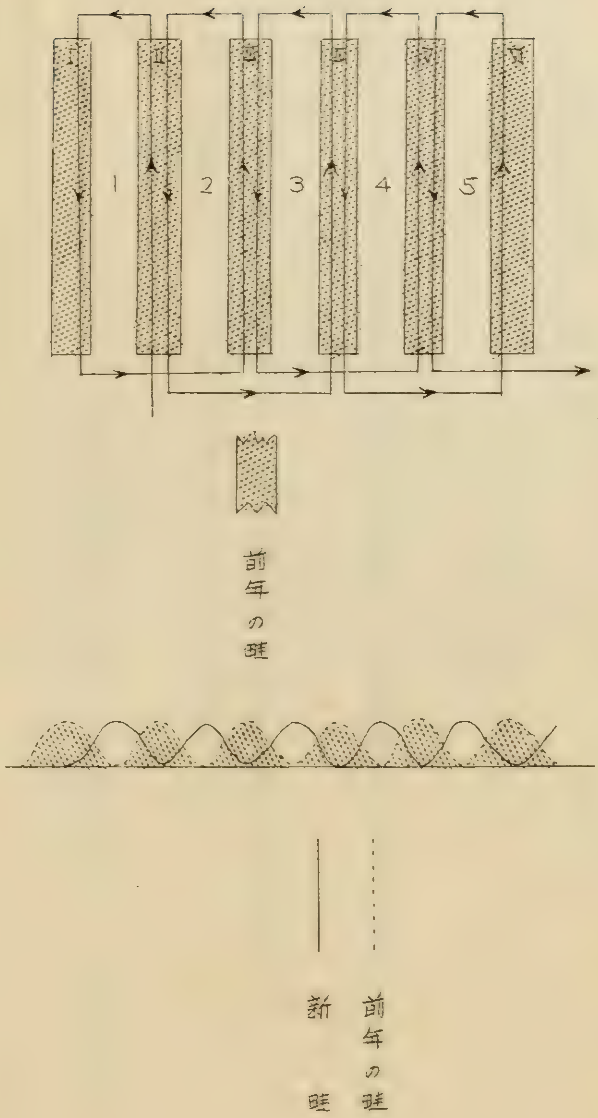
以下之様にして進み、一往復によって一条の新畦を形成して行く。

今犁丈の径路を図示すれば次の如し。

鈴当麦、糜子、蕎麦の播種に際しては前述の小麦と仝様な方法で行はれることもあるが、主として次のやうな方法によつてゐる。

之は最も粗放な栽培法である。

即ち前年の溝に播種し、隣の畦を鋤き割つて覆土して行く。



此の方法によるときは、馬三頭、人二人で一日一畝を播種することが出来、前述の小麦の場合が馬三頭、人二人、一日の畝に比し、二倍の能程である。

従って小麦の場合に於いても、播種を急ぐ場合、或いは労力不足せる場合用いることが出来る。

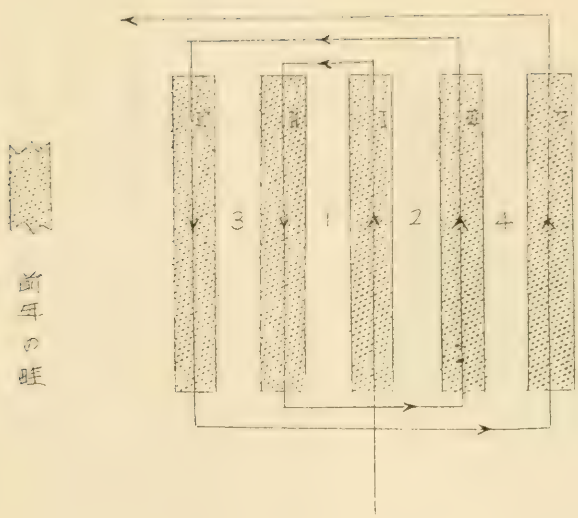
今挙大の径路を示せば次の如し。

中央の畦（I）より鋤き始める。

先づ（1）の溝に播種しIの畦は殆んど耕起せずに進み、復に際してIIの畦を割って（1）を覆土し、

次いで（2）の溝に播種しIIIの畦を割って覆土、更に（3）の溝に播種しIVの畦を割って覆土し、

以下全様にして播種、覆土して行く。

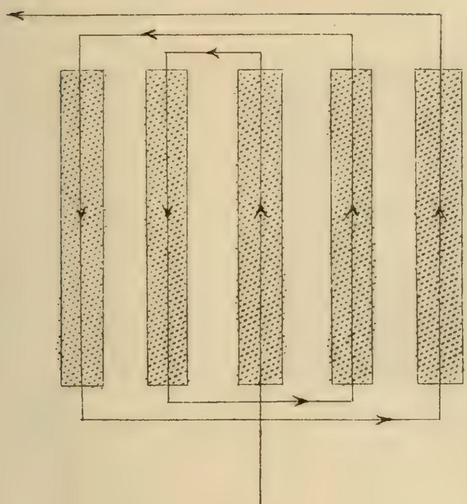


大豆、谷子は新地、二荒地及び熟地の何れに於いても畦を立てゝ栽培する。

大豆の播種は小麦を畦立てゝ栽培する場合と全く同様な要領で行ふ。

谷子は犂大を用ゐずに壊耙によつて播種する。即ち壊耙で前年の畦を浅く割つて蒔溝を作り、拉子によつて覆土する。

壊耙の経路は次のやうである。





前年の畦

包米は菜園だけに栽培されてゐるが、播種の方法は小麦の場合と全様である。

除草及び中耕は、小麦、燕麦、糜子、蕎麦に於ては全然行はず。大豆及び包米は、除草一回或ひは二回、中耕二回、黍子は除草二回、中耕二回を行ふ。

第六節　天災害、病虫害及其他の災害

一　水　害

最近に於ける水害の主なるものは民国十七年及び民国十八年の水害である。

民国十七年は七月六日大降雨あり、ために黒竜江氾濫し、本地附近も水深八尺位に達したと云ふ。水は約一ヶ月位で停滞して農場は浸水せず、農作物は腐敗枯死し、殆んど収量皆無となれり。民国十八年度は黒竜江は氾濫しなかつたが六月から八月降雨多く、低地に雨水滞水し、ために圃場の大半は浸水し、収量は平年の六、七割減だつたと云ふ。

その后は大した被害は無いやうである。

二　旱害

民国一〇年頃、播種后全然降雨なく、農作物の枯死するもの多く、收量は平年の七割減であった。

最近では康徳二年、播種期の旱魃のため、抵抗力の弱い鈴当麦に被害あり、收量は二割減であった。

三　霜害

最近では民国一九年、芝種に晩霜あり、大被害を受けたことがある。

四　病害

病害としては小麦の黄銹病（土民は黄疸と呼ぶ）がある。最近之が大発生したのは民国十四年六月下旬で、小麦は之がため枯死し、收量は平年の一、二割位であったと云はれる。其の后年々多少の発生はあるが大した被害は受けてゐない。

五　虫害

虫害としては大豆及び谷子を侵す黒頭黄虫がある。之は五月頃幼植物の葉或ひは根株を侵すと

ので、最近では民国十七年、大豆に大発生し、相当の被害を受けたことがある。

之等病虫害に対しては農民は旱魃の害と同一視し、人力を以ては如何ともなし難いことゝ諦観して

ゐる故、之が予防、駆除の方法を講ずること殆んど無く、全然天災と見做してゐるやうである。

第七節　主要作物の収穫、調整の順序

収穫の順序は熟期の早晩によつて決定され、熟期の早いものから収穫して行く。本屯では小麦、燕

麦、谷子、大豆の順となつてゐる。

主要作物の収穫期を示せば次のやうである。

小麦	立秋（陽暦八月八日　前后）
燕麦	處暑（〃　八月二十三日　〃）
谷子	秋分（〃　九月二十三日　〃）
大豆	寒露（〃　十月　七日　〃）
高粱、玉蜀黍	白露（〃　九月　七日　〃）

包米　　秋分（陽暦九月廿三日前后）

調製は先づ小麦及び鈴当麦から始め、次いで大豆、最后に谷子と云ふ順序で行ふ。

第八節　精白及製粉歩合

精白は碾子を用ひて行ふ。一日の功程ははつきりしてゐないが、大体一日谷子、糜子共一八甫度＝新石四、三石位を限度としてゐる。

精白歩合は谷子、糜子共六〇％位を示してゐる。

製粉は磨を用ひて行ひ、磨を所有しないものは碾子を以て之に代用する。

小麦は四〇斤より三〇斤の麺を製粉することが出来る。即ち製粉歩合は約七〇％である。

第九節　貯蔵法、貯蔵設備

穀物は多量の場合は板倉子に入れて貯蔵し、少量の場合は麻袋に入れて貯蔵する。

板倉子の構造は厚さ一寸位の板で、長さ七尺五寸、巾三尺二寸、高さ一尺位の箱を製作し、屋内の高燥な場所に地上に二本の木材を置き、その上に適当な板を敷き、その箱を貯蔵する数量の多少に応じ三箇乃至数箇積重ね、その中に入れて貯蔵する。

一重の板倉子に大体

小麦	三五俵	（新石七.五石）
鈴当麦	二〇〃	（〃 七.五〃）
大豆	三五〃	（〃 七.五〃）
谷子	三〇〃	（〃 七.五〃）

前后を入れることが出来る。

麻袋には概ね一袋一斗位詰め

小麦	二.五斗程度
鈴当麦	三 〃
大豆	二.三〃
谷子	五 〃

を入れ得る。

蔬菜類は地下に穴倉を作って貯蔵する。その形及び大さは一定しないが、本屯では、巾、長さ、高さ共七尺位のものが多い。地上は藁屑、籾殻等で厚く覆ひ、中央部に三尺四方位の孔を作って出入口とする。

馬鈴薯は之の穴倉に入れ、上から土を被せておく。

白菜は穴倉の内に積重ねておくがこの場合には保温のため一〇日目毎に火鉢を入れると云ふ。

第十節　採種及種の購入

穀物の種子は全部自家採種のものを用ひ、種子を購入するものは極めて稀である。康徳二年度小麦及び鈴当麦の種子を購入せるもの唯一戸あったのみである。

採種に際しては特別に優良なる母本を選んで種子用とするやうなことはなく、収穫物の内から必要な量だけを来年度の種子として保存しておき、翌春播種前選種を行って播種する。

選種は小麦は洋式の回転式の小麦種子選別機（転篩子）、或ひは扇車子、鈴当麦は扇車子、大豆は手で、谷子は風選によって行ってゐる。

小麦優良種子の配布は康徳二年から始められ、二年度は初めてのため充分その主旨徹底しなかつ

つたため配布を受けた農家は僅かに四戸、その数量も五〇甬度にすぎなかったが、康徳二年度、配布希望者は二七戸、その数量一六六甬度に達し、現在旺んに配布されつゝある。

康徳二年度及び康徳三年度の配布状況は次の如し。

康徳二年度（単位甬度）

車吉寿	二〇
張俊泰	二〇
郑永全	四
王海禄	六

康徳三年度（単位甬度）

呉双才	一〇
呉文忠	八
車吉寿	一〇
王勝禄	一〇
張俊寿	六
周富貴	四

郑永来	四
張俊来	六
郑永全	四
袁慶令	六
李小全	六
梁進保	四
丁祥春	六
李德旺	四
郑永海	六
曹慶準	一〇
蒋　德	四
姚万瑞	六
孔国均	六
張昭斌	四
袁福全	四
閔奎平	一〇

閔瑞慶	四
孔国頡	四
関恩祥	六
梁進保	一〇
東吉祥	四

計二七戸　百六十六甫度

配布を受けた種子は、二年度は翌年現物で返済することになって居り、三年二月、全部返済した、三年度は二年度と異なり、配布された種子に相当する現金を支払ふことになってゐるが、現在のところその価格は決定してゐない。

蔬菜の種子は自家採種のものもあり、購入するものもある。蔬菜種子の購入先は愛琿城或ひは黒河市となってゐる。

第十一節　廃耕地の発生原因及之が復旧の状況

民国六年（一九一七年）露国に革命勃発し、国を挙げて動乱の渦中に陥り、革命の余波シベリヤに波及するに及び、対岸に於ける各種の生産機構破壊による物資の缺乏は国内産業の勃興となり、農業方面に於いても小麦の作付は急激に増加し、民国十二年から民国十三年にかけての農業黄金時代を現出し、本地の全耕作面積は約一千晌に達したと云はれる。

然るに民国十七、十八年の再度の水害、十八年の露支紛争、シベリヤとの交易禁止、更に建国当初の馬占山の兵変等は農民を全く打ちのめし、農民は疲弊の一路を辿り、耕作能力を失ない、全耕地の縮少を余儀なくされ、耕作面積は急激に減少して多くの廃耕地を生ずるに至った。

満洲国建設工作と共に農民に対する救済策が実施されて、春耕資金の貸付、小麦優良品種の配布等行はれ、徐々たる回復の途を辿りつゝある。

康徳二年度に於ける耕作面積は、僅かに三三五・一四晌で、廃耕地は、実に三三四・七四八晌に達してゐる。

第十二節　主要作物耕種法

主要作物たる小麦、鈴当麦、大豆、谷子について之の耕種法を述べれば次の如し。

I　小　麦

品　種

小麦は二〇〇年前既に栽培されており、移民の来住と同時に栽培されたものと思はれる。当時の種子は移民が中国内陸方面から持参して来た支那産のものゝやうで、白芒種が大多数であつた。光緒二十六年頃までは之の白芒種の栽培が盛んであつたが、光緒二十六年義和団事件が勃起し、屯民は難を避けて續々哈爾方面へ逃亡した。三、四年後、乱が静まつて帰来したが、小麦の種子は不足を来したため、事変前は江東六十四屯に移住してゐたロシア人よりロシア種の種を譲り受けて栽培せり。

その為め現在に至るまで依然赤芒種のものが多い。

農国局政府当局から配布される種子は白芒種である。

前作物

新地或ひは二荒地に於いては、小麦は開墾后前者では四、五年、后者では二年連作する。熟地に於ては谷子の跡地に栽培されるのが普通である。

開墾

新地或ひは二荒地の開墾は夏至（陽暦六月下旬）頃、洋犁を馬七、八頭で曳かして行ふ。耕起した畑は翌春まで何も作付せずそのまゝにして越冬さす。

功程は馬七、八頭、人三人で一日〇、六晌から一晌位を開墾することが出来る。

秋耕

小麦を連作する場合、其の跡地は秋耕するのが一般で、多忙にして手の廻らないものゝ或ひは役畜を飼養しない一部分がこれを行はないのみで、出来るだけ行つてゐる。秋耕しないものは翌年早春春耕するのであるが、秋耕は春耕に比して凡そ次のやうな効果を挙げられるであらう。

① 風化を助ける。

② 地中の害虫の駆除となる。

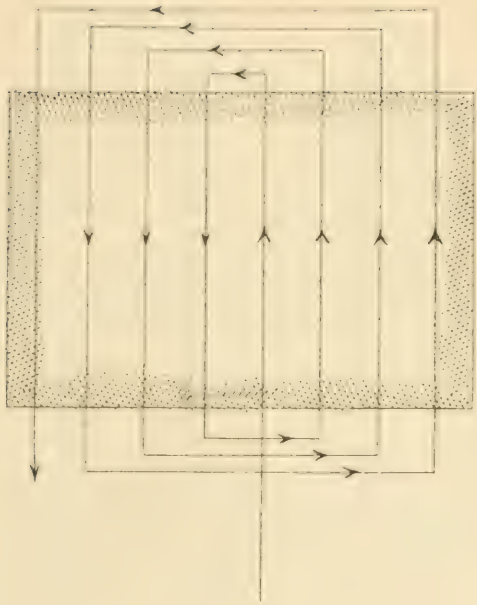
③ 翌年直ちに播種出来るので土壌中の水分の発散を防ぎ発芽を容易ならしめる。

耕鋤は洋犁を用いて行ふ。

洋犁は馬二頭に曳かし、人二人附添ひ、先づ畑の中央から鋤き始め、次第に外方に及ぼして、行く。

一日の五町を耕起することが出来る。

今洋犁の耕路を示せば次のやうである。



熟地に於いて谷子の跡地に栽培する場合には、秋耕は行はないのが普通である。

春　耕

新地または二荒地で、小麦を連作する場合、秋耕を行はないものは、早春解氷とともに春耕を行ふ。

春耕は秋耕と同じ要領で行ふ。

施　肥

新地或ひは二荒地に於ても、又熟地に於ても全然施肥は行はない。

播　種

新地或ひは二荒地の場合は播種に立先ち耕起した畑一面に耙をかけ土塊を砕き、根株を除き、土表を平坦にする。

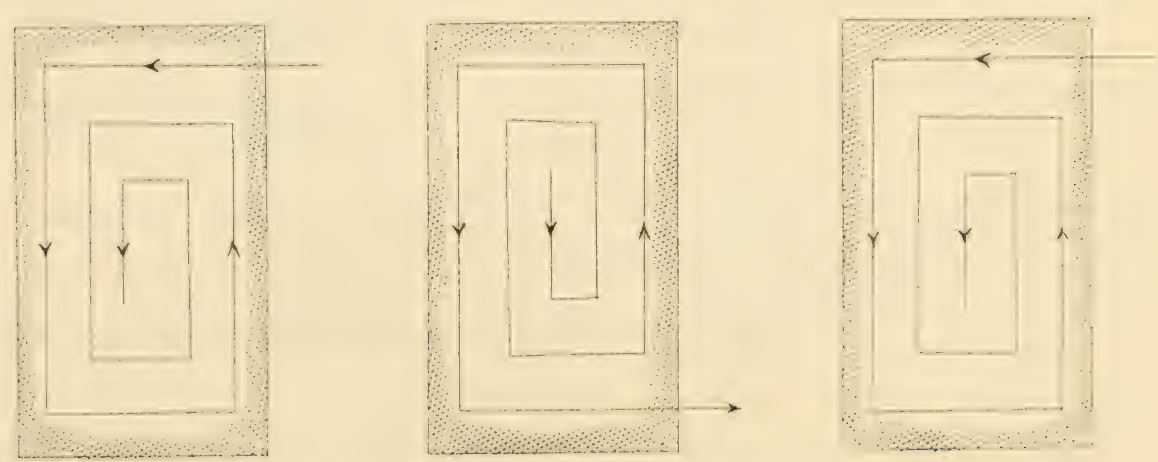
耙は馬一頭に曳かし、人一人附添ひ一日約三晌の功程である。

耙をかけ終れば直ちに播種に移る。播種に際しては畦は立てず、畑一面に種子を撒播する。大体人一人で一日三晌の播種が出来る。

播種が終れば直ちに再び耙をかけて覆土を行ふ。

耙は大体三台位重ねて用ひ、一枚の畑に前后三回に分けて耙をかける。
第一回目には外側から内側へ、
第二回目は内側から外側へ、
第三回目は第一回目の場合と全様に外側から内側へと耙をかけて行く。

第一回目　　第二回目　　第三回目



功程は各回共馬一頭、人一人で一日約0.四晌である。

耙をかけ終れば木頭磙子で鎮圧する。

功程は馬一頭、人一人で一日四晌を鎮圧することが出来る。

次に熟地の場合谷子の跡地に栽培するときは畦を立てゝ播種する。在来の犁丈（木犂）には犁碗子をつけ、土の大部分は左方に反転する如くし、先づ第一回の往に際しては前年の第二の畦を割つて其の土を前年の第一の溝に犁き落し、播き手は木犁の後に従ひ、溝に出た新土を足で踏みかためて行く。

帰路には播き手は先頭に立つて進み、往に際して足で鎮座した新土の上に播種する。木犂はこの後から前年の第一の畦を割つて進み、この土を以て覆土する。

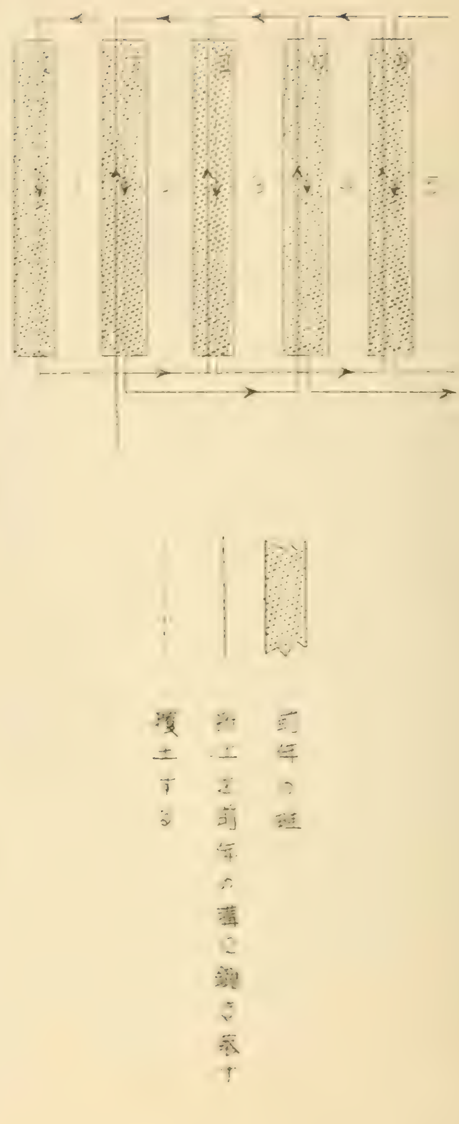
第二回目の往に際しては木犂は前年の第三の畦を割り、復に際しては前年の第二の畦の残りの土を鋤起して覆土する。

以下同様にして進んで行く。

即ち一往復によつて一條の新畦を形成することゝなる。

一日の功程は馬三頭、人二人（扶犁一人、播き手一人）で0.五晌の播種が出来る。

犂の径路を示せば次の如し。



[illegible]

功程は馬一頭、人一人で一日四畝の鎮圧が出来る。

[illegible]

管　理

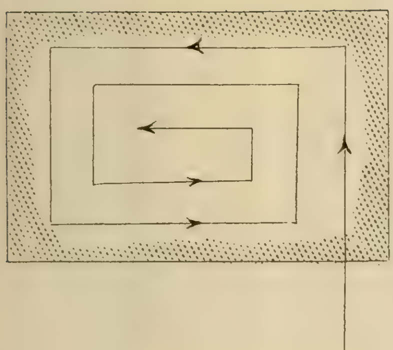
播種后中耕、除草等の管理は全然行はれない。

收　穫

收穫期は立秋頃。

刈取は洋式の收穫機で行ふか或ひは扇刀又は鎌刀で刈取る。洋式の收穫機による場合は之を馬三頭に曳かし、人二人附添ひ一日三晌の收穫が出来る。刈取は外側から始まり次第に内側へと進んで行く。

收穫機の巡路を示せば次のやうである。



鎌刀を用ふる場合は一人で四畦を刈取り、一日四人で一畝の功程である。

刈り取つた小麦は直径七、八寸の小束に縛り、一枚の畑全部を刈り終へたとき、この小束を十三束前後、穂先を上にして四方から立て掛け、約一ヶ月位圃場で充分乾燥させて、然る後脱穀場に運搬して山積みとする。

運搬には一畝分大車約三台を要すと云ふ。

脱穀

脱穀は七月中旬頃から行ひ、洋式の脱穀機或いは石頭碾子を用ひる。

洋式の脱穀機による場合には、一日（十時間作業）四〇〇－五〇〇の小麦を脱穀精製することが出来る。

馬一〇頭で回転さし、人十二人位を要す。

作付面積の少ないものは三－四戸位で共同で賃借りする。

石頭碾子による場合は、先づ脱穀場を地均し、水を打つて碾子をかけて締め、平にし、その上に小麦を直径二、三十尺位の円形に拡げ、外側のものは穂を円の内の方に向け、内側のものは穂を外に向けて穂と穂とを重複さしめて、輪形に敷き拡げ、その上に石頭碾子を動かしめて脱穀す

る。

一人は円の中央に立って引き綱をとり、馬に廻行運動をなさしめ、他のものは穂先を常に反転して脱粒を容易にする。

脱穀終れば穀実を揚枚にて空中に掬ひ上げ、穀粒と夾雑物とを風選する。

功程は馬二頭、人二人で一日一晌分を脱穀調製し得る。

II 鈴当麦

品種

鈴当麦と開墾と同時に作付されたもので、現在栽培されてゐる品種及び栽培品種の変遷等については詳かでない。

曹某（現在奇克県在住）は、民国十五年一面穗と称する品種を移入して民国十五、十六年と二年栽培したことがあった。この品種の特性等は明かでないが、収量は他のものに比し約七、八割方増收だったと云ふ。

也民はこの種子を分譲してもらふ約束のところ、民国十六年火災のため全部焼失したため、この品種はその后全然見られないやうになつたとの話である。

前作物

新地或いは二荒地の場合は小麦の連作に引き続いて新地では三年、二荒地では二年間鈴当麦を連作する。

熟地の場合には小麦の跡地に栽培されるのが普通である。

秋耕

新地或いは二荒地で小麦の連作に続いて鈴当麦を連作する場合、鈴当麦作付の第一年目即ち小麦の跡地は出来る限り秋耕を行ふ。

方法及び功程は小麦の場合と同様である。

鈴当麦を連作した場合、即ち鈴当麦の跡地に、鈴当麦を栽培する場合には、一般に秋耕は行なはない。

又熟地に於て小麦の跡作として栽培する場合も秋耕は行はない。

春耕

新地或いは二荒地の場合、秋耕を行はなかつたものは、早春解氷と共に春耕を行ふ。要領は小麦の場合と同様である。

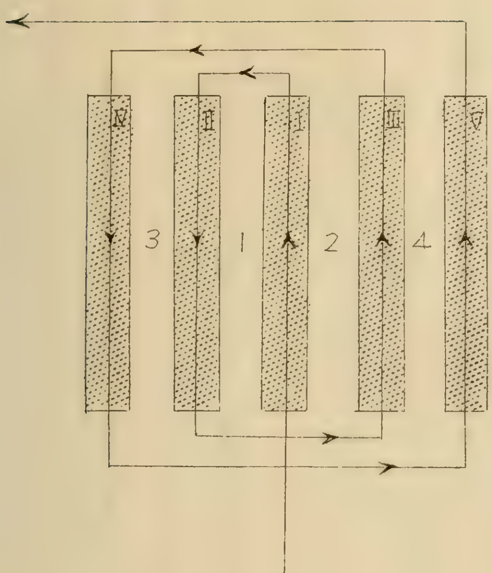
施　肥

新地或ひは二荒地に栽培する場合は勿論、熟地に栽培する場合も施肥は全然行はない。

播　種

新地或ひは二荒地に播種する場合は小麦と仝様の要領で畦を立てずに撒播する。

熟地に播種する場合は畦を立てゝ次のやつな方法で播種する。



播種には木犁を用ひ、先づ中央から始めて行く。

播き手は犁丈の先に立つて前年の畦（1）に播種して進む。犁はその後から従ひ、先づは先の畦 I を割る。

その場合 I の畦は殆んど耕起せずに進み、次いで II の畦を割り、土を左方に反転して（1）の畦に播種された種子を覆土する。

次いで播き手は（2）の畦に播種し、犁はその後から III の畦を割つて、（2）の種子を覆土する。

以下全じ要領で進んで行く。

一〇－二〇畦が済めば次に移り、又中央から始めて又一〇－二〇の畦を播種して行く。

労働は馬三頭、人二人（犁手一人、播き手一人）で一日一晌の播種が出来る。

この方法は小麦の播種に際しても、労力の不足した場合、或ひは播種を急ぐ場合等に採用することがある。

斯くして播種が済めば直ちに木頭輾子で鎮圧する。

要領は小麦の場合と全様である。

播種期は立夏から小満。

播種量は晌当一〇市斤前后（新石の三・六石前后）。

管　理

播種后中耕、除草等を行はないのは小麦と仝様である。

收　穫

小麦の收穫后、直ちに刈り始め、大体白露までには收了する。
收穫の方法及び功程は小麦と仝様である。

脱穀及調製

小麦と仝じ要領で行ふ。
洋式の脱穀機を用ふる場合は一日五、六百甬度を脱穀し得る。

III 大　豆

品　種

大豆が栽培されはじめたのは民国十四年頃以后のことで、現在まで、栽培品種には変遷は見られない。

種子は最初依蘭方面から移入されたもので、土民は大黄豆、或ひは六十天黄豆種子と呼んでゐる。

前作物

新地或ひは二荒地に栽培する場合は鈴当麦の連作に引き続いて播種する。

熟地に於いても鈴当麦の跡作として栽培されるのが普通であるが、谷子或ひは小麦の跡地に播種される場合も多い。

秋耕

新地又は二荒地で鈴当麦の跡地に栽培する場合には鈴当麦の刈取後に必ず秋耕しておく。秋耕の方法或ひは行程は小麦の場合と同様である。

熟地で鈴当麦の跡作として播種する場合は秋耕は行はないのが普通である。

施肥

新地或ひは二荒地には施肥しないが、熟地に大豆を栽培する場合には施肥する農家がある。堆肥量は大体畝当馬車一〇—一二車位で、秋脱穀後或ひは早春圃場に搬出し、大体横に一畦に約八歩の間隔をおいて小山を作って一列に並べておき、播種直前畑全面に撒布する。

播　種

大豆の播種に際しては新地或ひは二荒地に於てミ畦を立てゝ播種する。これ又播種后の管理に便利なためである。

播種の要領は熟地に小麦を栽培する場合と全く仝様である。

播種期は小満（陽暦五月廿日前后）

播種量は晌当三甬度（新石〇、〇七石余）

除　草

除草は普通二回行ひ、鋤頭を用ふる。

才一回の除草は夏至（陽暦六月二十二日前后）行ない、才二回目の除草は小暑（陽暦七月七日前后）に行ふ。

功程は

才一回除草は四人で一日〇、五晌、

才二回除草は四人で一日一晌である。

中耕

普通二回、除草に引続いて行ふ。
中耕には木犂を馬二頭に曳かし、
第一回目の中耕は第一回除草直后、
第二回目は第二回除草直后行ふ。
功程は第一回、第二回とも馬二頭、人一人で一日一晌を中耕することが出来る。

収穫

収穫期は寒露（陽暦十月七日前后）。
収穫の適期は葉が黄変し、莢は褐色を帯びた頃である。
刈取りは鎌で、一人が一畦を刈取って進む。
四人で一日一晌の功程である。
刈取ったものは圃場に拡げて数日間乾燥させた后、脱穀場に運搬する（一晌分の大豆を運搬す
るには大車の五台を要する。

脱穀調製

大豆稈を脱穀場に厚さ四、五寸、直径二、三十尺の円形に拡げ、馬二頭に曳かせた石頭輥子をかけて脱穀する。

功程は馬二頭、人二、三人で一日約一晌分の脱穀が出来る。

脱穀終れば揚掀で空中に掬ひ上げて風選する。

Ⅳ 谷子

品種

現在まで栽培品種にはさしたる変遷は無かったやうである。

現在栽培されてゐる品種名は不明で、屯民は谷子を、普通の谷子と粘谷子とに区別してゐるのみである。

前作物

普通大豆の跡地に栽培せられてゐるが、又小麦の跡地に栽培することもある。

熟地に於ても施肥はしないのが普通である。

施　肥

谷子の播種には壊耙を用ふる。

播　種

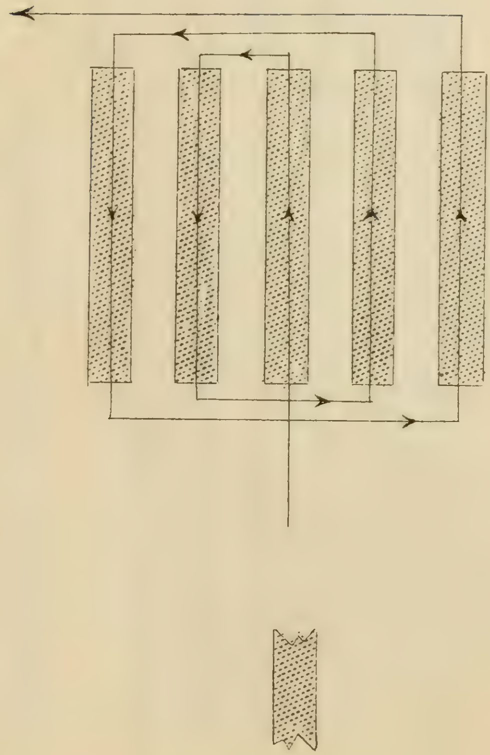
壊耙は馬二頭に曳かす。先づ耙土を中央より割つて進み、その後から播き手は出来た作條中に点播器で種子を播き、播種する。

他の一人は播き手の後に従ひ、播種した種子を足で踏んでゆく。

その後から壊耙の後方に麻縄を以て結著した拉子と称する覆土器で覆土する。

播種に当つては一〇ー一二〇畦を一単位として、先づ中央の畦から播種を始める。これが済めば[illegible]。

今壊耙の経路を示せば次のやうである。



前年の畦

功程は馬三頭、人三人で一日一、五晌位の播種が出来る。

播種期は小満（陽暦五月廿日前后）

播種量は晌当〇、五甫度（新石〇、一二石）

除　草

除草二回行ふ。

第一回は夏至、第二回は小暑頃、共に大豆の除草の終了次第行ふ。

功程は第一回、第二回とも大豆と全様で、第一回は四人一日〇、五畝、第二回は四人一日一畝を除草し得る。

中　耕

二回行ふ、

第一回除草直後第一回の中耕を、

第二回の除草直後第二回の中耕を行ふ。

本犂を馬二頭にて曳かしめて壟溝内を耕す。

功程は馬二頭、人一人で一日一畝を中耕し得る。

収　穫

収穫期は秋分（陽暦九月下旬）以後。

鎌を用ひて根本二寸位の辺かり刈取り、直径六、七寸の束とし、之を十二束位一まとめにして

四方から立てかけ、約十日間位圃場で乾燥さした上脱穀場に運搬する。
功程は四人で一日一晌地の收穫が出来る。

脱穀及調製

小麦を三頭輾子で脱穀調製する場合と同じ要領で行ふ。
功程は馬二頭、人三人で一日一晌分を脱穀し得る。

Ⅴ 其他

包米

本屯では包米は菜園に栽培され、畑地に栽培されることは極めて稀である。
栽培法は大豆に同じ。

播種期　小満
收穫期　秋分

飼料　豆二

其他は在来法と同じ。

生産額　百六十六　元　厘

純益額　二十五　三　銭

第十三節　生産力

一　作物の生産力

農民から聴取した結果を綜合するに本村に於ける各作物の最実的当収量は次の如し。

土地は上、中、下の三種、上地、中地、下地とは地味上の見目別で言ひ、、農民の慣習によるものである。

各作物穀実畝当収量

作物名	康徳二年 上地	康徳二年 中地	康徳二年 下地	豊年 上地	豊年 中地	豊年 下地	平年 上地	平年 中地	平年 下地	備考
小麦	三五	三〇	二五	六〇	五〇	四〇	三五	三〇	二五	康徳二年度は平年作
鈴当麦	四〇	三〇	二〇	六〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	旱魃のため減収
谷子	三〇	二七	二五	四五	三〇	二五	三〇	二七	二五	康徳二年度は平年作
大豆	三五	二五	二〇	四五	三五	二〇	三五	二五	二〇	仝
包米	三五	三〇	二五	五〇	四〇	三〇	三五	三〇	二五	仝
糜子	三〇	二五	二〇	四〇	三〇	二五	三〇	二五	二〇	仝
蕎麦	三〇	二五	二〇	三五	三〇	二〇	三五	三〇	二〇	旱魃のため減収

※ 単位 甫度

―註―

1 単位は甫度。

2 甫度と石との関係は次の如し。

小麦	二〇甫度は在来一石	
鈴当麦	一二 〃	〃
大豆	二〇 〃	〃
谷子	一八 〃	〃
包米	一九 〃	〃
蕎麦	一六 〃	〃

3 在来一石は新石の四・三二石である。

各作物の晌当茎稈收量ははつきりしないが、大体次のやうなものと思はれる。

小麦	四〇―五〇甫度	
鈴当麦	四〇甫度前后	
大豆	茎稈	二五－三〇甫度
	豆莢	一五甫度内外

谷子　五〇－五五甫度

※註　一甫度＝三〇斤

二　耕種法の如何による生産力の差異

秋耕して翌春播種した場合と秋耕しないで翌春播種したものでは秋耕した方収量多く、前者一〇に対して后者は八位であると云つてゐる。

小麦、鈴当麦は新地或ひは二荒地に栽培する場合は開墾に引き続いてそれぞれ連作して、播種は撒播であるが、之を畦を立てゝ栽培した場合に比較するに、前者の収量一〇に対して后者では八位の収量しかない。

又これと反対に、熟地に於いては畦を立てゝ栽培した方が収量多く、撒播のものに比し、約二割程度の増収である。即ち新開墾地では撒播による方が収量多く、地力の減少した熟地に於ては畦を立てゝ栽培した方が収量は多い。

又熟地に於て大豆を栽培する場合施肥することがあるが、施肥した方が無施肥の場合より一－二割方増収である。

三　土壌の種類による生産力の差異

本地には処々に排水不良な耕地が散在してゐるが、かゝる排水不良の土地は生産力も亦劣り、小麦の収穫は約当一石－二石程度位で、排水良好な耕地に比し約二分の一位しか取れない。

四　経営様式による地力減耗の状態

本地方の農家は荒地を開墾すると先づ小麦を四－五年連作し、之に引続いて三年間位大豆又は包米を作し、続いて大豆－谷子を栽培する。この間無施肥で栽培するため、地力は次第に減耗して行く。

地力減耗の状態を示せば次の如し。

小麦	一年目、五石程度	二年目、三－四石程度	三年目、二－三石程度	四年目、一石程度
包米、	一年目六石程度	二年目五－六石程度	三年目四－五石程度	
大豆	三石程度			
谷子	三五 〃			

然し、[illegible]して、他の肥沃な耕地を開墾するか、[illegible]

小麦――包米――大豆――谷子の輪作様式に従つて耕作するが、生産力はますます低下して行

く。

開墾后相当年目のたった畑では、小麦二五両度、鈴当麦三〇両度、大豆二五両度、谷子三〇両度位の生産力しかない。

休閑さす場合は休閑期間は大体四－五年であるが、地力は充分には回復し得ない。従って小麦、鈴当麦の連作期間も短縮され、小麦は二年、次いで鈴当麦二年、更に引続いて大豆－谷子を栽培する。

生産力と新地の場合よりずっと低下して、

小　麦	一年目四〇両度	二年目三〇両度
鈴当麦	〃　三〇〃	〃　二七〃
大　豆	二五両度	
谷　子	三〇〃	

位の生産力しかない。

第九章　労働事情

第一節　屯に於ける労働の過不足

第三表、家族労働者の自家労働の項には自家農業労働に従事するものとして、

自家農業労働

男子

成工	五六人
大半拉子	一三〃
半拉子	三
小半拉子	三〃

女子　二八〃

上の数字を成工を一、大半拉子を〇、七五、半拉子〇、五、小半拉子〇、二五と仮りに労働能力を定め、女、

婦人労働者の数を見積る。

当地は満洲族の風俗習慣が保たれ、女子は纏足しないし、よく働らくから〇、五の能力はある。

しかるときは自家労働の能力から見た合計は八三、五人の成工にあたる。

これは実際の農業労働を行ひ得る準備せられた労働者が加はり、それを年二十七人、……

七ヶ月、日工延日数一九二日であるから、此れを加算すると成工は百人以上になる。

しかるに耕作面積は三三五、一四畝で、仮りに屯内農業労働を成工百人として見積ると一人当りの耕作地は三、三五畝となり、この耕作面積は決して大きいものではなく、普通の成工一人当耕作面積が中満、北満地方では五畝乃至六畝で、むしろ六畝の場合が多いし、当地方は更に耕作が粗放であるから労働能力の方面からするとむしろ農業労働者の雇傭は必要でないばかりでなく、労働人員は自家労働を以てしても過剰であると云ひ得る。

畜力との組合せは

牛(成)	四四頭
馬(成)	百三〃
騾(成)	二〃

で合計百四十九頭になり、一頭当りの耕作地が、南満、北満にてはこれも普通五―六畝になるから此処でも役畜は充分だと云へる。

尤も耕作面積から見た労働力及び役畜の過剰は、康徳二年度は附近に北黒線の鉄道建設工事があつて、屯民の中大車を所有してゐるものは殆んどこの方面に参加したから、こうした方面に自家農業労働力も役畜も多分に吸収消化された傾向があつて、大車運搬を主とするその他雑業の被傭収入は屯全体で四、四六三・八円の巨額に達してゐる。

他面、数年来の引続く水災と事変前后からの政治的混乱は屯の農家の経済を全く破壊して、彼

[illegible]へ困らせようと行かなくなり、今年度の事実二三年度として耕作を順調に耕作出来た
ことは耕すことも三年やつて見た事情であつたから、そうした経済的な理由も、[illegible]は分つたと思はれ
る。

色々経済的に見て目下食糧生産上にあり　耕作面積も農家三年度は二三反作付してゐる所もある
し、農家一戸当三反位平均と言つていゝと思はれるから、今では労働能力の減少に依る耕作の縮小して、三
反と三反位の耕作面積は到達する事であらうし、現在の事態は将来は解消すると思はれる。

部内農家の雇傭農業労働者は年二十二人、月二三人、延日数十六千日、日一延日数一八七日で
あるから先きに述べた部内に雇傭された農業労働者よりも少し少ない。

自分の農業労働者の適不足の点は前述年度農業年は何程度分か不足しなかつたやうに[illegible]
之れは前述したやうに才一は副収入の得られる六車運搬業の方に吸収されたことゝ、第二は耕作
[illegible]を分担するかつた理由で部落民は主として[illegible]、他の地域的な[illegible]
[illegible]の為[illegible]三[illegible]でも其の他の点から見ても、本部落に於て充分之れで行くのではな
かろうか。

[illegible]であつて[illegible]の耕作が継続されて適正な農業経営を基礎とした場合でも、之等の[illegible]
農業経営の[illegible]、労働力の不足は考へられるし、一般的に見ても不足であるとは[illegible]
ない。

第二節　雇農の種類

一　年　工

此の地方並びに本屯にあつては、普通年工は一年に十ヶ月間傭主のところに働らくのが習慣であつて、一月中旬若しくは下旬に傭はれ、十一月中旬乃至下旬に帰家する、ぞこれが一ヶ月延びて一二月中旬乃至下旬に帰家するものもあるがそれは一様ではない（詳細は第六労働関係表其ノ一を参照されたい）。

本地方に半年工、、、なるものがあるが、これは南満及び熱河地方の隔日又は五日置きに雇主のところに働らくのではなく、冬期とか夏期とかに分けて、年間五ヶ月乃至六ヶ月間主家に働らくものを指す。

其の期間は

一月 → 七月

七月 → 十二月

四月 → 十月迄

等であつて、主として雇傭者の家の都合によつて雇傭期間が決定されるものを指す。

帯地年工

零細な土地を所有してゐるが、都合上耕作出来ないため、この土地を携へて年工に出る点は南満各地と同様である。

彼の労賃が年間約百二十円で、仮りに二晌を帯地してあるとすると、この地方では二十二円を差引く。この場合、除草、中耕、収穫、調整に至るまで全部雇主が世話をしてやり、その代り二の収穫は全部年工のものと成る。

この二晌二十四円と云ふ算出の基礎は、一晌当り約一ヶ月の労働力が必要とされると云ふ習慣で、年工は十ヶ月働らくのであるから二晌で彼の賃銀の十分の二が差引かれると云ふのである。若し彼の賃銀が年間百三十円であれば二十六円差引かれる。

年工の仕事から見た区分

本屯に於ても此の地方一帯に於ても、年工の仕事上からみた区分は略々北満各地と共通のものである。

打頭児
随当（跟做的）
赶車的
大師夫（本屯では厨子と云ふ）
打更的
焼管児
馬管児

しかしこの仕事別に、又能力別な名称の区分は、北満、中満地方に見られる程厳密なものでは

なく、最も専門的と思はれる趕車的さへも本屯では専門的に能力が厳密に評価される訳ではなく概して其の評価はルーズである。これが能力は整地、中耕、打示、運搬等については全部一人前に出来なければならず、犂杖一ヶ、馬三頭つけてこれを自由に扱ひ、一日中耕が一晌になればいゝと云はれてゐる。

尤も運搬は当地方では馬の扱ひ等は小さいときから習ふから誰でも出来るが、それが一般より若干うまければいゝと云ふ程度である。

年令は二十才までが普通であつて、半拉子は居ない。

打頭児は其の雇傭主の家の作男頭とでも云ふべきもので、これが能力は仕事と人間の統制力があることが必要とされることは満洲一般と同様である。

随当（跟做的）の農業的な能力は打頭児と同様のものもあるし、又半拉子位しか能力のないものも居て、この随当は年令、労務種類、能力等には何等の制限はない。

大師夫は当地では厨子と云つて、これは南支地方の呼び方であるやうである。

大師夫は本屯にはなく、一般にもあまり大師夫を傭はないやうで、臨時的な厨子を雇傭する場合が多い。

大師夫、打更的、猪倌児、馬倌児等の能力は全然無いとも云つてゐたが、あるとしても極く僅かであらう。

労働者の能力

農業労働者の能力は、普通成人で一人前の能力あるものを成工（壮工）と云ふ[illegible]が青年又は壮年であつて一人前に働らけると云ふ意味と、その仕事に対する意欲が一人前の仕事の量をなし得ると云ふ意味も含まれてゐる。

この成工に少し足りないものを大半拉子と云ふ。

それ以外に半拉子、小半拉子がある。

これを年令的に見ると、

成工	二〇代三〇代の青壮年のもの
大半拉子	一五才→二〇才　四〇才→五〇才
半拉子	一〇才→一五才　五〇才→六〇才
小半拉子	一〇才以下

この能力の呼称は雇傭される場合には傭主が決定するのであるが、一般に社会[illegible]準を示す呼称の方法でもある。

この能力呼称が例へば大半拉子であつても、大半拉子は成工を一、半拉子を〇・七五とすれば、その間にある能力であつて、明確に表した仕事の量が例へば〇、七五と決定されるものではなく、[illegible]くそこを中心に一から〇、五までの間を浮動する。

年工の雇傭契約作業及び条件

これについては集計表、第六労働関係表（其の一）を参照されたし。

雇傭契約は雇傭者も被傭者もお互ひに知り合つてゐる場合が非常に多く、親戚又は知人で面識のある場合が殆んど全部である。

斯うした條件があるから雇傭関係の成立は傭主又は労働が一方的に依頼すれば大抵成立する。そして雇主が頼んだ場合でも傭人が頼んだ場合でも條件には差異はない。

若し一面識もない村外の者が傭はれたいと希望する場合には性質がいゝか悪いか少しもわからないし、労賃が前払ひである関係上、被傭者は普通保証人を一人入れる。　しかし、証文はいらない。

契約を翌年更新するときは改めて双方が相談する。

次に住居であるが、住込も通ひも労賃に変りはない。

外屯のものであるとか独身者には傭主は房子を用意して提供し、住込みにするが、本屯に居住し妻のあるものには通ひにするのが普通である。

雇傭期間は前に述べたやうに一ヶ年十ヶ月が標準であつて、一月中旬から十一月中旬までが典型的なものであるが、正月十五、六日から十二月二十三、四日までの期間とした場合でも、この内被傭者は自家の用事乃至病気で正味を十ヶ月にするやうに休む。これは赶車的も打頭児も随当其の他も全様で、半拉子も全じである。

この期間中の休日帰家であるが、外屯のものには播種前と播種后、収穫前と収穫后に一回につき三日乃至五日間の休日帰家が許され、且つ調整前に七、八日位帰家が許されるから、全体では

十七、八日からそれ以上の休日が出来ることになる。

半拉子も仝様である。

仕事は結局傭主の命令で何でもやることになるのであるが、農業外の家事労働は実地に際して、手があきすぎる場合もあるし、又きめない場合もあるが、概して打頭児、随当はひまなときは別として家事労働には従事しないが、半拉子は従事するのが普通である。

打頭児、随当はひまなときでも傭主に対して面白くない感情をいだいてゐる場合には家事にはく従事しない。

しかし鍘草（秣きざみ）、大車による運搬、打坑、打墻等には従事し、本屯では賦役にも出る。外屯では賦役には一般に出ない。

労働時間

年工の労働時間については当地方では一率的に一定不変なものではなくて、家によって多少異なるやうである。

一般に労働者を雇傭する農家も時計を持たない農家が多いので時間も正確ではない。

しかし労働時間が極端に長いことゝ仕事の苛酷なことは、報告者が最初労働時間を聞いたときも容易に信ずることが出来ない程のものであった。

春季　午前四時→午後七時

夏季　〃三時→〃八時

秋季　午前二時→午后六時
冬季　〃三時→〃四時（遅くとも午前三時）

これは普通の場合であつて、調整とか穀物販売のために大車で町へ行くときなどは冬季にあつてさへ午前一時から働らき初めることは決して稀ではない。

更に一例を示せば

春季　午前六時→午后六時
夏季　〃四時半→〃七時半
秋季　〃五時→〃七時
冬季　〃三時→〃四時

この労働時間については月工は年工と略々同様である。

一日の労働時間中の休みは、午前十時に一回、二十分の休憩時間があり、昼食に一時間、午后三時に二十分の休息を与へられるのが普通である。

尤も夏期は当地方と云へども相当暑熱が厳しいし、且つ高緯度にある関係からして一日の昼の時間が非常に長く、夜の時間が短かい。そのために日中は暑熱を凌ぐために休息し、午前と午后を非常に長くして加減する場合がある。

例へば第二回の中耕除草の際は、午前九時から午后四時まで七時間を休息し、其の間に馬に食を与へたり昼寝をしたりして休み、朝は午前二時から、夜は午后十時まで働らくのである。其故

に夜の睡眠時間さへも不足する。

給食は全般を通じて三食が原則ではあるが、夏期の昼間が非常に長い際には午后七―一回、三時若しくは四時に饅頭を出すと云ふから事実上四回となる。

年工、日工、労賃一覧表

		現銀	現物	給食	労賃以外の給与
年工	打頭的	年 三〇〇.〇〇円	ナシ	給食	烏拉靴一足（普通）
	趕車的	ナシ			
	跟班的	年 一二〇.〇〇円	ナシ	給食	ナシ
	大師夫	厚子といふ 一日三円	ナシ	〃	
	打更的	―			
	猪倌兒	年 六〇.〇〇円	ナシ	給食	
	馬倌兒	年（二人） 二〇〇.〇〇円	ナシ	給食	
	菜管	―	―		
日工		農閑期 月 七―八円 農繁期 月 十五円			

備考

一、毛内に専門的の趕車的なし。打更的なし。菜管なし。

二、猪倌兒は共同で傭ひ、四〇―五〇頭管理させる。

三、馬倌児、共同で傭ひ二人で二百頭を管理させる。

四、烏拉靴は打頭的は普通一足で契約によって異なる。

跟做的には普通やらぬ。

労賃が満洲一般に比して非常に高いことは既に述べた。

伙食地

蔬菜園を三畝、四畝位無料で年工に貸与してゐるものはあるが、これは当地方の習慣であって家族が多いとか云ふ理由で傭主に特別に願った場合であって、土地の多い当地方では格別な恩恵にも当らぬやうである。

二　月工、日工

月工は月単位で契約され、長期のものは年工とさして変りはない位の労賃を得るが、結局それは月単位で二－三ヶ月毎に更新された形となる。

日工は主として除草及び収穫、調整に雇傭されるのであって、本屯では先に労働力の需給関係で述べたやうに可成り自家労働力が多い結果、日工の需要は比較的少ないやうである。

両者とも概して農繁期に雇傭される傾向が濃厚に見える。

雇傭契約は年工に比し、月工は比較的簡単にはなるが、大体に於て年工に準ずるものである。

労賃の支払ひ形態も略ゝ年工同様に前払ひに半額、若しくはそれ以下を与へ、期間終了后に残額

を与へるものが多い。

労賃は農繁期が多い関係からして期間は短かくても比較的高価である。

日工の雇傭契約は一層簡単で、、外地の労働者が働らき度しときは本地へ来て相談する。それが毎年の習慣が一つの強い力と在つて作用して来るから、単なる前もつての労働者の申込みによつて決められることが多い。

日工の労賃の支払ひは契約が十日間ならば期間終了后である。繁忙時には一日毎の契約もあるが、仮りに契約を二十日十円と定めると其の期間内に労働者が一日休めば一日三十銭の割合よるから、それだけ差引かれて、九円三十銭が最后に支払はれる。この差引きは年工と月工も適用を受ける。

月二の労働期間は年二のものが其のまゝ適用される、

日工は概して農繁期であるから労働時間は長く、労働力苛酷である。

[illegible]	午前五時 → 午后七時半	
中耕（第一回）	〃四時 → 〃 六時	
〃（第二回）	朝早く、夜おそくまで。昼間は暑熱のために休む。	
収穫	午前三時半 → 午后七時半	
打穀	〃三時 → 〃 四時半	

月工・日工は農繁期の最多忙時であるからして農業外の労働は先づ無い。

日工の労賃

播種	五〇銭→八〇銭
除草（第一回）	八〇銭→一円
〃（第二回、第三回）	一円
収穫	一円
収穫運搬	六〇銭
草刈	一円

等で、農閑期は次第に労賃は低下する。

本屯では屯内の日工は毎年数人にすぎないが、一番多忙な除草時には四隣部落その他から日工が流入する。

第三節　特殊なる雇傭関係

一　少年、婦人の労働

当地方は満洲旗人の子孫が多く、又漢人であつても漢軍八旗に属して旗人になり、習俗も満洲旗人に見習ひ、彼等と同化することにつとめ、姓名さへも満洲旗人の名前を別にもつてゐるもの

すらある。

そうした事情のために漢人は彼等自身の習俗を捨てたために婦人の纏足の習慣も当地方にはなく、概して婦人は他地方に比してよく働らく。

それ故に、貧困な農家の婦人は他地方の婦人に比して農業にも従事する場合が多い。除草、間引き、菜園の耕作等彼女等の手を煩はす場合が相当に多い。しかし婦人の被傭者は本屯では居ない。

家事も彼女等の手によつて殆んど為され、大師夫なるものは本屯では一人も居ないし、この地方では一般に炊事夫は雇傭しない。たゞ特別に忙がしい場合臨時に傭ひ入れるので、それは飯人と呼ばれてゐる。

少年労働は一般的に見て他地方と異るところがない。

二 雇牛具

本屯内では雇牛具は三戸で行はれた。二戸は全然当時有向が親戚又は同族関係にあるものは金をとらなかつたが、一戸は人一人、馬三頭、犁杖一で一日三円の割で金を払つてゐる。搭具、又は換工がよく行はれてゐる結果、大した意味を持つてゐない。

三 搭具

搭具戸数八戸で、この場合の役畜農具の組合せは満洲一般のものと殆んど差異はないが、役畜が組合せにはいる場合にはやゝ趣きを異にする。

自己

人一人

馬二頭

相手方

人一人

馬二頭

洋犁一

これが標準型となりて、馬が更に一頭増して全体で三頭になる場合もある。

これが普通の木犁の場合には

自己

人一人

馬一頭

相手方

人一人

馬一頭

木犁一

が標準となる。馬二頭が普通で、中耕培土は概ねこの手をとる。

自己と相手方の日数の不一致、犁杖を所有する方が損となる訳であるが、此所では此の関係は全部親族関係から行はれて居たために差引零と清算されてゐた。

四　換　工

換工は純粋な換工は少なく、それは馬一頭一日は人一人一日に相当するものとして勘定されて居るが、多くは挿具を伴ふ。挿具の差引き関係を換工によつて補ぎなふやうな型式をとつてゐる。挿具兼換工とでも云ふべき形態である。

この所謂換工は十九戸であつた。

この差引計算の場合は大車、犁丈その他農具は普通計算外におかれる。しかし例外として計算に入れるものもある。

（二）例）

自己　整地播種　人一人　一日
　　　　　　　　馬二頭
　　　　　　　　犁杖一

相手方　除草　人一人　二日、収穫　人一人　一日

（二例）

自己

整地播種　馬一頭、一人　五日

犁杖一

相手方

整地播種　馬二頭、人一人　五日

犁杖一ヶを馬一頭と相殺すると見做す。

五　抱工

抱工も行はれる。これは矢張り農繁期の最も多忙な際に比較的余剰労力を持つた家に依頼するのである。

除草　一晌につき一回の除草二円

收獲　一晌につき四円で運搬は含まない。

第四節　雇農の身分地位

雇農の身分的隷属と云ふことは既に全く無い。しかし過去の封建的な身分関係からする隷属、すへてが近代化されないために、日々の苛酷な労働、長い労働時間、農業外の家事労働まで、又或は[illegible]度しなければならないと云ふやうなところに強く残存してゐる。

且つ雇農の村に於ける地位は最下位であつて、村長には勿論なれる資格はないし、議員の集会への発言权さへも認められてゐない。

雇農は地主又は富有な農家と結婚することが出来ないし、すべての点に於て馬鹿にされ、人間的な待遇は受けてゐない。

借金のために余儀なく労働を以て返済するやうな場合にあつては、年工で普通支払ふのであるがこの場合一度に借金を賃銀の中から差引けば生計が立たないから先づその一部を返済に当て、残りをかゝつて返済する方法をとらす。

この場合金額が相当多くて利子がつけば永久に返済不能の場合も出来て来るのであるが、普通の地方では完全に返済するときは雇はれたその期間だけ利子を附さない習慣があつて、先づ元金返済を為し、其の後利子の返済を為す。

第五節　移動定着の状況

殆んど毎年傭主を変へる。それは両方から、傭主、傭人から働らきかけるのであるが、労働の苛酷と傭主が親切であるか否かにかゝるのであるが、転々とするものが非常に多い。

屯内で雇傭する年工十七人の中、継続年数四年のもの一人、三年のもの一人で、あと十五人は今年初めて雇傭されたもののみである。

屯外に被傭される年工三人の中二人は本年の雇主は初めてゞ、あと一人が二年継続して傭はれたものである。

一般的に見て労働者は転々と傭主を変へると云ふことが出来ると思ふ。

第十章　小作関係

第一節　屯の小作関係概観

当地方は未だ未耕の荒野が多数に存在し、地主は一晌当り三－四円程度でこれ等荒野の払下げは自由に出来、小作料を納めてまで耕作する必要はなく、これに加へて民国末年から建国当初に於ける水害、兵匪等による被害、或ひは匪区との交易禁止等による農村の疲弊で農耕資金の欠乏となり耕作面積は著しく減少し、従って小作も亦あまり行はれないやうな状態である。

康徳二年度行はれた小作関係は次の七件のみである。

地主	小作人	小作面積	小作型態	小作料	継続年限	備考
汪某（慶華城在住）	王勝禄	一、五晌	金納定租	五、〇〇円	一年	
仝	王代禄	一、五〃	仝	五、〇〇	〃	
曹小魁（奇克県在住）	孫玉書	三、〇〃	穀納定租	谷子九甫度	二年	谷子九甫度 ‖在来斗五斗 ‖新斗二石一斗六升
林万瑞	呉文海	二、〇〃		不要	一年	小作料を払はない代りに租税を負担する
鄭永海	曹勝明	一、六〃		不要	〃	仝
在地	郭義茂	菜園〇、二〃	金納定租	一、〇〇	〃	
仝	袁錫蕃	〇、三〃	仝	一、〇〇	〃	

王務榮、王代榮の両名は康徳元年四月所有者へ無断で荒蕪地を開墾耕作したが、之れが遼陽城所在の汪某の所有地であることが判明し、止むを得ず元年には小作契約を結び、康徳二年度から三晌につき十円を納入することにしたものである。

孫玉書の場合は元本屯に在住し大同元年寺克県に移住した書小魁の廃耕地を無断で耕作してゐたものであるが、元年秋之れを発見されたため小作契約を結び、小作料として晌当穀物三斗度を納入することゝし、元年度分として谷子九斗度を納入した。二年度分は未納である。

呉文海及び曽勝明はそれぐ康徳二年、親戚から廃耕地を無償で借り入れ、小作料の変りとして租税を小作人側で負担することにした。

郭義亮及び袁満蒼は廟の所有地たる菜園を康徳二年度からそれぐ小作したものである。

以上の如く本屯に於ける小作関係は一般より一寸毛色の変ったものばかりである。

第二節　小作契約の手続方法

本屯に於ける小作契約は全部口頭契約で租契も立てず又保証人も立てない。

当地方に於てはこの口頭契約が普通で、租契は全然作らないが、所によっては保証人を立てることもある。

保証人を立てる場合は一人が普通で小作人側から立て、財産の相当ある人で地主の方でその人の

信用程度をよく知つてゐる人に限られてゐる。

保証人は第三者として契約が公正なることを立証するに止まらず、当事者が義務を果さない場合当事者に変つて責任を負はねばならない。然し実際に於てはかゝる例は少い。

契約時期は播種の準備の都合上なるべく年内に契約する。即ち秋収穫后から十二月末にかけて契約するものが多い。新地或ひは二荒地を借りる場合は開墾の関係上おそくとも夏至以前に契約する。

この場合契約した年は小作料は納入しなくてもいゝのでその次の年から小作料を納入する。

契約期限は普通一年で、更に引続いて小作する場合は秋収穫后小作料を納入する際申出ることゝなつてゐる。

数年或は永年に亘る小作はない。

所によつては新地の契約では期限を三年とすることもあると云ふことである。この場合第一年目の小作料は納入しなくてもよいことになつてゐる。之は初年度は耕起のみで作付するとすれば迷子しか作付出来ないためである。

契約期間中は一度播種した以上は地主は如何なる理由があつても小作地を取上げることは出来ない。小作人の方では何等かの理由によつて耕作を中止した場合でも所定の小作料は払はねばならないことになつてゐる。

契約期間を更に延長したい場合は秋収穫后直ちに地主側に申出る。延長の時は其の場合に依つては前の諸条件を一部変更する場合もある。

小作契約の終了は小作人から地主に申出ることになってゐる。契約解除に際し、土地の改良、荒廃或ひは開墾に対しては全然報告は行はれてをらない。

第三節　小作條件

小作地の面積は実際面積と呼称面積は一致し、地味が悪いからと云って、例へば実際耕面積十晌のものを五晌として取扱ったり、或ひは地味が肥沃なため十晌のものを十五晌として取扱ったりするやうなことは全然なく、その土地の生産力によって小作料の方を加減して行く。

本屯では新地或ひは荒地を開墾した場合は、小麦、鈴当麦は畦を立てずに撒播してそれぐ三ー四年間連作し、大豆、谷子は畦を立て、又熟地に於ては小麦、鈴当麦も全部畦を立てゝ栽培するのが普通であるが、この問題については全部小作人の自由にまかしてゐる。畦巾は大体一定してをり、殊更畦巾を変更して栽培するものもゐない。

小作地の管理方法に関しては小作契約の頭初充分管理をするやうに云っておくに止め、その方法に関しては何者両者間には協定はない。

小作地には菜園、房子、役畜、農具、種子、肥料等は全部附加されてゐない。

第四節　小作料

一　小作料

康徳二年度本屯に於て行はれた小作料は次の如くである。

小作人	小作面積	小作料	晌当小作料	備考
王勝祿	一、五晌	円 五〇〇	円 三、三三	小作地の地味は中地
王代祿	一、五〃	五〇〇	三、三三	仝
孫玉書	三〇〃	谷子九甫度	谷子三甫度	仝（谷子九甫度＝在来斗五斗＝新石二一、六斗である　谷子三甫度＝在来斗一、二斗＝新石七、二斗）
郭義堯	菜園〇、二〃	一、〇〇		
袁滿蒼	〃〇、三〃	一、〇〇		

当地方一円で行はれてゐる小作料は大体次のやうなもので、小作料は穀納が原則となつてゐるが小作者の都合如何に依つては穀物に相当する金で納入する場合もある。

王勝祿・王代祿は本年度は金で納入したが来年は小麦で六斗（晌当二斗）納入する予定である

と云つてゐる。

小作料

区分	種別	数量
上地	細粮	在来斗 二、五斗 = 新石 一、一七石
	粗粮	〃 三、〇〃 = 〃 一、三〇〃
中地	細粮	〃 二、〇〃 = 〃 〇、八六〃
	粗粮	〃 二、五〃 = 〃 一、一七〃
下地	細粮	〃 一、五〃 = 〃 〇、六五〃
	粗粮	〃 二、〇〃 = 〃 〇、八六〃

今参考のため当地方の地価及び生産力並びに畝価を示せば次の如くである。

地価及生産力（晌当）

	地価	生産力				備考
		小麦	鈴当麦	大豆	谷子	
上地	五－六円	一、八石	四、二石	一、八石	一、七〃	生産力は平均作を示す
中地	三－四〃	一、五〃	三、三〃	一、三〃	一、五〃	単位は在来石
下地	二－三〃	一、二〃	二、五〃	一、〇〃	一、三〃	在来一石＝新石四、三三

穀価

小麦	一九、四三円
鈴当麦	一四、一二
大豆	一四、三〇
谷子	八、七一

註　穀価は在来一石の価格を示し、小麦、鈴当麦は八月乃至十二月、大豆、谷子は[illegible]
二月の税捐局発表に係る公定価格の平均値である。

二　小作料の決定

小作料は主としてその土地の生産力によつて決定されるものであつて地価或ひは穀価の騰落には余り関係しない。

又小作人の多少も小作料の決定に関係するもので、小作人が多くある場合は小作料は多少騰貴するものである。

圃場の位地も少しは影響し、近距離にあるものゝ方から小作料は高くなる。

しかし小作料は殆んど土地の生産力によつて決定されるものと考へて差支へない。

三　小作料の決定方法

先づ地主側の方から、希望する小作料を小作人側に提示し、地主と小作人の合議の上、決定する。

四　小作料の納入

小作料は秋收穫后直ちに納入するのを原則とする。

小作料は普通小作人が地主宅まで持参し、穀納の場合は地主宅に持参した上地主の計器を用ひて計量する。この際運搬費を要したときは此の費用は全部小作人の負担となる。

又穀物の品質が非常に悪い場合には幾分量を増して納入するやうなこともあると云ふ。

本屯に於ける納入状況を見るに、三勝稼、王代稼の場合は收穫の済んだ頃を見はからつて地主の方から徴集に来てゐる。

孫王書の地主とは会見して居ない関係上地主家からは地主に依頼を受けた者が地主に代つてなとき随時納入することになつてゐる。

村長又は副村長等は区域の管理者である屯長宅まで持参することになつてゐる。

小作料受領に対しては地主は覚え書き程度に記帳しておくのみで、別に受領書などは交付しない。

五　小作料の滞納

本屯に於ける小作料納入状況は次の如くである。

王勝禄	納入済
二代様	〃
孫王書	未納
郭翼亭	〃
袁満蒼	〃

孫王書は地主が未だ来屯しないので二年度分は納入してゐないが、何時でも納入する準備は出来てゐると云つてゐる。

小作料の滞納に対しては強制的に取立てを行ふなどのことは無く、来秋の収穫期まで猶予するなど小作人に対して極めて情義的な関係にある。

小作料附加物並に小作人の義務

小作料には附加物はなく、小作人は所定の小作料だけを納入すればよい。茎桿類は全部小作人の所得となる。

本地方は燃料として木材ノ入手が容易であるから燃料として茎桿類は左程重要性を持たず地主側も茎桿類の帰属に就いては大した関心は拂つてゐない様である。

次に小作人の義務であるが、何等特別に義務と称すべきものは全然なく、手伝ひに行くことべあつても、これは小作人としての義務からではなく、屯民としての道義上のものである。

第五節　租税の分擔

田賦、畝捐その他土地を規準として課税される租税は全部地主が負担する。

本屯では屯費は土地に規準をおかず、大車或ひは役畜等の所有数によつて農家を幾つかの等級に分けて徴收してゐるので小作関係の租税分擔問題には全然関係しない。

吳文海、曽勝明は小作料を納入しない代り租税を負担することになつてゐる。

第六節　特殊なる小作関係

本邑には出典小作、共同小作或ひは又小作等は行はれて居ないが本邑の小作を他の一般のものに比較して見るときは前述の如く宅地を無断で耕作しその土地の所有者が現はれたため止むを得ず小作契約を結んだもの、廟の所有地たる菜園の小作或ひは製塩営業に要する人夫が無償で土地を借入れ小作料を收入する代償として[illegible]を負担する等、可成り色々変つたものと云ふことが出来る。

第七節　地主と小作人との関係並に身分地位

地主、小作人間に於ける貸借関係は普通一般のものと何等異つたものは無く、[illegible]小作料は変化を来し、或ひは貸借関係のため小作人が小作の継続を余儀なく[illegible]殆ど無い。

地主と小作人が親戚である場合には[illegible]で、普通一般には小作関係には親戚関係は関係し居ないと云つてある。

或は地主と小作人との社会的地位の身分であるが、小作人である[illegible]つくことも出来る。

しかし実際上多くの場合人望はその所有財産と比例するものであるから、小作人で甲長、自衛団長等の公職につくやうな例は極めて稀であると云ってよい。

第八節　史的変遷

民国六年（一九一七年）ロシア大革命を契期とする民国十二年から十五年にかけての産業全盛期には本地の全耕作面積は約一千晌に達し、新地は続々と開墾され、開墾后連作の結果若干地力減耗すれば之を休閑さし、或ひは開墾能力のない者に之を貸与し自らは他の肥沃なる新地の開墾に移って行った。

当時は小作人も相当の数に上った。

又一方官地の無断耕作も旺んに行はれてゐたらしい。

大体次のやうな小作料で小作が行はれてゐた。

細粮（大豆、谷子、小麦）　晌当　在来斗三斗（新石一二斗）
粗粮（鈴当麦、蕎麦）　〃　〃　弐斗（新石二、六斗）

然るに民国末年から建国当初にかけての水害、匪害、或ひは対岸との交易禁止は農民を全く打ち挫き、農耕資金欠乏のため農民の耕作力は著しく低下され、耕作面積は急激に減少し多くの廃荒地を生じた。

大安附近には未耕の荒野が多数に存在し、地価も三－四円程度で之を[illegible]自由に出来るから、小作料を納めてまで耕作する必要はなく、前述の耕作能力の[illegible]大きく減少して行つて居る。

現在の小作料は民国十二－十五年頃に比較して約半分位に下つてゐるが之れでも小作する人は余りない状態である。

現在の小作料は大体次の如きものである。

熟地（一晌大豆約一石）	生産高の割当	三五
荒地（開墾後、数年間）	〃	二五

小作形態は今も昔も変化なく、殆ど定租で当事者の都合によつて現金納でもよい。

小作料は収穫後納入する。

第十一章　副　業

第一節　現存する主なる副業

本屯農家の副業として大車輸送、柈子、樹枝葉の伐採、販売、野草の採集販売及び出稼等で、此等の副業は農産物の売却量少なき本屯農家に於ては現銀収入上重要なる要素をなしてゐる。

一　沿　革

此等副業の発達過程を見るに、

馬車輸送は以前より需要に応じて行つてゐたのであるが、特に盛んになつたのは建国前后以来此所数年で、殊に建国后黒河、瑷琿両都市の膨大、金廠の繁栄、新設、道路、鉄道の布設と関連して一般運輸業界の隆盛と共に本屯の運輸業も発達したのであるが、殊に大同元年凶作に遭偶した本屯農民は活路を運輸業に見出し、大車所有者は挙つて馬車運搬にたづさはり、其の后引き続き盛んになつたのである。現在に於ては次の燃料販売と共に農閑期の重要なる副業となつてゐる。

次いで柈子、樹枝葉等燃料の販売は附近一帯の小興安嶺に連なる山々の国有林は開拓当時より自由に伐採出来、加ふるに半日行程の瑷琿城を控へ、需要富豊なる関係上、民国初年から発達し、瑷琿城人口の増加と共に増々盛んとなり、農閑期の重要なる現銀収入の道となるに至つた。野草

さ木も内各所の荒野に密生し、採集自在であるが、搬出に不便で世路遠いため専ら自家燃料に使用されるも時偶之を販売することもある。

最近に於ける出稼ぎの沿革を見るに、民国十年前后瑷琿城、黒河市の商工業の発達、金廠の設立と共に出稼ぎに出て、店員、兵隊、金廠の採金夫、苦力等になるもの増加したが、其の后同都市の商工業の不振、金廠の廃退等の関係で出稼者が絶えたが、建国以来都市に於ける商工業の再興及び県内各所の金廠が復活又新設されるに及び労働者の需要増大は必然的に労働者の不足及び賃銀の上騰を来し、ために土地なき農業労働者は労賃高き金廠へと走るもの増加したり。今もってても金廠に出稼ぎに出るもの相当にあつたが現在では其の数少ない。

二、発達に適したりと認めらるゝ諸條件

1 大車運搬

一、畜類馬力豊富で大車を所有する者多きこと。

二、需要の大なること、即ち土木事業材料の運搬を第一として、金廠及び都市への二種に需要される。

三、賃金高きこと。一日二円乃至三円位支給される。

2 燃料の伐採販売

一、附近に林山が豊富にあること。

二、半日行程の瑷琿城は需要豊富で販路に困らざること。

三、冬季の農閑期を利用すること。

四、運搬能力大なること。

三　農家経済に及ぼす影響

1　大車運搬

主として戸主又は能力ある自家の男子がこれに当るのであるが労力、畜力、大車等の豊富な、農家は農閑期に限らず一年を通じて需要ある毎に之に応じてゐるが、余剰能力なき農家は一般に農閑期に大車運搬をしてゐる。

一年を通じ、時に応じて大車運搬に当るものには農繁期の農業労働は全然雇傭者又は他の自家労力に委ねてゐる農家もある。

従業期間は普通十日乃至一ヶ月位を一期間として二頭曳き大車一台をこれに当てゝゐるが、中には二台運搬業に当てることもあり、一年間のこれが従業延日数が百日を越す農家も数戸ある。

これが賃銀を見るに大体大車一台につき一日二円乃至三円である。これから宿泊料、食費、馬糧費等を差引いても一円—二円の純収益があり、若し自家より毎日従業に通ふときは賃銀が純収益になり、一ヶ年に三〇〇円位の収益をあげてゐる農家もある。

2　燃料の伐採販売

柈子、樹枝葉の伐採販売は冬季に行ふのであるが、年工を雇傭する農家はこれに当らしむ、

其の農家は労力ある者が薪の伐採に従事してゐる。

其子は一間許十三円乃至六円位で販売し、官有林伐採料として森林署へ一間に一円五十銭、

・き六十一戔を支払ふ。

柴及藁は百束を二円位で販売してゐる。

これ等は販売する外自家燃料として多量に伐採してゐるのであるが、伐採能力なき農家は冬季の燃料として之等を購入してゐる次才である。又これが収入を見るに三〇円位から、多いのに有ると三〇〇円以上に上つてゐるものもある。

藁等は[illegible]堆肥と共に[illegible]自家燃料[illegible]、[illegible]これを販売することもあり、百束一円乃至二円である。

3　出　稼

農家六十五戸中に九人の出稼ぎ人が居り、金庫に三人、商店に二人、年工に出稼ぎに出たものが二人、及び兵隊、教師が各々一人であり、これ等九人の仕送金は康徳二年度に於ては4円[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

次にこれを一戸当りに平均して見ると、

農家一戸当りには総収入が二二一円五五銭で、副業収入が七三円四五銭になっている。

更にこれを副業別の一戸当平均を取って見ると次の如し。

副業種目	一戸当平均現金収入	副業総収入に対する割合	現金総収入に対する割合
人車運搬	三四、八九円	五〇、二%	一六、七%
木材販売	一八、八六	二五、六	八、四
樹枝葉販売	一、四六	二、〇	〇、七
野草販売	、三三	〇、五	〇、一
出稼送金	一五、九一	二一、七	七、一
合計	七三、四五	一〇〇、〇	三三、一

第二節　経営状態並都市との関係

一　大車運搬

これが従事関係を見るに、鉄道布設工事の材料運搬、道路工事の土砂の運搬、[illegible]
運搬等の土木事業関係のものが多く、この外金廠への食料、貨物の運搬、主として雑貨[illegible]
運搬等に従事する。しかして土木事業に雇傭されるときは十日―三十日この契約[illegible]
てゐるが他は二、三日位づつ雇はれること多し。

二　木材、薪炭業の伐採販売

1　[illegible]関係

伐採地は約二十五粁離れた「チーリンガン山」、二十粁の巨商にある大坂南山、石塊山等で
此等の山々には白樺、黒樺、楡木、[illegible]樹等の官有森林があり、之が伐採には普通二、三[illegible]
[illegible]出発して森林に行き、樹木を鋸を以て切り倒し、長さ二尺位[illegible]
んで帰つて来るのである。

普通之等の樹木は直径一尺以内のものが多い。

2　[illegible]の状態

[illegible]

薪はこれを適当の長さに切り[illegible]

二間位の長さに切り取って来た主幹は更にこれを二尺位に鋸を以て切り、この丸太棒を斧を以て適当の太さに割るのである。かくして出来た木柈（薪）はこれを綺麗に堆積するが、これを堆積するには一定の量があり、長さ六尺六寸、高さ三尺六寸、巾二尺とし、これを一個柈子と称して木柈の単位としてゐる。（これは丁度二頭曳き大車の積載量である。）之を宅地の隅に積み随時販売す。

森林事務所よりは時々農家を見廻りに来て一個柈子毎に六十一銭を徴収するが見廻り不充分のため木代金を払はざることも多し。

一個柈子の価格は柞木六円二十銭、白樺五円八十銭、黒樺五円四十銭位を相場とすると農民の販売価格は区々である。

樹枝葉は直径一寸位のものから小枝に至るまであるが、長さ六尺位に切り、太さ一尺位のものを束にして堆積し販売す。

これは百束を普通二円にて販売し、森林事务所に百束につき二銭を納入す。大車には三〇束を積むことが出来る。

3　販　路

愛琿城の民家に直接販売する外、燃料を取引きする雑貨店に契約して売却する。冬季に於ては販路に困ることは全然なし。

以上の副業は農家正業上に重大なる影響を与へ、本也農家の経済的見地に副業として[illegible]

[illegible]である。しかして前述の副業以外で殆んど見るべきものもなし。

炭薪採取

愛媛県の主要なる産物の一つは有名であるが本也で[illegible]は之が採取に当ることは稀で、本也農家は労多くして收入が少ないからやらないと云ってゐる。康徳二年に採取に行った一、二の農家の例について見るに、

前季又は秋季に本也から約百二十粁離れた山地で往復六日を要し、約三〇〇斤を採集する[illegible]十日位を要したと。

これを冨錦街の食料品店に売却するが三〇斤の価格二十円乃至三十円である。

籠の製造

本也に於ては荒地に多く生えてゐる旱柳を伐採して之にて籠を作ってゐるが、之は全部自家で使用するもので販売してゐるものは全然なし。

しかし海也の[illegible]子也、宋家也、楊樹也等に於ては籠製造に好適する水柳條が荒地に繁生し、

これを伐採して種々の籠を造り冨錦又附近の農家に売却したり或いは[illegible]籠屋に売却して[illegible]

売却してゐる農家がある。

第十二章　交通関係

第一節　主要出廻地及政治的中心地への距離、交通の難易

本県の穀物出廻地は県城の黒河市と旧県城の璦琿城の二ヶ所である。県外の政治的中心地へ出廻るもの全然なし。

松樹溝屯と黒河及び璦琿との距離は左の如し。

本屯――黒河　五〇粁

本屯――璦琿　一二粁

本屯、黒河間の道路は殆んど人工を加へてゐない自然道で、途中数ヶ所にゆるやかな丘を越える外一般に平坦な道であるが降雨に逢へば泥土の如き道と化す。

十月中旬頃から三月末までは地表氷結し、歩行最も容易である。

又黒河――璦琿――松樹溝　と于廻路もある。この道に於ては道巾広く、トラックの通行も容易である。此のコースによると本屯――黒河間は約六十粁である。しかしこの道も解氷期、雨期等は前例にもれず。

又愛琿、黒河間は毎日一往復の乗合自動車の便がある。

更に又（新暦）康徳二年十一月一日よりは北黒線全通し、本屯を貫通して鉄道布設され、本屯よ
り約八粁北方に黄金子站があり鉄道によると黒河との往復も可能になった。此の外鉄道と並行して幅
員八米乃至十米であり、黒河まで通ずる予定である。

本屯と愛琿間の道路は木疏野を走る自然道で、平坦にして愛琿に向って僅かに下り勾配をなしてゐる。

此の道も雨期はぬかるみひどし。

本屯より黒河市、愛琿城への所要時間

本屯——黒河市

	乾燥結氷期	雨期及解氷期
乗馬	五—八時間	七—九時間
人車	七 〃	十一 〃
大輪車	六—七 〃	——
徒歩	九 〃	十 〃
橇	五—八 〃 （積雪時）	

本屯・・・瑷琿城間

	乾燥結氷期	雨期解氷期
乗馬	一時間半	二－二、五時間
人車	二時間	三〃
大輪車	一時間半	——
徒歩	二時間	二時間半
橇	一時間半（積雪時）	

以上の外鉄道による黒河との往来は本屯から黄金子站まで歩行一時間半、黄金子、黒河間汽車所要時間が一時間である。

又黒河との交通は、瑷琿——黒河間に乗合自動車の便があるが、瑷琿、黒河間の所要時間は一時間である。

第二節　交通運輸機関

（数量、積載量、所要数）

本せり必要車輛數及び積載量は次の如し。

大　馬　一〇六頭
大　車　三五台
花咲噌車　一五〃
大顛札　二、
橇　五〇、

各地間ノ車馬頭數及び積載量

	車馬頭數		積載量	
	道良き時	道悪き時	道良き時	道悪き時
大車	二頭	二—四頭	一、六〇〇斤	道悪 六五〇斤
花咲噌車	一	二、	一、〇〇〇斤	一、〇〇〇斤
大顛車	一	一	二八	四〇〇斤
橇	二	頭	[illegible]	一、六〇〇斤

第十三章　販売事情

第一節　沿革

本屯では古くから小麦、燕麦、谷子等を耕作し、小麦が主要なる商品化作物として市場に販売されれた。其の后民国十年前后には大豆が採栽されるやうになり、小麦、燕麦と共に売却されるに至ったた。

本屯の農業が振興した以后の主要穀物の出廻量の変遷を見ると次の如し。

商品穀物＼年代	民国十壱、二年	〃十四、五年	現在
小麦	六五〇石	一、五〇〇石	四〇〇石
鈴当麦	四七〇〃	七二〇〃	三〇〇〃
大豆	一〇〇〃	三〇〇〃	一三〇〃
包米	五〇〃	五〇〃	二〇〃

民国十四、五年頃は本邑の耕作地も最も多く、しかも豊年続きであつたので売却量も最大であつたが、民国十七、八年の大水害に逢ひ、耕地の大半は廃耕地と在り、その後建国后治安回復と共に漸次復興しつゝあるが現在でもなほ荒地多く、売却量も昔日の比ではない。

出廻地の変遷を概観するに熱河との交易盛んな頃は本邑農民も遠く熱河都市に販売してゐた。民国七年（一九一八年）頃は凌源及び県河の両都市の商工業発達し、此の年には馬車の往復が出来た関係、商店等が集つて出来たので本邑も凌源に売却することも多くなつた。

民国十四、五年頃から凌源に販売するやうになり、建国以来穀物は大部分県城に出廻するやうになつた。

第二節　売却時期

本邑に於ては階級別に売却時期が違ふやうなことはない。

	本邑			県城		
	出廻開始	最大	終了	出廻開始	最大	終了
小麦	十月初旬	十一月	十二月末	八月下旬	十一月	二月末

鈴当麦	十一月中旬	十二月	二月末	七月中旬	十二月	二月末
大豆	十月下旬	十一〃	十二〃	十〃〃	十一〃	十二〃
包米	十月初旬	十一〃	一〃	九〃〃	十一〃	二〃

売急ぎの状況

一般に全農家が売急ぐ。

掛金の支払、農具貸借金の支払・借金の返済、労賃の支払、年関の年越金等現金の必要にせまられて売急ぐ外、本屯の大きな農家は県城に於ける穀価が十一月頃から漸次下落する傾向があるので成るべく高価の間に売らんとし、洋式の收穫機や脱穀機を使用して早く脱穀を終り売却してゐるやうである。

持堪への状況

本屯に於て持ち堪へてゐる農家は二軒で、共に耕地三十晌以上を自作してゐる。一軒は甲長をしてゐるし、他の一軒は護理に阿片零売所を経営し、本屯の二大勢力者である。之等は翌年二、三月まで穀物を売らずに置き、穀価の上騰を待って売却することがあるが、之等とても大体年内に売却するを普通としてゐる。

勿論翌年の出廻期まで持ったと云ふ例は無い。

各農家共穀物毎に脱穀が終ると一度に売却するを普通とす。

第三節　搬出方法

本屯に於ては穀物を売却してゐる農家は自家に大車を所有し、各自搬出売却する。若し大車を所有しない農家が穀物を売却するときは大車、馬を無料で借り、只一日労力で支払ふことになつてゐるが、一般に之等の農家は売却量が些少で、他の親戚や知人へ穀物を販売に行くとき黒河まで一袋（三十二斤）につき十銭で運搬を依頼し、大車に積んでもらひ、自分も一緒に行つて売却する。

又黒河に売却する場合には親しい農家が数戸一団となつて搬出することも多い。之は匪賊に対する防衛の搬出途上匪襲を受けた例は少ないが、穀物の積載を融通し合つたり、大車が泥土に陥つたときに協力し合つたり、途中で馬の交換を行つたり、色々便宜なためと云つてゐる。

県城に於ける宿泊料は大体次のやうである。

車店宿泊料	一泊	人一人につき	二十銭
		馬一頭につき	五銭
食費	一日二回		五十銭—七十銭

第四節　出廻状況

一　本屯よりの出廻地

黒河市及び璦琿城の両地で本屯よりの各穀物の両都市に売却される割合は概略次の如し。

	黒河市	璦琿城	備考
小麦	一〇〇%	—%	包米、蕎麦、大麦は調査年度に於ては売却されざるも、表の如き割合で両地に売却される。
燕麦	八〇	二〇	
大豆	六〇	四〇	
包米	七〇	三〇	
蕎麦	一〇〇	—	
大麦	一〇〇	—	

出廻期を決定する條件

今黒河市、璦琿城の出廻諸條件を比較するに。

	里程	所要日数	道路	治安	搬出費	販路	穀価
黒河市	五〇粁	二日	良	良	一円～二円	多し	高値
璦琿城	一二〃	一〃	〃	〃	〇	少し	安値

右の如く璦琿城は巨商、所要日数、搬出費等の出廻諸条件は黒河市より有利であるが、しかし[illegible]本も農家が黒河市に売却する以所は、販路の豊富及び穀価の高値と云ふことに左右せられてゐるのである。

黒河市には大規模の穀物所を始め、約四十軒の穀物取引雑貨店其の他油房、[illegible]あり、[illegible]に搬出すれば自由に売却することが出来る。

璦琿城も約十軒の穀物取引雑貨店及び油房、粉坊等あるも、その取引きは僅少で売却に困難[illegible]しあり十分[illegible]で穀価も安い。ただ大豆は油房、豆腐屋、雑貨店等に販路大分あり[illegible]売ることが割合に多い。又売却量の少なきときは璦琿に搬出す。

次いで両地の穀価の相違を見ると、市場価格が小麦で四石二斗二升[illegible]一斗内外の差異があり、他の穀物に於ても相当の開きがあり、搬出費と差引いても黒河市が有利[illegible]現である。

又璦琿の雑貨商とは親しい関係の農家も多く、掛買ひ、負債等をしてゐるけれどもこと売却とは全然無関係で依然黒河市へ売却してゐて束縛されることも少い。購入物資は黒河市の方が幾分安く、品物も豊富で、穀物売却の帰途には必需品を購入して来ることが多い。しかしこれは出廻りを決定する條件とは殆んど無関係のやうに考へらる。

二 出廻りの変遷

光緒年間は黒竜江沿岸の露領都市に出廻つてゐた。しかしこの頃は本屯農業も帰来后の開放時代で微々たるものであつた。しかるに民国六年（一九一七年）以后は露領都市は革命の余波を受けて物資が欠乏し、穀物も不足し、之を満洲に求めたのであるが、この頃には本屯の農業も本格的軌道に乗つて来たので本屯も大部分露領に搬出し、穀価も高く、本屯農業はますます振興した。此の頃黒河、璦琿の両地も商工業は発達し、製粉、製油、製酒等も興隆し、又民国七年（一九一八年）には始めて璦琿城に糧桟が出来、引き続き璦琿城に三軒、黒河に四軒出来た。しかし本屯に於ては民国十二、三年（一九二三－四年）頃まではまだ大半の農家が穀価の高い露領都市に出廻り、遠方搬出不能な農家が近くの璦琿城に出廻つてゐた。かく民国十二年（一九二三年）、満露交易禁止后も露領に搬出してゐたが其の后之が取締り漸次厳重なるに従ひ、露領への出廻りも逐年減少して行つた。それで民国十五、六年頃は璦琿城が主要出廻地となり、多少露領及び黒河市にも出廻つた。

次いで民国十七、八年（一九二六、七年）の大水害及び同十八年の露支紛争で農村は勿論極度

は廃止し、璦琿黒河両地の密貿易と穀物の出廻りもなくなり商業も不振となり、農民は實に、両地の貿易所も営業を停止するに至つた。本屯に於てもこの両年は穀物の出廻りは殆んどなかつた。其の後は黒河に多く出廻るやうになり、建国以来黒河市は人口増大し、商工業も賑はつて、穀物の需要は増進し、従つて穀価も上騰した。本屯の出廻りも漸次黒河に移動し現在に至つたのである。しかして康徳二年二月には北黒線も開通し、黒河市はますます繁栄しつゝある。

其の間の推移を見るに、王特露領に出廻つた時代から現在に至るまで搬出途上の危険を受ける事は全然なく、盗賊は極めて僅少であつた。然し、出廻期は交通によつて販売條件も甚だ良く、王特露領部前に出廻つた時は搬出に相当不便であつたが、穀価は高値で、銀貨も豊富であつた。璦琿へ出廻つた時は之に反し搬出行程は短く有利であつたが、穀価は安かつた。現在黒河は遠距離であつて、往復には二日を要するが、国境へは二日もなく、穀価は高価であり、農民は黒河に出廻るやうになつて最も有利になつたと云つてゐる。

第五節　取引方法

一　農民が穀価を知る方法

本屯の農民は黒河市に行くことが割合に多く、自然人伝ひによつて知ることが多い。又稀には

わざ〴〵雑貨店、商務会等に聞きに行くこともある。

二　種々なる取引の方法

1　市

本県に於ては糧桟取引きの市は全然ない。

2　道路上の売却

現在は全然ないが馬占山反乱当時、他地方との交通が杜絶し、穀物も移入されなかつたので
穀物が不足し、黒河市の雑貨店が競争して農民から穀物を買上げるため県城の町外れに車馬
を出して道路上で取引を行つたことがある外に現在全然ない。

3　車店

車店には普通一泊しかしない。永くて三日位で、値上りを待つやうなことはしない。普通本
も農民が宿泊する車店が黒河市に五軒あるが、農民が車店主に雑貨店に仲介を依頼した場合は
之の店主は売却穀物によつて適当な雑貨店を紹介してやる。別に手数料等は取らない。

4　直接雑貨店への売却

一般に各農家は直接雑貨店に売却することが最も多い。穀物取引雑貨店に持つて行くと自由
に売却出来るのである。

5　販売委託

之は全然ない。

6 豆腐房、油房等への売却

本屯では小麦は殆んど全部黒河聯合製粉工業に販売するが、別に仲介人を要せず、直接売却してゐる。大豆は愛琿城の油房に売ることも多いが、このとき豆油、豆粕等と交換するかは農民の自由である。勿論この場合そのときの各々の相場で交換するが、別に手数料等は差引かれる。

7 屯内での売却

之は極く稀にしか行はれず、農村の豆腐屋、小売商その他一般農家と取引するが、その量は極く僅少である。

値段は売却人の方が決める。

三 農民で仲買の役割をする者はゐない。

四 又農民が特定の店に穀物の販売を強制されてゐるやうな事実も無い。

五 計量方法

元来本県に於ては穀物を全部重量を以て取引し、その単位は露国の布度によることになってゐて、斗は用ひない。

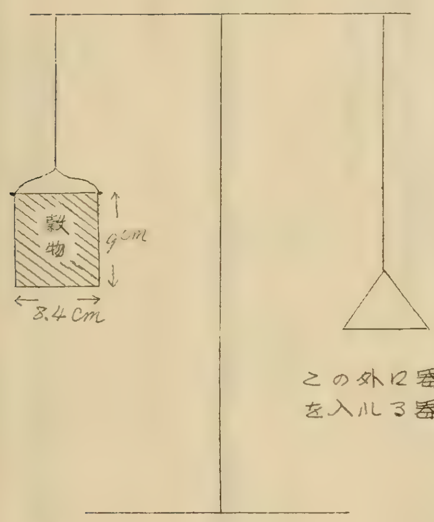
それで本屯に於ては屯内に二台の布度台秤があり、搬出前に之によって何布度と量り穀物を売るのである。しかして県城にありては雑貨店、製粉所の露国製布度台秤でその他の計量人が正しく其は計量する。斗官を雇ふことはない。

六　品質の鑑定

小麦の鑑定は全部ゾロ計によるのでゾロ計なき店は普通小麦の取引は行つてゐない。他の穀物は経験ある店員の視力による鑑定で、大体に於て乾燥の度合、粒の大小、粒の均一の程度、夾雑物の大少等を品質鑑定の基準としてゐる。

ゾロ計（小麦計）--- 米国製

構　造



この外に器に小麦を入れる器具がある

値の定め方

125ゾロニクを小麦の標準価格の単位としてゐる。これが1布度1.10～1.20位125ゾロニクより重いものは標準価格より高くなり軽いものが安くなる。

又農民は如何にして品質と価格とを認識するかと云へば、商業会、新聞紙上から市場相場により、自分の持つてゐる穀物は大体いくら位か経験によつて見当をつけてゐるが、又、見本を二、三軒の店に持ち廻りてその値段を聞いて売却してゐる農家もある。

第六節　共同販売

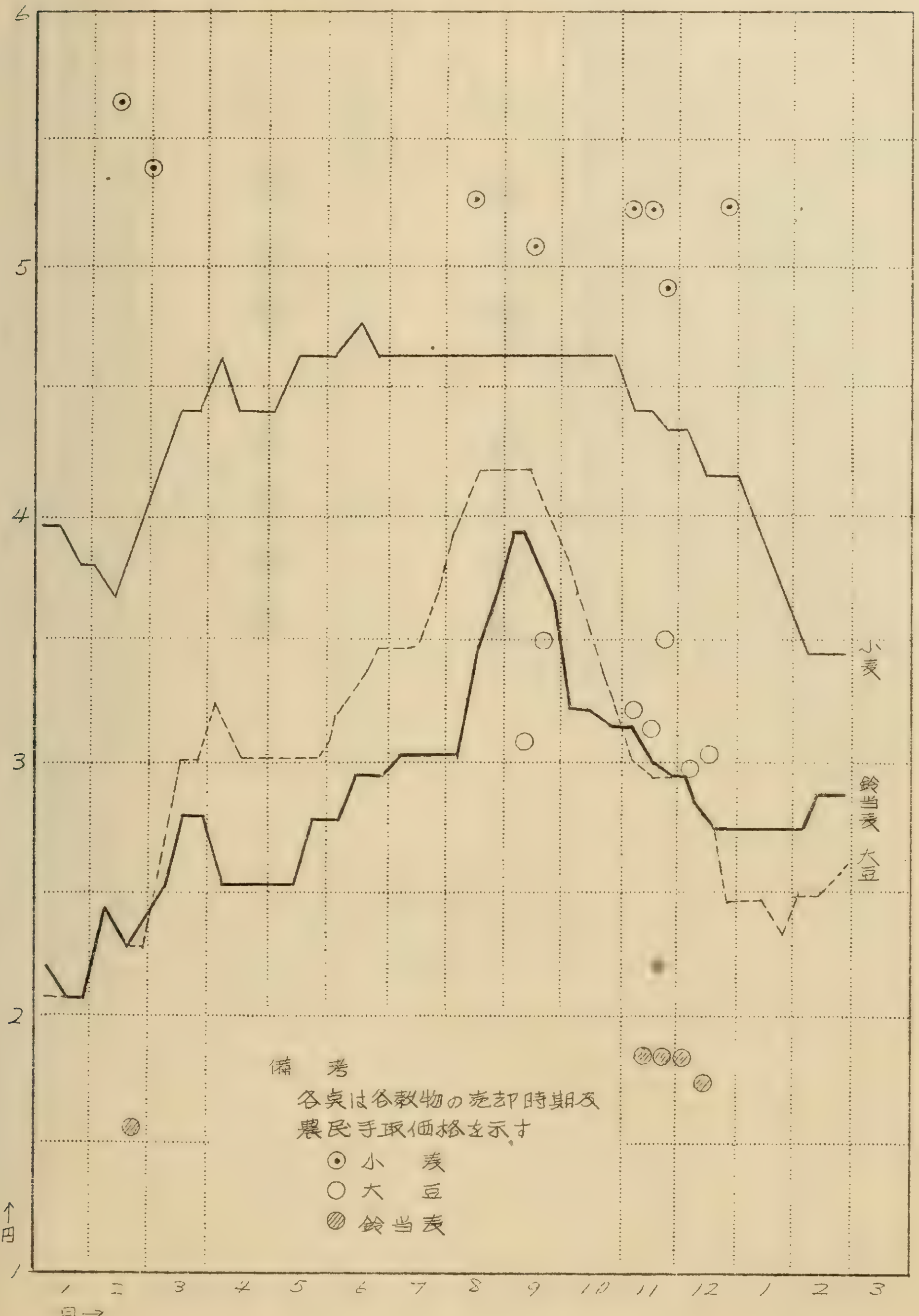
共同販売は本邑にはなし。

第七節　販売価格

一　邑に於ける農民の手取価格と市場価格との対比

別紙による。

農民の糧穀売却手取価格と公定価格の対比表



某県糧穀公定価月別表

（黒河地福局統計）

月別	×大豆	×小麦	小米	高粱	包米	糜子	谷子	大麦	芝麻	蕎麦	黄豆	線花	粳子	大米	小豆	菜豆	×綠豆
1	2.13	3.89	3.90	3.12	1.95	1.91	1.85	2.08	8.52	1.81	5.01	1.24	11.41	11.22	[illegible]	[illegible]	[illegible]
2	2.35	3.83	3.51	3.86	2.20	2.20	2.12	2.27	9.02	1.97	5.13	2.35	10.30	11.03	[illegible]	[illegible]	[illegible]
3	2.86	4.29	4.40	3.32	2.39	2.31	2.00	2.23	9.49	2.04	5.71	2.62	10.49	11.22	3.33	[illegible]	[illegible]
4	3.09	4.47	4.55	3.47	2.31	2.23	2.08	2.47	9.72	2.08	6.71	2.55	10.64	11.34	[illegible]	[illegible]	[illegible]
5	3.01	4.55	4.17	3.16	2.31	2.21	2.13	2.37	10.26	2.12	7.25	2.55	11.26	11.42	[illegible]	—	[illegible]
6	3.33	4.67	4.55	3.24	2.02	2.08	2.03	2.73	9.95	1.96	7.09	2.25	11.11	11.57	[illegible]	—	[illegible]
7	3.5[illegible]	4.63	4.63	3.24	2.31	2.08	2.08	2.78	10.03	1.97	7.09	2.52	11.41	11.88	3.39	—	[illegible]
8	4.09	4.63	5.79	3.47	3.01	2.08	2.08	3.24	10.56	2.08	7.25	3.24	11.57	12.11	[illegible]	—	[illegible]
9	4.09	4.63	5.87	3.62	2.42	2.13	2.13	3.70	11.16	2.08	7.64	2.66	11.80	12.50	[illegible]	[illegible]	[illegible]
10	3.47	4.13	6.65	3.70	2.24	2.08	1.36	3.32	11.28	1.73	7.17	2.42	11.49	12.18	[illegible]	[illegible]	[illegible]
11	3.96	4.38	7.09	—	2.78	2.13	1.98	3.04	12.50	1.80	7.17	2.73	11.34	11.38	[illegible]	[illegible]	[illegible]
12	2.72	4.22	7.12	—	2.74	2.24	1.91	2.94	13.19	1.87	7.21	2.87	11.19	11.65	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	2.37	3.93	7.10	—	2.66	2.31	1.93	2.95	13.19	2.00	7.29	2.78	10.97	11.4[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	2.4[illegible]	3.47	6.70	—	2.78	2.10	1.92	2.99	13.19	1.75	7.36	2.89	10.56	11.19	[illegible]	[illegible]	[illegible]

註　×印は本県の主要出産糧穀である。

市場価格は七価で云つてゐる。即ち糧残税を差引かれた価格を市場価格とし、農民販売の場合には販売価格より税を差引きて其の残額を手取価格とす

しかして糧残公定価格は税捐局が県城内主要雑貨店より毎日の市場価格へ七価し申告させて之を旬別に平均し、一旬后の公定価格としてゐる。

三 地方市場相場と中心市場相場の開き

黒河市の穀物の価格は哈爾浜の価格より却つて高価で、例へば小麦に於ては哈爾浜に一布度一円位のとき、黒河市では一円十銭位する。小麦に於ては一布度につき十銭位高い。又他の穀物も一般に高値である。之は本県が他県と異なり、常に穀物が不足し、県外より穀物の移入を行つてゐるためと思はれる。

四 雑貨店の価格協定

現在に於ては価格の協定等ないが、民国十七年以后大同元年頃までは農村の衰微その極に達した時代で、県城に穀物の出廻るものが激減して、毎年雑貨店間には穀物買上競争が起り、穀価も現在の二倍から三倍位に上騰したのでつひに雑貨店間に期間を定めて価格の協定を行つたことがある。

第八節　批粮・青田売

青田売は本集落では全然行はれない。又批粮は東小岡屯、[illegible]屯、[illegible]屯、[illegible]で現在でも行はれることがあるそうであるが、本屯に於ては近来はその例がない。

本屯に於ては八、九年以前までは稀に批粮が行はれてゐた。この[illegible]人が[illegible]人となり、[illegible]十一月、十二月頃粮穀を購入する。

[illegible]

第九節　特殊な農産物其他畜産物の売却

[illegible]）

蔬は自家消費のため菜園の一部に少量栽培してゐる農家があるが、これ等の中には[illegible]はれることあり。

[illegible]

又鶏卵を売却してゐる農家もある。普通屯内の小売商や屯民に販売してゐるが、一個の価格二錢乃至三錢である。勿論これも自家消費として余った分を売却するのである。又行商の煙草、洋火等と交換することあり。

豚毛は普通行商と物々交換をする。このときマッチと交換することが最も多く、豚毛二、三斤とマッチ二包位を交換してゐる。又婦女子の装飾品等と交換することもある。

第十四章　購入事情

第一節　概説

本屯は光緒年間及び民国十年頃までは物資の購入を全部愛琿県からしてゐた。その后民国十二、三年頃には黒河からも買ひ入れるやうになった。殊に大農具は洋式農具を売ってゐる黒河から買った。

この頃迄は行商が雑貨を売りに来ることも少なかったので、これからの買入れもあまりなかった。

又民国十四、五年頃から大きな農家は璦琿の雑貨店から物品の掛買が出来、秋収穫後に全部払ふやうになつた。

しかし昔から物価は黒河が璦琿城に比し安く、品物も豊富にあり、黒河市に売却その他で行つた帰りには日用品以外に什器類や薬品、被服類の如きものを買つてゐた。

物価は民国初年は安く、民国七、八年の好況時代には一時上騰し、民国十四、五年頃は最も安く民国十七、八年の水害以后は物価高くなり、殊に民国十九年から同二十年及び大同元年頃は最高、三山の兵禍と打続き、外部との交通杜絶し、本県は物質の欠乏甚だしく、物価は驚く程高値で、一[illegible]た。

其の后は漸次下落し、殊に黒北線開通后は哈尔浜又は大連、遠く日本内地よりの雑貨が大量に移入さるるに至り、物資も安くなり、又秋来冬季毎年物価が急激に騰貴するのも緩和さるるに至つた。

しかして現在に於ても本県の仕入地は依然璦琿が主で、半日で日用品を運入して帰ることが出来、又掛買も出来、非常に便利である。

又黒河市からの運入は穀物売却の帰りや年関、節季等一度に種々の雑貨を購入して来る[illegible]の運入も割合に多い。

今仕入経路の割合を示すと次の如くである。

	現在			民国十二、三年頃		
	瑷琿城	黒河市	行商	瑷琿城	黒河市	行商
大農（耕地十晌以上）	六割	三割	一割	七割	二割	一割
中農以下	五〃	三割	二割	七割	三割	〇割

第二節　農家群別現銀生活費の種類、大きさ

（集計表より）

経営様式	一戸当家族平均	家族一人当支出	合計		居住費		食料費		被服費		光熱費		什器費	
			計	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
地主、自作	二、五人	一七、六〇円	一三一、九八円	一〇〇	一、七〇円	一	五三、三三円	四一	二六、八七円	二〇	七、〇六円	五	一、〇五円	一
自作	六、四	一七、四〇	一一〇、八四	一〇〇	一、三三	一	四四、七九	四〇	一七、〇二	一五	四、二二	四	〇、八八	一

	人件費 全額	%	事務費 全額	%	肥料費 全額	%	機械費 全額	%	薬剤費 全額	%	牛馬費 全額	%	其他 全額	%
[illegible]	七・五	一四・一	一一一・一一	一〇〇	三・一〇	三	二七・三八	四三	二一・二六	一五	四・一八	五	—	—
田作・畜産	七六	一三二	一〇〇・三三	一〇〇	一・七八	二	三三・六二	四三	二五・三三	二六	四・二八	五	一・四一	一
一 二	三・〇	三三・二	六三・二二	一〇〇	一・一三	二	三〇・七一	二四	一八・一三	一五	六・八九	七	〇・六三	一
小作兼業	一・三	一一七	七九・七三	一〇〇	—	—	九・四三	三一	七・七三	三五	一・七四	六	一・七五	六
兼業	三三・三	一七・八一	[illegible]	一〇〇	〇・一九	—	四〇・二八	八七	一〇・〇五	一七	一・二二	二	〇・三八	一
[illegible]	六・一	一〇〇・一五	[illegible]	一〇〇	〇・〇一	一	七四・五一	六五	九・八一	八	一三・一一	一一	〇・六二	一
[illegible]	一・一	[illegible]	[illegible]	一〇〇	—	—	六一・三	六〇	—	—	一・五〇	一三	—	—

次に續く

	人件費 全額	%	事務費 全額	%	肥料費 全額	%	機械費 全額	%	薬剤費 全額	%	牛馬費 全額	%	其他 全額	%
廿三、四年	一・五〇	一	二七・五〇	二一	三・一九	四	—	—	一・〇〇	一	四・三〇	三	二・四八	二
一 年	三三四	三	一五・八三	一四	一八・三六	一七	〇・〇四	〇	〇・九四	一	二・九〇	三	〇・七八	一
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一三	〇・五〇	〇	〇・五〇	〇	一・五〇	一	〇・五三	一
廿六、七年	一・六〇	二	一三・六三	一四	三・三九	三	—	—	〇・〇六	〇	一・四四	一	二・八一	三
小 作	一・一七	二	五・〇〇	七	四・六〇	七	—	—	—	—	一・五〇	二	二・三八	三

小作雇農	〇、二五	一	三、七五	一二	〇、九七	三	〇、二五	一	—	—	一、五〇	五	〇、五〇	二
雇農	一、〇二	二	五、四六	九	〇、五九	一	〇、一八	〇	—	—	〇、八七	一	〇、二三	〇
雑	一、三〇	一	九、八〇	八	二、九九	三	〇、二〇	〇	—	—	一、四六	一	〇、七九	一
無職	—	—	—	—	一、一〇	一一	—	—	—	—	一、三〇	一四	—	—

右の表は本屯六十三戸の農家の生活費を群別に平均したものである。

しかして食料費の割合の大なる群は農耕生産を行はざる雇農群及び雑業群である。又雑業群は食料費の金額に於ても断然他より多額である。被服費の割合は小作雇農が最も大で、次いで自作農群となつてゐる。

農耕生産を行つてゐる農家で小麦、高粱、包米、谷子、小米等の穀類を購入してゐるところは全然ないが、大部分の農家が年間、節季等には白麺を購入してゐる。之等に於ても白麺は自家にて生産してゐるのであるが尚購入してゐる。

一般に本屯農民は生活程度が高く贅沢なくらしをしてゐる。

又大米等も少量ではあるが年間に購入してゐる。粉条子、肉類、塩、豆油、砂糖、醤油等の購入も多い。

第三節　購入時期

本屯に於ては各農家共必需品は一度に多量まとめて買入れてゐる。しかも年内に購入し大部分を占めてゐる。又穀物の売却為帰路に黒河市から必需品（白麺、粉條、豆油、塩、砂糖、日用品等）を購入してゐるが、売却手取金の一割乃至三割位を使つてゐる。

次に年間の購入の全体の中に占める割合は各農家共に六割乃至八割に達し、七割位が普通である。以上以外の時期には一般に冬季の購入が多いが、必らずしも之に限らない。何れの時期に購入するにしても或る程度はまとめて購入してゐる。

第四節　購入方法

一　普通に行はれてゐる購入

黒河市[illegible]商店に行つて直接現金で品物を購入して来る。[illegible]一日で、この間の治安絶対安全で、女子供でも馬に乗つて[illegible]来る。

二　屯内にての購入

本屯には一軒の小売商があり、洋火・煙草、学用品、石油、豆油、菓子其の他ちよつとした雑

菜、卵等を売つてゐる。それで各農家は火急に必要な品物を間に合せに買つてゐるがその現買は僅かである。又この店では本屯永住の信用ある農家は全部掛買は出来るが掛買をしてゐる農家は三、四軒しかない。別段期限等なく、掛金高も五円位で、元来農民の同情によつて以前苦力等をしてゐた老人が康徳二年の初めに小売商を始めたもので、成るべく現金で買つてゐる。その一年間の売上高も百円に達してゐる。

又本屯には豆腐屋が一軒あり、冬季本屯及び隣屯に販売してゐるが、豆腐二丁で本屯農民も購入してゐる。

又燃料を山林より伐採して来る能力の無い雇農階級雑業者達は冬季燃料として樹枝葉、ときには拌子を他の農家より購入してゐる。

三　共同購入

本屯に於ては僅かに扇車子購入にその一例がある。

三軒の農家が共同購入を行つたのであるが、この中一軒は甲長で、他の二軒も耕地十晌以上を持つ自作農家である。民国十二年に扇車子の中古を三十円で他屯農家より購入したのであるが、各々が十円づゝ出し合つてゐる。之が使用は毎年順番を定めてゐるが、此の時期は其の人が他人に貸すのも自由である。

保管は甲長がしてゐる。

今までに一度修繕したが費用拾円を等分に負担してゐる。

四　掛　買

本屯では耕地十晌以上の自作農六、七軒と公学校長等が瑷琿県の雑貨店から掛買をしてゐる。之等の家は大部分同和泉と云ふ雑貨店から掛買してゐる。勿論他の各農家でも掛買が出来ることを希望してゐるが信用を得ないので出来ないと云つてゐる。

掛買による物品の制限はないが、金額は耕地二十五晌以上の農家が五十円、他の農家が二十円位を限度とされ、期限も二ヶ月となつてゐるが実際は一年に一回位しか支払つてゐない。大抵年末に支払ひ、掛金高も百円位に上つてゐる農家もあり、中には前年度からの繰越掛金もあつて二百円近くになり、年末に払込んでもまだ残金が翌年に繰越しとなり、毎年掛金に追はれてゐる農家もある。しかし期限を過ぎても年を越しても利子はつかない。

雑貨店には各農家の流水帳があり、之に買上物品、金額、期日等を記入してゐる。

又掛買してゐる雑貨店に穀物売却の場合、雑貨店が掛金の分を差引くやうなことはないが便宜上農民が差引いてもらふのが普通である。

第十五章　度量衡

本省に於て使用されてゐる度量衡は次の如くである。

第一節　尺度

尺度には木尺と大尺の二種がある。大尺は現在殆んど使用されず、一般に木尺のみが使用されてゐる。

木尺は十進法による分、寸、尺、丈等の造営尺で之を満洲国新制尺及び日本尺と比較するに左の如くである。

在来木尺一尺
＝新制尺〇、九五七尺
＝日本尺一、〇五五尺

大尺は布類を測る場合に使用されるもので、木尺二尺を以て大尺一尺とする。

大尺一尺
＝新制尺一、九一四尺

＝日本尺二・一一〇尺

第二節　衡量

衡量は古来対露交易の影響をうけてすべてロシア式を採用し、俄両と呼称される。フント甫度で即ち一六俄両を以て一俄斤とし、四〇俄斤を以て一甫度と呼称してゐる。之の単位はロシヤのゾロトニックで、一俄両は六ゾロトニック、一俄斤即ち一六俄両は九六ゾロトニック（一フント）、一甫度は四〇フントである。

[illegible]相当し、米突法の一六・三八一瓩、日本尺貫法の二七・三〇一斤に相当する[illegible]

[illegible]度量衡を換算すれば次の如くである。

[illegible]三二・七六二斤＝日本斤二七・三〇一斤

一俄斤＝〃　〇・八一九〃＝〃　〇・六八三斤

一[illegible]＝　一・〇九二〃　＝　〇・七一〇斤

第三節　斗　量

斗量として石、斗、升の如きは特殊の場合の外全然使用されず、甫度を単位とする重量を以て行はれてゐる。

本屯で使用されてゐる斛は全部在来の五升斛の類で、皆相当な古物である。

斛の形状は満洲一般に見られるものと全様、大口斗である。

呉双才、閔恩祥及び姚万瑞所有の五升斛の容積を実測せる結果は次の如くである。

呉双才所有のもの	二二・三四二九五
閔恩祥　〃	二一・〇一〇七〃
姚万瑞　〃	二一・三九二八〃
平　均	二一・五八二一〃

此所では此の三者の平均値を採ることとし之を一石に換算すれば、

在来斛一石＝新制斛四・三一六四石＝日本斛二・四〇一四石

となる。

次に甫度と石との換算は大体次の如き規準で行はれてゐる。

之ヲ新制度量衡ニ換算すれば次の如くなる。

小麦	在来一石	二〇貫度
鈴当麦	〃	一二〃
大豆	〃	二〇〃
谷子	〃	一八〃
包米	〃	一九〃
糜子	〃	一八〃
蕎麦	〃	一六〃
大麦	〃	一五〃

小麦	新石一石	四、六三貫度
鈴当麦	〃	二、七八〃
大豆	〃	四、六三〃
谷子	〃	四、一七〃
包米	〃	四、四〇〃

糜子	新石一石	四・一七甫度
蕎麦	〃	三・七〇〃
大麦	〃	三・四七〃

前述の二表から各作物一甫度の石数を算出すれば次の如くになる。

小麦	一甫度	在来石〇・〇五〇石	新石〇・〇二一六石
鈴当麦	〃	〃〇・〇八三〃	〃〇・〇三五九〃
大豆	〃	〃〇・〇五〇〃	〃〇・〇二一六〃
谷子	〃	〃〇・〇五六〃	〃〇・〇二四〇〃
包米	〃	〃〇・〇五三〃	〃〇・〇二二七〃
糜子	〃	〃〇・〇五六〃	〃〇・〇二四〇〃
蕎麦	〃	〃〇・〇六一〃	〃〇・〇二七〇〃
大麦	〃	〃〇・〇六七〃	〃〇・〇二八八〃

第四節　地積

本尺の五尺平方を以て一弓とし、二八八弓を以て一畝、一〇畝を以て一晌とす。

之を日本の尺貫法に換算すれば次の如くなる。

	在来	日本
一弓	本尺五尺平方	五、二八尺平方
一畝	二八八弓	
一晌	一〇畝	七反四畝一〇歩

第五節　其他

道路の距離は本尺の五尺を一弓とし、三六〇弓、即ち一八〇丈を以って一満里とする。

[illegible]当する。

[illegible]二尺、即一丈二尺[illegible]する。

木柈（薪）には「柈子」と云ふ單位を使用し、木柈を長さ二米、高さ〇、九米、巾〇、六米に堆積したものを一個柈子と呼称してゐる。

第十六章　諸税公課

第一節　田賦及畝捐

本県に於ては田賦、三費、及び経徴費が国税として耕地に課税さる。
税率は次の如し。

一　税　率

国　税

等則別	課税標準	田賦	三費	経徴費

上則地	一畝につき	国幣三角五分七厘（江大洋五角）	国幣　二分一厘（江大洋三分）	田賦及三審の合計の百分の三を課す
中則地	〃	〃　〃（〃　〃）	国幣　一分四厘（江大洋二分）	
下則地	〃	国幣二角一分四厘（江大洋三角）	国幣　七厘（江大洋一分）	〃

以上の外は菜園に課す国基租あり。

現年は一反につき国幣五厘（江大洋七厘）

菜税

該税は等級別なく統的国幣二角九分を課す。

菜園税は毎年一定せず、菜園の実収高を調査の上毎年適当に課税するが、一畝につき四角乃至四元（国幣）とす。

二　等則区分の標準

田畑小麦の播種収量により等則を区分するが、大体次の如し。

上則地　　豐年作　　一三石―一一石

中則地　豊年作　一一石－九石
下則地　〃　九石－六、五石

但し本県に於ては上則地は無い。

調査屯に於ける等則区分の実地見分（調査年度収穫高）

等則別＼作物別	小麦	鈴当麦	谷子	大豆	包米	蕎麦
中則地	七－六石	一四－一一石	七－六、五石	七－五石	九、五－八石	六、八－五石
下則地	六－五〃	一一－七〃	六、五－六〃	五－四〃	八－七、五〃	五－四石
備考	平年作	平年作以下	平年作	平年作	平年作	平年作以下

三　地券面積と課税面積との関係

生計地及び熟地は不扣とし、荒地は三七扣とす。
生計地は光緒三十四年に分譲した人口地を云ふ。

四　課税免除地

明国十八年及び大同元年にはあつたが康徳二年度に於ては無し。

五　納期、納入場所、方法

国税、県税共に（陽暦）十二月一日より翌年六月末日までを納期とす。国税及び県税の徴収は県公署財務局が担当し、之を各区警察署に委任せしめてゐる。各区警察署はその管内の甲長に命じて甲内の徴集に当らせ、期間内に徴収員を数回派遣して甲長より受取る外徴収員自身も各々の未納者を集めて督促徴収に当ってゐる。

六　督促方法

期間内に各甲の布告板に督促状を告示する外、甲長をして直接農民に納税の督促をなさしむ。

七　滞　　納

本県康徳元年度分国税滞納状況は次の如し。（陽暦康徳二年十二月末日現在）

	課税額	既納額	滞納額
中則地	二、九二九元、一九	二五五元、一五	二、六七四元、〇四
下則地	七、五五八、二六	八六七、四六	六、六九〇、八〇
合計	一〇、四八七、四五	一、一二二、六一	九、三六四、八四

更に康徳二年度分の国税納入状況は次の如し（康徳二年十二月末日）

	課税額	既納額	未納額
中則地	二、九二九、一九元	八三元	二、九二八、三六元
下則地	七、五五八、二六	三、〇一	七、五五五、二五
合計	一〇、四八七、四五	三、八四	一〇、四八三、六一

畝捐の滞納状態も国税と仝様である。

次に園基について見るに（陽暦）康徳二年十二月末日現在に於て

	課税額	納入額	滞納、未納額
康徳元年度分	六三、五四元	六、七八元	五六、七六元
康徳二年度分	六三、五四	四、〇〇	五九、五四

之を調査屯について見るに次の如し。

康徳二年五月日現在に於て未納額は七千八三元十康徳元年度分納税額の二三百一二元六十未納額五[illegible]

二三七三元である。

大同二年度分及び大同元年度分の現在までの滞納額が六千二八四六一元、[illegible]

康徳二年度分の地方額に充てし。

滞納処分

国税は期限后半月毎に応納額の一割を罰款とし、一ヶ月を経たるは四割の罰款を科す。

県税に於ては康徳二年度まで罰款は存しなかつた。

第二節　出産粮穀税及粮穀捐

一　税目別税率

粮穀税

種目	課税標準	税率	備考
粮穀	従価	百分ノ零三	粮穀と称するものは高粱、包米、穀子、黍、糜子、小麦、蕎子、稗子、緑豆、蕎麦、元米及び之に類似するもの

細粮	従価	百分ノ一	細粮に属するものは 大米、小麦、大麦、及之に類似するもの
油粮	〃	百分ノ二、五	油粮に属するものは 芝麻、小麻子、大麻子、蓖子、落花生、棉実及之に類似するもの
豆粮	〃	百分ノ二、五	豆類に属するものは 黄豆、青豆、緑豆、黒豆、豌豆、小豆及之に類似するもの

粮穀捐

粮穀捐はすべての穀物につき従価の百分の二を課す。

二　粮穀公定価格決定の方法

税捐局は県城の主なる穀物の売買する雑貨商（粮桟はなし）より毎日市場価格を報告せしめる。之を旬別に平均して二旬后の公定価格とする。

三　納入方法

粮穀税

農民が直接に税捐局に納入する例は極く稀である。この場合は穀物売却前に黒河税捐局及び璦琿、馬場の両税捐局分卡に納入し税票を附して穀物を売却する。

普通に行はれるのは雑貨店、製粉工場、油房等の買入者が十日毎位に（一定の日数なし）税捐局及び局分卡に買入数量を申請して随時納入する。勿論これ等の買入者が、必ずしも全部買入くの買入くなき売買価額から報数税及び報数捐は差引くのであるが、此の両税捐の税率及び計算方法に二三の相違がある。

報数税は報数割の前に納入するのであるが、報数税の場合と全様である。

此の場合は手数料及び其の他一名目による控除額はとらず。

第三節　出産貨物税

本税は康徳三年八月に廃止となる。

一　課税物件　課税標準及税率等

税目	課税標準	税率	応納者
貨物税	価格	百分ノ十二	売買人
山貨及木税	〃	百分ノ十一	〃
木炭税	〃	千分ノ二百十八	〃

税目	課税標準	税率	納税義務者
木炭税	従価	百分ノ十一	売人
靛蔵税	″	百分ノ七	買主
蔗税	″	百分ノ四	″
石税	″	百分ノ七	売人
香油税	″	百分ノ五	製造者
蘇黒油税	″	百分ノ四	″
蘇子三合油税	″	百分ノ三	″
豆油税	″	百分ノ五	″
樺皮油税	″	百分ノ五	販売人
松油税	″	百分ノ五	″
切油税	″	百分ノ五	買主
豆餅税	″	百分ノ三	製造者
皮硝税	″	百分ノ五	販売人
羊草税	″	百分ノ三	″

二 納税時期、場所、方法

本税の納入は夫々の納税義務者が随時に行ふ。納入場所は黒河税捐局又は分局とする。納税義務者が直接に納入するのであるが、黒竜江を通って黒河市に搬入された貨物等は其の持主より随時課税徴収する。

一般に課税に対しては[illegible]課税されて居る。

三 本税負担に依る影響[illegible]

第四節 牲畜税

一 課税物件、課税標準及税率

課税物件は、馬、牛、騾、驢、豚、羊（山羊）で、ともに一頭につき、代価の百分の三を課税する。

二 康徳二年度に於ける課税頭数其他

課税物件	課税頭数	課税標準総額	税額
牛	二五八頭	七、〇〇九円	三五一、〇〇円
馬	一二三	六、四〇八	三二〇、〇〇
騾	一	二〇	一、〇〇
驢	―	―	―
豚	九二一	一二、一四八	六〇七、〇〇
羊	一六九	一、〇五八	五三、〇〇

三　納税義務者及納入時期並実際の納入額

納税義務者は買主とす。売買成立后随時申請して納入す。

一般に県城より遠隔の農村に於ては性畜税を納入するもの殆んど无し。調査地に於ても納入したる例を見ず。

四　税額以外には課徴するもの无し。

（本県に於ては附加捐无し）

第五節　屠宰税及屠宰捐

一　課税物件

屠宰税ハ屠宰牛、豕、羊ニ課ス

二　課税標準及税額

課税物件	課税標準	税額	
		屠宰税	屠宰捐
牛	一頭ニ付	二二・二銭（江大洋一元）	一円
豕	〃	二一・四〃（江大洋三角）	二〇銭
羊	〃	一四・二〃（江大洋二角）	三三銭

三 納入場所、時期、方法

共に屠宰者が各区警察署の屠殺許可を受け、そのとき屠殺物件及びその頭数を申告し、屠殺のとき警察署に納入す。

県城にあつては直接税捐局及び県財ム局に納入す。

四 脱税の有無及之に対する取締並処分

本県に於ては年関、節句其の他冠婚のとき等に屠殺することには課税されず、ただ肉販売を目的とする屠殺のみに課税さるれば農村に於ける屠殺は課税さるゝことなし。

屠商の脱税に対しては屠宰捐では一件につき五円を徴罰す。

第六節 交通税

一 課税物件及び税目

契税の課税物件としては不動産の租、典及び売あり。

印花税は契約証書及び帖箋

二 課税標準及税率、納税義務者

税目	課税物件	課税標準	税率	納税義務者
契税	買契税	売買契約価額	百分ノ六	買主
	典契税	典契約価額	同三	承典人
	押租税	押租価格	同二	両当事者
印花税	右三種の契約証書及帳簿	定価税と比例税の二種		伝票、証書の作成者又は交付者

三　納入関係、場所、方法

買契税及び典契税は契約成立の日より一月以内に県財務局に直接納入す。（交通税は県財務局に委託さる）

四　農民の納税成績

本県に於ては典契は殆んど見られない。しかして農民間の土地売買に於ては公式の手続を踏まず内密に行ふものが多く、登録登記することなく、新たな土地所有者は前所有者より地照を受取り、又は直に土地所有者となる。故に土地台帳の名義人も更新されず、表面上には前所有者が納税者[illegible]、土地の所有者が次々に変り、又は数人の土地所有者が[illegible]を漸次譲渡し、又一紙の地券で実際の土地は数名で所有したりして、現在に於ては農民の実際の

土地所有面積と地券面積又土地台帖による課税面積との関係は明らかならず、表面上には地租は故人が納税してゐることになり、実際は数戸の農家が出し合って納税してゐる例が多々ある。

かゝる現象は一つは地価が安いため（一畝五、六円）と、一つには契税其の他手数料の倹約及び手続上の手数をはぶくためと考へらる。

五　税額以外に徴収せられる費目及金額

契紙費

買契、典契、商租契共に三十五銭七厘（江大洋五角）である。

契税罰款

納入期間以后の滞納は一ケ月毎に税額が倍加される。

註冊費

丞費はなし。

照　費

三十五銭七厘（江大洋五角）

第七節　車牌捐

一　課税対象
　大車（一頭曳、二頭曳、三頭曳、四、五頭曳）

二　課税標準及税額

馬一頭曳大車	一台につき	一円
〃二〃　〃	〃	二円
〃三〃　〃	〃	三円
〃四、五〃　〃	〃	四円

三　納入時期、場所、方法
　納入時期は十二月一日より翌年六月末日まで（陽暦）
　場所及方法
　屯に於ては屯長が大車所有農家から之を徴収し、之を区警察署に納入する。各区警察署はその當日、納入額を毎月まとめて県財政科に納む。

四　納入状況
　最近の納入額は課税額の約四割で、調査屯に於ては全所有農家が納入しているが、当局の

曳大車として納入してゐるが、実際は本屯の大車は二頭曳である。

第八節　農務会費

一　会費徴集の目的、用途

農ム会の維持費にのみ当つ。即ち文牘、傭人の給料、一切の事ム費、役員の旅行費、通信費等に使用さる。

二　会費納入者

県内全農民中会費納入可能なるものは全部会費を納む。一般に大車及び役畜所有者は耕地所有も考慮に入れて農ム会費を徴収するが、本屯に於ては甲長以下屯内全農家の家長が合議の上決めてゐる。

三　割当額決定者及割当額

本県の農ム会では毎年一五〇〇円程度の収入があるが、この金額を県内各屯に割当てるのであるが、これは農ム会の役員が議決して県長の裁可を得て決定す。

割当額の標準は、大体屯内馬の総数に按分するを普通とし、馬一頭につき四つの単位を課してゐる。

しかし調査屯に於ては農ム会費に限らず諸負担の負担額を農家に等級を定めてこれにより割当

額を納入することになつてゐるが、その屯内農家の等級を決めるには、毎年一月中に屯内全農家の家長が会議して決定する。

この等級は田、大車、耕作地、家族員数其の他不動産、動産等の大小によつて決められるが、大体民国年間に決められた等級を踏襲し、毎年僅かしか改められない。

しかして本屯の負担総額は四十円で、農務会費を納める農家は、六三戸の農家中、[illegible]戸である。

その等級及び割当額は次の様である。

等級	一戸当割当額	等級別の戸数
一等	円 二、六〇	一戸
二〃	二、二〇	三〃
三〃	一、八〇	五〃
四等 甲	一三〇	二〃
四等 乙	一、〇〇	五〃
五等 甲	〇八〇	一一〃
五等 乙	〇、七五	五〃

六等	〇、五〇	一〃
七等	〇、三五	五〃
合計	三九、七〇	三八戸

これでは三〇戔不足するが、これは他の公課を徴収したものから廻してゐる。

四　会費徴収者及徴収時期、方法

会費は一年を二期に分けて徴収し、一期は一月一日から六月末まで、それ以后年末までが二期で、各期末日までに甲長が徴収し、警察署に納入し、警察署から農会に納む。

第九節　義倉費

本県に於ては谷子を義倉費として徴収し、旧県城璦琿城の義倉に積む。

一　徴収割決定の標準及び徴収数量

耕地所有面積により徴収額を定む。

耕地一晌以上十晌以下は一晌につき谷子八、六四升。

耕地十晌以上五十晌以下は　〃　一七、二八升。

耕地五十晌以上百晌以下は　　〃　　二五、九二升。
耕地百晌以上は　　〃　　三四、五六升。

二　納入時期、場所、方法

納期は収穫后翌年一月末日（陽暦）までとす。納期を十分に厳守し十一月始め、[illegible]
し。

各戸の警察分署が義倉費納入を督促し、区長は警察分署長立会の上で各農家より公平を期し[illegible]
収し、全農家が納入分を取纏め、甲長が指揮して、人車又は馬車により、護運城義倉本倉に納入す
る。

第十節　保甲費

保甲費は次の如し。

一　保甲費徴収の目的、用途

本費は保甲事務所の費用に使用することを目的に徴収するが、保甲事務所の事務費、人件費に当て[illegible]
事務所には警察官の手当、事務員、使丁各々一名ずつ置き、事務、会計、其の他の仕事に
当たせてゐる。又保甲費の一部は警備出動の際に於ける現物給与、農民の衣食及び救恤に充て[illegible]
に依すると思へばふさわしくないやうである。

二　割当方法及割当額

本屯の含まれる第一保は毎戸一人につき一ヶ月一銭三厘を徴収す、但し非常に困窮せる農家は甲長、牌長の証明により負担を免除される。しかし本屯には免除されたものはない。

三　徴収者及徴収時期、方法

納期は一年を二期に分け、一月一日より六月末日までを一期、以后を二期とす。本屯に於ては第一期は三月十日、第二期は十月十日にそれぞれ愛渾保甲弁事所の会計（書記）が徴収に来る。これより先、本屯に於ては各牌長が牌内農家から六ヶ月分の負担額を徴収して甲長に渡しておく。若し期日までに納入出来ざる農家の分は牌長又は甲長が立てかへて、后適時これを農家から徴収する。

第十一節　軍草及兵差

昔から現在まで、必要に応じ、軍は馬糧、薪、茎桿等の徴収を行ふが、これは市価の半値より幾分高い位で買取るもので、強制的に無料で徴収された例はない。又軍隊が移動するときその地方の農村よりは臨時に馬車を徴発することがあるが、このときは馬一頭につき一日六十銭位の使用料を支払つてゐる。

しかし現在に於ては一日一円五十銭位になつてゐる。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]日に[illegible]より期日を決めて収集する。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十二節　村費、区費

[illegible]

[illegible]の如し。

第十三節　屯費

[illegible]

第十四節　軍警官公吏等の饗応

之は先づ甲長が立てかへ、后之れを農家等級別に屯民合議の上で按分し、臨時に徴収す。調査年度に於ては存し。

第十五節　其他の公課

一　学校建築費

県内務局に於ては建国以来継続事業として地方農村に学校を増設してゐるが、それが基金として農村より建築費を徴収し積立金としてゐる。

県に於ては県内の各屯に一定の割当額を定めてゐるが、それは屯の大小により区々である。

本屯に於ては屯の負担額八〇円を次の如く割当てゝゐる。

農家等級	割当額	等級別戸数
一　等	円 三、九〇	一戸
二　〃	三、五〇	三

合計	七月	六月	五月	二月	三月
八二、六〇〇	リ五〇〇	リ八〇〇	一八〇〇	二二〇〇	三〇〇
五三	一八	八	一六	三	二

（ハ）納入手続方法

本期は六月末日迄と七月以降三月末迄との二期に分け、各期間中に徴収額合算のものを分けて月末日迄とりまとめて各警察電話局に納入する。

警察署は更に県公署に管内の分を括めて納入する。

二　伝令兵費用

県令中町村長は地の連絡を行ふために雇傭せる伝令兵の給料を各町村が負担することとなってある。

なお之れが総額は十八円である。

之も本屯では等級により割当つ

農家等級	割当額	等級別戸数
一等	一、一七円	一戸
二〃	一、〇〇	三
三〃	〇、八〇	五
四等甲	〇、五四	二
四等乙	〇、五〇	五
五等甲	〇、三五	一一
五等乙	〇、三四	五
六等	〇、二三	一
七〃	〇、一六	五
合計	一八、三一	三八

甲長が之を三月、六月、九月、十二月と四回に分けて徴收し、保弁事所の書記に渡す。

三 廟会費

屯民より会費を徴収し、本屯の年八回の廟祭の費用に当てる。之は祭の世話人及び廟管理人へ徴収し、甲長之を保管す。

本屯六十三戸の農家中、五十五戸の農家より年に八回、一回に三〇銭ずつ、年に二円四〇銭を徴収す。

四 廟年献費

三月に廟を飾る費用と同じく、五十五戸の農家より五十一銭ずつ、四月に一回徴収し、甲長が保管す。

五 廟管理人費用

屯にて雇傭せる廟管理人に屯が一年に谷子一、二九六石（在来三石）を支払ふべ、これが割当ては馬の所有により、一頭につき一年七升（在来二升五合）で、廟管理人が自身徴収する。

六 学校弁公費

本屯小学校の校長は、通学全生徒から一ヶ年一円を徴収し、生徒の教科書、学用品等を支弁して

七 [illegible]会費

[illegible]に豊作の時は[illegible]、旱魃の年は六月に豚を殺して雨乞祭を開くが、この時は芝居を催し[illegible]、祭日数日前にその費用を按分して徴収す。

普通一戸当三十銭以内である。

八　賦役

1　徴発の目的

道路の修理、堤防の設立等、比較的技術を要せず、しかも多人数を要する工事を、その附近の農村より賦役を徴発し費用の節減を計つている。

2　割当状況

普通工事をする附近の農村より徴発するが、先づ区公署より区警察署に徴発を依頼する。警察署に於ては普通保甲自衛団、常備兵を賦役に使用す。更に多人数を要するときは附近各屯に割当人数を決め、各屯長及び甲長に命じて徴発せしめる。

屯内に於ては普通耕地を所有せる農家から各戸一人づつ出すことに決めてある。

3　賦役に対する報酬は無い。

4　本屯に於ては康徳二年度は九月に一度賦役の徴発を受けたが、農繁期で徴発に応ずることが出来なかつたので、耕地所有農家が一円づつ出して甲長これを集め、区警察署に納付して全額として、賦役の方は免除してもらつた。

第十六節　地主、小作人の諸負担の分房

田賦（正賦、全附加税）、地捐、義倉等、土地に課税される諸負担は全部地主負担であるが、その

荒廃帰する土地は免減などの論外である。

第十七節　歴史的観察

一　減免税の有無

民国十七年（一九二八年）の水害のごときは、約十一万畝の土地が、田賦、附捐ともに全免とされ、大同元年に於ては、馬占山の兵禍のため全県農家の田賦、附捐はことごとく半額に減せられた。

二　地税の滞納額

当県、調査によっての地税はなし。滞納も集団的のものはその例なく、個人が間々見るも極く僅額に止まる位である。

三　課税物件、課税標準、税率税額の変遷

田賦、附捐共に建国前のものとは変って居らず、ただ建国前は吉大洋であったのが現在は国幣であるが、その換算率による差異があるだけで、即ち吉大洋十元を国幣の一元に換算して用ひる。

其の他国税で県内に徴収せられるものは、畝捐税のみであって、即ち附加税は地方費の下に含まれ、其他雑税の如きは自治会の手を煩してゐたが、旧制を廃し大同二年十二月営業税、契税等の統一されるに及び、現在のやうになった。

県税は依然民国年間そのまゝで、康徳三年度より全部県税にわたって改革されることになってゐる。

屯費その他公課について見るに、僅かに保甲費が新らしく徴収されるに至ったのみで、その他の公課は従来と変りはない。

第十七章　金融事情

第一節　屯内金融の概観

民国七、八年から十二、三年に至る間は莫大な砂金洪水と共に対露貿易の発達により当地方は非常なる発展を来し、農民の金融状況もすこぶる良好であったが、その后砂金の漸減と共に、対露貿易も次第に衰へ、更に民国十七、八年大水害に見舞はれ、加へて十八年の露支紛争、二十年の満洲事変、引続き馬占山の反乱及び兵禍に見舞はれ、農民は全く困窮の極に達し、金融も極度に逼迫し多数の廃耕地を生ずるに至った。

当時農民唯一の金融機関として利用されてゐた糧運棧の当舗も之の影響をうけて閉店の止むなきに至つた。

政府は此の金融の途のない農民を救済せんため、大同二年春季貸款の貸出を行つたが本屯でも証券を有するものは殆んど之を借入れてゐる。

其の后治安の回復、及び打続く豊作等のため漸次回復の途上にある。

当屯農民の金融機関としては、黒河市に大興公司、広信当が一軒あるのみであるが、遠距離なため本屯民の利用者は殆んど無いやうである。一旦金融の必要を生ずるときは親戚、知人を頼り、或は糧桟等に融資方にすがつてゐる。

屯内金融概観表

農家別	地主自作	自作	自作小作	自作雇農	小作	小作雇農	雇農	其他	無職	計
総戸数	二	二七	二	五	三	二	一一	一〇	一	六三
借債農家戸数	二	二三	二	四	一	一	七	三	〇	四七
借債農家一戸当平均負債額	一〇〇.〇〇	一二三.三三	一〇〇.〇〇	八〇.〇〇	三三.三三	五〇.〇〇	六三.六四	三〇.五〇	〇	七四.六二
負債総額	二三九.〇〇	二九七一.五二	一七七.〇〇	一二五〇.八	三〇.〇〇	四.三五	一四一.六〇	四四三.六八	〇	四三三七.二三

全戸一戸当	二一七、五〇	一一〇、〇五	八八、五〇	二五、〇二	一〇、〇〇	三、一八	一三、七八	四四、二七	—	六八、六九
負債農家一戸当	二一七、五〇	一一八、八六	八八、五〇	三一、二七	三〇、〇〇	四、三五	二〇、二三	八八、五四	—	九二、〇七
調査年度借入額	三〇、〇〇〇	三四三、〇〇	四〇、〇〇	二六、〇〇	—	—	一〇五、〇〇	一七〇、〇〇	—	七一四、〇〇
貸付戸数	—	四	一	一	—	—	二	一	—	九
貸付額	—	一、二〇〇、〇〇	一三、二〇	一三、六〇	—	—	五四、二〇	四〇〇	—	一、二八七、〇〇

第二節　金融の種類

農民は金の必要を生じた場合は、先づ親戚、知人からの借入れを求め、次に村内有力者に保証してもらひ、殘運式或は黒河の商店等から借りる。次に自分の所有物品を当舗に質入するのが普通で、自己の家畜等を売却してまで之に当てるやうなことは極めて稀である。

一　個人貸借（親戚知人間の貸借）

貸借関係七十八件の中、個人貸借は二九件で、全体の三七、一八%を占め、金額に於ては一九、一七、を占めてゐる。

これ等の親戚、知人間に行はれ、担保は勿論、保証人も立てないのが普通で、すべて信用貸

あるから。

利子は普通日歩二銭から四銭六厘が普通で、返済の期限に関しては別段の規約はないが、八ヶ月[illegible]

同族間の金融 ― 族の者が余裕金を利殖として金融するやうな事は殆どないが、[illegible]は

同族間での所謂日借として金融し合ふのである。

人の集団の場合家への借金と、族内の借金は区別してゐる。

尚、負債は家族の名義を以てするが、個人の負債は家の負債とは全然関係なく、個人の負債とな

つてゐる。

二　現物貸借

調査年度に於ける現物貸借は僅かに二件あつたのみである。とともに食料として谷子を借りてゐ

る。

現物貸借は概ね親しい友人或いは同親戚間に於ての外行はれ、その関係上別に利子なども無く、[illegible]

[illegible]するやうな事はないのである。

三　雑貨店からの借入

一般には信用ある中農以上の農家に於て、四月頃、一時に多額の金を必要とする場合、特に[illegible]

用、大農具の購入等の際、也或ひはその地方の有力者の紹介、保証を得て借入れるのである。此

の場合保証人は立てるが担保はないのが普通であるが、稀には地券を担保に入れることもあると

云ふ。

利子は三分或ひは四分で、期限は大体一ヶ年が普通である。

調査年度之の雑貨店からの借入は一〇件、八五〇円八〇銭で、件数では全体の一二、八二%、金額では一九、六六%を占めてゐる。

掛買

本屯では耕地十晌以上の自作農六、七軒と、小学校長等が、璦琿県の雑貨店から掛買ひをしてゐる。これ等の家は大部分同和泉と云ふ雑貨店に掛買ひしてゐる。勿論他の各農家でも掛買ひの出来ることを希望してゐるが信用を得ないので出来ないと云つてゐる。

掛買ひには物品の制限はないが、金額は耕地二十五晌以上の農家が五十円、他の農家が二十円位を限度とされ、期限も貳ヶ月となつてゐるが実際は一年に一回しか支払つてゐない。大体年末に支払ふ、掛金高も百円位に上つてゐる農家もあり、中には前年度からの繰越掛金もあつて二百円近くになり、年末に払ひ込んでもまだ残金が翌年に繰越しとなり、毎年掛金に追はれてゐる農家もある。

しかし期限をすぎても年を越しても利子はつかない。

雑貨店には各農家の流水帖があり、これに買上物品、金額、期日等を記入してゐる。

又掛買ひしてゐる雑貨店に穀物売却の場合、雑貨店が掛金の分を差引くやうなことはないが、便宜上農民が差引いてもらふのが普通である。

四　売青苗、批糧

青田売は過去も現在も全然行はれない。

又札擬は七、八年以前までは稀に行はれてゐた。この頃は襲擬戒の雑貨店と直接し、その主人へに紹介してもらつてその人が保証人となり、契約は証書又は口頭で、普通八、九月行はれ、契約価格は小麦で、十一月、十二月頃雑貨店に搬入する。又契約時期の市場相場で貸金高が決り、その価場の七割が農民の借入手取金となる。

現在は全然行はれてゐない。

五　土地建物担保金融

安達県一帯、[illegible]に於ても未だ未墾地が非常に多く、土地は過剰であつて、耕地を所有したいものは好むところの官地の払下げを受けて開墾すればいゝのであつて、土地は他の地方のやうに高い価格を持つことが出来ず、一晌地の地価僅かに五十二円にすぎない。尚かうした事情[illegible]て土地は売買の対象になり得ない状態にあり、従つて土地の担保金融は全然行はれない。[illegible]春耕貸款を担と見れば一種あつたと云へる。

春耕貸款については又項を改めて述べることにする。

六　質　入

本屯に於て金融機関として当舗を利用する率は非常に少なく、調査農家[illegible]（全件数の三・八五%）五二・二〇円（全金額の一・二一%）にすぎなかつた。農民は当舗の利用を敢て恥とはしてゐない[illegible]出来、又当舗は黒河に大興[illegible]

であるから、巨商の関係上容易に利用出来ない状体にある。

事変前までは愛琿城に少し一軒当舗があったので、当時は盛んに利用されてゐたと云ふことである。

春頃入して秋収穫后受出すものが多く、在質期間は三、六ヶ月位のものが最も多い。質草は衣服及び金銀、装身具が主なるもので、前者は評価額の五割、後者では七割位貸して呉れる。利子は月三分で期間は十八ヶ月である。

七　銀　行

黒河に中央銀行黒河支行があるが、専ら商工業者の金融機関として利用されて居り、農民に対しては全然利用の途は開かれてゐない。

八　春耕貸款

春耕貸款は大同二年春、疲弊せる農村を救済するため地券を担保として一晌に対して五円の割合で貸出されたもので、本券には九二、六九二円が振り当てられた。

本屯に於ても地券を有するものは一人残らず之が借入を申込んでゐる。

借入手続は借受希望者は契約書、自己所有地の地券又は連帯責任者の地券並びに左記の事項を記入した申込書を取揃へ、春耕資金監理委員会県分会に提出する。

イ、借受人又は代理人の姓名及び住所

ロ、借入希望額

ハ、借受期日

ニ、所有地の所在、面積、地番番号

ホ、作物種別本年耕作予定面積

ヘ、種子費、肥料費、農具費及び生活費の本年の所要見込額

[illegible]借入期日は大同二年五月、借受戸数三七戸、借入金額二七六〇円であつた。

[illegible]の借入期限は一ヶ年、利子は月七厘で、元金の返済並びに利息支払は次の期間に於て分

して行ふことになつた。

[illegible]日迄に　元金の三分の一　並びに同日までの利息の半額

〃　四月十五日迄に　元金の三分の一

[illegible]日迄に　元金の三分の一　並びに利息残額全部

[illegible]、調査年度末現在に於ける返済額は僅かに三二五・二二円で、借入額の一割にも足らない状態である。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

或るものは地価以上に貸付けられてゐるため返済しようとしないのが一つの原因と見られる。

本地方に関する限り畜耕貸款が斯うした担保で貸出されたことは全く失敗と云って差支へない、恐らく役畜なり家屋なりの担保で貸出されるのが必要であった。役畜の数こそは此の地方では可成り正確に、経営する耕作面積と富裕さを表示する。

調査年度末現在に於ける借入件数は三三件、全件数の四二・三〇%を占め、借入総額は二、五四四・七八円、全借入金額の五八・八一%を占めてゐる。

第三節　農村金融の形式性質

一　借入先、貸付先

一　借入先

調査年度末現在に於ける借入件数七八件について、借入先別件数並びに金額を示せば次の如くである。

借入先別	件数	総件数に対する%	調査年度末現在負債金額	総金額に対する%

春耕貸款	三三	四二、三〇	二、五四四、七八	五八、八一
当舗	三	三、八五	五二、二〇	一、二一
商人（雑貨店）	一〇	一二、八二	八五〇、八〇	一九、六六
親戚知人	二九	三七、一八	八三〇、四五	一九、一六
其他	三	三、八五	四〇、〇〇	一、一三
計	七八	一〇〇、〇〇	四、三二七、二五	一〇〇、〇〇

即ち件数で最も多いのは春耕貸款による借入で三三件、全件数の四二、三〇％を占め、次いで親戚知人よりの借入二九件、三七、一八％、雑貨店よりの借入一〇件　一二、八二％、最も少ないのは当舗及び其他の各々三件　三、八五％となつてゐる。

借入金額では春耕貸款によるものが最も多く二、五四四、七八円、全金額の五八、八一％を占め、次いで雑貨店の八五〇、八〇円　一九、六六％、親戚知人間八三〇、四五円　一九、一六％、当舗五二、二〇円、一、二一％、其他四〇、〇〇円　一、一三％の順となつてゐる。

更に之を農家階級別に示せば次の如くである。

借入先別／階級別	春耕貸款	当舗	商人	親戚知人間	其他	計
地主自作	二三五、〇〇	—	一七〇、〇〇	三〇、〇〇	—	四三五、〇〇
自作	二〇四二、一〇	四五、一二	五三六、八〇	三一、五〇	二〇、〇〇	二九七一、五二
自作、小作	二一、〇〇	—	—	五六、〇〇	一〇、〇〇	一七七、〇〇
自作、雇	九〇、〇〇	七、〇八	二八、〇〇	—	—	一二五、〇八
小作	三〇、〇〇	—	—	—	—	三〇、〇〇
小作、雇	—	—	—	四、三五	—	四、三五
雇農	一五、〇〇	—	—	一〇七、六〇	一九、〇〇	一四一、六〇
雜	二一、六八	—	一〇〇、〇〇	三二一、〇〇	—	四四二、六八
無職	—	—	—	—	—	—
計	三、五四四、七八	五二、二〇	八五〇、八〇	八三〇、四五	四九、〇〇	四、三二七、二三

2 貸付先

貸付先はすべて親戚知人に限られて居る。

二 借入方法

個人間に於ける貸借は親密なる間柄の友人或ひは親戚間に於てのみ行はれるのが普通である故借入はすべて口頭で行はれる。

大金になると文書を作ることもあるが、普通の場合は文書は作らない。しかし黒河市或ひは璦琿城の雑貨店から借入れる場合は其の有力者へ之を相手に対して親しい仲か知合ひである必要が

せることが仲介を全く借入れてゐず、更にこの仲介人の外に一人位の保証人をとること、又證文を作って

借入れるのが普通である。

三　借入時期及用途

借入は概して二、三、四月頃及び十二月に多い。これは二、三、四月の借入は春耕時期に於ける種子購入費、労賃支払費に充てるためであり、十二月は年関の物資購入のための借入である。

今農家階級別に資金需要期を見ると大体次の如くなつてゐる。

階層	現金収入期	現金支出期
大農	十、十一月＝農産物売却、副業収入	一～四月＝年工労賃支払、農具修理、種子代 五、六月＝除草期日工労賃支払 七月＝収穫期日工労賃支払 十二月＝年関物資購入
中農	十、十一月＝大農に同じ	五、六月＝除草期日工労賃支払 十二月＝年関物資購入

小農	一―三月＝年工労賃収入 五、六、八月＝日工労賃収入	十二月＝年間物資購入

以上は定期の資金必要期であるが、冠婚、葬祭、疾病等の突発的事情に依つて資金を必要とすることがあり、然も負債を仰ぐのは之等突然的の事情に依る場合が多々ある。

四　借入額、貸付額

一　借入額

調査年度末現在に於ける借入額は総額四、三二七・二三円にして、全屯一戸当の借入額は六八・六九円となつてゐる。

之を農家階級別について見るに次表の如くである。

群別	戸数	康徳二年末現在負債金額	一戸当負債額
地主、自作	二	四三五・〇〇	二一七・五〇
自作	二七	二、九七一・五二	一一〇・〇五
自作、小作	二	一七七・〇〇	八八・五〇

	計	無職	雑	雇農	小作、雇農	小作	自作、雇農
	六三	一	一〇	一一	二	三	五
	四、三二七、二二	—	四四二、六八	一四一、六〇	四三五	三〇、〇〇	一二五、〇八
	六八、六〇	—	四四、二七	一三、七八	二、一八	一〇、〇〇〇	二五、[illegible]二

即ち全階級に亘り相当大なる借金をなしてゐる。

今一戸当り平均負債額を見るに、最も多いのは地主、自作農階級で二一七五[illegible]円、最も少いの

は小作、雇農の二、一八円となつてゐる。（無職階級は僅かに一戸で、これとても殆んど他家に依

存して生活を支へてゐる程度にすぎない為め之を除く）

概して自作[illegible]農家は自作、自作、自作小作を含めての農家が最も負債多く、[illegible]

較的少ない。雑業者はその中間にある。

然しこれ等の負債は[illegible]以前に於てなされたもの多く、最近[illegible]

[illegible]による[illegible]収入に依り、農民の金融状況は[illegible]

徳二年度の借入金は僅かに七一四円、一戸当平均一一、五二円となつてゐる。

次に康徳二年度のみの借入金について農家階級別に見れば次の如くである。

群別	戸数	康徳二年度借入額	一戸当平均
地主自作	二	三〇、〇〇〇	一五、〇〇
自作	二七	三四三、〇〇〇	一二、七〇
自作小作	二	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇
自作雇農	五	二六、〇〇〇	五、二〇
小作	三	ー	ー
小作雇農	二	ー	ー
雇農	一一	一〇五、〇〇〇	九、五五
雑業	一〇	一七〇、〇〇〇	一七、〇〇
無職	一	ー	ー
計	六三	七一四、〇〇〇	一一、五二

即ち此の場合に於ても負債の比較的多いのは自作農（地主、自作、自作、自作小作を含めた意

せ[illegible]て、生産意欲は最も少なく、離農者が年々増加している。

2　貸付額

昭和三十三年五月現在に於ける貸付総額は一、二八七、〇〇〇円で、零細階級程貸付額が少なくなっている。

種別	戸数	貸付戸数	貸付額
地主自作	二	—	—
自作	一七	四	一、二〇二、〇〇
自作兼小作	二	一	一三、二〇
自作兼業	三	一	一三、六〇
小作	五		—
小作兼業	二		
漁業	一一	二	三四、二〇
雑業	一〇	一	二、〇〇
無職	一	—	—
計	六二	九	一、二八七、〇〇

一件当貸付金額は一戸に二〇円以下のものが多いが、ただ例外として本屯第一の財産家たる農家番号（四）の車吉壽が康德元年十二月頃庫城在住の知人に六五〇円（調査年度末は利子を加へて八八四圓となつてゐる）、康德二年三月屯外在住の農民に二一〇円（調査年度末は利子を加へて二七三円となつてゐる）の二件の大口貸付をなしてゐる。

五　担保、保証

個人貸借に於ては担保は取らないのが普通で、保証人は立てる場合と然らざる場合とがある。然し雑貨店から借入れる場合は必らず保証人は必要である。

保証人の資格としては相当の財産を有し、充分信用のおける人で且つ相手と親しい仲か知合であることを必要とする。

保証人には承還保証人と中保人の二つがあり、前者は債ムに対して全責任を負ふが、后者は世仲介の労を取るのみで債ムに対しては全然責任はない。

然し保証人で責任を負ふた例は今までなかつたとのことである。

六　利子

利子は親戚知人間に於ける場合も雑貨店から借入れる場合も同一で何等差異はなく、月利三分或ひは四分が普通である。

利子計算方法は單利の月利計算が普通で、一ヶ月は三十日とし、其の端数は三十分の端日数として計算する。利子は元金を返済する際に元金と一諸に支払ふのが建前となつてはゐるが、何年

まつても元金の返済が不能な場合は金のあるとき適宜利子のみを支払つてゐる。しかし最初の約束通りの利子を支払はれることは極めて稀のやうである。

次に農民の利子に対する観念は如何と云ふに、農民は利子に対しては別にこれと云ふ観念は持つてゐないやうで、ただ長年月の間には利子も相当な額に上るから、自然利子も[illegible]と思ふやうになり、それでもつと安くしてもらひたいと云ふ漠然たる望みをいだいてゐるにすぎない。

七　返済法

普通現金で借りた場合は現金で返済し、現物で借りた場合は現物で返済するのが建前となつてゐるが、若し現金で借りて現物でなければ返済出来ないと云ふやうな場合は貸主の承諾を得て現物で返済することも出来る。此の場合支払ふべき現物は貸主の要求するものを与へる。現物の評価は其の時の市価によつてゐる。

又出入債権に対して労力で返済する例もある。この場合の計算方法はその時の労働報酬によりて債務額に相当する労働日数だけ働いて返せばよいことになつてゐる。

又最近では旧時の旧幣で借りたものはすべて国幣で返済することになつて居り、此の[illegible]算は中央銀行で回収したときの率によつて行ふ。

次にその換算率を示せば次の如くである。

江大洋　一円は　国幣　一、四〇円

吉票　〃　〃　〇、七〇〃

八　期限

農民間に於ては普通ははっきりした期限は決めてゐない。たゞ秋収穫后とか何時々々までに返すといふ口約だけのものである。雑貨店等から借りる場合は期限は証書に明記されるのが普通で大体一年である。

若し期限が切れても返済不能の場合は証書を新らしく書き換へて、それまでの利子を元金に繰込んだ額を負債額とする。しかし返済期限がすぎても利子を入れてさへおけば返済を強要されることはないとのことである。

九　返済不能に陥った場合の処置

返済不能となった場合現物を持って回収するため債ム者の脱穀場に直接来て強要するやうな例は極く稀ではあるが時々あるとのことである。

又強制的に家畜を持ち去った例も一、二件あったが、農民は家畜が大事なため数日后に金を苦面して家畜を取り返して来たと云ふ。

第四節　通貨

現在の流通貨幣はすべて国幣で、旧幣は殆んど回収済みであり、銀塊や銅子児は見られぬ。

農民は国幣に対する認識も深く、又国幣は変動も無く安心して所有してゐられると云ふのが一般

[illegible]べてゐる。

正幣[illegible]黒竜江官銀号票、東三省官銀号票、辺業銀行票、[illegible]、交通銀行票等の通貨、私票としては馬占山の発行使用せしめたる馬大洋票が流通してゐる。

第十八章　農村自治及社会生活

第一節　屯内の協同生活

一　屯内農家相互を結びつけてゐる親戚関係と相互扶助

元来本屯は民国[illegible]年頃の乱[illegible]とき一時匪賊の襲来が頻に出没して、帰還した[illegible]往歴史新らしく、山東方面から移住した漢人が大多数を占め、僅かの満人も存在す。しかして今の代又は父の時代に来屯した農家が多く、屯内の同族関係は割合に少ないが、婚姻関係は全階級に亘つて連らなり、極めて複雑し、いづれの農家間に於ても多少の親戚関係は持つてゐる。

その内如何なる範囲まで親戚として相互扶助をしてゐるかと云ふに、先づ同族間に於ては三代

までは親しい交際をし、三代まで、即ち親、兄弟、祖父母、叔父、従兄弟等の間に於ては親密な関係を保ち、相互扶助を行ふことも多い。

次いで親戚には近親と遠親とがあり、近親としては母の父母兄弟、父の姉妹の嫁入先等があり、遠親としては姉妹の嫁入先、妻の里、娘の嫁入先等があり、これ等に於いても、お互ひに交際し合つてゐる。

これ等の相互扶助には色々とあるが、病気を引取つたり、冠婚葬祭の生活の保護等へもある。これ等は特別の場合であるが、一般に金銭、食料、衣類、農具、労力等をお互ひに融通し合ひ、其の量少の場合は無償である。

金銭の場合に於ては十円未満位は無利子で、それ以上になると利子を付すが、期限、担保、証書等はない。

衣裳は二、三日位の貸借は無料で、盆大等の貸借は無料である。又、漁具、工具も互ひに貸してゐる。

この外家事の手伝、冠婚葬式の手伝等も行はれる。又親戚は集つて来たりまたは家を借りたり年工に雇つたりして生活の道を講じてゐる。

二　近隣農家間の相互扶助

近隣の農民は上下の別なく懇意で、富者は貧者を助け、貧者は富者を尊敬してゐる風が多い。

近隣に於ては家の貸借は無料無利子で、又二、三年無料で貸す場合が多い。又そこで親しく交際し

たものに対しては色民一同が良く面倒を見てやってゐる。

全員の貸借は親しい色民間に行はれ、金額が僅少の場合は白借全額であう。又食料、家畜、農具等の融通は親しい農間では親類同様融通し合ってゐる。たゞ洋式大農具は誰にでも貸付けるが必らず貸付料を取ってゐる。

次いで労力の融通について見るに、脱穀作業は普通五六件の農家が共同で行ふ。これは洋式脱穀機を借りて使用する関係上どうしても数軒の農家が共同せねばならぬのである。即ちこの脱穀機使用には人十二人、馬十頭は必らず必要とするためである。

又一般に又人間に於ては乗二、稗具、牛具等が行はれる。これ等の場合、お互いの利害には相当の開きのあるのを見受けるから、必らずしも利害関係ばかりにとらはれてゐるものとは思はれない。

[illegible]　[illegible]

ここに於ては働き手の多い農家が他の農家に全然寄生して生活してゐることさへ[illegible]同じ様にして一般に全農民が寄借で、収穫后の蒔穫物とか食料欠乏期には食合入れ[illegible]く等のことは全然行はれたことがない。

[illegible]の自衛（治安、自衛の項参照）

自衛については次の項に述べるが、

本色民がこの地方は治安極めて良く、匪賊その他の盗匪の襲撃を受けたことは附近[illegible]

なく、従つて自衛としての協同は忘却されてゐる。

三　協同利用

牧養地は官有のものが有るが、康徳二年度は怪俄した雇農の救済法として全農家が牛馬を放牧して之の雇農を牧夫として雇傭した。

一般にこの牧養地は使用したものが県公署にその使用料として草甸捐を取られるが、普通脱税してゐる。

墓地は個人所有で、二、三の農家の共有墓地もある。

脱穀場は共有することとなし。

井戸は全部共同利用のもので、修繕等は屯民全体の負担である。

農具の共同購入は扇車子に於て僅か一例しかないが、之が使用は毎年順番に従ふ。

四　協同生活と屯の階級構成

本屯社会構成は先づ自作農を主体とし、之に雇農及び雑業の両群が依存してゐるので、屯の有力者は自作農によつて占められ、富の配合も大自作農を第一とし、中、小自作農がこれに次いでゐる。それで社会生活の中心勢力はこれ等自作農で、協同生活も亦自作農が一つの結合体をなし此のブロックに雇農階級及び雑農群が介在してゐる感が深い。しかして自作農群を中心とした屯の生活団体は良く括つた自治体を形成し、農家間の反目磨擦は全然なく、又この農家間の反目は直ちにその利害関係に影響するまでに協同生活が行はれてゐる。

さればに現在に於ては屯内で排斥されるものは居ない。もしかゝるものが居つたとしてもやがて屯より追出される運命に至る。

第二節　政治、自衛

一　屯に於ける保甲制度

1　保甲制度以前の状況

この頃については県勢一般の保甲制度の項を参照されたい。

2　保甲制実施時期

康徳元年一月

3　保甲役員の選挙任免

保長・副保長は保内甲長の選挙による。これを警察署長が推薦して県長が任命する。任期一ヶ年で重任を妨げず。

甲長、副甲長は甲内の牌長の選挙による。これを警察署長が任命する。任期一ヶ年、重任することが出来る。

牌長は牌内農家の家長が互選する。しかし保甲長の選挙に際して実際は[illegible]

[illegible]て居る。

4　甲牌長の実際上の仕事

現在の甲長は自家にて一人で事ムを取つてをり、事ム費は自己負担で、書記その他傭員が一人も居ないので甲弁事所の業務は即ち甲長の仕事である。それで甲長は前記の保甲上の業務の外に屯内会議の世話役及び議長、屯費の収入収支、官公吏の応接等諸種の役割を持つ。しかして屯内事業中自己一存で決定出来るものは全然なく、すべて牌長、屯内有力者と相談してその賛同を得ねばならない。

副甲長は有名無実で甲長に一任して居り、官公吏の応接、屯内会議に出席したりするだけであるが、屯内有力者の一人であり、一般に甲長を援助してゐる。

牌長も殆んど仕事はないが、甲長の事ム上の補佐をしたり諸負担の徴収にあづかつたり、役員の選挙其の他屯内の相談事に出席したりして、一種の村会議員的役割をする。

5　屯内に於ける甲長牌長の身分

現在の甲長は耕地四十晌を自作する屯内第二の富農の家長の実弟で、自家農業経営には全然参与せず、甲長としての仕事のみに力をそゝぐ屯内最力者の一人である。

副甲長は耕地十三晌を有する自作農で、屯民の人望があり屯内の有力者である。

牌長には自作農、雑業者等一定しないが、牌内の有識者が選出されてゐる。

この外屯内には三人の勢力ある有識者が居り、これ等を屯内で紳士と呼んで屯内相談事の顧問格で、その意見は最も重要視される。共に屯内の大自作農である。

6　保甲費の割当、徴収、使途

租税公課の項参照。こゝでは略す。

7　保甲制に対する屯民の希望、感想、認識の程度

保甲制が実施せられるに至つても屯内の政治形態は戦前と殆んど変りないので、一般民は希望、感想等を有つて居ず、現在に満足して居るが、たゞ諸種の規則、取締が出来て今までよりは世間がやかましくなつた位しか考へて居ず、又銃器を没収されてまさかの場合の不安をいだいて居る者も居る。

二　屯内の相談決定

屯内に於ては当年一月中にその年の各農家の等級を決めるので七等級までの階級があり、これは馬の頭数、大農具、耕地、財産、農家の面子等を考慮して、屯内家長が全部集つて合議の上決定するので、この農家の等級は諸負担の割当額決定の上の標準とされるものである（公租公課の項参照）が、自然階級の上位のものは結局屯の有力者と云ふことになるが、これが屯に於ける農家の勢力を決める決定的のものではない。

屯の水利事業、廟の修理、道路の修理、官公吏の饗応方法等は甲長、副甲長、各牌長、紳士、自警団長、副団長等の協議によつて決定し、又臨時の諸負担、例へば献金、運動、兵匪等の要求を受けた場合の割当方法、割当額等は前述の者達の間で議決される。

事件の解決や制裁は甲長に一任される。

三　一般農民の政治に対する関心

県公署、協和会、警察署等の言動は農民の政治に対する関心を高めつゝあり、その言動行は直ちに農民の利害に直接間接に影響するので、県の諸政の改善とか産業上の指導とか云ふことに就いては或る程度まで知つてゐる。又県よりの布告等にも関心を向けられ、社内の有識者間にはよく徹底してゐる。又満洲国、日本等の概念も小学校の教育を通して大分わかりと理解してゐるものがある。

県公署に対する農民の認識は、県公署を以て県に於ける最高官庁として、県長、参事官は県に於ける独裁的権力者としてゐる感が深い。

軍隊、警察隊に対する観念は、従来の旧軍閥時代のこれ等の暴虐に対する恐怖心は未だになくならないが、現在の軍隊や警察隊が昔と違つて来たことは認めてゐる。

現在の役人に対しては正しく理解するやうになり、従来の諸負担の徴収員や警察員に贈賄して滞納又は免除をはかる等の習慣は漸次一掃されつゝある。又従来は官公吏に対しては饗応をせねばならぬものと思つてゐたやうであるが、現在に於てはこの慣習も特別の場合以外は行はないやうになつた。

四　自　衛

1　治安状況の変遷

事変当時は事件の渦中から遠く離れ、事変の起つたことも知らざるものも多く、又其の頃の

匪害も全般地帯に限られ、この地方の農村は全く平穏で、治安も良好であり、大同元年には県城及びその附近は馬占山の反乱の渦中に巻き込まれ、県城は一時占領され、馬占山の勢力範囲とで出来たのであるが本地方は治安上に変化はなかった。

其の後に於ても本地方の治安は極めて良好で匪害の地から遠く離れ、県内に於て安全地帯として自慢せられてゐる。

翻って本県全体の治安状況を見るに、一時馬占山の反乱で人心は動揺したが反軍の撃滅と共に漸次人心は落着き、治安も恢復した。集団匪も事件当時は一時跳梁したが其の後日満軍の討伐に遭い漸次分散逃走したが、康徳二年四月(陽)に東南部県境附近に百名以上の有力な匪団が出現したが討伐を受けて県外に逃走せり。しかし分散小匪賊は依然山岳森林地帯の随所、竜鎮との県境附近に出没してゐる状況である。

匪害状況を本県地方に於いて知ることが出来ないから、県公署警務科に於いて調査したる資料によると、

本県の匪襲と被害状況は次の如し。

年次	匪襲回数	匪首数	延匪数	実数	被害農家	住民死傷	馬被害数	現金被害
大同二年	四一	二三	九五六	二九八	不明	八	一六三	七七一五円

康徳元年	四〇	一三	七七三	二八一	不明	七	八五	五九一五
〃 二年	四一	二八	二〇〇八	四二〇	一九	七	八六	五〇〇

しかしてこれ等の匪賊の屯滞在日数は集団匪で二日、小匪賊で一日位である。

2 自衛組織の変遷

地方によつては保甲団と称するものを組織して自衛に当つた屯もあるが、本屯附近に於ては自衛団が組織せられたことは全然なかつた。

本屯に於ては耕地十晌以上を持つ農家では銃器を一丁又は二丁所持し、屯内全部で十五、六丁の銃器があり、匪襲に備へて居つただけである。

3 自衛団の組織及び運用

本屯に於ける自衛団の組織も県の保甲制に対する方針によつて全く義務的に組織せられたもので、銃器の所持は禁ぜられ、殆んど名前だけの存在と云つてよい。

警察署の命によつて組織されたこの自衛団は団長、副団長各々一名の外、常備団員四名と数十名の予備団員が居るわけである。これ等団員中予備団員は名目だけで、平常は家業に服して居り、有時の場合の備へとする。常備団員は二十二、三才位の壮丁で、毎月一日、十五日の二回区警察署に於て訓練を受けてゐる。

各屯の警備団員は二名に当つてゐるが、実際にこの当今の団員であるか又は[illegible]

[illegible]である。

この警備団員の選出は甲長以下屯内有力者が中農以上の農家の[illegible]を選べ[illegible]、よつて警備団員には給与はない。（旅費其の他の費用は自分持ちである。）団長以下警備団員も[illegible]は団員上の世帯は全然なく、服役の者は又一に出され、又警察分駐所の小使的仕事に[illegible]当り、時々の場合（官吏等が屯滞在のとき等）の警護にあたる。

自警団長又は副団長は甲長、牌長、甲子等の選挙によつて決まるもので、任期は一年[illegible]る。

現在の団長は耕地約十晌を自小作してゐるもので、屯内での勢力は全然ないが、面子上屯内に於ける地位は副甲長の次位に居る。副甲長は耕地二十五晌を自作してゐる屯の勢力者である。

4　治安と屯生活

[illegible]は要するに治安維持で、農民は安んじて[illegible]る外取り立てゝ云ふことはない。

第三節　家族制度

一　家族の共同生活

1　世帯の大きさ

戸別表より農家群別の家族員数を平均すると、地主自作群は七、五人、自作群は六、四人、自小作群は七、五人、自雇農群は七、六人、小作群は三、〇人、小作雇農群は二、五人、雑業者群は三、八人である。しかして自作群がその農家数最も多く、本邑全戸の約半分を占め、世帯も大から小まであり其の平均値は四位に在るが、所謂大家族制度の農家は之の自作群に限られてゐる。

2　家族内の統制

一家を代表してゐるものを当家又は掌櫃と呼び、之を決めるには兄弟の互選であるが、一般に兄弟中で最も見識を持つものがなつてゐる。当家の権限として家の負債、小供の教育、農家経営、穀物の売却等を独断で行なふことが出来、土地の売買、入出典、婚姻等は家族の意見を要する。

家族会議には当家以外の家族は皆同等の権利を有し、当家以外のもの（兄弟叔父等）の意見が家長の意に反するやうな場合でもその持論を他の大部分の家族が支持するときは之の意見を採用せねばならない。

分家の際は親族全部が集つて相談する。又当家は自己の意に従はない者があつても之を制裁

する手段はない。しかし当家と他の家族とが反目するやうになると、当家では分家するに至る。

3　家内の協同及び家計分離独立の程度

家族間で仕事の分担を決めるやうなことはないが、自然各々の仕事の領分が決つて来る。収益物はすべて家のものとして全家族の生活費に当て、年末に余分の金が出来るとこれを家族に等分に分つ。又他へ出稼に行つたもの丶仕送金も家のものとする。

又農家経営に要する費用は勿論、食事、光熱、寝具、衣類、靴等の購入等すべて家族共同の生活費は全部共同である。家族一人当り一年木綿何匹と云ふ風に各員に支給される。しかし[illegible]飾品、化粧品類、個人の娯楽や嗜好品、その他個人の贅沢品は各個人で購入されてゐる。[illegible]もに於ては家族から嫁の持参金以外は一家内の家産に家のものと個人のものとはつきり区別されてゐるものはない。

負債は家の負債と個人の負債は区別され、家の負債は当家の債任となり、家族個人の負債は当家の承諾を要しないがこれに対しては当家は全然責任は持たない。

4　大家族制度

本村に於ては大した大家族の農家もないが、家族数が二十名の農家一軒で、十五名で[illegible]一軒あり、これ等は内容に於て大家族制度である。

これ等の農家が大家族となつた所以は、これ等が伝統を尊び[illegible]を重んじ、大きな家の[illegible]感じ、表面上の家族間のいがみ合ひ等がないため自然かくなつたものである。一般にこれ等の

その経営形態が大きくこれ等大家族を抱擁するに足るだけの収益を上げて居り、生活上の不安がないのも一つの原因と見られる。

一般に農民は小さくまとまった家庭を理想とし、自己本能の強い漢人が表面上自己を没却して面子上大家族制を維持して行くには、裏面においては諸種のなやみを持ってゐるものと見られてゐる。

しかしてその大家族制の長所として大経営を行ひ、もでの優位に立つことが出来、耕作、販売その他農家経営上合理的で、消費部内に於ても冗費をはぶくことが出来るが、各人が経済的独立の観念を強制して表面上は円満に生活してゐるが、内面的には諸種の憤満を有し、時々之が爆発して表面上の家族間の不和を来し、家族統制が困難である。

これに対して小家族制は束縛されない自由な労働及び生活が出来るが、自然なまけがちになると云ってゐる。

二 相続制度、分家

本屯に於ては親の選択に委ねられるが長子相続である。又養子をむかへる場合は男の子がないときに限る。

分家は家族間に不和を生じたとき、又は生活上分家を必要とした場合に行はれ、之には親族会議を開いて兄弟間、親と子間等家族間に分家が行はれる。分家しても屯に居るものは全部平等に祖先の祭を続ける。

親を扶養の義務は兄弟一様にあるのであるが、親は長男と一しょで自分[illegible]

養はれ、分家のときには親は自分の生計に足るだけの土地をとっておく。

分家屋は必らずしも作るとは限らないが耕地其の他不動産が多いときは宅地[illegible]

きにしもあらずとして作っておく。

家産の分割

女子は婚姻手をとったとき以外は家産の分割に与からず。

家産の分割はその数だけの組を作り、全く平等にして籤引きで決める。不動産の分割は全部

現金に換価して平均するのではないが、耕地は耕作に不便な[illegible]

する。上中下の耕地があるとき等は下地は多く分配し、上地は少なくしてその標価額を均一する。

分割の結果は次男以下では各々分家して農業経営をやって行けるが、中小農においては[illegible]

[illegible]困難となり、自作兼農や雇農或は他出稼ぎ等[illegible]

ものもある。

財産分割のとき親を扶養するものは[illegible]、親は財産を多く分けられ[illegible]

[illegible]親は養老の土地を[illegible]して[illegible]の養老の土地は、[illegible]

いて親を扶養したもののものと成り、親だけの管理に属せず、親の死后は勿論その家の土地とな

る。

家屋・宅地・農具・[illegible]平等に分割され[illegible]

を一人の所有とし、他のものは之と同標価額の不動産を配する。
土地は墓地以外は必らず分割し、共有地となるところはない。
耕地は分割しても依然共同耕作する例もあるが、夫々の土地からの収益は必らず区別される。
土地の分割の場合地券の分割は行はれてゐない。今までの地券を各々の中の一人が所持してる。土地分割の手続きや相続の手続は全然とらない。それで土地に対する税金は各人が土地の面積に按分して負担し、今まで通りの名義で納入してゐる。
動産の分割もまた慎重に平等に分割される。
この外負債も各人が一様に負担する。分割に際しては債権者の同意を要す。

第四節　教育

一　学校

1　沿革

本屯に於ては宣統元年（一九〇九年）二月に始めて現在の小学校の前身たる私塾が設立され其の当時の富農の子弟が教育を受けたが生徒は六人であった。
民国七年二月には松樹甫屯私立小学校と改名され、屯立となり、生徒の数は十二、三人で四学年制となる。

民国十一年二月には縣立となり、璦琿県立第十一初級小学校と改名、生徒数二十三名位、二学年制、先生は一人であつた。

更に民国十八年二月には璦琿県立第四初級小学校と改名され、生徒三十名位。

其の後大同二年二月には県立第九初級小学校と成り生徒約三十名。康徳二年二月には[illegible]初級小学校と改名、生徒数四十三人、先生一人、四年制である。

康徳三年度にて両級小学校に昇格し、初等科四ヶ年、高等科二年、先生二人、生徒八十人の学校であつた。

小学校に通ふ児童は以前は大中農の子弟に限られてゐたが、大同二年頃からは貧農家庭の子弟にも奨励し補助し其の影響により貧農の児童も学校に通ふ様になり、現在では全階級の児童の大半が通学するやうになつた。

六、科目

建国前は日本語なく、国文、修身、自然（理科）、算術、図画、手工、音楽、体操であつたが建国後は建国精神と日本語が加へられ書籍も改められ、現在は大体新学制によつてゐる。

七、授業

一日に全学年の国文四時間を入れ、全部一緒に学ぶ。

授業は一日六時間授業、一時間四十分で全学年を教授し、或る学年には自習させるやうにする。

学校の経営は現在に於いては一切県負担で村民の負担にはならないが、県内一局は学校基金を徴収す。

就学児童の費用

前述の如く授業料は取られないが学校弁公費と云ふものを各生徒は毎年一円納入す。これで校長は生徒の教科書と学用品を支給する。其の他教育費が就学児童一人につき一円―三円位いる。

学校は農繁期といへども休校はない。この時期になると一日五、六人の欠席者を出す。生徒は卒業后はすべて農業に従事してゐる。

二　現在の村内児童の就学率は七割位である。しかし二年位教育を受けて学校を止めるものも多い。現在（康徳二年末現在）本村児童の就学状況は男子二九名、女子一二名、合計三五名である。入学年令は七才であるがそれ以后に入学するものも多い。

三　識学者の比率

現在の年長者にて字の読めるものは村内で一割位しかいない。これとてかろうじて読書が出来る程度のものが多い。

婦人で読書出来るものは二、三人に止まる。

しかし二十四、五才以下の男子になると中農、富農のものは半数位は字が読めるものが居る。下層階級のものは全然読めない。

しかして漸次年少に従って識字者も増加し、女子で教育を受けたものも多くなってきて、現在の
青少年達になると七割以上は字が読める。

第五節　衛　生

一　此の地方には風土病はない。

二　屯内に於ける主なる病気

胃病、感冒、腹痛等で、大抵の病気は売薬を飲ませる位で自然になほるのを待つ。重病で、すぐなほりさうにないとき中農以上は愛琿城より医者をむかへて治療をうける。

本屯に於ては迷信的治療は全然ない。

入浴を行ってゐる農家は一軒しかない。一月に二回位愛琿城で入浴する。夏は川にて入浴する農家が多い。

三　屯内に於ける伝染病

大人の伝染病は殆んどないやうであるが子供の麻疹は時々流行して猖獗を極めることがある。康徳三年には二十八、三十人の児童が之れにかかり、約三分の一は死亡した。[illegible]月頃流行した折は十四、五人之れにかかり五、六人死亡した。次いで康徳元年三月頃又大流行して三十余名の患者を出したが死亡した子供は二、三人であった。しかしてこの麻疹にかかる子供

は三・四才から七、八才までゞ、大低は一週間位で治るか死亡するかである。この病気が流行しても、その予防は何等行なはれない。しかしこの病気が流行すると瑷琿城より医師をむかへ、治療をうける。

四　本屯に於ては附近に医師がゐないため、前述の如く瑷琿の医師をむかへる。又産婆もゐないがお互ひの農家の婦人が産婆代りをする。

薬草と称するものは全然なし。行商人又は泉城薬屋から購入した売薬を常備薬として各戸に持つてゐる。その売薬費は二、三年に一度、二、三円分買つておく。

又瑷琿城から医師をむかへると一回二、三円を要する。一年で二、三十円の医療費を費してゐる農家も多く、本屯全戸の一年中の医療費が五百円近くにもなつてゐる。もつともこの中支払未納の農家も大分ある。

五　間引

全然行はれたことはない。

六　死亡率

七、八才未満で死亡することが最も多く、婦人一生の出産回数は普通五、六回であるが、この内成人になるのは五〇%位しかない。

第六節　風俗、習慣

一　結　婚

結婚年令

男　二十－二十二才

女　十七、八才

婚　約

男は十二、三才頃から

女は十、八才頃から

婚約は男の方では結納金を一時に渡さず、三、六才から[illegible]二十円、八十円、[illegible]

[illegible]、三年後には結納金を渡し[illegible]して[illegible]

友人を集めて豚等殺して祝宴をあげる。

[illegible]

許嫁の道程を至ずして直ちに結婚することもあるが、これは一〇－一五％位である。又結婚后破婚することは殆んど無いが、若しある場合は女の方からの破婚で、男の方から破婚した例はない。そのとき結納金は勿論返納せねばならぬ。

結婚式は盛大に行なはれ、親戚、知人を招待して吹喇叭等（普通四人）を雇って祝宴を開く。
結婚費用は百円―三百円位である。
又貧者程嫁を買ふに結納金が多い傾向がある。

二 葬儀

年長者の葬儀は盛大に行はれるが、年少者の死亡に対しては殆んど葬儀らしきものは行なはれず。貧富に関せず六才までの子供は死亡后直ちに棺も用ひず藁で縛って丘や荒野に棄てる。
葬儀のときは喪主の名によって親戚知人に通知を出す。入棺は死亡した日に行ひ、三日間は通夜をする。
出棺は大抵五日目位に行ふ。この间に親族知人は喪家に悔みを述べ香奠等を贈る。しかして葬儀費用は七、八十円―三、四百円位を要す。
服喪（白衣）は祖父母、両親の死は百日、兄弟は二十一日とす。墓参は初七日より四十九日までの七忌日、百日忌、一週忌、三週忌に行はれる。貧農は四十九日まで七回である。しかしてこれらの墓参には一回に五円―八円位を要する。

三 蓄妾の習慣

妻に子なき場合、富農の場合等にある。現在本屯に於て妾を持つ農家は一戸しかない。これは本屯第一の富農である。
纏足は老幼一人もゐない。昔から纏足の習慣はない。

[illegible]戸の成就

現在は於ても四、三人の成就者が居る。

賭　事

正月三日頃は全農家で賭博を行ふ習慣がある。

しかしこれ以外の日に行ふことはない。

入学発願

行はれた例なし。

四　屯内の祭り

1　宿　会

年に八回の宿祭を行ふ。これの世話人には毎日各農家が順次に当るのであつて、この世話人は宿の会費を徴収して酒宴の準備、宿の飾、其の他一切の世話役に当る。会費は一戸につき各農家から三〇銭づゝ徴収す。宿会はほんの形式的で各戸から一人づゝ出て酒宴をひらく外あまり盛んなものではない。

八回の宿祭日は左の如し。

二月二日　竜王祭　竜王は雨を降らす神とす。

三月三日　娘々祭　子供を授ける神、子を育てる神とす。

五月五日　虫王祭（端午節）

虫王は虫害を護る神とす。

五月十三日　関岳祭　関公の祭

六月二十三日　馬王祭　馬を保る神とす。

七月十二日　財神祭　財を作る神

七月二十五日　牛王祭　牛を守る神

2　端午節

五月二十五日、虫王祭と共に行ふ。

3　中秋節

八月十五日

4　年関

十二月三十日の夜、十二時に財神をむかへる祭をす。

供物を上げ爆竹をならす。

5　元宵節

正月十五日。

此の外五月二日を[illegible]祭典に[illegible]戯をかざり、[illegible]。

又中元節[illegible]には六月の戯を演じて[illegible]祭を開くこともあり、

之等の祭のとき一同を代表するものは甲長である。

婚喪の習慣

嫁取り　一千―八千　現金のみで[illegible]を贈ることはない。

嫁出し　一円―三円　此の外嫁の装飾品を贈る。

出生　鶏、[illegible]、[illegible]を送る。

葬式　一円―五円　現金を[illegible]贈る。

五　宗教

とくに宗教的[illegible]等を見るべきものなく、祭事[illegible]行つてはゐるが[illegible]、其の宗教は[illegible]の宗教であるか知つてゐないが、廟祭等から見るに関帝と娘々を主神とする道教であらうと考へる。

第七節　訴訟、犯罪

本屯に於ては訴訟事件の例はない。

普通問題が起ったときは出来るだけ仲裁人を立てたりして内々ですます。これで解決出来ないときは甲長に仲裁を頼み、甲長の裁断には服従する。

屯と対外的関係になると、甲長及び屯有力者が県城に行って参事官に仲裁してもらってゐる。

犯罪は十年位前に窃盗を働らくものがあったが、之の農家は屯外に追ひ出された。それ以来犯罪が行はれたことはない。

第八節　農民の生活程度

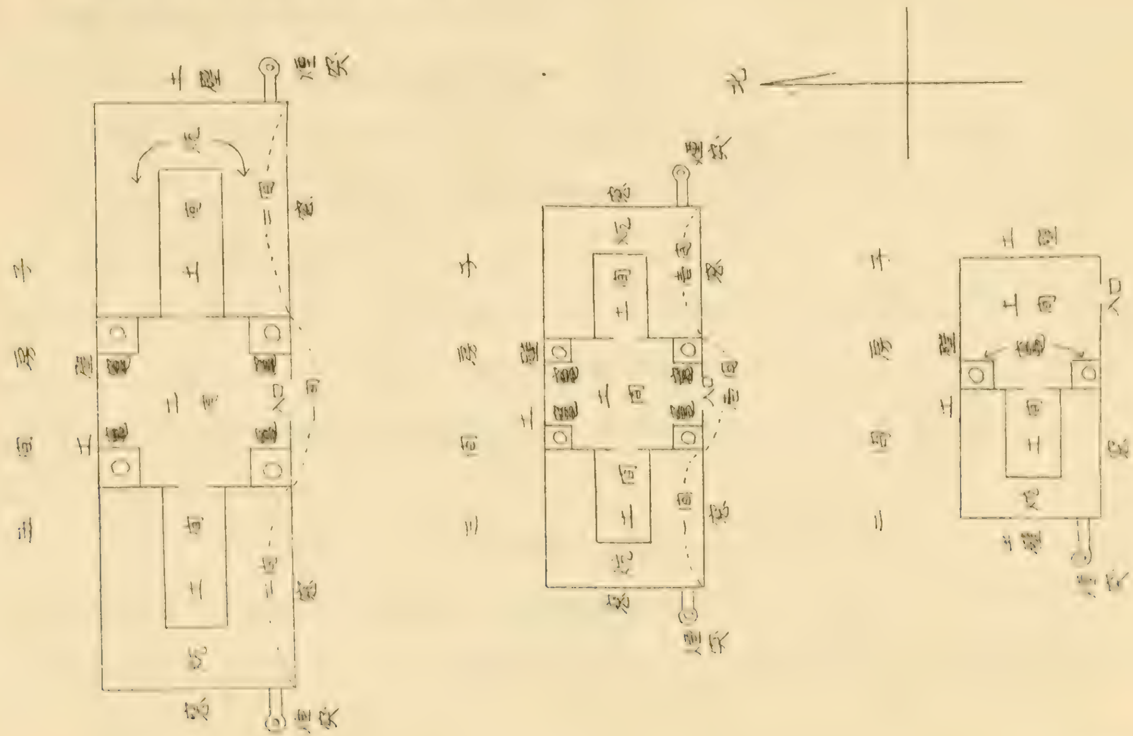
一　住　居

住居は殆んど草房で、トタン葺きのバラック式の家屋が数戸ある。平戸又は瓦房は全然ない。しかして貧農以下は一般に無料の貸家に住んで、普通二間房間である。又二間房子に二家族が同居してゐるところも数戸ある。

富農は普通五間房子で三間房子のところもある。中農は三間房子のところが大部分で、五間房子又は二間房子のところもある。

さて一間房子当り何人位住んでゐるかと云ふに、区々ではっきりしたところは云は[illegible]ないが、
大体言へば一間房子は二、三人（大家族制度のところは三、六人）、中農は三人乃至五人、[illegible]ぐ
に三人乃至六人位である。

その家の大体の構造は次の如し。



換　気

窓は開閉が出来ない。それで南側の窓紙を巾二寸長さ五寸位の短冊形に切開いて内側から木の板で蓋をして、風が吹くと風の力で蓋が開いて風が入つて来るやうに仕掛をしてゐるところも所所にあるが、大低の家には何等の装置もない。

採　光

中農以上では五間房子か三間房子で、西側の房子は南及び西側が窓になつてゐるので一日中日があたり、明るく、この西側の房子を上等の房子としてゐる。又中農以上は殆んど全部、貧農以下は半分位の農家が窓の一部に硝子をはめて採光をよくして居り、更に窓を洋式に総硝子にしてゐる農家もある。

本屯に於ては年工、日工等の農業労働者も大抵家庭を持ち家を借りて住んでゐるが、独身者或ひは外よりの出稼人は住込であり、これ等は住居の東側の房子に寝せられる。又富農では雇傭労働者を泊らせる草房が宅地の東側にあり、其処に住む。

二　衣類、寝具、家具の一人当所要量

衣　類

富　農

冬物、夏物、合物共に二着又は四着、これ等の各々が外出用一着又は二着、常用着一着又は二着である。

この外に毛皮外套や防寒靴等を携帯するところもある。

中衣

冬物二着——外出着一着、常用着一着。

夏物二着——外出用、常用夫々一着。

合　着——常用着一着。

この外に毛皮外套等を所持す。

下衣

冬物、夏物、合物夫々一着。

合物は所持しないところもある。

[illegible]袋

冬物、夏物夫々一着。

夏物を所持しないところもある。

[illegible]

[illegible]、

冬物二組（内一組は絹物）。夏一組。

[illegible]

冬物、夏物各々一組宛。

貧農
一組。
極貧農
一組。
一組は布団上下二枚とす。

家具

	机	椅子	箪子	戸棚	櫃	水甕	水桶
富農	五	六	一	二	四	五	五
中農	三	三	一	一	二	三	四
貧農	一	ナシ	ナシ	ナシ	一	一	二
極貧農	一	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	一

なほこの外に富農中にミシンや手ミシンを所有するところが三戸あり。
鏡は富農、中農は持ち、柱時計も富農にはある。

一年12各農家一人当織物消費量

富　農

二匹又は三匹。質は木綿、絹、毛布。　柄物を使用することあり。

中　農

一匹又は二匹。質は木綿。柄物を使用することあり。

貧　農

半匹。木綿に限り柄物なし。

極貧農

四分の一匹。質は木綿。

又此の外中農以上は毛皮物を使用することあり。

燈　火

全部石油ランプを使用す。

三　食　事

富　農

常食は白麺（自家製造又は購入）、餃子、玄米等。菜は白菜、粉條子、肉類、卵、[illegible]

漬物等。

中　農

常食は谷子、包米、白麺等。菜は白菜、漬物、粉條子その他野菜類、卵等。

貧　農

常食は谷子、包米。菜は漬物その他野菜類。

極貧農

常食は包米、馬鈴薯。菜は漬物、野菜類。

貧農以下は食料欠乏期になると包米、馬鈴薯を常食とするが雑草を混食する程困窮することはなく、又この附近の雑草で食へらるるものは全然ない。

民国十八、九、二十年の災害の后の困窮したときは中農以上は燕麦、大豆を常食とし、貧農以下は豆粕や燕麦、野菜を常食とした。

雇主と年工、日工は食物も異にし食事も別々に行ふ。年工、日工の食事は貧農程度のものである。

白麺、肉類は食農以下は節季、年肉しか食べることはない。

巻煙草――二、三の富農では喫煙してゐるが一般に富農、中農では客用に購入してゐる所が多い。

酒は富農は時々飲むことがある。中農以下は節季、年肉以外は飲むことがない。